

令和8年5月15日（金曜日）

福島県報号外第42号別冊

令和7年度  
包括外部監査報告書  
及び報告書に添えて提出する意見

令和8年3月

福島県包括外部監査人

田 中 亮

# 目次

第1章 総論	- 1 -
第1 包括外部監査の概要	- 1 -
1 包括外部監査の種類	- 1 -
2 選定した特定の事件（テーマ）	- 1 -
3 特定の事件を選定した理由	- 1 -
4 包括外部監査の実施時期	- 1 -
5 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格	- 1 -
6 監査の方法	- 2 -
7 包括外部監査の結果	- 2 -
8 利害関係	- 2 -
9 金額等の表示	- 3 -
第2章 監査対象の概要	- 4 -
第1 全国及び県の保健福祉事業を取り巻く状況	- 4 -
1 障がい者数、高齢者数及び出生数等の推移	- 4 -
2 国及び福島県の保健福祉施策・関連計画	- 25 -
3 福島県の障がい者サービス事業者の状況	- 46 -
第2 福島県の保健福祉事業に係る組織体制	- 49 -
1 令和6年度の福島県保健福祉部の組織	- 49 -
2 主な業務内容	- 51 -
第3 福島県の保健福祉予算の状況	- 53 -
第4 監査対象とした個別の保健福祉事業及び施設の概要	- 54 -
1 福島県立社会福祉施設の状況（県直営）	- 54 -
2 福島県立社会福祉施設の状況（指定管理者制度）	- 71 -
3 委託事業、補助事業について	- 96 -
4 指定管理契約について	- 97 -
第3章 監査の結果	- 105 -
第1 計画（成果目標）の進捗管理に関する監査	- 105 -
1 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の進捗管理	- 105 -
2 障がい福祉サービス等の「成果目標」と目標達成のための方策	- 106 -
3 障がい児福祉サービス等の「成果目標」と目標達成のための方策	- 121 -
4 福島県障がい者施策推進協議会及び福島県自立支援協議会への報告等	- 126 -
5 監査の結果	- 126 -
第2 予算執行及び財務事務に関する監査	- 127 -

1	委託事業、補助事業について.....	- 127 -
第3	県立施設の管理運営に関する監査.....	- 147 -
1	施設運営状況 .....	- 147 -
2	社会福祉施設の見直しの状況.....	- 164 -
3	虐待防止対策の推進.....	- 168 -
4	指定障害福祉サービス等の支援の質の確保・向上(指導監査・第三者評価).....	- 178 -
5	県立施設の備品管理の徹底.....	- 198 -
第4	契約事務の適正性に関する監査.....	- 205 -
1	対象とした契約について.....	- 205 -
2	監査要点について.....	- 205 -
3	監査の結果 .....	- 205 -
第4	章 総括 .....	- 248 -
第1	総評 .....	- 248 -
1	指定管理や委託事業におけるモニタリングと公金管理について.....	- 248 -
2	保健福祉事業の質の確保と指導監督体制について.....	- 248 -
3	県立社会福祉施設の機能見直しと環境整備について.....	- 249 -
第2	指摘事項及び意見.....	- 250 -

## 第1章 総論

### 第1 包括外部監査の概要

#### 1 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査人の監査

#### 2 選定した特定の事件（テーマ）

##### (1) 監査テーマ

保健福祉事業の財務事務の執行及び事業の管理について  
（障がい福祉施設及び介護人材確保事業を中心に）

##### (2) 監査の範囲

令和6年度に執行したもの。

ただし、関連して必要があると認められたものについては、これ以外の期間も対象とする。

#### 3 特定の事件を選定した理由

福島県保健医療福祉復興ビジョンでは、福島県の保健・医療・福祉を取り巻く状況の変化に対応すべく、「目指すべき将来の姿」「基本理念」、施策の方向等を示している。この中で、介護・福祉サービス提供体制・質の向上や障がいのある方が生活に希望を持ち、自らの能力を発揮できる社会づくりの推進などを目指して、様々な事業を実施している。

一方で、介護人材の不足が深刻化し、また、県が有する福祉施設の老朽化が顕著になっている。これらの課題について県の果たす役割は大きく、関連事業が適切に執行されているかを、経済性・効率性・有効性といった観点から監査することに意義があると考え、今回の包括外部監査のテーマとして選定した。

#### 4 包括外部監査の実施時期

令和7年6月1日から令和8年3月31日まで

#### 5 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格

##### (1) 包括外部監査人

田 中 亮 （公認会計士）

(2) 補助者

鈴木 一 徳 (公認会計士)

齋藤 匡 弘 (公認会計士)

齋藤 紀 朗 (公認会計士)

阿部 哲 (公認会計士)

半沢 裕 子

6 監査の方法

(1) 監査の視点

- ① 合规性 (関連する行政法規に違反していないか)
- ② 経済性 (無駄なコストがかかっているか)
- ③ 有効性 (目的とした成果をあげているか)
- ④ 効率性 (より効果のでる方法はないか)
- ⑤ 公益性、必要性、妥当性

(2) 主な監査手続

- ① 関連法令、条例、規則、要綱等に準拠して事務が行われているかについて関連文書の閲覧及びヒアリングを行った。また、個別の監査対象として抽出したサンプルについて所管課に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。
- ② 経済的、効果的かつ効率的に事務が行われているかどうかを検討するため、個別の監査対象として抽出したサンプルについて所管課に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。
- ③ サンプルとして抽出した県内の社会福祉施設へ現場視察を行い、施設の状況、備品等の管理状況を確認し、指定管理者への質問を行った。

7 包括外部監査の結果

保健福祉事業の財務事務の執行及び事業の管理について監査を実施した結果、一部指摘事項はあるが、関係法令等に基づき、おおむね適正に執行されていると認められた。

指摘事項・・・ 3 件

意見・・・ 22 件

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 9 金額等の表示

報告書及び意見書中の表等の合計は、端数処理の関係で合計欄の値と内訳の合計値が一致しない場合がある。

### 【本報告書の記載内容に関する留意事項】

#### 1 報告書の表の数値

報告書中の数値は、原則、端数未満の金額は切り捨て、比率は小数点第2位を切り捨てしている。

#### 2 監査結果

外部監査を通じて発見した指摘すべき事項、または、意見を付すべき事項について、それぞれ、【指摘事項】、【意見】として記述した。それぞれの内容は以下のとおりである。

【指摘事項】 「法令や規則等に違反している事項、著しく不当な事項等」

【意見】 「法令等違反ではないが、自治体運営の経済性・効率性・有効性を踏まえた結果、改善することが望まれる事項」

本報告書に記載されている情報は、監査時点のものであり、公開情報、県から提出を受けた資料のほか、その内容に関する質問を基礎として試算している。

入手した資料や情報自体の妥当性・正確性までは包括外部監査人は十分に検証できていない場合がある。

## 第2章 監査対象の概要

### 第1 全国及び県の保健福祉事業を取り巻く状況

#### 1 障がい者数、高齢者数及び出生数等の推移

##### (1) 全国の障がい者数、高齢者数及び出生数等の推移

###### ① 障がい者

令和7年版の障害者白書の参考資料に記載の「障害者の状況」によると、身体障がい、知的障がい、精神障がいの3区分について、各区分における障がい者数の概数は、身体障がい者・児423万人、知的障がい者・児126万8千人、精神障がい者・児603万人となっている。

■ 図表1 障害者数（推計）

（単位：万人）

		総数	在宅者数	施設入所者数
身体障害児・者	18歳未満	9.9	9.7	0.3
	男性	—	4.8	—
	女性	—	4.8	—
	不詳	—	0.0	—
	18歳以上	401.5	394.7	6.8
	男性	—	208.1	—
	女性	—	185.7	—
	不詳	—	0.9	—
	年齢不詳	11.6	11.6	—
	男性	—	1.9	—
	女性	—	3.1	—
	不詳	—	6.7	—
	総計	423.0	415.9	7.1
男性	—	214.8	—	
女性	—	193.6	—	
不詳	—	7.5	—	
知的障害児・者	18歳未満	29.1	28.2	0.9
	男性	—	19.6	—
	女性	—	8.6	—
	不詳	—	0.0	—
	18歳以上	95.3	83.5	11.9
	男性	—	51.4	—
	女性	—	31.9	—
	不詳	—	0.3	—
	年齢不詳	2.4	2.4	—
	男性	—	0.4	—
	女性	—	0.6	—
	不詳	—	1.5	—
	総計	126.8	114.0	12.8
男性	—	71.2	—	
女性	—	41.1	—	
不詳	—	1.7	—	
		総数	外来患者	入院患者
精神障害者	20歳未満	65.5	65.2	0.4
	男性	40.3	40.2	0.1
	女性	25.0	24.8	0.2
	20歳以上	537.2	510.9	26.3
	男性	213.9	202.3	11.6
	女性	323.4	308.8	14.6
	年齢不詳	0.3	0.3	0.0
	男性	0.1	0.1	0.0
	女性	0.3	0.3	0.0
	総計	603.0	576.4	26.6
男性	254.3	242.5	11.8	
女性	348.7	333.9	14.8	

注1：精神障害者の数は、ICD-10の「V精神及び行動の障害」から知的障害（精神遅滞）を除いた数に、てんかんとアルツハイマー病の数を加えた患者数に対応している。

注2：身体障害児・者及び知的障害児・者の施設入所者数には、高齢者関係施設入所者は含まれていない。

注3：四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。

資料：「身体障害者」

在宅者：厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」（2022年）

施設入所者：厚生労働省「社会福祉施設等調査」（2021年）等より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

「知的障害者」

在宅者：厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」（2022年）

施設入所者：厚生労働省「社会福祉施設等調査」（2021年）等より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

「精神障害者」

外来患者：厚生労働省「患者調査」（2023年）より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

入院患者：厚生労働省「患者調査」（2023年）より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

（出所：内閣府「令和7年版障害者白書」参考資料）

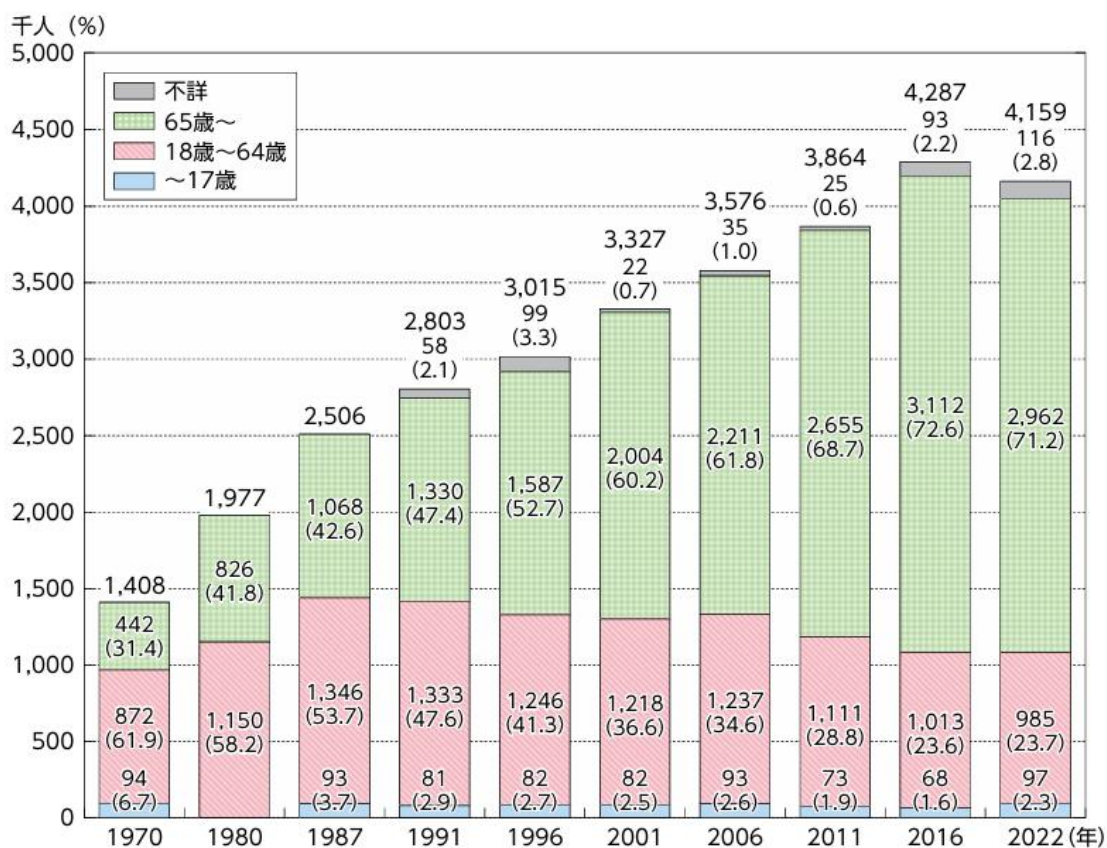
(身体障がい者)

上記表中の在宅の身体障がい者 415 万 9 千人の年齢階層別の内訳をみると、18 歳未満 9 万 7 千人 (2.3%)、18 歳以上 65 歳未満 98 万 5 千人 (23.7%)、65 歳以上 296 万 2 千人 (71.2%) となっている。我が国の総人口に占める 65 歳以上人口の割合は調査時点の 2022 年には 29.0% (※ 1) であり、在宅の身体障がい者の 65 歳以上人口の割合 (71.2%) はその約 2.4 倍となっている。

在宅の身体障がい者の 65 歳以上の割合の推移をみると、在宅の身体障がい者の全年齢のうち 65 歳以上の割合が、1970 年には 3 割程度だったものが、2022 年には 7 割程度となっている。

(※ 1) 総務省「人口推計」2022 年 1 0 月 1 日 (確定値)

■ 図表 2 年齢階層別障害者数の推移 (身体障害児・者 (在宅))



注 1 : 1980 年は身体障害児 (0~17 歳) に係る調査を行っていない。

注 2 : 四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。

資料 : 厚生労働省「身体障害児・者実態調査」(~2006 年)、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(2011・2016・2022 年)

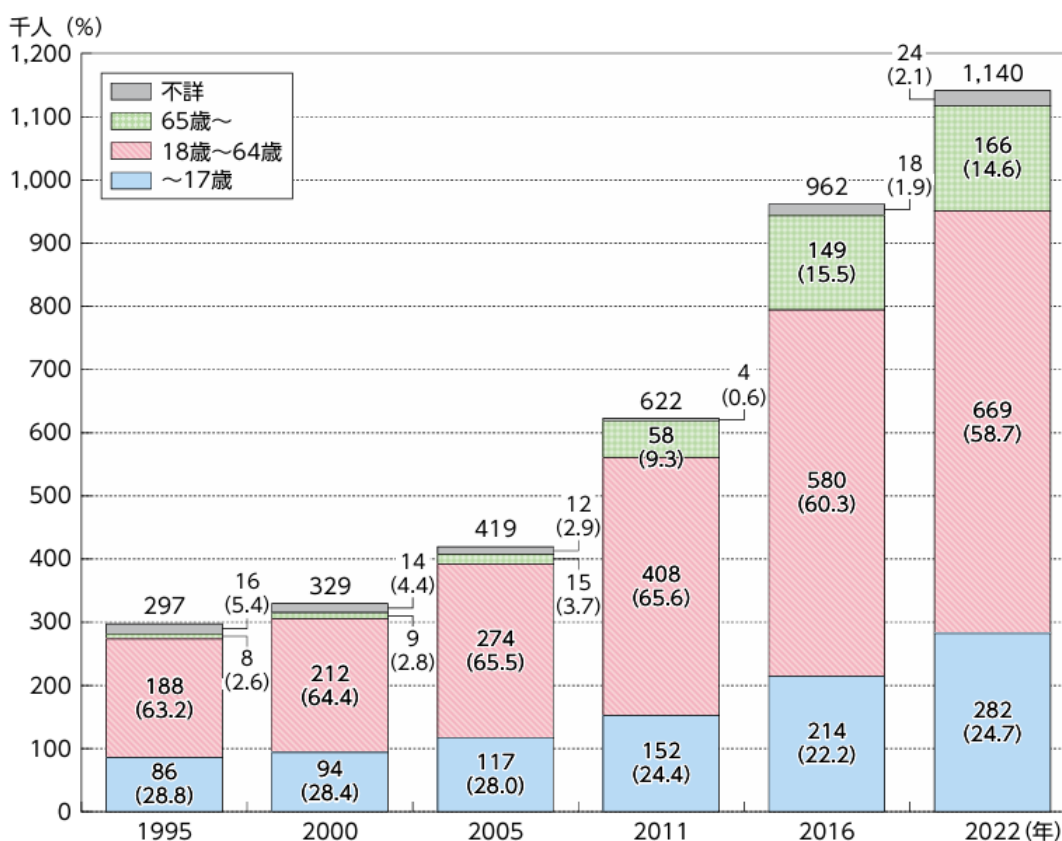
(出所 : 内閣府「令和 7 年版障害者白書」参考資料)

(知的障がい者)

上記表中の在宅の知的障がい者 114 万人の年齢階層別の内訳をみると、18 歳未満 28 万 2 千人 (24.7%)、18 歳以上 65 歳未満 66 万 9 千人 (58.7%)、65 歳以上 16 万 6 千人 (14.6%) となっている。身体障がい者と比べて 18 歳未満の割合が高い一方で、65 歳以上の割合が低い点に特徴がある。

知的障がい者の推移をみると、2016 年と比較して約 17 万 8 千人増加している。以前に比べ、知的障がいに対する認知度が高くなり、療育手帳取得者の増加が要因の一つと考えられる。

■ 図表 3 年齢階層別障害者数の推移 (知的障害児・者 (在宅))



注：四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。

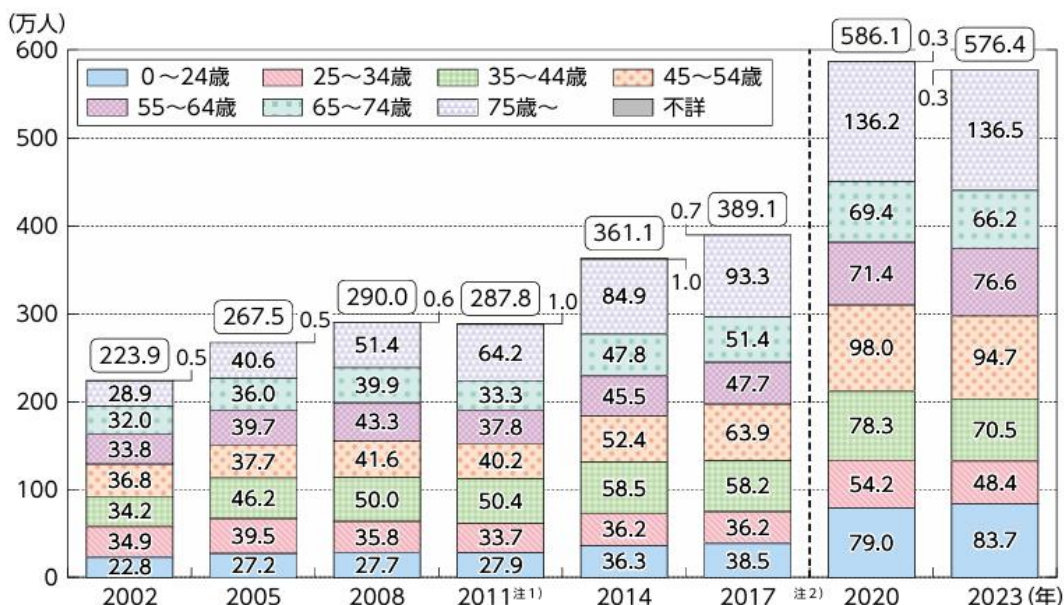
資料：厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」(~2005年)、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(2011・2016・2022年)

(出所：内閣府「令和7年版障害者白書」参考資料)

(精神障がい者)

上記表中の外来の年齢階層別精神障がい者数の推移について、2023 年においては、精神障がい者総数 576 万 4 千人のうち、25 歳未満 83 万 7 千人 (14.5%)、25 歳以上 65 歳未満 290 万 2 千人 (50.3%)、65 歳以上 202 万 7 千人 (35.2%) となっている。

■ 図表 4 年齢階層別障害者数の推移 (精神障害者・外来)



注 1) 2011年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている。

注 2) 2020年から総患者数の推計方法を変更している。具体的には、外来患者数の推計に用いる平均診療間隔の算出において、前回診療日から調査日までの算定対象の上限を変更している(2017年までは31日以上を除外していたが、2020年からは99日以上を除外して算出)。

注 3) 四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。

資料：厚生労働省「患者調査」(2023年)より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

(出所：内閣府「令和7年版障害者白書」参考資料)

## ② 高齢者

令和7年版の高齢者白書によると、我が国の総人口は、令和6年10月1日現在、1億2,380万人であり、65歳以上人口は、3,624万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)は29.3%となっている。

65歳以上人口を男女別に見ると、男性は1,572万人、女性は2,053万人で、性比(女性人口100人に対する男性人口)は76.6であり、男性対女性の比は約3対4となっている。

65歳以上人口のうち、「65~74歳人口」は1,547万人(男性741万人、女性805万人)で総人口に占める割合は12.5%となっている。

また、「75歳以上人口」は2,078万人(男性830万人、女性1,247万人)で、総人口に占める割合は16.8%であり、65~74歳人口を上回っている。

我が国の65歳以上人口は、昭和25年には総人口の5%に満たなかったが、昭和45年に7%を超え、さらに、平成6年には14%を超えた。高齢化率はその後も上昇を続け、令和6年10月1日現在、29.3%に達している。また、15～64歳人口は、平成7年に8,716万人でピークを迎え、その後減少に転じ、令和6年には7,373万人と、総人口の59.6%となっている。

単位：万人（人口）、%（構成比）

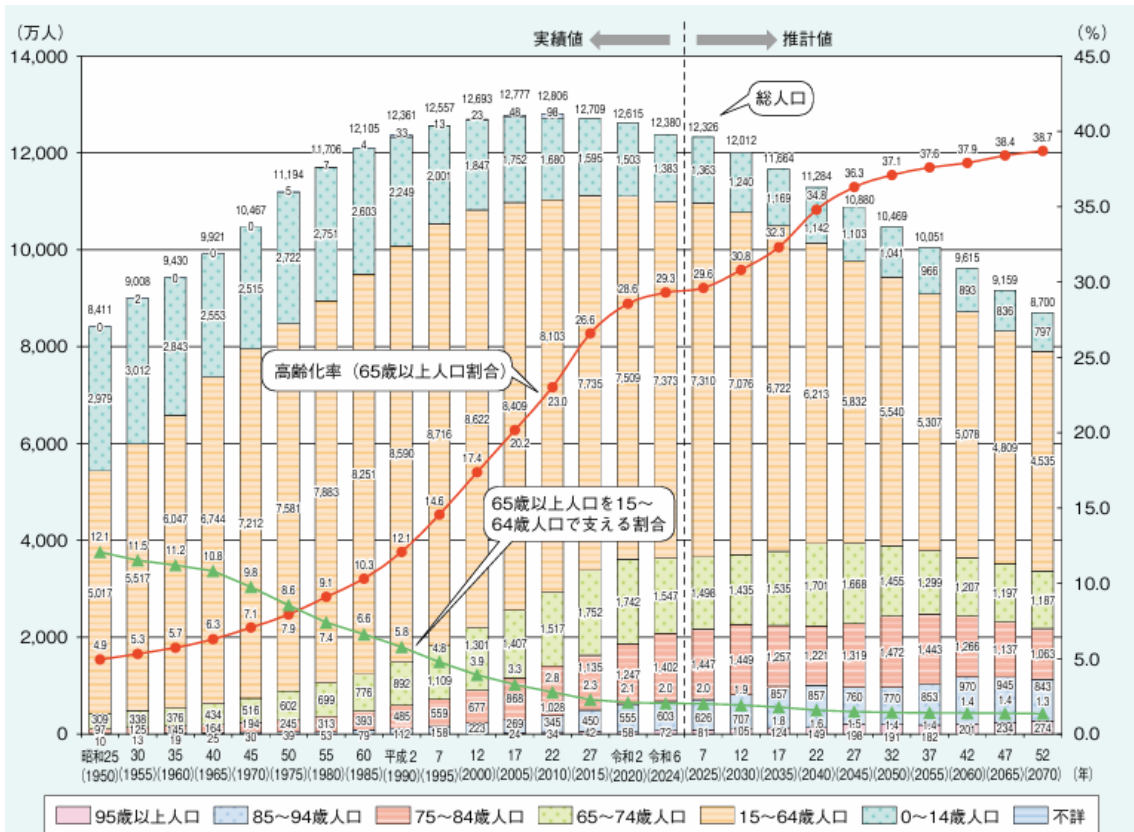
		令和6年10月1日		
		総数	男	女
人口	総人口	12,380	6,023 (性比) 94.8	6,357
	65歳以上人口	3,624	1,572 (性比) 76.6	2,053
	65～74歳人口	1,547	741 (性比) 92.0	805
	75歳以上人口	2,078	830 (性比) 66.6	1,247
	75～84歳人口	1,402	612 (性比) 77.4	790
	85～94歳人口	603	204 (性比) 51.2	399
	95歳以上人口	72	14 (性比) 24.4	58
	15～64歳人口	7,373	3,743 (性比) 103.1	3,630
	15歳未満人口	1,383	708 (性比) 105.0	675
構成比	総人口	100.0	100.0	100.0
	65歳以上人口（高齢化率）	29.3	26.1	32.3
	65～74歳人口	12.5	12.3	12.7
	75歳以上人口	16.8	13.8	19.6
	75～84歳人口	11.3	10.2	12.4
	85～94歳人口	4.9	3.4	6.3
	95歳以上人口	0.6	0.2	0.9
	15～64歳人口	59.6	62.1	57.1
15歳未満人口	11.2	11.8	10.6	

資料：総務省「人口推計」令和6年10月1日（確定値）

（注1）「性比」は、女性人口100人に対する男性人口

（注2）四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合又は総数と一致しない場合がある。

（出所：内閣府「令和7年版 高齢者白書」）



資料：棒グラフと実線の高齢化率については、2020年までは総務省「国勢調査」(2015年及び2020年は不詳補完値による。)、2024年は総務省「人口推計」(令和6年10月1日現在(確定値))、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。

(注1) 2015年及び2020年の年齢階級別人口は不詳補完値によるため、年齢不詳は存在しない。2024年の年齢階級別人口は、総務省統計局「令和2年国勢調査」(不詳補完値)の人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。2025年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「令和2年国勢調査 参考表:不詳補完結果」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950年～2010年の高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。ただし、1950年及び1955年において割合を算出する際には、(注2)における沖縄県の一部の人口を不詳には含めないものとする。

(注2) 沖縄県の昭和25年70歳以上の外国人136人(男55人、女81人)及び昭和30年70歳以上23,328人(男8,090人、女15,238人)は65歳以上の人口から除き、不詳に含めている。

(注3) 将来人口推計とは、基準時点までに得られた人口学的データに基づき、それまでの傾向・趨勢を将来に向けて投影するものである。基準時点以降の構造的な変化等により、推計以降に得られる実績や新たな将来推計との間には乖離が生じうるものであり、将来推計人口はこのような実績等を踏まえて定期的に見直すこととしている。

(注4) 平成12年までは、85歳以上はまとめて「85歳以上」の区分としている。

(注5) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

(出所：内閣府「令和7年度版 高齢者白書」)

65歳以上人口は、「団塊の世代」が65歳以上となった平成27年に3,379万人となり、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年には3,653万人に達すると見込まれている。その後も65歳以上人口は増加傾向が続き、令和25年に3,953万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されている。

総人口が減少する中で65歳以上の者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、令和19年に33.3%となり、国民の3人に1人が65歳以上の者となると見込まれている。令和25年以降は65歳以上人口が減少に転じても高齢化率は上昇を

続け、令和 52 年には 38.7%に達して、国民の 2.6 人に 1 人が 65 歳以上の者となる社会が到来すると推計されている。

総人口に占める 75 歳以上人口の割合は、令和 52 年には 25.1%となり、約 4 人に 1 人が 75 歳以上の者となると推計されている。65 歳以上人口のうち、65～74 歳人口は「団塊の世代」が高齢期に入った後に平成 28 年の 1,767 万人でピークを迎え、その後は、増減を繰り返し、令和 23 年の 1,736 万人に至った後、減少に転じると推計されている。

一方、75 歳以上人口は、増減しつつ令和 37 年にピークを迎え、その後減少に転じると見込まれている。

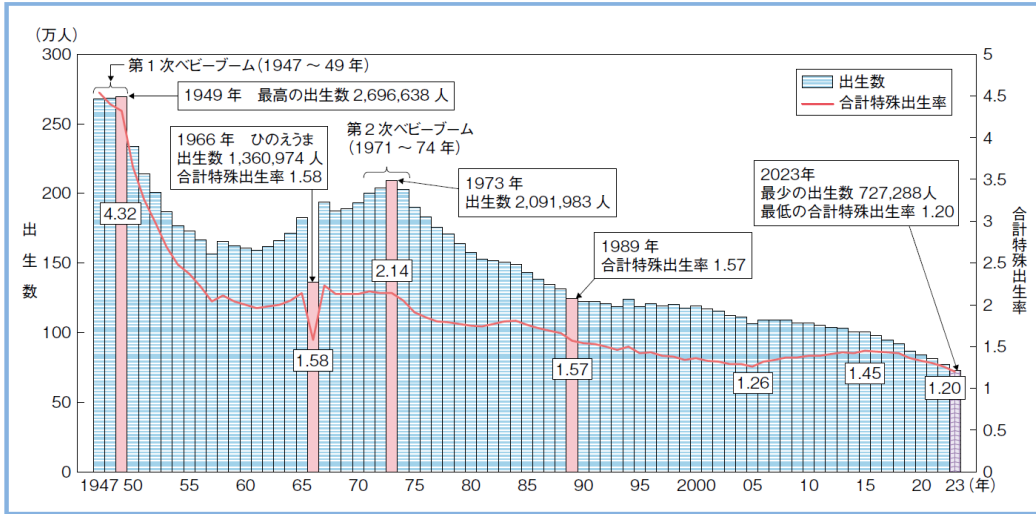
### ③ 出生数等

2023 年（令和 5 年）の出生数は 72 万 7,288 人で、統計を開始した 1899 年以来、最少の数字となり、80 万人を割っている。出生数は、第 1 次ベビーブーム期（1947～1949 年）には約 270 万人、第 2 次ベビーブーム期（1971～1974 年）には約 210 万人であったが、その後減少を続け、こどもの数はピークの 3 分の 1 以下にまで減少している。

合計特殊出生率の推移を見ると、第 1 次ベビーブーム期には 4.3 を超えていたが、第 2 次ベビーブーム期には約 2.1 まで低下、2005 年（平成 17 年）には 1.26 まで落ち込み、その後、2015 年（平成 27 年）には 1.45 まで回復したものの、2022 年（令和 4 年）には 1.26 と過去最低となった。

なお、合計特殊出生率の定義は「15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」であり、「一人の女性が一生の間に生むこどもの数」と解釈されるものである。

図表 2-1-1 出生数と合計特殊出生率の推移



(出典) 厚生労働省「人口動態統計」(確定数)

(出所: こども家庭庁「令和7年版こども白書」)

(2) 福島県の障がい者数、高齢者数及び出生数等の推移

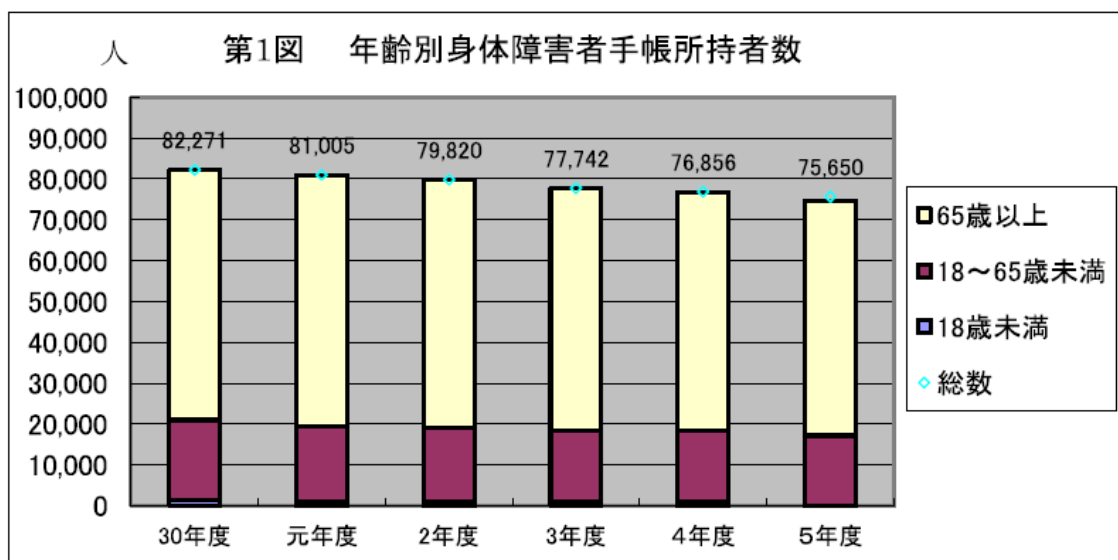
① 障がい者

(身体障がい者)

本県の身体障害者手帳所持者数は、令和5年4月1日現在で75,650人となっており、平成30年4月1日からの5年間で6,621人、率にすると8.0%減少している。

この5年間で、18歳未満の身体障がいのある子どもは、1,229人から1,014人へと17.5%減少し、18歳以上65歳未満の身体障がい者は19,721人から17,120人へと13.2%減少し、65歳以上の身体障がい者も、61,321人から57,516人へと6.2%減少している。

令和5年4月1日現在における、身体障がい者全体に占める65歳以上の割合は76.0%であり、また、高齢者が疾病等によって新たに障がいを有するケースも増加しており、依然として7割を超え、高齢化の傾向が継続している。



(単位：人)

年齢階層	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
18歳未満	1,229	1,139	1,089	1,066	1,063	1,014
18～65歳未満	19,721	18,363	17,820	17,325	17,446	17,120
65歳以上	61,321	61,503	60,911	59,351	58,347	57,516
総数	82,271	81,005	79,820	77,742	76,856	75,650

出典：福島県障がい者総合福祉センター「令和5年度業務概要」

※ 各年度4月1日現在

(出所：第7期福島県障がい福祉計画第3期福島県障がい児福祉計画)

障がいの程度では、1級及び2級の重度身体障がい者は、平成30年4月1日現在では40,345人（全体に占める割合49.1%）、令和5年4月1日現在においては37,213人（全体に占める割合49.2%）となっており、重度身体障がい者が約半数を占める状況となっている。

（単位：人）

等 級		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
1 級	18歳未満	629	595	569	576	579	565
	18歳以上	27,226	26,994	25,496	26,177	25,758	25,399
	計	27,855	27,589	26,065	26,753	26,337	25,964
2 級	18歳未満	211	197	187	175	175	166
	18歳以上	12,369	12,072	12,238	11,417	11,272	11,083
	計	12,580	12,269	12,425	11,592	11,447	11,249
3 級	18歳未満	168	148	146	136	136	130
	18歳以上	12,863	12,734	13,076	12,165	11,990	11,704
	計	13,031	12,882	13,222	12,301	12,126	11,834
4 級	18歳未満	112	93	87	91	89	78
	18歳以上	18,873	18,585	18,505	17,864	17,712	17,564
	計	18,985	18,678	18,592	17,955	17,801	17,642
その他	18歳未満	109	106	100	88	84	75
	18歳以上	9,711	9,481	9,416	9,053	9,061	8,886
	計	9,820	9,587	9,516	9,141	9,145	8,961
総 数	18歳未満	1,229	1,139	1,089	1,066	1,063	1,014
	18歳以上	81,042	79,866	78,731	76,676	75,793	74,636
	計	82,271	81,005	79,820	77,742	76,856	75,650

出典：福島県障がい者総合福祉センター「令和5年度業務概要」

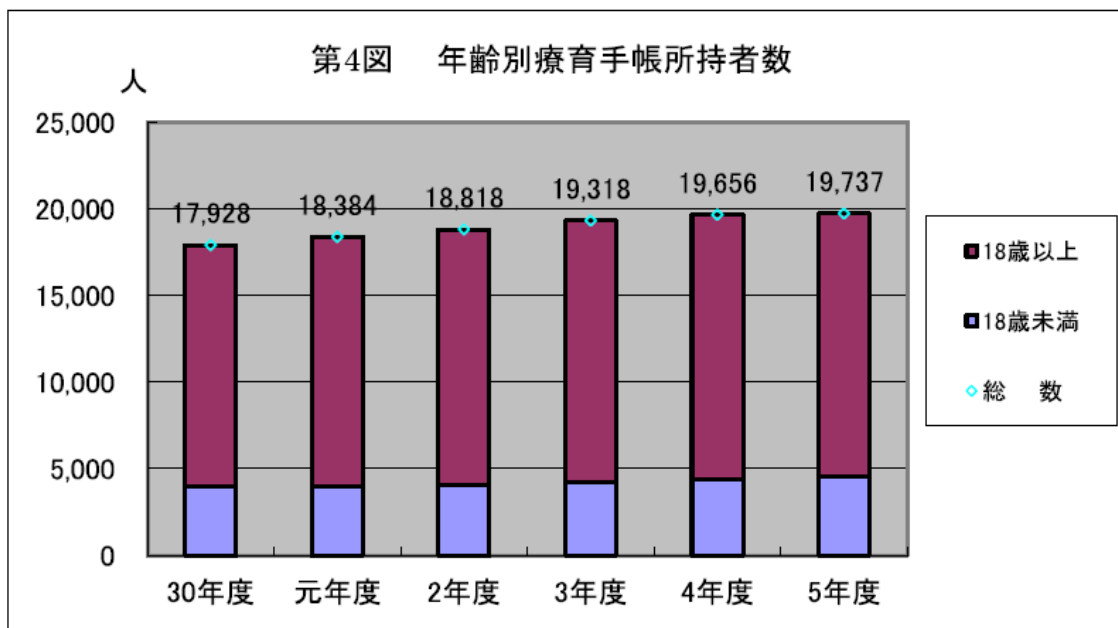
※ 各年度4月1日現在

（出所：第7期福島県障がい福祉計画第3期福島県障がい児福祉計画）

(知的障がい者)

本県の療育手帳所持者数は、令和5年4月1日現在で19,737人となっており、平成30年4月1日からの5年間で1,809人、率にすると10.1%増加している。

この5年間で、18歳未満の知的障がいのある子どもは、3,937人から4,555人へと15.7%増加し、18歳以上の知的障がい者は13,991人から15,182人へと8.5%増加しており、各年齢階層において増加傾向にある。



(単位：人)

年齢階層	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
18歳未満	3,937	4,021	4,091	4,224	4,399	4,555
18歳以上	13,991	14,363	14,727	15,094	15,257	15,182
総数	17,928	18,384	18,818	19,318	19,656	19,737

出典：福島県障がい者総合福祉センター「令和5年度業務概要」

※ 各年度4月1日現在

(出所：第7期福島県障がい福祉計画第3期福島県障がい児福祉計画)

障がいの程度では、この5年間で、A（最重度・重度）、B（中度・軽度）ともに増加しており、令和5年4月1日現在における療育手帳所持者全体に占める割合は、A（最重度・重度）が31.7%、B（中度・軽度）が68.3%となっている。

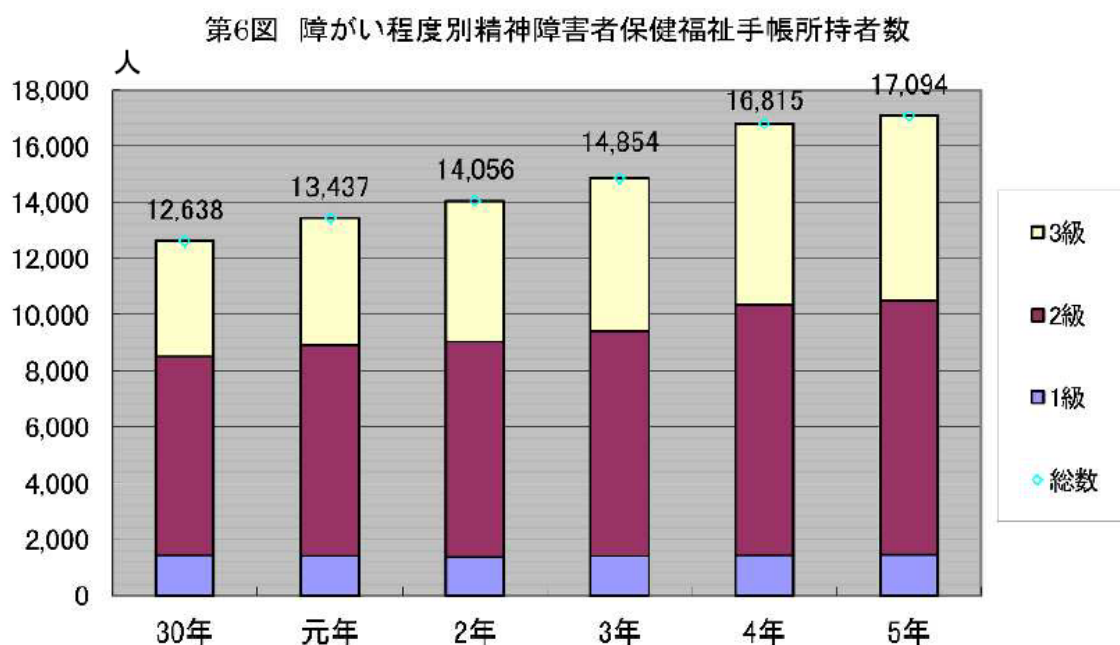
なお、5年前と比較して、A（最重度・重度）は34.5%から31.7%に減少している。

(精神障がい者)

本県の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年3月末日現在で17,094人となっており、平成30年3月末日からの5年間で4,456人、率にすると35.3%増加している。

障がいの程度は、この5年間で、1級が1,431人から1,458人へと1.8%の増加、2級が7,083人から9,030人へと27.5%の増加、3級が4,124人から6,606人へと60.2%増加している。

また、令和5年3月末日現在における精神障害者保健福祉手帳所持者全体に占める割合は、1級が8.5%、2級が52.9%、3級が38.6%となっている。



(単位：人)

等級	30年	元年	2年	3年	4年	5年
1級	1,431	1,422	1,369	1,396	1,431	1,458
2級	7,083	7,468	7,678	7,993	8,927	9,030
3級	4,124	4,547	5,009	5,465	6,457	6,606
総数	12,638	13,437	14,056	14,854	16,815	17,094

出典：福島県精神保健福祉センター調べ

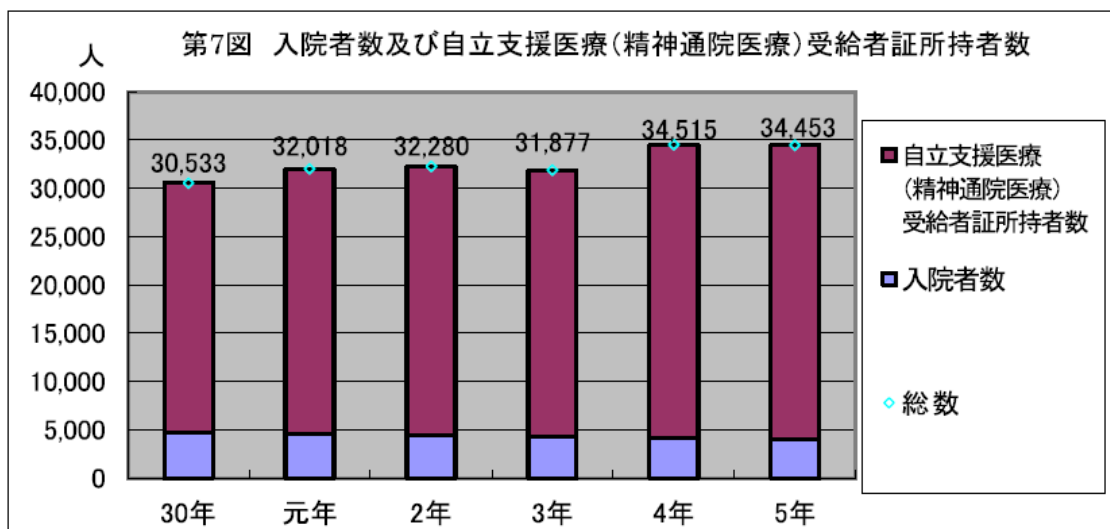
※ 各年3月末日現在

- ※ 1級：精神障害が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の用を足すことができない程度）
- 2級：精神障害の状態が日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 3級：精神障害の状態が、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(出所：第7期福島県障がい福祉計画第3期福島県障がい児福祉計画)

精神科病院入院数は、令和5年6月末日現在で4,072人となっており、平成30年6月末日から603人、率にすると12.9%減少している。入院数はこれまでも減少傾向にあったが、東日本大震災と原子力災害により、相双地方の精神科病院が休止していることが影響している。

一方で、自立支援医療(精神通院医療)受給者は、令和5年3月末日現在では、30,381人となっており、平成30年3月末日から、4,523人、率にすると17.5%増加している。



(単位：人)

	30年	元年	2年	3年	4年	5年
入院者数	4,675	4,636	4,406	4,338	4,200	4,072
自立支援医療 (精神通院医療) 受給者証所持者数	25,858	27,382	27,874	27,539	30,315	30,381
総数	30,533	32,018	32,280	31,877	34,515	34,453

出典：精神科病院月報

※ 入院者数：各年6月末日現在

出典：福島県精神保健福祉センター調べ

※ 自立支援医療（精神通院医療）受給者証所持者数：各年3月末日現在

(出所：第7期福島県障がい福祉計画第3期福島県障がい児福祉計画)

(障がい児)

本県における18歳未満の手帳交付者数は、身体障害者手帳1,014人、療育手帳4,555人、精神保健福祉手帳489人となっている(身体障害者手帳及び療育手帳は令和5年4月1日現在。精神保健福祉手帳は令和5年3月末日現在)。近年、身体障がい者手帳所持者は減少傾向にあるが、療育手帳所持者数は増加傾向にある。

なお、発達障がい児の実数を把握することは困難な状況であるが、本県の特別支援学級(自閉症・情緒障害)に在籍している児童・生徒は令和3年5月1日現在で2,099人(小学校1,493人、中学校596人、義務教育学校20人)で、令和元年5月1日現在の1,724人(小学校1,253人、中学校465人、義務教育学校6人)に比べ、約20%増加している。

また、文部科学省が実施している「通級による指導実施状況調査」の結果では、本県において通級による指導を受けている発達障がいのある児童生徒数は、令和3年5月1日現在で1,267人(自閉症356人、学習障がい210人、注意欠陥多動性障がい701人)となっており、令和元年の同調査の964人(自閉症289人、学習障がい216人、注意多動性障がい459人)に比べ、約30%増加している。

県総合療育センターに設置している発達障がい者支援センターへの相談件数は、令和2年度1,331件、令和3年度1,593件、令和4年度1,798件と年々増加傾向にある。

(特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導の対象者の基準)

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
根拠	学校教育法施行令第22条の3	平成25年10月4日付け 25文科初第756号 「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」	
視覚障がい者 弱視者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障がい者 難聴者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障がい者	一 知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由、病弱者及び身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱者 病弱者及び 身体虚弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	

言語障がい者		□ 嚥裂、構音器官のみ等器質的又は機能的な構音障がいのある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障がいのある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障がいと主として他の障がいに起因するものではない者に限る。)で、その程度が著しいもの	□ 嚥裂、構音器官のみ等器質的又は機能的な構音障がいのある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障がいのある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障がいと主として他の障がいに起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症者		一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障がい者		二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障がい者			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥 多動性障がい			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(出所：第7期福島県障がい福祉計画第3期福島県障がい児福祉計画)

本県の幼児児童生徒数は減少しているが、特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導を受けている児童・生徒数は増加している。これは、全国的に見ても同様の傾向である。

平成 29 年度から令和 3 年度までの特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導の児童生徒数の伸び率をみると、特別支援学校では約 1.04 倍で、ほぼ同水準を維持しているが、特別支援学級では、1.45 倍と高くなっている。なお、特別支援学級に在籍する全児童生徒 4,643 人のうち、知的障がい 2,502 人、自閉症・情緒障がい 2,104 人であり、全体の 99.2%を占めている。

また、通級による指導を受けている児童生徒についても約 1.6 倍と高くなっており、年々増加している。なお、通級による指導とは、学校教育法第 81 条第 1 項、並びに学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条に基づき、小・中学校において、各教科等の授業は通常の学級で受けつつ、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を例えば「通級指導教室」といった特別の指導の場で受ける教育の形態をいう。(出所：文部科学省「改訂第 2 版通級による指導の手引解説と Q&A」)

本県の特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の状況

各年度5月1日現在

			H29	H30	R1	R2	R3
未就学児	特別支援学校（幼稚園）	学校数	7	4	4	4	3
		在籍人数	14	17	17	18	19
	特別支援学級	学級数	/	/	/	/	/
		在籍人数	/	/	/	/	/
	通級による指導	学校数	/	/	/	/	/
		在籍人数	/	/	/	/	/
小学生	特別支援学校	学校数	25	25	25	25	25
		在籍人数	739	775	784	793	820
	特別支援学級	学級数	537	595	636	654	678
		在籍人数	2,270	2,480	2,748	3,016	3,278
	通級による指導	在籍人数	995	1,155	1,225	1,334	1,577
	中学生	特別支援学校	学校数	25	25	25	25
在籍人数			505	506	523	507	519
特別支援学級		学級数	267	295	308	307	300
		在籍人数	923	1,024	1,133	1,244	1,316
通級による指導		在籍人数	110	131	171	200	230
義務教育 学校		特別支援学校	学校数	-	-	-	-
	在籍人数		-	-	-	-	-
	特別支援学級	学級数	-	4	5	8	5
		在籍人数	-	10	15	24	49
	通級による指導	在籍人数	-	-	-	-	-
	高校生	特別支援学校	学校数	19	18	18	18
在籍人数			961	953	953	968	954
特別支援学級		学級数	/	/	/	/	/
		在籍人数	/	/	/	/	/
通級による指導		在籍人数	/	3	4	5	6
全年齢計		特別支援学校	学校数	25	25	25	25
	在籍人数		2,219	2,251	2,277	2,286	2,312
	特別支援学級	学級数	944	894	949	969	1,197
		在籍人数	3,193	3,514	3,896	4,284	4,643
	通級による指導	在籍人数	1,105	1,289	1,400	1,539	1,813

（出典：文部科学省「特別支援教育資料」）

（出所：第7期福島県障がい福祉計画第3期福島県障がい児福祉計画）

② 高齢者

令和5年10月1日の現在の本県の65歳以上の高齢者人口は577,720人であり、高齢化率は33.3%となっている。また、75歳以上の高齢者人口は299,269人で、総人口の17.3%を占めている。

団塊世代が75歳以上となる令和7（2025）年は、高齢化率が34.2%、75歳以上の高齢者人口が占める割合は18.8%となる見込みである。また、令和12（2030）年は日本人の人口の3割が高齢者となり、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年においては、本県の高齢化率は4割を超える見込みとなっている。

高齢化率及び後期高齢化率が最も高いのは南会津圏域となっており、最も低いのは県中圏域となっている。

福島県の総人口と高齢者数の推移

(単位：人)

	総人口 (A)	65歳以上 (B)	75歳以上 (C)	高齢化率			
				福島県		全 国	
				65歳 以上 (B/A')	75歳 以上 (C/A')	65歳 以上	75歳 以上
平成12年(2000)	2,126,935	431,797	180,564	20.3%	8.5%	17.3%	7.1%
17年(2005)	2,091,319	474,860	232,842	22.7%	11.1%	20.1%	9.1%
22年(2010)	2,029,064	504,451	272,653	25.0%	13.5%	23.0%	11.1%
27年(2015)	1,914,039	542,384	283,999	28.7%	15.0%	26.6%	12.8%
令和2年(2020)	1,833,152	572,825	291,055	31.8%	16.2%	28.6%	14.7%
5年(2023)	1,766,912	577,720	299,269	33.3%	17.3%	29.2%	16.2%
6年(2024)	1,751,858	591,486	314,807	33.8%	18.0%	29.4%	16.9%
7年(2025)	1,731,549	591,582	324,768	34.2%	18.8%	29.6%	17.5%
8年(2026)	1,713,335	590,932	330,060	34.5%	19.3%	29.8%	17.9%
12年(2030)	1,640,431	591,391	353,694	36.1%	21.6%	30.8%	18.8%
22年(2040)	1,449,067	583,966	358,092	40.3%	24.7%	34.8%	19.7%

出典 [福島県・全国]令和2年まで：国勢調査（総務省）

[福島県]令和5年：福島県現住人口調査月報（10月1日現在）（福島県統計課）

令和6、8年：各市町村の第9次介護保険事業計画における推計値の合計。なお、65歳以上及び75歳以上人口は同計画推計における第1号被保険者の推計値。

令和7、12、22年：日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）

[全 国]令和5年以降：日本の将来推計人口（令和5年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）

※ 高齢化率の分母は、総人口から年齢不詳人口を除いたもの。

(出所：第10次福島県高齢者福祉計画・第9次福島県介護保険事業支援計画「ふくしま高齢者すこやかプラン」)

圏域別人口と高齢化率（令和5年10月1日現在）

（単位：人）

	総人口	65歳以上	高齢化率	75歳以上	後期 高齢化率
県北	451,559	148,922	33.6%	78,785	17.8%
県中	505,512	152,798	30.8%	76,915	15.5%
県南	134,351	43,575	32.8%	21,728	16.3%
会津	220,720	80,659	37.0%	43,219	19.8%
南会津	22,295	10,218	45.9%	5,956	26.8%
相双	110,989	38,437	36.0%	18,769	17.6%
いわき	321,486	103,111	32.9%	53,897	17.2%
<b>県全体</b>	<b>1,766,912</b>	<b>577,720</b>	<b>33.3%</b>	<b>299,269</b>	<b>17.3%</b>

出典 福島県現住人口調査月報（10月1日現在）（福島県統計課）

（出所：第10次福島県高齢者福祉計画・第9次福島県介護保険事業支援計画「ふくしま高齢者すこやかプラン」）

③ 出生数等

本県の出生数は、戦後の第1次ベビーブームとなった昭和24年の約7万3千人をピークに一旦は激減し、第2次ベビーブームの昭和48年、49年頃に3万2千人台まで回復したが、その後は減り続け、平成14年には2万人を割り込み、平成24年には東日本大震災の影響により1万4千人を下回るまでに減少した。

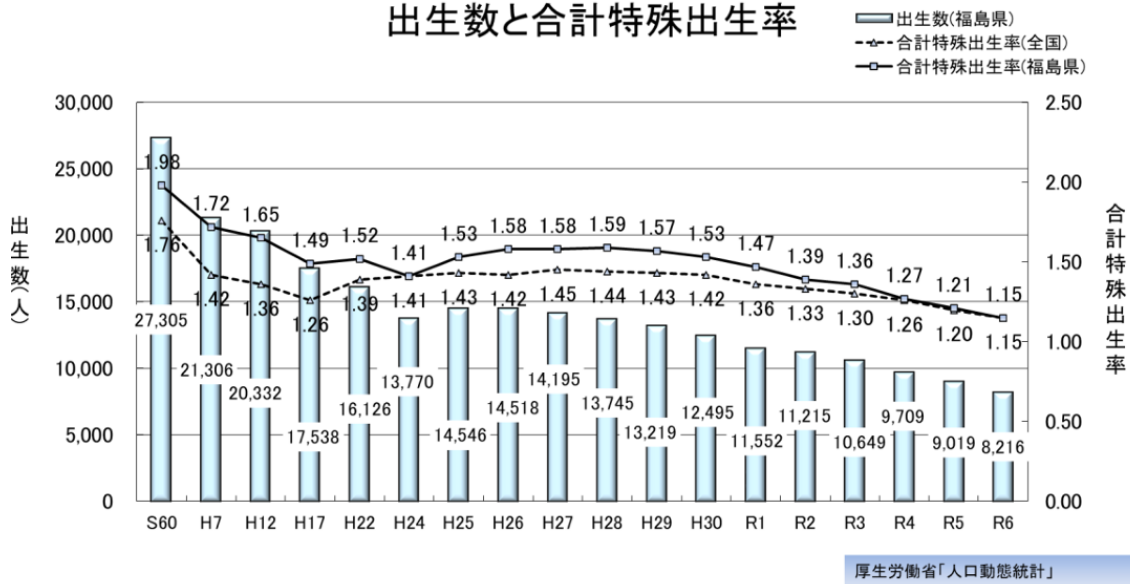
直近の統計では、令和6年の出生数（概数）は前年から803人減少している。また、本県の合計特殊出生率は、人口置換水準（長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準）が概ね2.07とされている中で、昭和の終わり頃には2.0に近い数字であったものが年々減少しており、震災後の平成24年には一時的に全国と同数値の1.41まで減少した。平成25年には震災前の水準を回復し、以降は全国よりも高い傾向にあったが、令和4年以降は全国と同程度に推移し、令和6年は全国と同じ値となった。

また、令和7年4月1日現在における本県のこどもの数（15歳未満人口）は180,084人で、前年より6,424人減少（減少率3.4%）となった。

年齢階級別にみると次のとおりである。

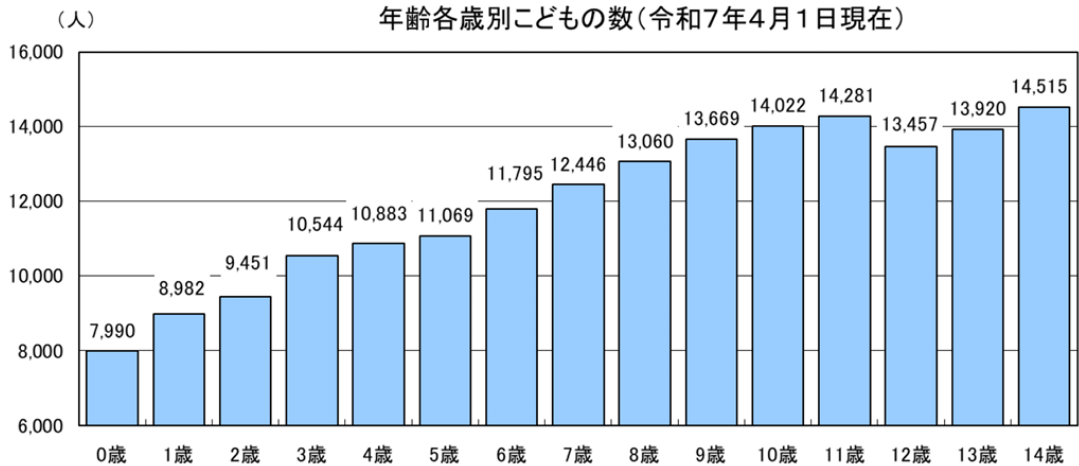
5歳以下（未就学の乳幼児）	： 58,919人	（3,680人減少 減少率5.9%）
6～11歳（小学生の年代）	： 79,273人	（1,686人減少 減少率2.1%）
12～14歳以下（中学生の年代）	： 41,892人	（1,058人減少 減少率2.5%）

### 出生数と合計特殊出生率



(出所：子育て支援施策の年次報告 (令和6年度分))

### 年齢各歳別こどもの数(令和7年4月1日現在)

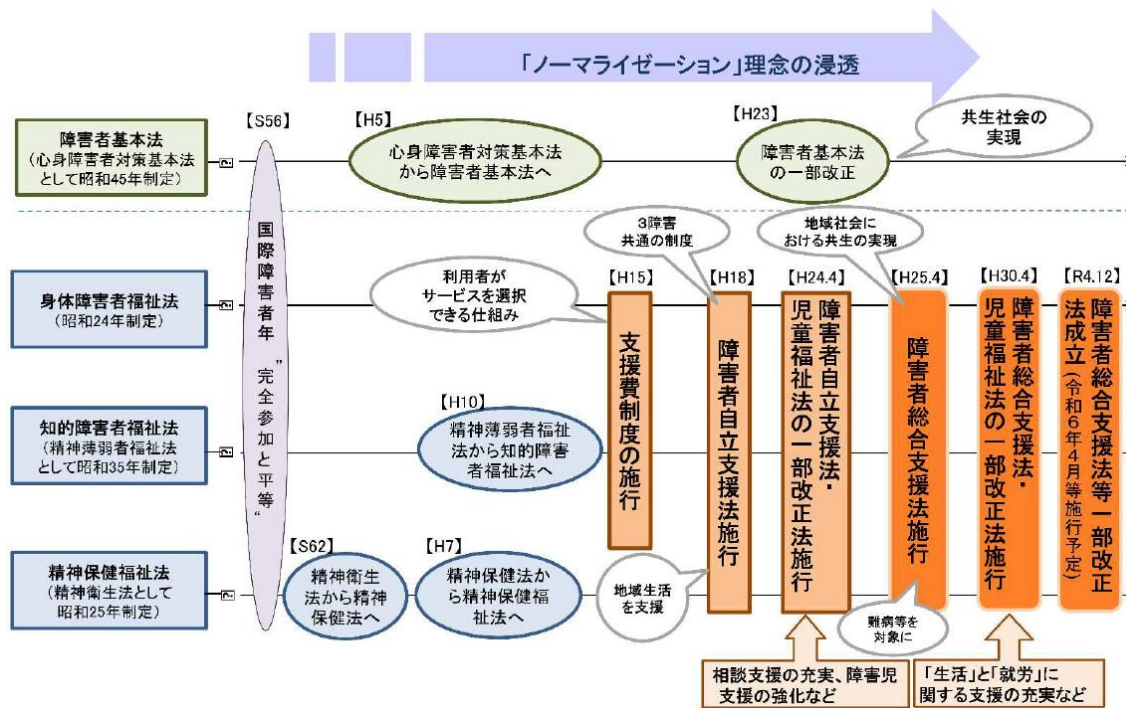


(出所：子育て支援施策の年次報告 (令和6年度分))

## 2 国及び福島県の保健福祉施策・関連計画

### (1) 国の保健福祉施策・関連計画

#### ① 障がい者



(出所：厚生労働省社会・援護局「障害福祉行政の最近の動向（令和6年度報酬改定を中心に）」)

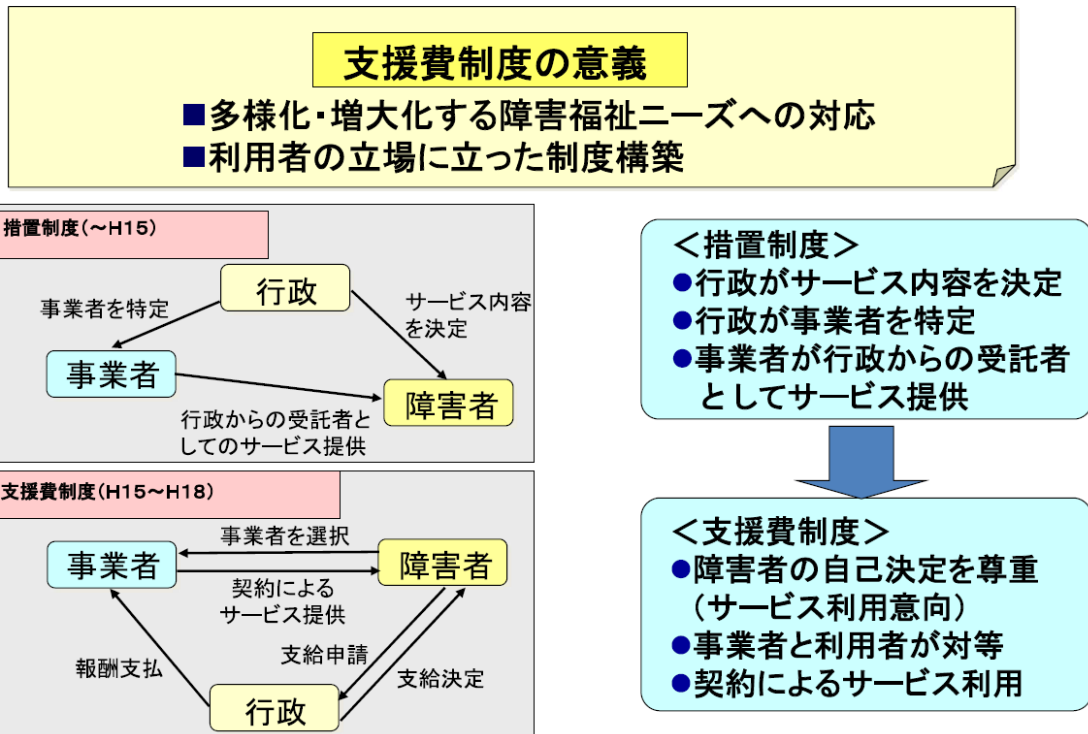
国の障害福祉行政は、障がい者を取り巻く環境や社会情勢の変化等に合わせて、年々改正されている。

#### ・ 平成15年 支援費制度の施行

障害者福祉サービスについては、利用者の立場に立った制度を構築するため、平成12年の法律改正により、これまでの「措置制度」から、新たな利用の仕組み(「支援費制度」)に平成15年度より移行した。支援費制度では、障害者自らがサービスを選択し、事業者との対等な関係に基づき、契約によりサービスを利用することとなった。

支援費制度は施行後、身体・知的・精神という障がい種別ごとで分かりにくく使いづらい、予想以上のサービス利用による財源不足、サービスの提供において地方公共団体間の格差が大きい等の問題により、改正が必要となった。

## 措置制度から支援費制度へ(H15)



(出所：厚生労働省社会・援護局「障害福祉行政の動向について」)

- ・ 平成 18 年 障害者自立支援法の施行  
 支援費制度の課題を解決し、改正法として施行されたのが平成 18 年の障害者自立支援法である。  
 しかしながら、多くの障がい者が属する低所得世帯にも 1 割負担を課し (応益負担の導入。サービス利用量が多ければ多いほど負担額が増える仕組み)、世帯の範囲も生計を共にする家族と広範だったため、障がい者の負担が増加した。  
 国は障がい者とその家族から違憲訴訟 (憲法 25 条の生存権や憲法 14 条の法の下での平等に反する) を起こされ、同法は廃止となった。訴訟の和解の際に取り交わされた国との基本合意に基づいて施行されたのが、障害者総合支援法である。

## 「障害者自立支援法」(H18)のポイント



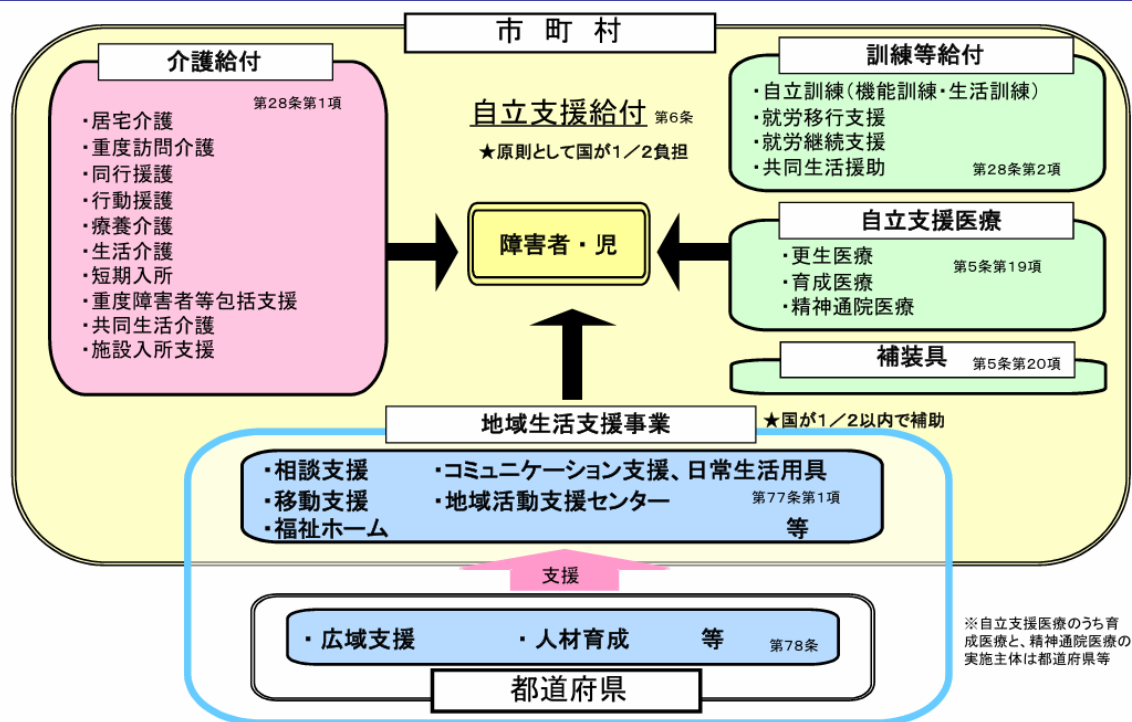
(出所：厚生労働省社会・援護局「障害福祉行政の動向について」)

### ・平成25年5月 障害者総合支援法の施行

障害者総合支援法が対象とする障がい者の範囲は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者(発達障がい者を含む)に加え、制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病等(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める程度である者)とされた。また、障害児についての支援は児童福祉法を根拠法に再整理がなされている。

80項目に及ぶ調査を行い、その人に必要な支援の度合い(「障害支援区分」)を測り、その度合いに応じたサービスが利用できるようになっている。

# 障害者総合支援法の給付・事業



(出所：厚生労働省障害保健福祉部企画課「障害者総合支援法について」)

## 地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成24年6月20日成立、同6月27日公布)

### 1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

### 2. 概要

#### 1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

#### 2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

#### 3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

#### 4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

### 5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

#### 6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

### 3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4.及び5.①～③については、平成26年4月1日)

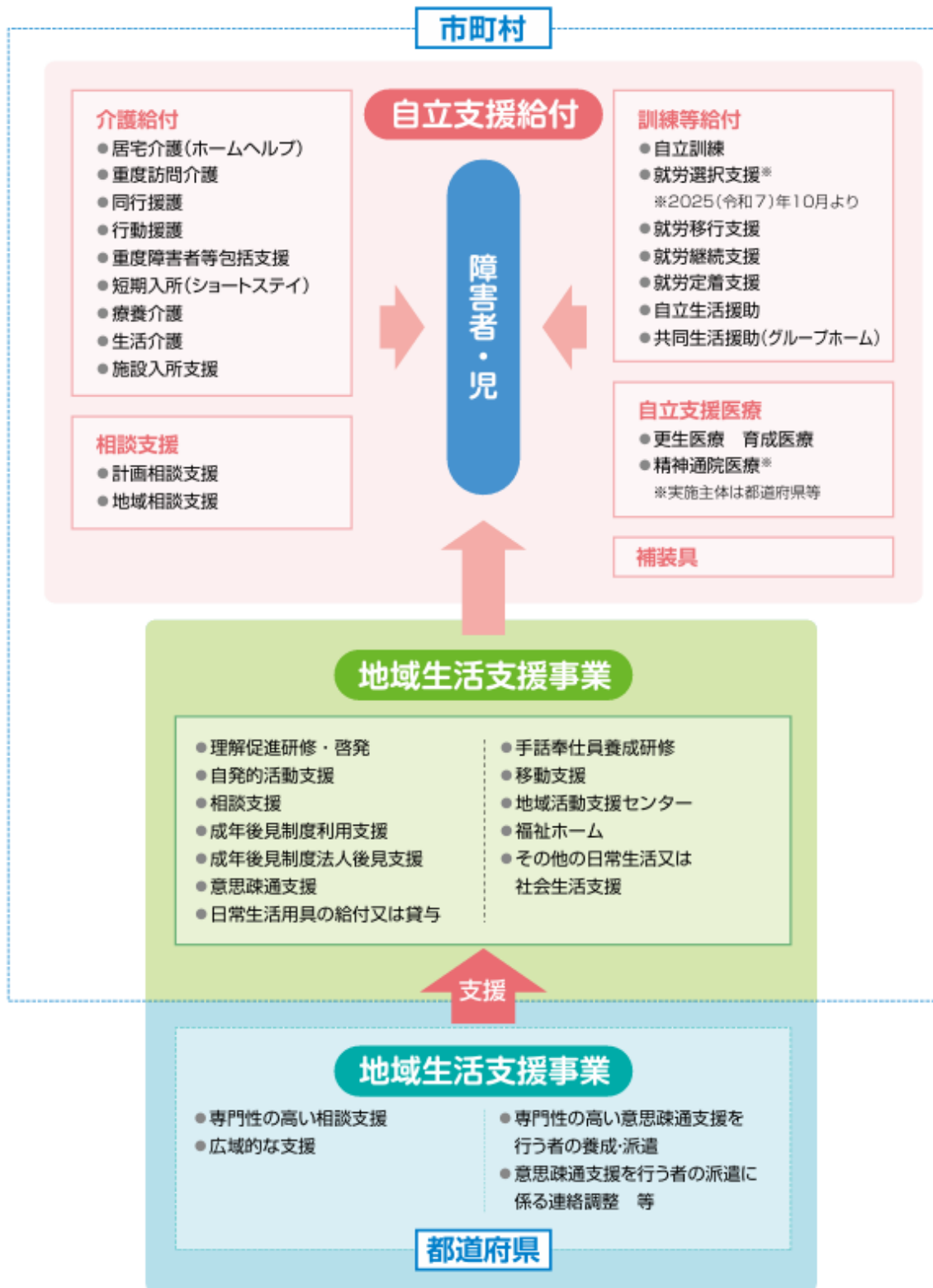
### 4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
  - ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
  - ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
  - ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
  - ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方
- ※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

18

(出所：厚生労働省障害保健福祉部企画課「障害者総合支援法について」)

- ・ 障害者総合支援法による障がい者を対象としたサービス



(出所：全国社会福祉協議会「障害福祉サービスの利用について」)

障害福祉サービスの種類

介 護 給 付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	訪 問 系	自立生活援助	施設入所支援または共同生活援助を受けていた人が居宅における自立した生活を営むうえで各般の課題について、一定期間、定期的な巡回訪問により、または随時通報を受けて、相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の援助を行います	居 住 系
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上苦しい困難を有し、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います			共同生活援助（グループホーム）	
	同行支援	視覚障害により、移動に苦しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います		地 域 生 活 支 援 事 業	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します
	行動支援	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援等を行います			地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います			福祉ホーム	住居を必要としている人に、低廉な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の療養などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います			<b>相談支援事業</b>	
日 中 活 動 系	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います	計 画 相 談 支 援	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。</li> <li>継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</li> </ul>		
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します		地 域 相 談 支 援	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。</li> <li>地域定着支援 居宅において単身で生活している障がいのある方を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。</li> </ul>	
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	<b>訓練系・就労系</b>			
	訓 練 系 ・ 就 労 系	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行います			
就労選択支援		就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択支援を行います				
就労移行支援		一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います				
就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）		一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います 雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります				
就労定着支援	就労に向けた一定の支援を受けて、一般企業等に新たに雇用された人に、一定期間、就労の継続を図るために必要な事業主、障害福祉事業を行う者、医療機関等との連絡調整等を行います					

（出所：第7期福島県障がい福祉計画第3期福島県障がい児福祉計画）

- ・ 児童福祉法に基づく障がい児を対象としたサービス(一部、障害者総合支援法に基づくサービスを利用することも可能)

## 都道府県

障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得のための支援を行います。
	医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得のための支援並びに治療を行います。

## 市町村

障害児通所支援	児童発達支援	<p>児童福祉施設として位置づけられる「児童発達支援センター」と「児童発達支援事業」の2類型に大別されます。様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられます。</p> <p>①児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。2024（令和6）年4月から、福祉型と医療型の類型が一元化され、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援が受けられるようになりました。3年（令和9年3月31日までの間）の経過措置が設けられ、この間に一元化が進められます。</p> <p>②児童発達支援事業 通所利用の未就学の障害児に対する支援を行う身近な療育の場です。</p>
	放課後等デイサービス	<p>就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための支援等を継続的に提供します。学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。</p>
	居宅訪問型児童発達支援	<p>重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。</p>
	保育所等訪問支援	<p>保育所等*を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。</p> <p>*保育所・認定こども園、幼稚園、小学校・中学校・高等学校、特別支援学校、放課後児童クラブ、児童館、乳児院、児童養護施設等</p>

(出所：全国社会福祉協議会「障害福祉サービスの利用について」)

- ・ 平成 30 年 4 月 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正の施行  
 障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うため、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が施行された。
- ・ 令和 6 年 4 月 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正の施行  
 障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するため、①障がい者等の地域生活の支援体制の充実、②障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進、③精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずるため、障害者総合支援法等の一部改正が施行された。

国は、関連計画として、障害者基本法第 11 条に基づき、令和 5 年度から令和 9 年までの 5 年間の政府が講じる障がい者施策の最も基本的な計画である「第 5 次障害者基本計画」を令和 5 年 3 月に策定している。

「障害者基本法」より一部抜粋

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(障害者基本計画等)

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かななければならない。
- 6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かななければならない。
- 7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 9 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

## 第5次障害者基本計画 概要

### I 第5次障害者基本計画とは

【位置付け】政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画（障害者基本法第11条に基づき策定。また障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定。）

【計画期間】令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間

【検討経緯】障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会）での1年以上にわたる審議を経て、令和4年12月に取りまとめられた障害者政策委員会の意見に即して、政府で基本計画案を作成

### II 総論の主な内容

#### 1. 基本理念

- 共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

#### 2. 基本原則

- 地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

#### 3. 社会情勢の変化

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
- 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
- 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

#### 4. 各分野に共通する横断的視点

- 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- 共生社会の実現に資する取組の推進
- 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進
- P D C A サイクル等を通じた実効性のある取組の推進

#### 5. 施策の円滑な推進

- 連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

### III 各論の主な内容(11の分野)

- |                             |                        |                     |
|-----------------------------|------------------------|---------------------|
| 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止     | 5. 行政等における配慮の充実        | 9. 雇用・就業、経済的自立の支援   |
| 2. 安全・安心な生活環境の整備            | 6. 保健・医療の推進            | 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 |
| 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 | 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 | 11. 国際社会での協力・連携の推進  |
| 4. 防災、防犯等の推進                | 8. 教育の振興               |                     |

### IV おわりに(～今後に向けて～)

- ・本基本計画は、障害者を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えた上で、施策を総合的・計画的に推進することで、条約が目指す社会の実現につなげる。加えて、障害者への偏見や差別の払拭、「障害の社会モデル」等障害者の人権の確保の上で基本となる考え方や理解促進に取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことが重要であり、政府において各分野の施策を実施する。
- ・令和4年9月に、障害者権利委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表され多岐にわたる事項に関し見解等が示されたことを受け、各府省において、本基本計画に盛り込まれていない事項も含め、勧告等を踏まえた適切な検討や対応が求められる。
- ・世界に誇れる共生社会の実現を目指して、政府全体で不断に取組を進めていく。

## 第5次障害者基本計画 概要

### V 各論の主な内容

#### 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- 社会のあらゆる場面における障害者差別の解消
- ・ 家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組
- ・ 障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われることがないよう、取組を推進
- ・ 改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進

#### 2. 安全・安心な生活環境の整備

- 移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進
- ・ 公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化
- ・ 接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進
- ・ 歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備
- ・ 国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進

#### 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- 障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進
- ・ 情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実
- ・ 公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実
- ・ 手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣

#### 4. 防災、防犯等の推進

- 災害発生時における障害特性に配慮した支援
- ・ 福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
- ・ 福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保
- ・ 障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備

#### 5. 行政等における配慮の充実

- 司法手続や選挙における合理的配慮の提供等
- ・ 司法手続(民事・刑事)における意思疎通手段の確保
- ・ 障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保
- ・ 国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供

#### 6. 保健・医療の推進

- 精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消
- ・ 切れ目のない退院後の精神障害者への支援
- ・ 精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築
- ・ 精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討

#### 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- 意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実
- ・ ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保
- ・ 障害のある子どもに対する支援の充実

#### 8. 教育の振興

- インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備
- ・ 自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及
- ・ 教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進
- ・ 病児療養院へのICTを活用した学習機会の確保の促進

#### 9. 雇用・就業、経済的自立の支援

- 総合的な就労支援
- ・ 地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活面の一體的支援
- ・ 雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用
- ・ 農業分野での障害者の就労支援（農福連携）の推進

#### 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- 障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備
- ・ 障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり
- ・ 日本国際博覧会（大阪・関西万博）の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり
- ・ 障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり

#### 11. 国際社会での協力・連携の推進

- 文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進
- ・ 障害者分野における国際協力への積極的な取組
- ・ 障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

(出所：内閣府「第5次障害者基本計画」)

## ② 高齢者

国は、高齢者が心身ともに健康で、安定した生活を送れるように社会全体で支え、福祉の向上を図ることを目的として、老人福祉法を昭和 38 年に制定している。

老人福祉法は、高齢者福祉を担う機関や施設、事業についてのルールを定めた法律であり、都道府県と市区町村に老人福祉計画の作成を義務付け、老人福祉施設と老人居宅生活支援事業について規定している。高齢者福祉制度は、老人福祉法だけでなく、介護保険法も含むさまざまな法制度を組み合わせられて構成されており、現在も老人福祉法は高齢者福祉制度の一部として機能している。

「老人福祉法」より一部抜粋

(都道府県老人福祉計画)

第二十条の九 都道府県は、市町村老人福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画（以下「都道府県老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県老人福祉計画においては、介護保険法第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域ごとの当該区域における養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの必要入所定員総数その他老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。

3 都道府県老人福祉計画においては、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 老人福祉施設の整備及び老人福祉施設相互間の連携のために講ずる措置に関する事項

二 老人福祉事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上のために講ずる措置に関する事項

4 都道府県は、第二項の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を定めるに当たっては、介護保険法第百十八条第二項第一号に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数及び介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数（同法に規定する介護老人福祉施設に係るものに限る。）を勘案しなければならない。

5 都道府県老人福祉計画は、介護保険法第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画と一体のものとして作成されなければならない。

6 都道府県老人福祉計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 都道府県は、都道府県老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

### ③ 出生数等

子どもや若者は、一人ひとりがとても大切な存在である。そして、自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、社会全体で支えていくことがとても重要である。

子ども基本法は、こうした社会を目指して子どもや若者に関する取組みを進めていくための基本となる事項を定めた法律として、令和5年4月に、子ども家庭庁が創設されるのと同時に、施行された。当該法律上で、子ども施策の基本理念などを明確にし、国や都道府県、市区町村など社会全体で子どもや若者に関する取組み「子ども施策」を進めていくことになる。この法律の施行以後は、国や都道府県、市区町村が、この基本法の内容にそって、子どもや若者に関する取組みを行っていくことになる。

「子ども基本法」より一部抜粋

(都道府県子ども計画等)

第十条 都道府県は、子ども大綱を勘案して、当該都道府県における子ども施策についての計画（以下この条において「都道府県子ども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども大綱（都道府県子ども計画が定められているときは、子ども大綱及び都道府県子ども計画）を勘案して、当該市町村における子ども施策についての計画（以下この条において「市町村子ども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども計画又は市町村子ども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県子ども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であって子ども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村子ども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であって子ども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

## (2) 福島県の保健福祉施策・関連計画

令和3年10月に、本県は新たな「福島県総合計画」を策定している。この「福島県総合計画」は県のあらゆる政策分野を網羅し、県づくりの指針や施策を示す県の最上位計画である。

「福島県保健医療福祉復興ビジョン」は、総合計画の部門別計画として、本県の保健医療福祉分野における中長期的な施策の方針を示す計画であり、保健福祉部及び子ども未来局の各個別計画策定の指針となるものである。

施策ごとの具体的な取組内容については各個別計画で整理しており、「福島県保健医療福祉復興ビジョン」の下に、それぞれの計画が相互に連携し、一体となって本県の保健医療福祉施策を推進する体制となっている。

令和4年3月の「福島県保健医療福祉復興ビジョン」の改定において、子どもたちが親の世代となる30年ほど先を視野に入れ、令和12年度までを期間として本県が東日本大震災や原子力災害を克服し、地方創生を推進するため、全国に誇れる水準の保健・医療・福祉により将来の本県社会が支えられている「目指すべき将来の姿」を実現するために、5つの主要施策を推進していくことになっている。

**目指すべき将来の姿** 東日本大震災・原子力災害を克服し、地方創生を推進するため、次の3つの側面から捉えた理想のふくしまの実現を目指します。

- 誰もが生涯を通じて健やかに“いきいきと活躍できる”地域社会
- 社会全体で子育て・子育てを支援する環境が整備されており、“安心して子どもを生き育てられる”地域社会
- 安全・安心な保健、医療、介護・福祉サービス提供体制、生活衛生水準、健康危機管理体制などの社会生活基盤が確保されている社会

### 主要施策

全国に誇れる健康長寿県の実現

質の高い地域医療提供体制の確保

安心して子どもを生き育てられる環境づくり

いきいき暮らせる地域共生社会の推進

誰もが安全で安心できる生活の確保

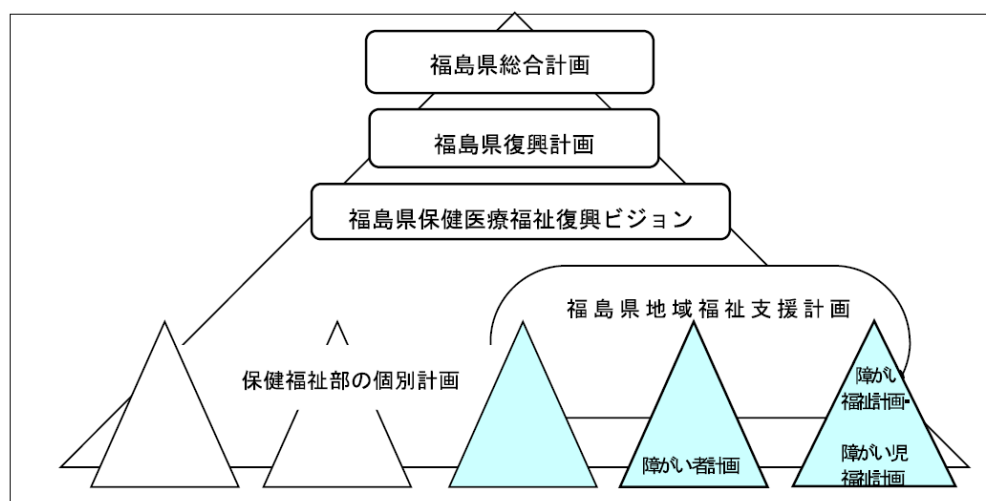
東日本大震災・原子力災害からの復興・再生

(出所：福島県保健医療福祉復興ビジョン)



また、「障がい児福祉計画」は、「福島県保健医療復興ビジョン」をもとに策定される個別計画であり、障がい児が利用する障害児童通所支援等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策などを定めている。当該計画は、福島県障がい福祉計画と同様に、福島県における障がい施策の基本的な方向と主要な取組みを定めた福島県障がい者計画の実施計画としても位置付けられている。

計画の法的根拠は、児童福祉法（平成 28 年 6 月 3 日法律第 65 号）第 33 条の 22 第 1 項の規定であり、「障害福祉サービス等及び障害児童通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、作成するものである。なお、第 3 期福島県障がい福祉計画は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間を計画期間としている。



(出所：第 7 期福島県障がい福祉計画第 3 期福島県障がい児福祉計画)

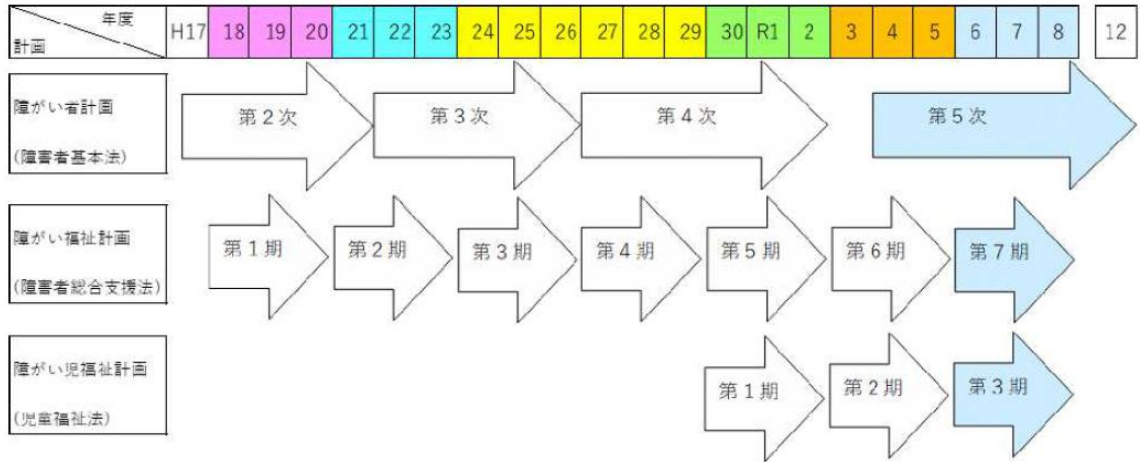
「障害者総合支援法」より一部抜粋  
(都道府県障害福祉計画)

第八十九条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

「児童福祉法」より一部抜粋

第三十三条の二十二 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制

の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。



(出所：第7期福島県障害児福祉計画第3期福島県障害児児福祉計画)

② 高齢者

県では、高齢者を取り巻く環境の変化、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込を適切に捉え、高齢者一人ひとりが、すこやかに、自分らしく暮らせるよう、世代を超えて支えあう地域づくりの実現に向け新たな高齢者施策の道標として、令和6年度から8年度を計画期間とする「第10次福島県高齢者福祉計画・第9次福島県介護保険事業支援計画」を策定している。

本計画は、老人福祉法第20条の9第1項に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法第118条第1項に基づく「介護保険事業支援計画」を一体のものとして県が定めるものとされているものである。

また、本計画は、「福島県総合計画」の部門別計画である「福島県保健医療福祉復興ビジョン」のもとに策定される個別計画であり、県が策定する各種計画等と相互に調和を図るものである。



(出所：第10次福島県高齢者福祉計画・第9次福島県介護保険事業支援計画「ふくしま高齢者すこやかプラン」)

## 基本理念

すべての高齢者が、安心して、すこやかに、自分らしく暮らせる、地域でともに支え合う「ふくしま」の実現

## 目標

- すべての高齢者が、健康で生きがいを持ち、心豊かに暮らせる長寿社会づくりを目指します。
- すべての高齢者が、自らの希望と選択に基づき、必要な介護サービスを適切かつ総合的に利用できる体制づくりを目指します。
- すべての高齢者が、家庭や身近な地域の中で支え合いながら、自分らしく安心して暮らせる、ともに生きる地域社会づくりを目指します。



## 施策の基本方針

1 地域包括ケアシステムの深化と推進

2 認知症施策の推進

3 高齢者の健康と生きがいづくりの推進

4 介護サービス基盤の整備

5 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

(出所：第10次福島県高齢者福祉計画・第9次福島県介護保険事業支援計画「ふくしま高齢者すこやかプラン」)

### ③ 出生数等

「子どもは、いつの時代においても、『社会の宝』であり、『未来への希望』です。将来の福島県を担う子どもが、家庭や地域の愛に包まれながら、心身ともに健やかに育つことは、県民すべての願いです。」

これは、平成22年12月議会定例会において、県民誰もが「子育てしやすい福島県」を実感できる社会を築いていくという趣旨で、全会一致で制定された「子育てしやすい福島県づくり条例」の前文の一部である。

県では、この条例の制定を踏まえ、平成23年度から子育て支援担当理事を設置するとともに、施策を部局横断的に推進することとしている。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、放射性物質による健康への不安など、福島県のこどもを取り巻く環境が大きく変化し、同年8月には、知事を本部長とした「福島県子育て支援推進本部」を新たに設置し、安心してこどもを生み育てることができる環境づくりに県を挙げて積極的に取り組むこととしている。

平成24年度に、震災を踏まえた県総合計画の全面的な見直しに伴い、平成25年3月、平成22年3月に策定した「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」の一部を改訂した。

さらに、「子育てしやすい福島県づくり条例」についても、東日本大震災により生じた課題を踏まえ、平成25年9月議会定例会を経て一部改正されている。

平成27年4月には、少子化の進行や東日本大震災による影響など子育て環境の変化を踏まえ、本県の未来を担うこどもや青少年の育成を総合的かつ一体的に推進するため、組織再編により保健福祉部内にこども未来局を設置している。

「ふくしま新生子ども夢プラン」（平成27年度～令和元年度）は、平成26年4月の次世代育成支援対策推進法の10年間延長等を踏まえて、平成27年3月に策定したものであり、「子どもと家庭にやさしい社会づくり」を目標に掲げ、取組みを推進してきた。

また、平成28年3月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行を受け、同プランの一部改訂を行っている。

令和2年2月議会定例会において、「福島県子どもを虐待から守る条例」を制定し、その前文に「将来を担う子どもたちは、かけがえのない存在であり、全ての子どもが、幸せな日々を送り、成長していく権利を有しており、それを守り育ていくことが社会全体の責務である。」ことを掲げるなど、社会全体で虐待の防止に取り組んでいくこととしている。

令和2年3月には、子育て等に関する施策を再構築するとともに、これまで個別計画として策定していた「福島県ひとり親家庭等自立支援計画」の次期計画を本計画に統合した上で、「ふくしま新生子ども夢プラン」（令和2年度～令和6年度）を策定した。

令和4年3月に、本県の総合計画である「福島県総合計画」（令和4年度～令和12年度）及び保健福祉部の部門別計画である「福島県保健医療福祉復興ビジョン」（令和4年度～令和12年度）の策定による見直し、及び同プランと「ふくしま青少年育成プラン」との統合に伴って内容を一部改訂している。

令和7年3月には、「ふくしま新生子ども夢プラン」の性格を引き継ぎつつ、本県における「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども施策を総合的に進めていくため、令和5年4月1日に施行された「こども基本法」に基づく都道府県こども計画として新たに位置付けられた「福島県こどもまんなかプラン」（令和7年度～令和11年度）を策定している。

ふくしま新生子ども夢プラン  
(令和2年度～令和6年度)  
の基本理念や施策等の体系図

基本理念

社会全体での子育て・子育ての支援

基本目標

出会い・結婚から子育てまでの希望の実現

家庭環境や障がいの有無等にかかわらず誰もが輝く社会づくり

子どもたちを地域で育む環境づくり

基本方針及び基本的施策

I 出会い・結婚・妊娠・出産の希望の実現

- 1 家庭を築き子どもを生み育てる環境づくり
- 2 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健・医療対策

II 子育て支援

- 1 子育て支援サービスの充実
- 2 子育て家庭の負担軽減と相談・情報提供体制の整備

III 子どもの健やかな成長と自立

- 1 子どもの尊重と生きる力の応援
- 2 教育の充実
- 3 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

IV 援助を必要とする子どもや家庭への支援

- 1 児童虐待防止
- 2 障がい等のある子どもへの支援
- 3 ひとり親家庭に対する支援
- 4 子どもの未来が貧困に妨げられないための支援

V 子育てを支える社会環境づくり

- 1 地域ぐるみでの子育て支援の推進
- 2 子育てと社会参加の両立のための環境づくり

VI 東日本大震災からの復興

- 1 震災からの復興に向けた取組の支援
- 2 子どもの心身の健康を守る取組の推進

(出所：子育て支援施策の年次報告(令和6年度分))

### 3 福島県の障がい者サービス事業者の状況

県は、第7期福島県障がい福祉計画及び第3期福島県障がい児福祉計画を実行するにあたり、当該計画に定めるサービスの提供体制の確保が、地域間の格差の均てん化を図りながら進められるよう、サービスの種類ごとにサービスの量を見込み進行管理等を行う7つの障がい福祉圏域を設定している。

#### 【福島県障がい保健福祉圏域】

県北障がい保健福祉圏域	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村	4市3町 1村
県中障がい保健福祉圏域	郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町	3市6町 3村
県南障がい保健福祉圏域	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村	1市4町 4村
会津障がい保健福祉圏域	会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町	2市8町 3村
南会津障がい保健福祉圏域	下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町	3町1村
相双障がい保健福祉圏域	相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村	2市7町 3村
いわき障がい保健福祉圏域	いわき市	1市



(出所：第7期福島県障がい福祉計画第3期福島県障がい児福祉計画)

各圏域の人口は、令和5年4月1日現在で、以下のとおりである。

- ・ 県北障がい福祉圏域 … 452,740 人
- ・ 県中障がい福祉圏域 … 506,920 人
- ・ 県南障がい福祉圏域 … 134,771 人
- ・ 会津障がい福祉圏域 … 122,124 人
- ・ 南会津障がい福祉圏域 … 22,547 人
- ・ 相双障がい福祉圏域 … 111,881 人
- ・ いわき障がい福祉圏域 … 322,732 人

令和5年4月1日現在の各圏域におけるサービス種別ごとの事業所数（相双以外は休止中は除く）は以下のとおりである（「第7期福島県障がい福祉計画」中の各圏域計画を基に監査人作成）。

・ 訪問系サービス

サービス種別	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき
居宅介護事業所	62	57	22	41	3	14	57
重度訪問介護事業所	52	49	17	38	3	13	46
行動援護事業所	1	3	4	2	0	0	7
同行援護事業所	16	13	2	13	0	1	17
重度障害者包括支援事業所	0	0	4	0	0	0	0

・ 日中活動系サービス（地域活動支援センター及び小規模作業所含む）

サービス種別	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき
生活介護事業所	43	50	21	22	2	8	31
自立訓練（機能訓練）事業所	0	0	0	0	0	0	2
自立訓練（生活訓練）事業所	4	10	1	2	0	3	4
就労移行支援事業所	9	11	1	2	1	1	9
就労定着支援事業所	2	5	1	2	0	1	3
就労継続支援（A型）事業所	11	10	5	6	0	0	6
就労継続支援（B型）事業所	78	67	15	30	3	21※1	36
療養介護事業所	0	1	0	0	0	0	2
短期入所（福祉型）事業所	14	22	13	11	1	10※2	11
短期入所（医療型）事業所	2	2	0	1	0	0	2
地域活動支援センター	10	10	1	3	1	2※3	4

（※1）いわき市避難の2事業所を含む

（※2）いわき市避難の3事業所を含む

（※3）休止中の1事業所を含む

・ 居住系サービス

サービス種別	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき
自立生活援助	2	1	0	0	0	1	1
共同生活援助	47	31	13	34	3	9	19
施設入所支援	7	9	8	4	1	5※1	6

(※1) いわき市避難の2事業所を含む

・ 相談支援

サービス種別	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき
計画相談支援	40	45	11	22	1	14※1	33
地域移行支援	7	14	2	4	1	1	5
地域密着支援	6	14	2	3	1	1	4

(※1) いわき市避難の1事業所及び休止中の1事業所を含む

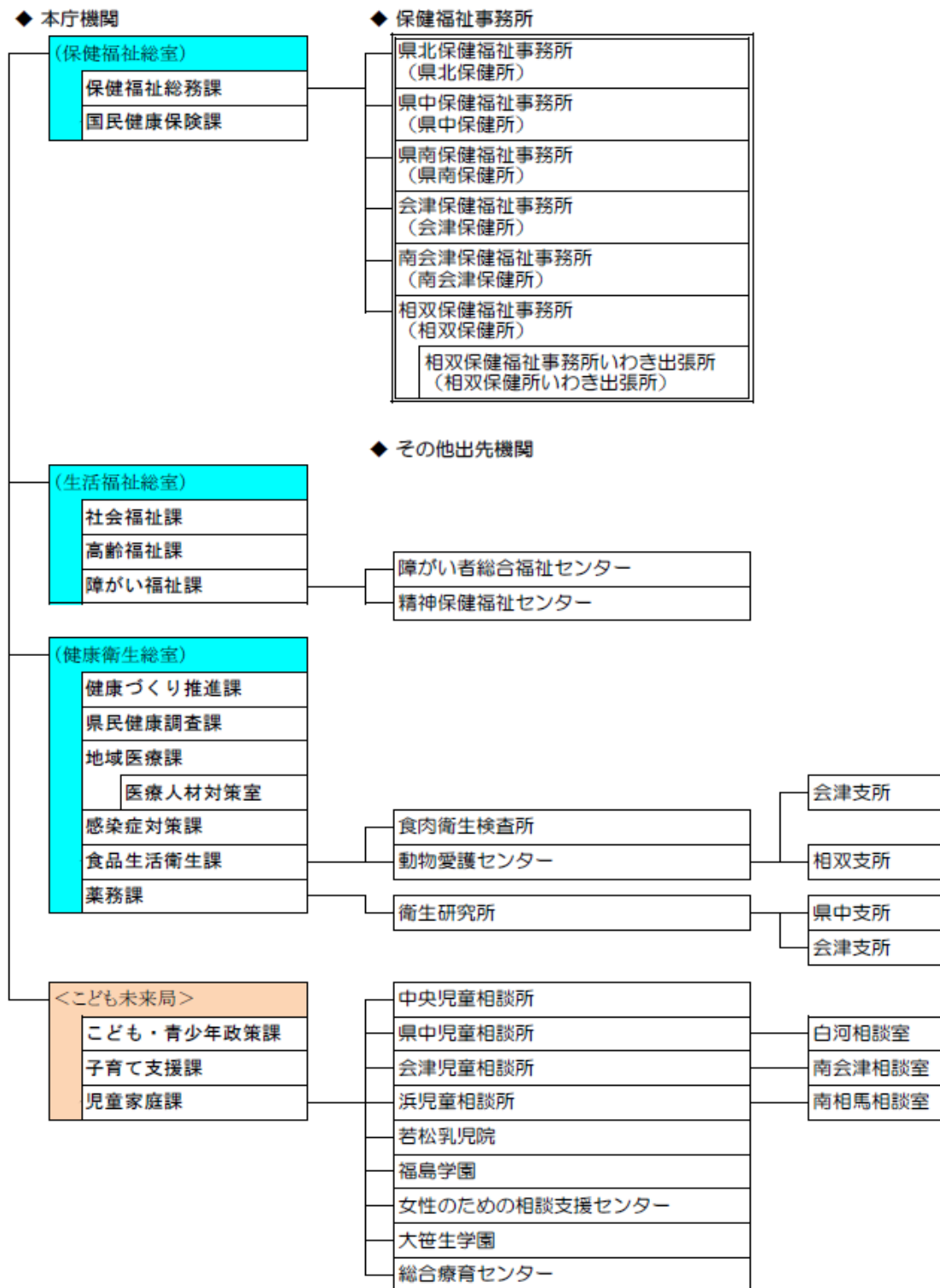
・ その他（国立病院機構及び障害者就業・生活支援センター）

サービス種別	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき
計画相談支援	0	1	0	0	0	0	1
地域移行支援	1	1	1	1	0※1	1	1

(※1) 会津若松1事業所が南会津管内も担当

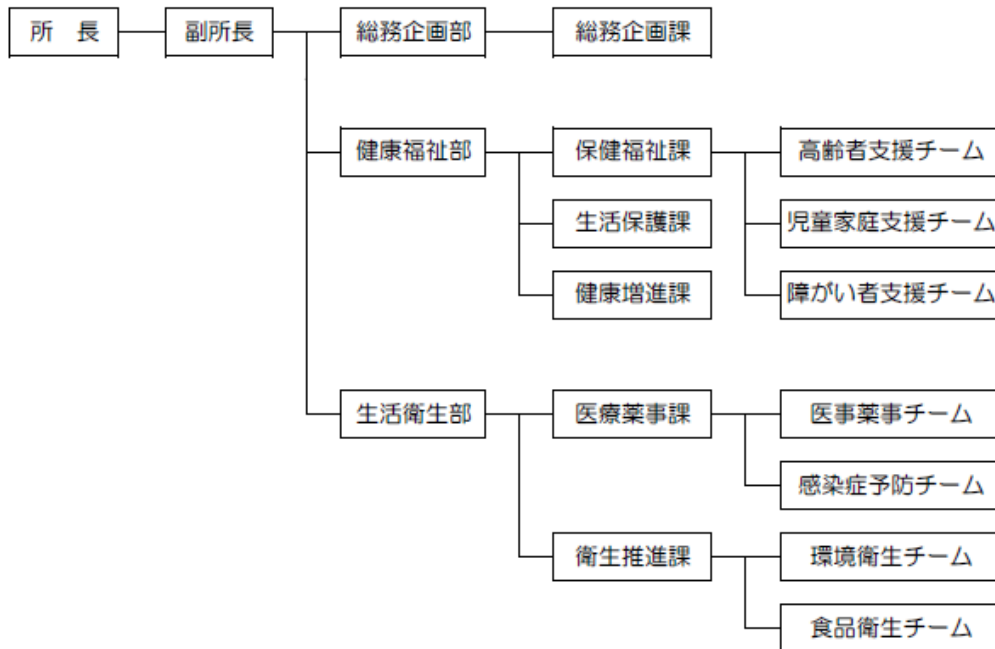
## 第2 福島県の保健福祉事業に係る組織体制

### 1 令和6年度の福島県保健福祉部の組織



(出所：福島県保健福祉部「令和6年度事業計画書」)

◆ 保健福祉事務所（保健所）の組織



※南会津保健福祉事務所は健康増進課を設置せず、その業務を保健福祉課において担当しています。  
また、課内でのチーム制をとっておりません。

（出所：福島県保健福祉部「令和6年度事業計画書」）

令和4年度から6年度の各課の人員（会計年度任用職員などを除く）の推移は以下のとおりである。

（各年度4月1日時点、単位：人）

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保健福祉総室	35	35	35
生活福祉総室	80	78	78
健康衛生総室	108	117	118
こども未来局	46	48	48

## 2 主な業務内容

本庁

### ◆ 本庁機関の主な業務内容

課・室名	主な業務内容
<b>(保健福祉総室)</b>	
保健福祉総務課	部内の総合企画・調整
国民健康保険課	国民健康保険、後期高齢者医療、保険医療機関等の指導・監査
<b>(生活福祉総室)</b>	
社会福祉課	地域福祉の推進、生活保護、生活困窮者自立支援、援護・恩給、福祉・介護人材確保、社会福祉法人・施設の指導監督、介護及び障害福祉サービス事業者等指導監査
高齢福祉課	高齢者の在宅福祉、施設福祉、認知症対策、介護保険
障がい福祉課	障がい者の福祉、精神障がい者の保健・医療、自殺対策、心のケア、難病対策
<b>(健康衛生総室)</b>	
健康づくり推進課	健康づくりの推進、地域包括ケアシステム、生活習慣病対策、がん対策（予防・早期発見）、食育、歯科保健、原子爆弾被爆者援護、被災者の健康支援
県民健康調査課	県民健康調査
地域医療課	医療提供体制の整備・充実
医療人材対策室	医師・看護職員等医療人材の養成・確保
感染症対策課	感染症対策
食品生活衛生課	食品安全確保対策の推進、動物の愛護と適正飼養の推進、衛生的な環境対策の推進、水道事業の推進
薬務課	医薬品等の品質・有効性・安全性の確保、献血、薬物乱用防止、温泉の適正利用、医薬品等の生産振興
<b>(こども未来局)</b>	
こども・青少年政策課	子ども施策の総合企画・調整、少子化対策、青少年健全育成
子育て支援課	子ども・子育て支援新制度の推進、保育人材の確保・定着、母子保健の推進
児童家庭課	児童の福祉、女性の福祉、ひとり親家庭等の福祉、児童手当、子ども医療費、障がい児の福祉、発達障がい支援

(出所：福島県保健福祉部「令和6年度事業計画書」)

## 保健福祉事務所

総務企画部	<ul style="list-style-type: none"><li>• 事務所としての総務、企画調整業務を行います。</li><li>• 広域的な計画策定、研修、情報提供を通じ、県民に身近な行政サービスを提供する市町村を支援します。</li></ul>
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"><li>• 高齢者、児童、障害者等に関する業務を対象者毎に再編したり、相談窓口を一本化したりして、各種サービスを県民にわかりやすく提供します。</li><li>• 配偶者等からの暴力（ドメスティックバイオレンス）に対する相談にも対応します。</li><li>• 保健と福祉の相互連携により総合的なケアの推進を図ります。</li></ul>
生活衛生部	<ul style="list-style-type: none"><li>• 県民の安全で快適な生活環境を守るための衛生業務と県民の生命と健康を守るための医事・薬事、感染症等の業務を行います。</li><li>• 健康危機事例が発生した場合には、迅速・一体的な対応を行います。</li></ul>

(出所：福島県ホームページ)

### 第3 福島県の保健福祉予算の状況

福島県の令和4年度から6年度の保健福祉部の一般会計予算の推移は以下のとおりである。

一般会計

(単位：千円)

区分	令和4年度 当初	令和5年度 当初	令和6年度 当初	財源内訳		
				国庫	その他	一般財源
(保健福祉総室) 保健福祉総務課 国民健康保険課	64,336,610	66,150,935	64,616,325	3,392,967	4,585,813	56,637,545
(生活福祉総室) 社会福祉課 高齢福祉課 障がい福祉課	62,164,653	61,721,522	58,832,692	8,066,833	3,194,996	47,570,863
(健康衛生総室) 健康づくり推進課 県民健康調査課 地域医療課 医療人材対策室 感染症対策課 食品生活衛生課 薬務課	73,060,689	86,386,207	21,424,456	5,982,164	14,051,484	1,390,808
(こども未来局) こども・青少年政策課 子育て支援課 児童家庭課	32,451,479	32,859,695	33,093,375	4,145,432	1,244,184	27,703,759
保健福祉部合計	232,013,431	247,118,359	177,966,848	21,587,396	23,076,477	133,302,975
一般財源使用可能額	—	—	—	—	—	168,610
(再掲) 職員費	8,881,959	8,852,490	8,875,822	211,810	476,290	8,187,722
県全体	1,267,677,321	1,338,249,165	1,238,107,758	190,634,164	390,468,322	657,005,272
保健福祉部/県全体	18.3%	18.5%	14.4%	11.3%	5.9%	20.3%

※保健福祉総務課に福島県立病院事業会計への負担金等を含む

(出所：令和4～6年度の「福島県保健福祉部事業計画書」から監査人作成)

## 第4 監査対象とした個別の保健福祉事業及び施設の概要

### 1 福島県立社会福祉施設の状況（県直営）

#### 【県直営の社会福祉施設の一覧】

部名	担当課名	公の施設名
保健福祉部	児童家庭課	中央児童相談所
保健福祉部	児童家庭課	県中児童相談所
保健福祉部	児童家庭課	会津児童相談所
保健福祉部	児童家庭課	浜児童相談所
保健福祉部	児童家庭課	大笹生学園
保健福祉部	児童家庭課	総合療育センター
保健福祉部	児童家庭課	福島学園
保健福祉部	児童家庭課	女性のための相談支援センター
保健福祉部	障がい福祉課	障がい者総合福祉センター
保健福祉部	障がい福祉課	精神保健福祉センター

#### (1) 中央児童相談所

##### ① 施設の概要

##### ア 所在地

〒960-8002 福島県福島市森合町10-9

##### イ 開所年月日

昭和23年6月18日

昭和47年4月1日 改築

##### ウ 管轄区域

福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡

(計：4市2郡4町村)

##### エ 事業概要（県中・会津・浜も同様）

各児童相談所では、すべてのこどもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう、こども及びその家庭を援助することを目的として相談援助活動を行っている。

相談は、児童相談所への来所により行っている。電話相談は、令和元年度をもって終了し、児童相談所虐待対応ダイヤル（189）に移行している。なお、福島県では、令和7年7月1日から、LINEによる相談窓口「ふくしま親子・ヤングケアラーのための相談」を開設している。

児童相談所が行う主な業務は、次のとおりである。

- ・ 市町村援助業務  
市町村が行う児童家庭相談に関する業務に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う。
- ・ 相談業務  
こどもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を要する相談に応じる。
- ・ 一時保護業務  
虐待、家出、放任（ネグレクト）等により緊急性がある場合や、行動観察、短期入所が必要な場合等に一時保護を行う。
- ・ 措置業務  
必要に応じ、こどもの児童福祉施設等への入所措置や、里親、指定医療機関への委託などを行う。

#### オ 児童相談所の管内概況

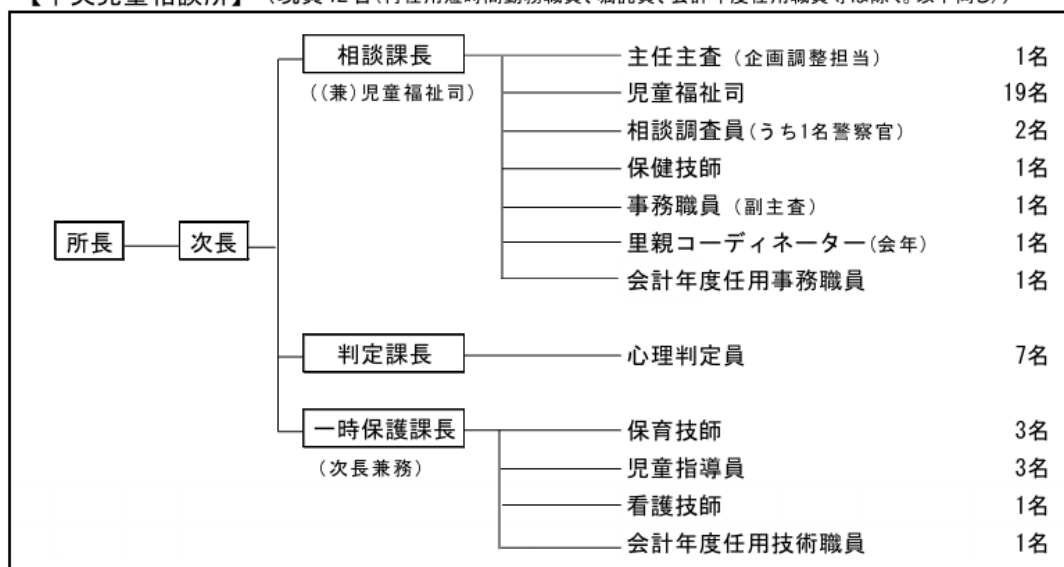
児童相談所名	管轄	管内面積 (km <sup>2</sup> )	管内人口 (人)	管内児童数 (人)	人口に対する児童数の割合	県全体に占める児童割合
	市町村数					
① 中央児童相談所	4市 3町 1村	1,753.34	441,555	56,127	12.7%	25.0%
② 県中児童相談所	4市10町 7村	3,639.32	627,086	85,290	13.6%	38.0%
③ 会津児童相談所	2市11町 4村	5,420.31	234,621	29,532	12.6%	13.2%
④ 浜児童相談所	3市 7町 3村	2,970.77	420,353	53,352	12.7%	23.8%
計	13市31町15村	13,783.74	1,723,615	224,301	13.0%	100.0%

※ 人口及び児童数は、「福島県現住人口調査 令和7年6月1日現在」による。

(出所：令和7年度版（令和6年度実績）業務概要)

② 職員数等（令和7年4月1日時点）

【中央児童相談所】（現員42名（再任用短時間勤務職員、嘱託員、会計年度任用職員等は除く。以下同じ））



（出所：令和7年度版（令和6年度実績）業務概要）

なお、上記のほか、各児童相談所に嘱託医（小児科、精神科）、児童虐待対応専門員（医師、弁護士、学識者）、宿日直職員を配置するとともに、一時保護所には学習指導協力員、児童指導補助員（いずれも会計年度任用職員）を配置している。

③ 令和6年度 予算収支決算書（県中・会津・浜も同様）

予算計上にあたっては本庁で一括予算計上しており県有施設区分での予算取りはしておらず、あくまで「県全体で実施する事業」の予算取りが多いため、一部光熱水費などは県有施設予算を把握できるものの、各県有施設の事業費までは把握していない状況（県有施設によっては多くの事業を実施）である。また、県決算でも各県有施設ごとに金額を算出することは求められていない。

(2) 県中児童相談所

① 施設の概要

ア 所在地

〒963-8041 福島県郡山市富田町字町田3番地

イ 開所年月日

平成19年4月1日

令和5年1月30日 移転

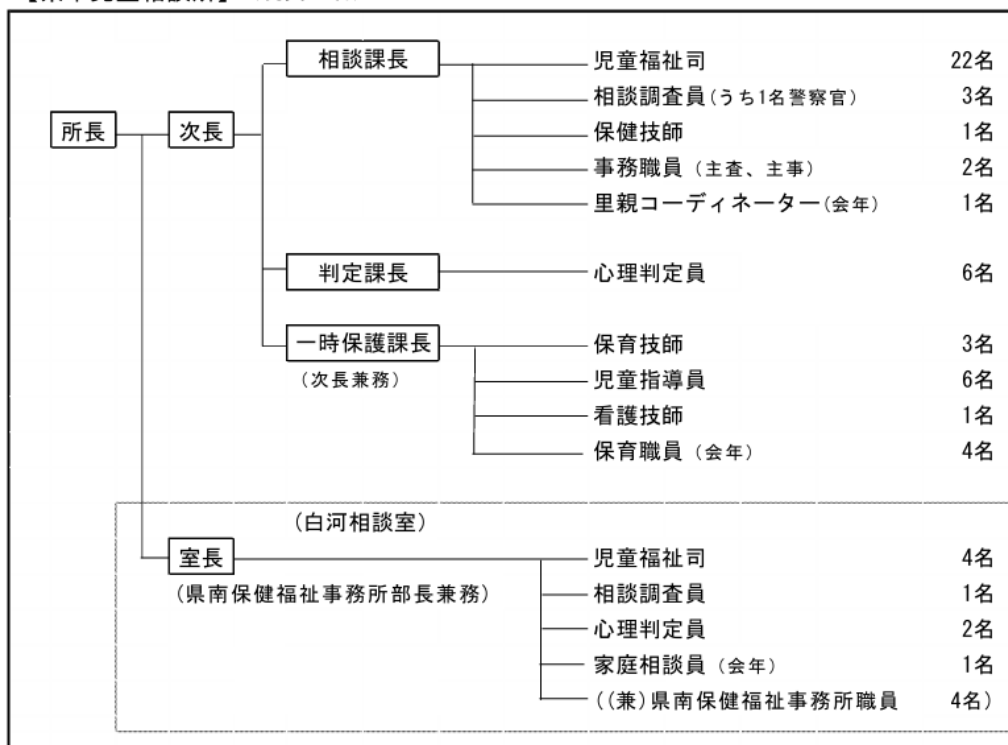
ウ 管轄区域

郡山市、白河市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡、西白河郡、東白川郡

(計：4市5郡17町村)

② 職員数等 (令和7年4月1日時点)

【県中児童相談所】(現員55名)



(出所：令和7年度版(令和6年度実績)業務概要)

(3) 会津児童相談所

① 施設の概要

ア 所在地

〒965-0003 福島県会津若松市一箕町大字八幡字門田1-3

イ 開所年月日

昭和35年12月1日

平成18年4月1日 移転

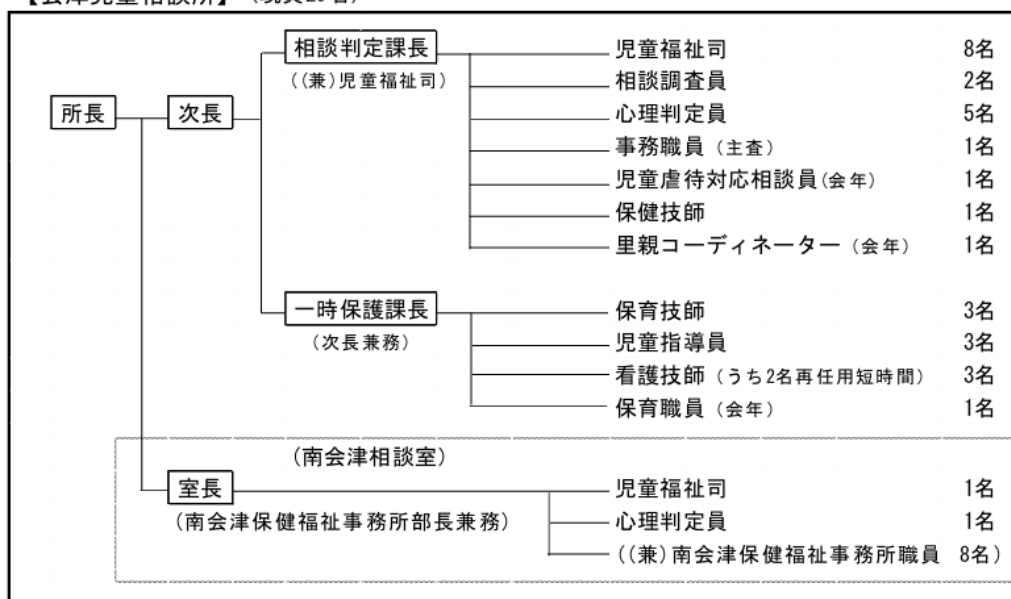
ウ 管轄区域

会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡、南会津郡

(計：2市4郡15町村)

② 職員数等（令和7年4月1日時点）

【会津児童相談所】（現員29名）



（出所：令和7年度版（令和6年度実績）業務概要）

(4) 浜児童相談所

① 施設の概要

ア 所在地

〒970-8033 福島県いわき市自由が丘 38-15

イ 開所年月日

昭和28年5月1日

平成29年8月7日 改築

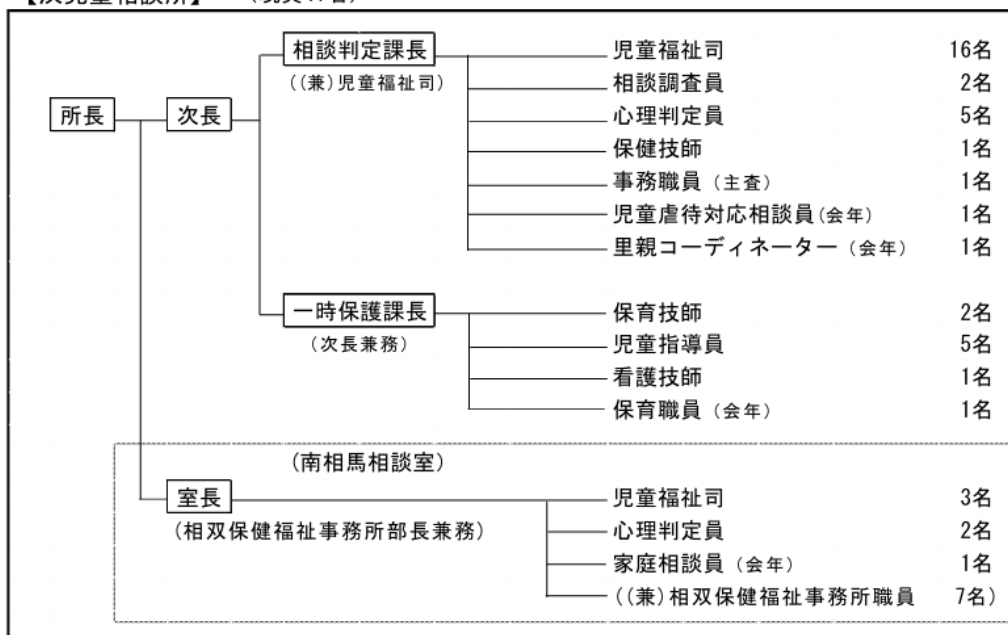
ウ 管轄区域

いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡

（計：3市2郡10町村）

② 職員数等（令和7年4月1日時点）

【浜児童相談所】（現員41名）



（出所：令和7年度版（令和6年度実績）業務概要）

(5) 大笹生学園



（出所：福島県ホームページ）

① 施設の概要

ア 所在地

〒960-0251 福島県福島市大笹生字組板山 182 番地の 1

イ 開所年月日

昭和 26 年 10 月 15 日

ウ 事業概要

主として知的障がいのある児童を入所、保護するとともに、児童の能力に応じて、心身の発達を促し、将来、地域社会の中ですこやかに生活ができるよう、保護及び特別支援学校、児童相談所、市町村等の関係機関との連携を密にしながら、支援していくことを目的としている。

エ 定員

入所支援サービス 45 名

短期入所支援サービス 5 名

② 職員数等（令和 7 年 4 月 1 日時点）

職名	員数	備考
園長	1	
次長兼総務課長	1	
主任主査兼指導課長	1	
児童発達支援管理責任者	1	保育技師兼務
児童指導員	17	うち、会計年度任用 1
保育技師	14	うち、会計年度任用 6
看護技師	2	
栄養技師	1	
主査	1	
専門員	2	
介助員	1	会計年度任用
運転手	1	会計年度任用
宿日直員	3	会計年度任用
嘱託医	3	

③ 令和 6 年度 予算収支決算書

予算計上にあたっては本庁で一括予算計上しており県有施設区分での予算取りはしておらず、あくまで「県全体で実施する事業」の予算取りが多いため、一部光熱水費などは県有施設予算を把握できるものの、各県有施設の事業費までは把握していない状況（県有施設によっては多くの事業を実施）である。また、県決算でも各県有施設ごとに金額を算出することは求められていない。

(6) 総合療育センター



(出所：福島県ホームページ)

① 施設の概要

ア 所在地

〒963-8041 福島県郡山市富田町字上ノ台4番地の1

イ 開所年月日

昭和38年1月1日

ウ 事業概要

児童福祉法による障害児入所施設であると同時に医療法による病院であり、手足または体幹の機能の不自由な児童に対し、通所あるいは入所により、治療・訓練・生活指導及び教育を有機的に行い、それに加えて総合的な外来診療部門を充実して、障がいの早期発見ならびに早期治療・訓練及び教育を行うための総合療育を目的としている。

エ 定員

措置及び契約入所 80名

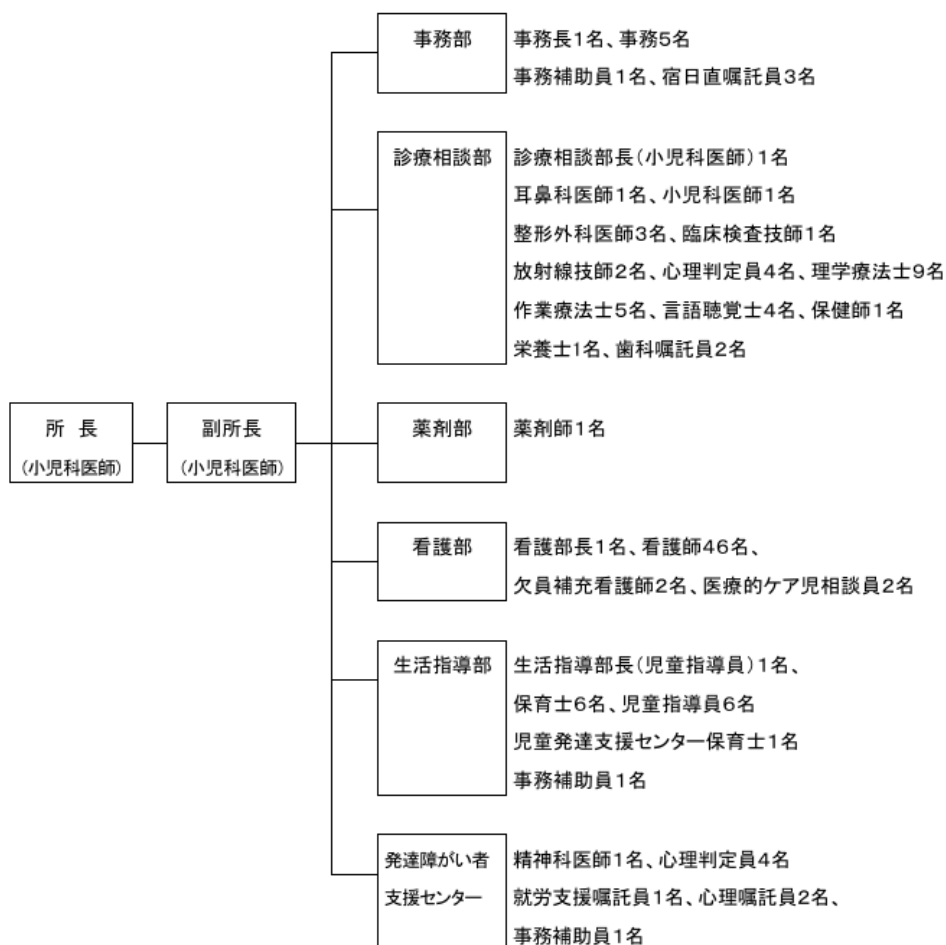
一般入所 10名

契約通所 20名

オ 診療科目

整形外科、小児科、耳鼻咽喉科、精神科、眼科、泌尿器科、歯科、リハビリテーション科

② 職員数等（令和7年4月1日時点）



正規職員	107名
特定会計年度任用職員	10名
会計年度任用事務職員	2名
会計年度任用技術職員	3名
会計年度外任用職員	1名
計	123名 (R7. 4. 1現在)

（出所：令和7年度版（令和6年度実績）福島県総合療育センター業務概要）

③ 令和6年度 予算収支決算書

予算計上にあたっては本庁で一括予算計上しており県有施設区分での予算取りはしておらず、あくまで「県全体で実施する事業」の予算取りが多いため、一部光熱水費などは県有施設予算を把握できるものの、各県有施設の事業費までは把握していない状況（県有施設によっては多くの事業を実施）である。また、県決算でも各県有施設ごとに金額を算出することは求められていない。

(7) 福島学園



(出所：全国児童自立支援施設協議会ホームページ)

① 施設の概要

ア 所在地

〒962-0001 福島県須賀川市森宿字中新田 128

イ 開所年月日

明治 42 年 4 月 1 日

昭和 31 年 6 月 15 日 相馬市より移転し改称

ウ 事業概要

児童福祉法第 44 条に規定された児童自立支援施設であり、不良行為のほかに、家庭環境などの理由により生活指導等を要する児童を受け入れ、入所児童の最善の利益実現のため、「With の精神（君たちとともに）」を基本理念に、適切な環境のもとで、児童のニーズに合わせた指導を行うことによって、社会的自立を支援する専門機関である。

児童福祉施設であるため、法務省管轄の少年院のような、鍵をかけた閉鎖的環境下での矯正教育はしておらず、反対に、鍵の掛からない開放的、かつ家庭的な環境の下で、児童と職員が共に生活しながら、専門的支援を継続することによって、入所児童の「育て直しと、育ち直し」が行われている。

エ 定員

50 名

② 職員数等（令和7年4月1日時点）

職名等	員数	備考
学園長	1	
副学園長兼総務課長	1	
主査	1	
主任栄養技師	1	
指導支援課長	1	
専門児童自立支援専門員	1	
主任児童自立支援専門員	13	
副主任児童自立支援専門員	2	
児童自立支援専門員	4	
心理判定員兼児童自立支援専門員	1	
主任児童生活支援員	1	
主任看護技師	1	

③ 令和6年度 予算収支決算書

予算計上にあたっては本庁で一括予算計上しており県有施設区分での予算取りはしておらず、あくまで「県全体で実施する事業」の予算取りが多いため、一部光熱水費などは県有施設予算を把握できるものの、各県有施設の事業費までは把握していない状況（県有施設によっては多くの事業を実施）である。また、県決算でも各県有施設ごとに金額を算出することは求められていない。

(8) 女性のための相談支援センター

① 施設の概要

ア 所在地

〒960-8134 福島県福島市上浜町6-3

(問い合わせ先)

024-522-1010（相談専用電話） 9時～21時（祝日・年末年始を除く）

イ 開所年月日

昭和32年5月14日 福島県信夫福祉事務所に婦人相談所を開設

平成16年4月1日 「女性のための相談支援センター」として業務開始

ウ 事業概要

福島県女性支援事業の実施機関として、困難な問題を抱える女性に関する相談、自立支援等、一時保護及び長期保護（女性自立支援施設入所）を行う。

## 「相談業務」

- ・ 電話相談  
→相談専用電話で、女性相談支援員が相談に対応する。  
外国語による相談については、(公財) 福島県国際交流協会の三者電話(トリオフォン)による無料通訳サービスを利用し対応する。※言語により曜日指定または要予約
- ・ 来所相談  
→電話相談を受け、面接による相談の希望があった場合、当センターへの来所による相談を受ける。※原則として予約制

### 女性相談のご案内

女性が抱えるさまざまな問題の解決のお手伝いを、女性のための相談支援センターをはじめとする県内各地の女性相談窓口で実施しています。

例えばこんなとき、

- ・ 夫や恋人からの暴力(DV)で悩んでいるとき
- ・ 家庭内の不和やいざこざで悩んでいるとき
- ・ 離婚、男女関係のトラブルで悩んでいるとき
- ・ ストーカー被害に悩んでいるとき
- ・ 「アダルトビデオ出演強要」や「JKビジネス」で悩んでいるとき
- ・ 生活上のいきづまりで悩んでいるとき
- ・ 誰に相談していいかわからないとき

秘密は固く守られます。一人で悩まないで、安心してご相談ください。

(出所：福島県ホームページ)

## 「調査、医学的または心理的援助」

- ・ 本人の了解を得た上で、本人及びその家庭環境などについて必要な調査を行うとともに、医学的または心理的援助を行う。

## 「保護業務」

### 緊急避難支援事業

- ・ 一時保護の必要性が認められる場合で、夜間かつ遠距離等の移送による心身の負担軽減を図る必要がある場合、地元宿泊施設における緊急避難支援を行う。

### 緊急保護

- ・ 緊急保護の必要性が認められる場合、当センター内レストフルームで緊急保護を行う。

### 一時保護

- ・ 緊急の保護または暴力被害等からの保護等を必要とする女性及び同伴家族について、福祉事務所長等からの協議及び本人の希望に基づき、一時保護を行う。ただし、中学生以上の男児は児童相談所で保護を行う。

- ・ 一時保護所が満室の場合や安全確保、自立支援等の観点からより適切な保護が見込まれる場合は、民間施設等への委託により一時保護を行う。
- ・ 利用者が新たな居住地で自立して生活するために、就業、生活資金（生活保護を含む）、保護命令の申立等の法的支援等について情報提供や助言を行い、併せて、ハローワーク、福祉事務所、裁判所等関係機関との連絡調整を図る。
- ・ 外国語対応が必要な場合、（公財）福島県国際交流協会等により通訳者を確保し支援を行う。

#### 女性自立支援施設入所（長期保護）

- ・ 一時保護した利用者のうち、長期にわたり保護を行い自立を支援することが必要な場合、所内女性自立支援施設（長期保護）または民間施設等へ措置し、引き続き自立支援を行う。

#### 「啓発活動・研修等」

- ・ 女性支援事業や女性への暴力防止対策等について啓発活動や視察等対応を行う。
- ・ 女性支援関係職員を対象として研修を行い、女性相談支援員等の資質向上に努める。

#### 「関係機関との連携」

- ・ 各種会議等に参加し、保護及び自立支援に関する情報共有及び連携を促進する。

#### 「DV被害者の救援救助及び自立支援」

### ② 職員数等（令和7年4月1日時点）

職名等	員数	備考
所長（心理）	1	
次長（事務）	1	
専門心理支援員兼生活支援員	1	
主査	1	
主任生活支援員	1	
主任看護技師	1	
主任心理支援員	1	
主任相談調査員	2	
相談調査員	1	

③ 令和6年度 予算収支決算書

予算計上にあたっては本庁で一括予算計上しており県有施設区分での予算取りはしておらず、あくまで「県全体で実施する事業」の予算取りが多いため、一部光熱水費などは県有施設予算を把握できるものの、各県有施設の事業費までは把握していない状況（県有施設によっては多くの事業を実施）である。また、県決算でも各県有施設ごとに金額を算出することは求められていない。

(9) 障がい者総合福祉センター



(出所：福島県ホームページ)

① 施設の概要

ア 所在地

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 福島県庁北庁舎1階

イ 開所年月日

昭和27年6月2日 身体障害者更生相談所を信夫福祉事務所内(福島市中町)に設置

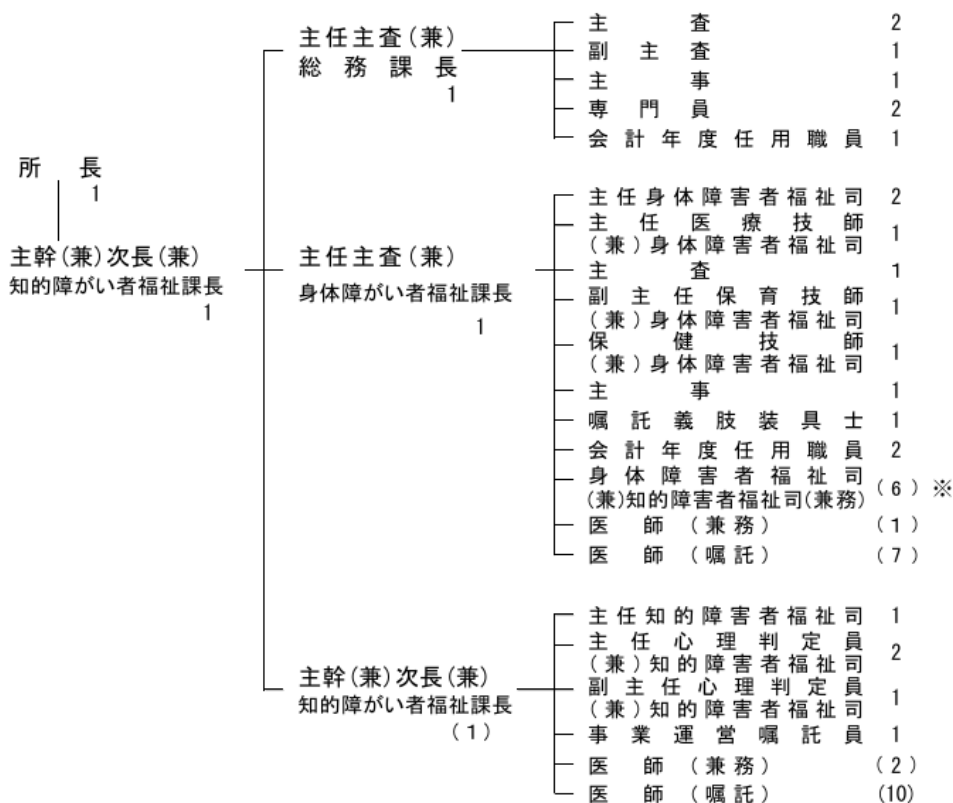
平成28年8月9日 現所在地移転

ウ 事業概要

身体障害者福祉法に基づく身体障害者更生相談所及び知的障害者福祉法に基づく知的障害者更生相談所として設置され、福島県障がい者総合福祉センター条例により次の業務を行うこととされている。

- ・ 身体障がい者及び知的障がい者に関する専門的な知識・技術を要する相談、指導
- ・ 身体障がい者及び知的障がい者の医学的、心理学的、職能的判定及び社会的評価
- ・ 身体障がい者及び知的障がい者に関する市町村が行う援護の実施に関し、市町村に対する専門的な技術的援助及び助言、情報提供、市町村相互間の連絡調整
- ・ 補装具の処方及び適合判定
- ・ 自立支援医療費（更生医療）の要否判定

② 職員数等（令和7年6月1日時点）



※ 県内6保健福祉事務所が本務

(出所：令和7年度版（令和6年度実績）福島県障がい者総合福祉センター業務概要)

③ 令和6年度 予算収支決算書

予算計上にあたっては本庁で一括予算計上しており県有施設区分での予算取りはしておらず、あくまで「県全体で実施する事業」の予算取りが多いため、一部光熱水費などは県有施設予算を把握できるものの、各県有施設の事業費までは把握

していない状況（県有施設によっては多くの事業を実施）である。また、県決算でも各県有施設ごとに金額を算出することは求められていない。

(10) 精神保健福祉センター



(出所：福島県ホームページ)

① 施設の概要

ア 所在地

〒960-8012 福島県福島市御山町8番30号 県保健衛生合同庁舎5階

イ 開所年月日

平成5年11月24日

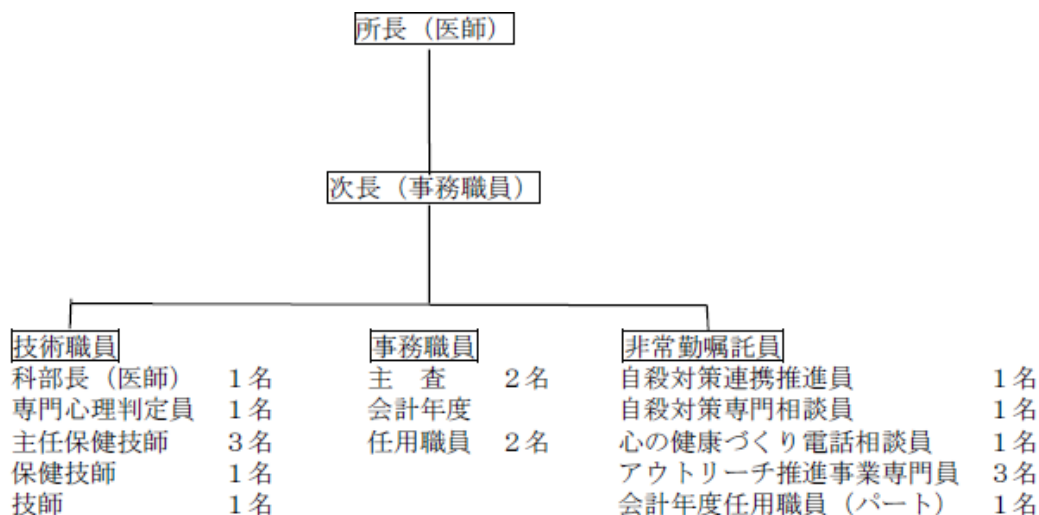
ウ 事業概要

- (ア) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及に関すること。
- (イ) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する調査研究に関すること。
- (ウ) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導並びにこれらに付随する診療に関すること。
- (エ) 精神医療審査会の事務に関すること。
- (オ) 精神保健福祉法第45条第1項の申請に対する決定及び障害者総合支援法第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務に関すること。
- (カ) 障害者総合支援法第22条第2項の規定により、市町村が同条第1項に規定する支給要否決定を行うに当たり意見を述べること。
- (キ) 障害者総合支援法第26条第1項の規定により、市町村に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。

(ク) 前各号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(福島県精神保健福祉センター条例 (昭和 47 年福島県条例第 18 号) 第 3 条より)

② 職員数等 (令和 7 年 3 月末日時点)



(出所：令和 6 年度精神保健福祉センター所報 第 53 集)

③ 令和 6 年度 予算収支決算書

予算計上にあたっては本庁で一括予算計上しており県有施設区分での予算取りはしておらず、あくまで「県全体で実施する事業」の予算取りが多いため、一部光熱水費などは県有施設予算を把握できるものの、各県有施設の事業費までは把握していない状況 (県有施設によっては多くの事業を実施) である。また、県決算でも各県有施設ごとに金額を算出することは求められていない。

2 福島県立社会福祉施設の状況（指定管理者制度）

【指定管理者制度を導入している社会福祉施設の一覧】

部名	担当課名	公の施設名	指定管理者
保健福祉部	保健福祉総務課	太陽の国（クリニック）	（社福）福島県社会福祉事業団
保健福祉部	保健福祉総務課	勤労身体障がい者体育館	（社福）福島県社会福祉事業団
保健福祉部	保健福祉総務課	太陽の国（交流センター）	（社福）福島県社会福祉事業団
保健福祉部	障がい福祉課	太陽の国（ひばり寮）	（社福）福島県社会福祉事業団
保健福祉部	障がい福祉課	太陽の国（けやき荘）	（社福）福島県社会福祉事業団
保健福祉部	障がい福祉課	太陽の国（かしわ荘）	（社福）福島県社会福祉事業団
保健福祉部	障がい福祉課	太陽の国（かえで荘）	（社福）福島県社会福祉事業団
保健福祉部	障がい福祉課	ばんだい荘わかば	（社福）福島県社会福祉事業団
保健福祉部	障がい福祉課	ばんだい荘あおば	（社福）福島県社会福祉事業団
保健福祉部	障がい福祉課	福島県点字図書館	（公社）福島県視覚障がい者福祉協会
保健福祉課	児童家庭課	福島県立乳児院（※1）	（公財）星総合病院

（※1）令和7年3月31日の若松乳児院に廃止に伴い、令和7年4月1日に設置

(1) 太陽の国クリニック



(出所：社会福祉法人福島県社会福祉事業団ホームページ)

① 施設の概要

ア 所在地

〒961-8071 福島県西郷村大字真船字芝原 29-4

イ 開所年月日

昭和 57 年 4 月 1 日

ウ 事業概要

太陽の国に入所されている方及び地域住民を対象としたクリニック（10 床）  
ペインクリニック内科、内科、外科、精神科、歯科、整形外科、皮膚科

エ 非常勤医師派遣協力医療機関

福島県立医科大学（循環器内科学講座・血液内科学講座）

福島県立医科大学保健科学部臨床検査学科

福島県立ふくしま医療センターこころの杜

白河厚生総合病院

済生会宇都宮病院

ファミリークリニック東大宮

奥羽大学歯学部附属病院

オ 診察日、休診日等

診療日 (令和7年9月16日現在)						
診療科	月	火	水	木	金	
内科	●	●		●	●	
精神科	●	●		●	●	一般は月曜日午後・予約制となります。
整形外科			●			第5水曜日は休診・月4回 (一般は午前のみとなります。)
皮膚科		●				第2週と第4週の午後 (14:30~16:00) のみの診療となります。 診療日は電話にて事前に照会してください。
ペインクリニック内科	●					予約制となります。第1週と第3週のみ診療となります。 令和7年9月16日より当面の間、休診となります。
外科			●		●	予約制となります。午後のみ診療となります。 診療は外来診療と医療相談のみとなります。
歯科				●		予約制となります。

診察・受付時間	休診日
<p><b>午前</b> 8時45分～11時45分</p> <hr/> <p><b>午後</b> 1時30分～4時30分 ※内科は2時30分～4時30分</p>	<p>土曜日／日曜日／祝日／毎月第2・第4金曜日 12月29日から翌年1月3日まで</p> <p>※毎週水曜日の内科外来は休診</p>

(出所：社会福祉法人福島県社会福祉事業団ホームページ)

② 職員数等 (令和7年4月1日時点)

職名等	人数	備考
医師	2	参事兼院長、副院長
嘱託医師	6	
委託歯科医師	1	
事務員	5	事務長 他
診療放射線技師	1	主任診療放射線技師
薬剤師	1	薬剤師
臨床検査技師	1	
看護師	9	看護部長兼看護師長、副看護師長兼医療看護課長 他
准看護師	4	
機能訓練士	1	※兼務
栄養士	1	副主任栄養士 ※兼務

③ 過去3か年の収支の推移

ア 収入の部

(単位：円)

科目	R4 決算額	R5 決算額	R6 予算額 (1)	R6 決算額 (2)	R6 予算残確 (1)－(2)
医療事業収入	318,367,972	317,510,700	305,031,000	303,345,720	1,685,280
うち、県委託 金事業収入	187,708,000	187,419,000	185,410,000	185,410,000	0
補助事業収入	2,870,218	0	0	0	0
その他の収入	30,821	21,589	217,000	217,581	△581
積立資産取崩 収入	1,392,000	10,865,626	3,279,000	3,278,474	526
事業区分間 繰入金収入	51,706,199	52,230,153	50,781,000	50,780,456	544
その他の活動 による収入	330,000	0	0	0	0
収入合計	374,697,210	380,628,068	359,308,000	357,622,231	1,685,769

イ 支出の部

(単位：円)

科目	R4 決算額	R5 決算額	R6 予算額 (1)	R6 決算額 (2)	R6 予算残確 (1)－(2)
事業費支出	336,270,590	350,187,683	341,271,000	339,497,136	1,773,864
支払利息支出	1,111,605	643,155	370,000	369,113	887
その他の支出	152,194	151,250	112,000	106,439	5,561
ファインソर्स債務 返済支出	9,744,987	5,886,417	4,446,000	4,445,041	959
固定資産取得 支出	110,084	1,984,400	213,000	212,300	700
積立資産支出	1,320,923	5,642,308	3,523,000	3,522,727	273
事業区分間 繰入金支出	23,977,293	13,576,320	8,489,000	8,488,110	890
その他の活動 による支出	330,000	0	0	0	0

当期資金収支 差額	1,679,534	2,556,536	884,000	981,365	△97,365
支出合計	374,697,210	380,628,068	359,308,000	357,622,231	1,685,769

(2) 勤労身体障がい者体育館



(出所：社会福祉法人福島県社会福祉事業団ホームページ)

① 施設の概要

ア 所在地

〒961-8071 福島県西郷村大字真船字芝原 29-3

イ 開所年月日

昭和 51 年 10 月 1 日

ウ 事業概要

働いている身体障がい者の方、太陽の国に入所されている方及び地域住民の方を対象とした体育館

一部貸切 400 円/時間 (平日・一般)

② 職員数等 (令和 7 年 4 月 1 日時点)

職名等	員数	備考
館長	1	
主事	1	

③ 過去3か年の収支の推移

ア 収入の部

(単位：円)

科目	R4 決算額	R5 決算額	R6 予算額 (1)	R6 決算額 (2)	R6 予算残確 (1) - (2)
補助事業収入	7,625,000	2,840,000	3,718,000	3,717,800	200
うち、県委託金 事業収入	2,840,000	2,840,000	2,840,000	2,840,000	0
雑収入	9,116	18,891	25,000	27,474	△2,474
収入合計	7,634,116	2,858,891	3,743,000	3,745,274	△2,274

イ 支出の部

(単位：円)

科目	R4 決算額	R5 決算額	R6 予算額 (1)	R6 決算額 (2)	R6 予算残確 (1) - (2)
事務費支出	6,672,393	2,178,226	3,663,000	3,644,815	18,185
当期資金収支差額	961,723	680,665	80,000	100,459	△20,459
支出合計	7,634,116	2,858,891	3,743,000	3,745,274	△2,274

(3) 太陽の国交流センター



(出所：県提供)

① 施設の概要

ア 所在地

〒961-8071 福島県西郷村大字小田倉字上上野原5-1

イ 開所年月日

昭和 54 年 5 月 1 日

ウ 事業概要

社会福祉関係者や一般の方が利用できる研修施設

利用料 3,300 円（一日）／1,650 円（半日）

② 職員数等（令和 7 年 4 月 1 日時点）

職名等	員数	備考
所長	1	
主事	1	

③ 過去 3 か年の収支の推移

ア 収入の部

（単位：円）

科目	R 4 決算額	R 5 決算額	R 6 予算額 (1)	R 6 決算額 (2)	R 6 予算残確 (1) - (2)
補助事業収入	5,098,000	2,132,000	2,132,000	2,132,000	0
うち、県委託金事業収入	5,098,000	2,132,000	2,132,000	2,132,000	0
その他の収入	18,023	24,782	23,000	20,757	2,243
収入合計	5,116,023	2,156,782	2,155,000	2,152,757	2,243

イ 支出の部

（単位：円）

科目	R 4 決算額	R 5 決算額	R 6 予算額 (1)	R 6 決算額 (2)	R 6 予算残確 (1) - (2)
事業費等支出	4,880,736	2,115,291	1,545,000	1,426,970	118,030
当期資金収支差額	235,287	41,491	610,000	725,787	△115,787
支出合計	5,116,023	2,156,782	2,155,000	2,152,757	2,243

(4) 障害者支援施設ひばり寮



(出所：社会福祉法人福島県社会福祉事業団ホームページ)

① 施設の概要

ア 所在地

〒961-8071 福島県西郷村大字真船字芝原 29-4

イ 開所年月日

昭和 59 年 4 月 1 日

ウ 事業概要

生活介護、自立訓練（機能訓練）及び施設入所支援を行う施設

エ 定員

生活介護 80 名

入所支援 89 名

短期入所 空室利用

② 職員数等（令和 7 年 4 月 1 日時点）

職名等	員数	備考
施設長	1	寮長
サービス管理責任者	2	
看護師	4	看護職員
管理栄養士	1	
理学療法士	1	
作業療法士	1	
生活支援員	28	

③ 過去3か年の収支の推移

ア 収入の部

(単位：円)

科目	R4 決算額	R5 決算額	R6 予算額 (1)	R6 決算額 (2)	R6 予算残確 (1) - (2)
障害福祉サービス等事業収入	403,452,331	390,457,483	375,412,000	376,873,282	△1,461,282
うち、県委託金事業収入	54,905,000	57,107,000	54,965,000	54,965,000	0
その他の事業収入	4,015,105	1,270,000	0	0	0
補助事業収入	1,958,000	21,538,000	0	0	0
経常経費寄附金収入	170,000	0	101,000	101,002	998
その他の収入	730,739	384,520	519,000	516,000	3,000
拠点区分間繰入金収入	24,698,244	25,767,685	37,892,000	34,034,841	3,857,159
積立資産取崩収入	5,854,361	2,261,000	2,994,000	2,993,418	582
収入合計	440,878,780	441,678,688	416,918,000	414,517,543	2,400,457

イ 支出の部

(単位：円)

科目	R4 決算額	R5 決算額	R6 予算額 (1)	R6 決算額 (2)	R6 予算残確 (1) - (2)
事業費等支出	367,097,030	385,619,087	365,072,029	362,963,456	2,108,573
その他の支出	0	0	1,000	203	797
固定資産取得支出	1,650,084	149,160	0	0	0
積立資産支出	3,801,000	5,595,201	1,888,000	1,887,399	601
事業区分間繰入金支出	6,180,000	6,180,000	5,232,000	5,232,000	0
拠点区分間繰入金支出	58,518,271	43,124,480	44,286,000	44,434,485	0

当期資金収支 差額	3,632,395	1,010,760	0	0	0
支出合計	440,878,780	441,678,688	416,818,000	414,517,543	2,400,457

(5) 障害者支援施設けやき荘



① 施設の概要

ア 所在地

〒961-8071 福島県西郷村大字真船字芝原 29-4

イ 開所年月日

昭和 49 年 8 月 1 日

ウ 事業概要

生活介護、施設入所支援を行う施設

エ 定員

生活介護 80 名

入所支援 80 名

短期入所 4 名

② 職員数等（令和7年4月1日時点）

職名等	員数	備考
管理者	1	園長
次長	1	次長兼業務係長
サービス管理責任者	2	(主任) 援助員兼サービス管理責任者
嘱託医	2	
生活支援員	28	援助係長 主任援助員 副主任援助員 援助員 介護員 (社会福祉士4名、介護福祉士26名、精神保健福祉士2名、保育士3名、強度行動障害支援者養成研修受講者7名)
事務員	2	
看護職員	2	看護師

③ 過去3か年の収支の推移

ア 収入の部

(単位：円)

科目	R4 決算額	R5 決算額	R6 予算額 (1)	R6 決算額 (2)	R6 予算残確 (1) - (2)
自立支援費等 収入	306,069,255	303,701,800	298,644,000	299,824,740	△1,180,740
利用者負担金 収入	41,550,776	41,517,008	41,061,000	41,221,697	△160,697
補足給付費 収入	7,398,922	7,669,905	9,613,000	9,692,075	△79,075
特定費用収入	1,824,000	1,832,000	1,844,000	1,852,000	△8,000
その他の事業 費収入	34,071,390	29,306,000	35,097,000	35,097,304	△304
うち、県委託 金事業収入	29,750,000	27,806,000	34,046,000	34,046,000	0
経常経費寄附 金収入	0	0	84,000	84,000	0
その他の収入	114,769	86,093	156,000	187,460	△31,460

積立預金取崩 収入	3,311,419	12,309,371	4,489,000	4,488,074	926
拠点区分間 繰入金収入	25,871,079	23,604,508	26,932,000	26,933,074	△1,074
収入合計	420,211,610	420,026,685	417,920,000	419,380,424	△1,460,424

イ 支出の部

(単位：円)

科目	R4 決算額	R5 決算額	R6 予算額 (1)	R6 決算額 (2)	R6 予算残確 (1) - (2)
事業費等支出	355,796,189	362,205,869	362,244,740	361,411,797	832,943
その他の支出	1,913	1,904	18,000	14,592	3,408
固定資産取得 支出	110,084	0	0	0	0
積立預金積立 支出	2,479,618	2,825,551	2,719,000	2,718,021	979
事業区分間 繰入金支出	6,396,000	6,396,000	6,396,000	6,396,000	0
拠点区分間 繰入金支出	49,589,891	46,461,169	46,013,260	46,013,260	0
当期資金収支 差額	5,837,915	2,136,192	529,000	2,826,754	△2,297,754
支出合計	420,211,610	420,026,685	417,920,000	419,380,424	△1,460,424

(6) 障害者支援施設かしわ荘



(出所：社会福祉法人福島県社会福祉事業団ホームページ)

① 施設の概要

ア 所在地

〒961-8071 福島県西郷村大字真船字芝原 29-4

イ 開所年月日

昭和 50 年 9 月 1 日

ウ 事業概要

生活介護、施設入所支援を行う施設

エ 定員

生活介護 80 名

入所支援 80 名

短期入所 4 名

② 職員数等（令和 7 年 4 月 1 日時点）

職名等	員数	備考
管理者	1	園長
次長	1	次長兼業務係長
サービス管理責任者	2	援助員兼サービス管理責任者
管理栄養士	1	管理栄養士
生活支援員	32	援助係長 主任援助員

		副主任援助員 援助員 介護員
事務員	2	事務員
看護職員	2	看護師 准看護師

③ 過去3か年の収支の推移

ア 収入の部

(単位：円)

科目	R4 決算額	R5 決算額	R6 予算額 (1)	R6 決算額 (2)	R6 予算残確 (1) - (2)
自立支援費等 収入	287,872,350	290,722,970	301,494,000	302,303,940	△809,940
利用者負担金 収入	42,308,201	41,000,707	42,941,000	43,065,442	△124,442
補足給付費 収入	7,478,454	8,274,230	9,191,000	9,104,782	86,218
特定費用収入	1,844,000	1,830,000	1,872,000	1,878,000	△6,000
その他の事業 費収入	34,554,431	33,595,000	33,849,000	33,849,539	△539
うち、県委託 金事業収入	30,414,000	32,751,000	32,827,000	32,827,000	0
経常経費寄附 金収入	0	600,000	0	0	0
その他の収入	114,454	307,607	152,000	158,195	△6,195
施設整備等 補助金収入	1,020,000	0	0	0	0
積立預金取崩 収入	2,275,134	5,390,437	11,156,000	11,155,080	920
拠点区分間 繰入金収入	26,047,537	23,804,569	24,320,000	24,316,504	3,496
収入合計	403,514,561	405,525,520	424,975,000	425,831,482	△856,482

## イ 支出の部

(単位：円)

科目	R4 決算額	R5 決算額	R6 予算額 (1)	R6 決算額 (2)	R6 予算残確 (1) - (2)
事業費等支出	348,466,663	343,653,671	350,943,056	346,912,534	4,030,522
利用者等外 給食費支出	674	101,112	40,000	39,403	597
固定資産取得 支出	1,778,104	170,500	1,539,000	1,538,178	822
積立預金積立 支出	4,091,477	5,443,080	9,013,000	9,013,000	0
事業区分間 繰入金支出	6,396,000	6,396,000	6,396,000	6,396,000	0
拠点区分間 繰入金支出	42,740,793	44,875,250	56,465,064	56,465,064	0
サービス区分 間繰入金支出	0	0	880	880	0
当期資金収支 差額	0	4,885,907	578,000	5,466,423	△4,888,423
支出合計	403,473,711	405,525,520	424,975,000	425,831,482	△856,482

(7) 障害者支援施設かえで荘



(出所：社会福祉法人福島県社会福祉事業団ホームページ)

① 施設の概要

ア 所在地

〒961-8071 福島県西郷村大字真船字芝原 189-1

イ 開所年月日

昭和 55 年 4 月 1 日

ウ 事業概要

生活介護、施設入所支援を行う施設

エ 定員

生活介護 80 名

入所支援 80 名

短期入所 空室利用

② 職員数等（令和 7 年 4 月 1 日時点）

職名等	員数	備考
管理者	1	
次長	1	
サービス管理責任者	2	
管理栄養士	1	
生活支援員	29	
事務員	2	
看護職員	2	看護師

③ 過去3か年の収支の推移

1 収入の部

(単位：円)

科目	R4 決算額	R5 決算額	R6 予算額 (1)	R6 決算額 (2)	R6 予算残確 (1)－(2)
障害福祉サービス 等事業収入	413,206,517	378,991,705	380,191,000	380,710,384	△519,384
経常経費寄附金 収入	60,000	30,000	84,000	84,000	0
その他の収入	104,802	75,209	51,000	65,522	△14,522
積立資産取崩収入	3,321,786	5,928,795	1,887,000	1,887,000	0
拠点区分間 繰入金収入	29,738,738	32,572,285	29,718,000	29,691,240	26,760
県委託金事業収入	38,423,000	46,655,000	43,068,000	43,068,000	0
受託事業収入	16,170,000	0	0	0	0
収入合計	501,024,843	464,252,994	454,999,000	455,506,146	△507,146

イ 支出の部

(単位：円)

科目	R4 決算額	R5 決算額	R6 予算額 (1)	R6 決算額 (2)	R6 予算残確 (1)－(2)
事業費等支出	418,518,036	405,873,308	377,333,800	375,762,964	1,570,836
その他の支出	337	0	0	0	0
固定資産取得 支出	110,084	660,000	0	0	0
積立資産支出	2,717,096	3,059,628	5,495,000	5,494,655	345
事業区分間 繰入金支出	7,332,000	7,332,000	6,396,000	6,396,000	0
拠点区分間 繰入金支出	70,651,374	47,326,799	64,808,200	64,808,200	0
当期資金収支 差額	1,695,916	1,259	966,000	3,044,327	△2,078,327
支出合計	501,024,843	464,252,994	454,999,000	455,506,146	△507,146

(8) ばんだい荘わかば



(出所：社会福祉法人福島県社会福祉事業団ホームページ)

① 施設の概要

ア 所在地

〒969-3283 福島県耶麻郡猪苗代町大字長田字西五十滝 3967-1

イ 開所年月日

昭和43年4月1日 福島県ばんだい学園開設

平成11年4月1日 児者併設施設に改築

ウ 事業概要

主に知的障がい児を対象として、施設入所支援、短期入所を提供とする福祉型障がい児入所施設（児童は福島県立猪苗代支援学校へ通学）

エ 定員

40名

短期入所4名（男子2名、女子2名：専用床）＋空室利用

② 職員数等（令和7年4月1日時点）

職名等	員数	備考
施設長	1	園長
サービス管理責任者	1	児童発達支援管理責任者
看護師	1	看護職員
管理栄養士	1	
生活支援員	12	児童指導員、保育士、援助員

③ 過去3か年の収支の推移

ア 収入の部

(単位：円)

科目	R4 決算額	R5 決算額	R6 予算額 (1)	R6 決算額 (2)	R6 予算残確 (1) - (2)
児童福祉事業 収入	54,514,859	60,022,694	84,129,000	84,579,521	△450,521
障害福祉サー ビス等事業収入	110,555,020	97,647,987	80,139,000	80,324,067	△185,067
うち、県委託 金事業収入	40,186,000	46,793,000	48,861,000	48,861,000	0
その他の収入	445,720	573,810	561,000	548,228	12,772
積立資産取崩 収入	847,000	305,084	0	0	0
拠点区分間 繰入金収入	9,281,390	11,101,729	10,813,000	10,830,005	△17,005
サービス区分 間繰入金収入	0	0	820,000	0	820,000
収入合計	175,643,989	169,651,304	176,462,000	176,281,821	180,179

イ 支出の部

(単位：円)

科目	R4 決算額	R5 決算額	R6 予算額 (1)	R6 決算額 (2)	R6 予算残確 (1) - (2)
事業費等支出	149,829,825	145,377,936	149,479,072	149,224,992	254,080
固定資産取得 支出	44,042	0	0	0	0
積立資産積立 支出	0	1,624,323	487,579	487,579	0
拠点区分間 繰入金支出	23,478,878	21,274,492	26,495,349	26,495,349	0
当期資金収支 差額	2,291,244	1,374,553	0	73,901	△73,901
支出合計	175,643,989	169,651,304	17,646,200	176,281,821	180,179

(9) ばんだい荘あおば



① 施設の概要

ア 所在地

〒969-3283 福島県耶麻郡猪苗代町大字長田字西五十滝 3967-1

イ 開所年月日

昭和43年4月1日 福島県ばんだい学園開設

平成11年4月1日 児者併設施設に改築

ウ 事業概要

主に知的障がい者を対象として、生活介護及び施設入所支援、短期入所を提供する障がい者支援施設

エ 定員

生活介護 60名

入所支援 60名（男子42名、女子18名）

短期入所 4名（男子2名、女子2名：専用床）

② 職員数等（令和7年4月1日時点）

職名等	員数	備考
施設長	1	園長
サービス管理責任者	2	
看護師	2	看護職員
管理栄養士	1	
生活支援員	25	

③ 過去3か年の収支の推移

ア 収入の部

(単位：円)

科目	R4 決算額	R5 決算額	R6 予算額 (1)	R6 決算額 (2)	R6 予算残確 (1) - (2)
障害福祉サービス等事業収入	323,535,152	349,090,686	353,973,000	348,817,808	5,155,192
うち、県委託金事業収入	39,138,000	56,435,000	53,847,000	53,847,000	0
補助事業収入	16,852,000	0	0	0	0
経常経費寄附金収入	0	0	84,000	84,000	0
その他の収入	423,529	633,889	430,000	422,364	7,636
積立資産取崩収入	1,861,000	1,730,000	3,154,000	3,154,000	0
拠点区分間繰入金収入	19,282,026	19,406,824	21,273,000	23,144,964	△ 1,871,964
サービス区分間繰入金収入	0	0	690,000	722,190	△32,190
収入合計	361,953,707	370,861,399	379,604,000	376,345,326	3,258,674

イ 支出の部

(単位：円)

科目	R4 決算額	R5 決算額	R6 予算額 (1)	R6 決算額 (2)	R6 予算残確 (1) - (2)
事業費等支出	294,002,156	292,987,202	296,663,820	294,343,261	2,320,559
その他の支出	119,019	87,659	105,180	105,180	0
固定資産取得支出	66,050	0	1,298,000	1,298,000	0
積立資産支出	1,730,000	1,856,000	3,951,000	3,951,000	0
拠点区分間繰入金支出	60,669,758	69,612,040	77,267,000	76,647,885	619,115
サービス区分間繰入金支出	240,164	0	207,000	0	207,000
当期資金収支差額	5,126,560	6,318,498	112,000	0	112,000
支出合計	361,953,707	370,861,399	379,604,000	376,345,326	3,258,674

(10) 福島県点字図書館



(出所：(公社) 福島県視覚障がい者福祉協会ホームページ)

① 施設の概要

ア 所在地

〒960-8002 福島県福島市森合町6-7

イ 開所年月日

昭和33年4月1日

ウ 事業概要

視覚障がい者が自立した社会生活を営むため、移動支援及び文化・スポーツ並びに就労支援などに関する各種事業

- ・ 図書の貸出し  
当館に利用者登録をした視覚障がい者の方に図書の貸出しを行う
- ・ グループ貸出し  
当館にあらかじめ登録した読書グループ（団体）に図書の貸出しを行う
- ・ 図書の作成  
点字図書や録音図書の製作
- ・ 広報誌の発行  
県の事業などの広報誌「点字広報ふくしま」を定期的に発行
- ・ 奉仕員の養成  
点字図書を製作する点訳奉仕員や録音図書を製作する音訳奉仕員、デジタル編集（視覚障害者が利用できるデジタル録音図書を作成するためのプロセス）奉仕員の養成講座や研修会を開催
- ・ 中途失明者の点字習得等に関する相談  
中途失明者の方が早く社会復帰できるよう点字習得等を希望する場合、相談に応じる

エ 蔵書数（令和7年3月31日時点）

	タイトル数	冊（巻・枚）数
点字図書	8,531	32,698
デージー図書	8,214	8,286
テープ図書	3,140	17,578

オ 登録奉仕員数（令和7年3月31日時点）

点訳奉仕員	音訳奉仕員	デージー編集奉仕員	合計
117	124	31	272

② 職員数等（令和7年4月1日時点）

職名等	員数	備考
館長	(1)	点字図書館長
司書	1	主任司書
貸出閲覧員	1(1)	貸出閲覧員
音訳指導員	1(2)	音訳指導員
点訳指導員	(1)	点訳指導員
点字指導員兼 ICT 推進員	(1)	点字指導員兼 ICT 推進員
情報支援員	1(1)	情報支援員、総務兼情報支援員
デージー編集員	(1)	デージー編集員
事務長	(1)	次長兼事務長
総務主任	1	総務主任
相談支援員	(1)	総務兼相談支援員

※( )は非常勤職員

③ 過去3か年の収支の推移

ア 収入の部

(単位：円)

科目	R4 決算額	R5 決算額	R6 予算額 (1)	R6 決算額 (2)	R6 予算残確 (1) - (2)
指定管理者受託事業 収入	43,500,000	43,528,000	48,052,000	48,052,000	0
財政調整基金繰入金	0	0	0	0	0
雑収入	494,769	49	821,000	820,230	△770
収入合計	43,994,769	43,528,049	48,873,000	48,872,230	△770

イ 支出の部

(単位：円)

科目	R4 決算額	R5 決算額	R6 予算額 (1)	R6 決算額 (2)	R6 予算残確 (1) - (2)
事業費等支出	43,524,373	43,527,810	48,801,000	48,834,150	△33,150
当期資金収支差額	470,396	239	0	38,080	△38,080
支出合計	43,994,769	43,528,049	48,873,000	48,872,230	△770

(11) 福島県立乳児院



(出所：(公財) 星総合病院ホームページ)

① 施設の概要

ア 所在地

〒963-8001 福島県郡山市大町2-1-16 おおまちてらす3F

イ 開所年月日

昭和7年4月1日 (福島県若松乳児院廃止に伴う設置)

ウ 事業概要

0歳から就学前までの乳幼児を対象とした定員15名の児童福祉施設であり、さまざまな理由で家庭での養育が難しくなったこどもたちに、家庭的な生活の場を提供する。

また、保護者の疾病などにより、一時的に養育が難しくなった子どものショートステイ、その他、地域の方々が利用できる各種サロンやイベントも実施。

エ 相談時間及び定休日

相談時間 10時～12時、13時～15時

定休日 土日祝日

② 職員数等（令和7年4月1日時点）

職名等	員数	備考
施設長	1	
嘱託医	1	
事務員	1	
看護師	9	
保育士	10	
個別対応職員（看護師/保健師）	1	
家庭支援専門員 （社会福祉士/精神保健福祉士）	1	
心理士	1	
栄養士	1	
調理員	4	

### 3 委託事業、補助事業について

#### (1) 監査対象とした小事業一覧（福祉・介護人材の確保、育成を中心に）

No.	小事業名	事業区分	令和6年度 予算額
1	重層的支援体制整備事業	委託	8,786 千円
2	日常生活自立支援事業	補助	71,764 千円
3	被災者見守り・相談支援事業	補助	684,575 千円
4	福島県避難指示解除区域被災高齢者生活支援事業	補助	152,881 千円
5	福島県被災地介護施設運営支援事業	補助	91,301 千円
6	かいごの理解促進事業	委託	11,037 千円
7	ふくしまの福祉を支える人材の育成事業	委託	18,023 千円
8	介護助手等普及推進事業	委託	18,790 千円
9	福島県外国人介護人材受入環境整備等事業	委託	36,894 千円
10	福島県市町村等介護職員初任者研修・実務者研修	補助	39,904 千円
11	キラリふくしま介護賞業務	委託	7,730 千円
12	福島県介護ロボット・ICT導入支援事業	補助	212,000 千円

※小事業とは、大事業を構成する個々の事業を指す。

#### (2) 小事業に対する監査の視点

主に小事業の費用対効果（インプット→アウトプット→アウトカム）に焦点を当てて検討した。

県が実施した小事業に対するモニタリングが適切に行われているかどうかについて監査を行った。

#### (3) 実施した主な監査手続

委託事業については、業務委託仕様書、契約書、実績報告書を閲覧し、担当者へのヒアリング、質問を実施した。

補助事業については、補助金交付要綱、実績報告書を閲覧し、担当者へのヒアリング、質問を実施した。

#### 4 指定管理契約について

##### (1) 指定管理者制度導入施設

令和6年度において保健福祉部が所管する施設について指定管理者制度を導入している施設は以下の10施設である。

No	施設名	指定管理者	指定期間	年数	担当課名
1	太陽の国（交流センター）	（社福）福島県社会福祉事業団	R 3. 4. 1 ～R 8. 3. 31	5年	保健福祉総務課
2	太陽の国（クリニック）	（社福）福島県社会福祉事業団	R 3. 4. 1 ～R 8. 3. 31	5年	保健福祉総務課
3	勤労身体障がい者体育館	（社福）福島県社会福祉事業団	R 3. 4. 1 ～R 8. 3. 31	5年	保健福祉総務課
4	ぼんだい荘わかば	（社福）福島県社会福祉事業団	R 3. 4. 1 ～R 8. 3. 31	5年	障がい福祉課
5	ぼんだい荘あおば	（社福）福島県社会福祉事業団	R 3. 4. 1 ～R 8. 3. 31	5年	障がい福祉課
6	太陽の国（ひばり寮）	（社福）福島県社会福祉事業団	R 3. 4. 1 ～R 8. 3. 31	5年	障がい福祉課
7	太陽の国（かしわ荘）	（社福）福島県社会福祉事業団	R 3. 4. 1 ～R 8. 3. 31	5年	障がい福祉課
8	太陽の国（けやき荘）	（社福）福島県社会福祉事業団	R 3. 4. 1 ～R 8. 3. 31	5年	障がい福祉課
9	太陽の国（かえで荘）	（社福）福島県社会福祉事業団	R 3. 4. 1 ～R 8. 3. 31	5年	障がい福祉課
10	福島県点字図書館	（公社）福島県視障がい者福祉協会	R 6. 4. 1 ～R 11. 3. 31	5年	障がい福祉課

##### (2) 指定管理者業務の概要

各施設の指定管理者の業務の概要及び指定管理料は以下のとおりである。

###### ① 太陽の国（交流センター）

<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 宿泊、研修事業に関する業務（宿泊機能については令和4年度をもって廃止）</li> <li>(2) 食堂に関する業務</li> <li>(3) 使用の許可に関する業務</li> <li>(4) 使用料の徴収に関する業務</li> <li>(5) 維持管理に関する業務</li> <li>(6) 個人情報の取扱い</li> </ul> <p>《休館日》毎月第1・第3月曜日、年末年始</p>
--

指定管理料の推移

(税込、単位：千円)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
基本協定	5,098	5,098	2,132	2,132	2,132	16,592
年度協定	5,098	5,098	2,132	2,132		
増減	—	—	—	—		

② 太陽の国（クリニック）

- (1) クリニックの運営に関する業務（令和3年4月1日から有床診療所に移行）
- (2) 利用料金及び手数料の徴収に関する業務
- (3) 維持管理に関する業務
- (4) 個人情報の取扱い
- (5) 人材育成
- (6) その他

現在の指定管理者がリース契約している医療機器等については、原則として契約を引継ぎ継続して使用すること。

《診療科及び診療日》内科（週5日）、精神科（週4日）、整形外科（週1日）、皮膚科（隔週1日）、歯科（週1日）、外科、ペインクリニック内科（隔週1日）

《診療時間》外来患者の診療時間は、あらかじめ県の承認を得て、指定管理者が定める。

※ 指定管理者HPによると、午前8時45分～11時45分、午後1時30分～4時30分

《休診日》土曜日、日曜日、祝日、年末年始、第2・第4金曜日

指定管理料の推移

(税込、単位：千円)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
基本協定	186,945	187,708	184,412	182,403	183,081	924,549
年度協定	186,945	187,708	187,419	185,410		
増減	—	—	+3,007	+3,007		

(増減理由)

令和5年度、6年度+3,007千円…物価上昇による（指定管理申請時に提出された予算をベースに、影響のある光熱水費、燃料費、修繕費について、令和3年度の実績に物価上昇幅を乗じた金額を計上）

③ 勤労身体障がい者体育館

(1) 体育館の維持管理に関する業務
(2) 体育館の使用許可及び利用調整に関する業務
(3) 使用料の徴収に関する業務
(4) 個人情報の取扱い
《休館日》 火曜日、祝日、年末年始
《開館時間》 午前9時から午後8時まで

指定管理料の推移

(税込、単位：千円)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
基本協定	2,840	2,840	2,840	2,840	2,840	14,200
年度協定	2,840	2,840	2,840	2,840		
増減	—	—	—	—		

④ ばんだい荘わかば（障害児支援施設）

(1) 施設運営に関する業務 知的障害のある児童を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えること。 《入所定員》40人
(2) 利用料金の徴収に関する業務
(3) 維持管理に関する業務
(4) 個人情報の取扱い
(5) 人材育成
(6) 防災体制の強化
(7) 利用者の事故防止
(8) ボランティア・視察等の受入
(9) 情報公開
(10) 文書の管理・保存
(11) 入所者の状況等に関する統計
(12) その他

指定管理料の推移

(税込、単位：千円)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
基本協定	38,478	40,186	41,150	43,530	44,609	207,953
年度協定	38,478	40,186	46,481	48,861		
増減	—	—	+5,331	+5,331		

(増減理由)

令和5年度、6年度+5,331千円…物価上昇による(指定管理申請時に提出された予算をベースに、影響のある光熱水費、燃料費、修繕費について、令和3年度の実績に物価上昇幅を乗じた金額を計上)

⑤ ばんだい荘あおば(障害者支援施設)

(1) 施設運営に関する業務

障害者総合支援法第5条第11項に基づく「障害者支援施設」として、障がい者に対して、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、その他の支援を行うことを目的とする。

《定員》施設入所支援 60人 生活介護、自立訓練、就労移行等 計 60人

(2) 利用料金の徴収に関する業務

(3) 維持管理に関する業務

(4) 個人情報の取扱い

(5) 人材育成

(6) 防災体制の強化

(7) 利用者の事故防止

(8) ボランティア・視察等の受入

(9) 情報公開

(10) 文書の管理・保存

(11) 入所者の状況等に関する統計

(12) その他

指定管理料の推移

(税込、単位：千円)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
基本協定	39,330	39,138	41,412	44,211	45,811	209,902
年度協定	39,330	39,138	56,435	53,847		
増減	—	—	+15,023	+9,636		

(増減理由)

令和5年度+15,023千円…施設設備点検費用の追加、物価上昇による(指定管理申請時に提出された予算をベースに、影響のある光熱水費、燃料費、修繕費について、令和3年度の実績に物価上昇幅を乗じた金額を計上)

令和6年度+9,636千円…物価上昇による(指定管理申請時に提出された予算をベースに、影響のある光熱水費、燃料費、修繕費について、令和5年度当初予算額と同額で計上)

⑥ 太陽の国（ひばり寮）

(1) 施設運営に関する業務

障害者総合支援法第5条第11項に基づく「障害者支援施設」として、障がい者に対して、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、その他の支援を行うことを目的とする。

《定員》施設入所支援 80 人 生活介護、自立訓練、就労移行等 計 80 人

(2) 利用料金の徴収に関する業務

(3) 維持管理に関する業務

(4) 個人情報の取扱い

(5) 人材育成

(6) その他

食事の提供に当たっては、原則として太陽の国の給食センターを利用すること。また、おむつ、下着等の洗濯に当たっては、原則として太陽の国の洗濯センターを利用すること。

指定管理料の推移

(税込、単位：千円)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
基本協定	52,198	54,905	55,241	53,099	56,346	271,789
年度協定	52,198	54,905	57,107	54,965		
増減	—	—	+1,866	+1,866		

(増減理由)

令和5年度、6年度+1,866千円…物価上昇による（指定管理申請時に提出された予算をベースに、影響のある光熱水費、燃料費、修繕費について、令和3年度の実績に物価上昇幅を乗じた金額を計上）

⑦ 太陽の国（かしわ荘）

(1) 施設運営に関する業務

障害者総合支援法第5条第11項に基づく「障害者支援施設」として、障がい者に対して、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、その他の支援を行うことを目的とする。

《定員》施設入所支援 80 人 生活介護、自立訓練、就労移行等 計 80 人

(2) 利用料金の徴収に関する業務

(3) 維持管理に関する業務

(4) 個人情報の取扱い

(5) 人材育成

(6) その他

食事の提供に当たっては、原則として太陽の国の給食センターを利用すること。また、おむつ、下着等の洗濯に当たっては、原則として太陽の国の洗濯センターを利用すること。

指定管理料の推移

(税込、単位：千円)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
基本協定	30,320	30,414	31,627	31,703	34,666	158,730
年度協定	30,320	30,414	32,751	32,827		
増減	—	—	+1,124	+1,124		

(増減理由)

令和5年度、6年度+1,124千円…物価上昇による(指定管理申請時に提出された予算をベースに、影響のある光熱水費、燃料費、修繕費について、令和3年度の実績に物価上昇幅を乗じた金額を計上)

⑧ 太陽の国(けやき荘)

(1) 施設運営に関する業務

障害者総合支援法第5条第11項に基づく「障害者支援施設」として、障がい者に対して、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、その他の支援を行うことを目的とする。

《定員》施設入所支援 80人 生活介護、自立訓練、就労移行等 計 80人

(2) 利用料金の徴収に関する業務

(3) 維持管理に関する業務

(4) 個人情報の取扱い

(5) 人材育成

(6) その他

食事の提供に当たっては、原則として太陽の国の給食センターを利用すること。また、おむつ、下着等の洗濯に当たっては、原則として太陽の国の洗濯センターを利用すること。

指定管理料の推移

(税込、単位：千円)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
基本協定	28,567	29,750	25,897	32,137	35,040	151,391
年度協定	28,567	29,750	27,806	34,046		
増減	—	—	+1,909	+1,909		

(増減理由)

令和5年度、6年度+1,909千円…物価上昇による(指定管理申請時に提出された予算をベースに、影響のある光熱水費、燃料費、修繕費について、令和3年度の実績に物価上昇幅を乗じた金額を計上)

⑨ 太陽の国(かえで荘)

(1) 施設運営に関する業務

障害者総合支援法第5条第11項に基づく「障害者支援施設」として、障がい者に対して、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、その他の支援を行うことを目的とする。

《定員》施設入所支援100人 生活介護、自立訓練、就労移行等 計100人

(2) 利用料金の徴収に関する業務

(3) 維持管理に関する業務

(4) 個人情報の取扱い

(5) 人材育成

(6) その他

食事の提供に当たっては、原則として太陽の国の給食センターを利用すること。また、おむつ、下着等の洗濯に当たっては、原則として太陽の国の洗濯センターを利用すること。

指定管理料の推移

(税込、単位：千円)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
基本協定	35,768	38,423	41,291	37,704	40,959	194,145
年度協定	35,768	38,423	46,655	43,068		
増減	—	—	+5,364	+5,364		

(増減理由)

令和5年度、6年度+5,364千円…物価上昇による(指定管理申請時に提出された予算をベースに、影響のある光熱水費、燃料費、修繕費について、令和3年度の実績に物価上昇幅を乗じた金額を計上)

⑩ 福島県点字図書館

- (1) 身体障害者福祉法第 34 条、並びに福島県点字図書館条例の規定に基づき、無料で、点字刊行物、視覚障がい者用の録音物その他各種情報を記録した物であって専ら視覚障がい者が利用する物を製作し、若しくはこれらを視覚障がい者の利用に供すること。
- (2) 点訳等を行う者の養成又は派遣その他の便宜を供すること。
- (3) 施設の維持管理に関すること。(県が別途委託する「視覚障がい者生活支援センター事業」で使用する施設を含む。)
- (4) その他施設の設置の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

指定管理料の推移

(税込、単位：千円)

	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	合計
基本協定	48,052	47,621	47,102	47,266	47,864	237,905
年度協定	48,052					
増減	—					

※ 福島県点字図書館は、指定管理者制度を導入した平成 18 年度から継続して（公社）福島県視覚障がい者福祉協会が指定管理者となっており、前指定期間（令和元年度～令和 5 年度）の指定管理料は以下のとおりである。

(税込、単位：千円)

	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	合計
基本協定	42,481	43,500	43,500	43,500	43,528	216,509
年度協定	42,481	43,111	43,500	43,500	43,528	216,120

## 第3章 監査の結果

### 第1 計画（成果目標）の進捗管理に関する監査

#### 1 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の進捗管理

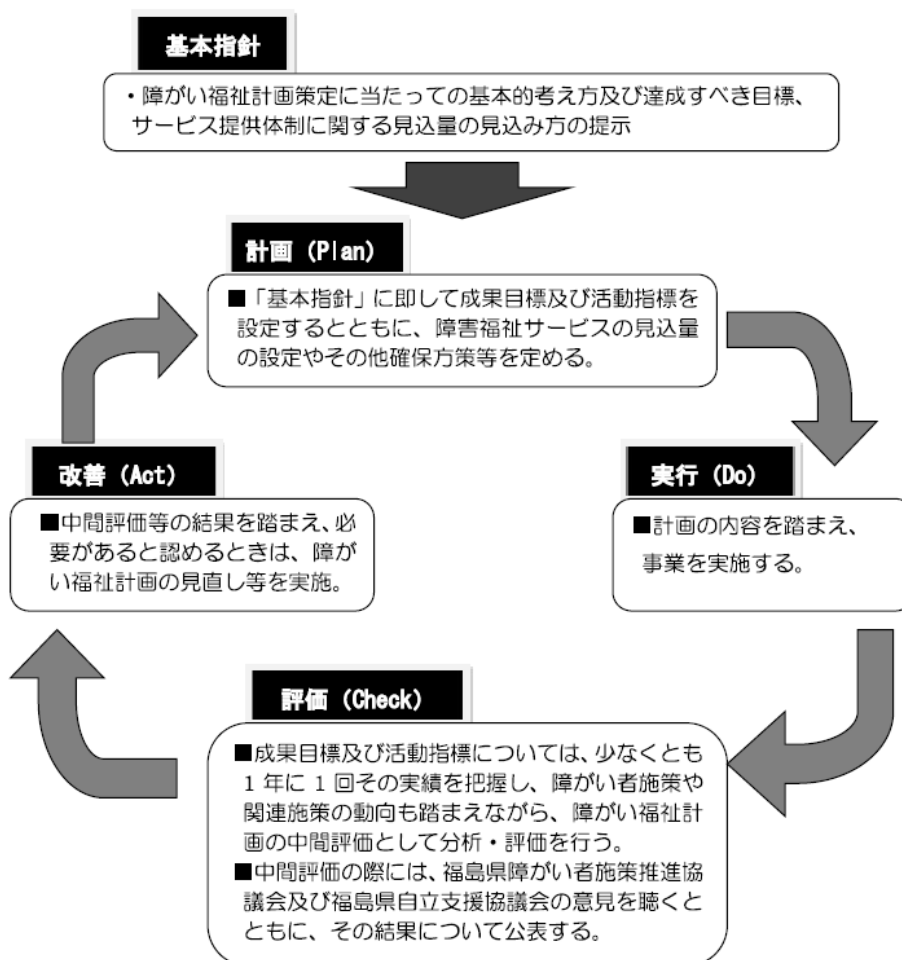
障がい福祉計画に盛り込んだ事項については、その達成状況を各市町村等の協力を得て、毎年度、障がい福祉課において進行管理を行うことになっている。当該進行管理を行う際には、進捗率が低い項目（50%未満）について理由を分析し、対策等を立てている。

県は、集計調査した計画の達成状況を福島県障がい者施策推進協議会、福島県自立支援協議会に報告し、各協議会の点検・評価を受けるものとし、その評価に基づき、必要に応じて、計画期間中（第7期：令和6～8年度）であっても計画の見直しを行うことになる。

本計画の見直しには、福島県障がい者施策推進協議会及び福島県自立支援協議会の意見を踏まえて取り組むこととなる。

なお、障がい児福祉計画（第3期計画期間：令和6～8年度）についても、同様の進行管理を行うことになっている。

障がい福祉計画のPDCAサイクルのプロセス



(出所：第7期福島県障がい福祉計画第3期福島県障がい児福祉計画)

2 障がい福祉サービス等の「成果目標」と目標達成のための方策

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 目標値

(単位：人)

項目	2年度 実績	3年度 実績	4年度 実績	第6期 目標値	第7期 目標値	第7期 目標値(率)
地域生活への移行者数	6	24	7	120	60	3.0 %以上
福祉施設入所者数	1,995	1,981	1,957	1,975	1,877	4.0 %以上

\* 地域生活への移行者数の第7期目標値は、令和6～8年度の累計値とする。

(出所：第7期福島県障がい福祉計画第3期福島県障がい児福祉計画)

なお、地域移行支援とは障がいのある方が、長年過ごした施設や病院から離れ、自ら選んだ住まいで安心して自分らしい暮らしを始めるために、国や地域が一体となって支える制度である。

## ② 目標設定の考え方

国の基本指針では、地域生活移行を進める観点から、令和4年度末時点を基準として、福祉施設に入所している障がいのある方（以下「施設入所者」という。）のうち、令和8年度末までに、自立訓練等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の目標値については、次に掲げる2つの事項を基本としつつ、地域の実情を踏まえて設定することが適当である、とされている。

- ・ 令和4年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行する。
- ・ 令和4年度末時点の施設入所者の5%以上を削減する。

本県では、施設入所者の高齢化・重度化が進んでいる状況やこれまでの実績を考慮して、令和8年度末までに60名（3%以上）を地域生活へ移行することを目標としている。

また、施設入所者の地域移行が難しい現状や入所施設への待機者が相当数いる状況に鑑み、真に施設入所支援が必要と判断される方が入所できるよう、令和8年度末までに施設入所者数を80名（4%以上）減少させるとして目標を設定している。

## ③ 目標達成及び課題解決のための方策

- ・ 県の地域生活移行推進コーディネーター派遣事業を活用し、入所施設等における課題等を整理して地域移行が推進するよう支援する。
- ・ 必要な障害福祉サービスを確保するため、NPO法人等多様な事業者の参入を促進するとともに、社会資源の整備について支援する。
- ・ グループホーム以外で、地域で生活するための住まいとして、公営住宅の利活用を図るとともに、福島県居住支援協議会とも連携を図りながら、民間賃貸住宅への入居の円滑化に向けた取組みを進める。
- ・ 入所施設に入所している本人の意向と家族や地域の住民等を含む関係者の理解を含めた支援が重要であることから、障がいのある方、家族、施設職員、地域の住民等に対する普及啓発を促進する。
- ・ 地域生活に移行した障がいのある方が、身近なところで相談が受けられるよう、市町村に対して、相談支援体制の整備について働きかけを行う。
- ・ 障害者支援施設においては、できる限り入所者等の生活の質の向上を図る観点から、一層の小規模化等を進めるための支援に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、障がいのある方の高齢化・重度化に対応した専門的なケアを行う

ための支援に努める。

- ・ 障害者支援施設は地域に開かれていることが望ましいことから、地域との交流を確保するとともに地域の障がいのある方に対する支援を行うための支援に努める。
- ・ 避難されている障がいのある方が希望する地域での生活ができるよう、市町村（自立支援）協議会を始めとした関係機関と連携を図りながら、相談支援体制の整備と地域資源の開発促進に努める。

#### ④ 令和6年度末の実施状況

(単位：人)

項目	第7期 目標値	第7期 目標値(率)	令和6年度末 実績	進捗率
地域生活への移行 者数	60	3.0%以上	6	10.0%
福祉施設入所者数	1,877	4.0%以上	1,933	30.0% (※)

※ 目標値は、基準年である令和4年度の1,957人から4%以上(80人)減少させた1,877人であるため、進捗率は「(1,957人-1,933人) / 80人」で算定

#### 進捗率が低い理由・対策等

##### 地域生活への移行者数

地域移行が比較的容易な軽度者は既に施設を出て、重度や高齢の人が残っていることが背景にある。地域生活移行促進コーディネーター派遣事業を活用するなどして、施設入所者の地域生活移行を進める。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 目標値

項目	元年度 実績	2年度 実績	3年度 実績	4年度 実績	第7期 目標値	
① 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	321.3	国集計中	国集計中	国集計中	325.3日 以上	
② 長期在院者 数	65歳未満	1,132	1,114	1,074	995	898人
	65歳以上	1,857	1,869	1,905	1,813	1,656人
③ 入院後3か月時点の退院率	62.8%	国集計中	国集計中	国集計中	68.9%	
④ 入院後6か月時点の退院率	79.8%	のため未 公表	のため未 公表	のため未 公表	84.5%	
⑤ 入院後1年時点の退院率	88.0%	のため未 公表	のため未 公表	のため未 公表	91.0%	
<b>【にも包括関連の目標】</b>						
⑥ 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場	開催回数				112回	
⑦ 精神障がい者における障がい福祉サービス種別の利用者数	地域移行支援				24人	
	地域定着支援				35人	
	共同生活援助				898人	
	自立生活援助				77人	
	自立訓練(生活訓練)				181人	
⑧ 精神病床における退院患者の退院後の行き先	在宅			211人	モニタリング 指標	
	再入院			90人		
	障がい福祉施設			39人		
	介護施設			52人		
	その他			51人		

(出所：第7期福島県障がい福祉計画第3期福島県障がい児福祉計画)

地域包括ケアシステムとは、要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で助け合う体制のことである。地域包括ケアシステムは、それぞれの地域の実情に合った医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制を目指している。

② 目標設定の考え方

国は、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、次に掲げるアからオ（上記表中の①～⑤）を新たな目標値の基本として示しており、本県の目標としてしている。

ア 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上

- イ 精神病床の1年以上入院患者数：65歳未満898人、65歳以上1,656人
- ウ 退院率（入院後3か月時点）（ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して3月以内に退院した者の割合をいう。）：68.9%
- エ 退院率（入院後6か月時点）（ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して6月以内に退院した者の割合をいう。）：84.5%
- オ 退院率（入院後1年時点）（ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して1年以内に退院した者の割合をいう。）：84.5%

ほか、アからオは、各市町村の見込量を本県の目標値として設定しており、上記表中の⑧はモニタリング指標として、退院数に占める在宅、障がい福祉移設及び介護施設等の割合について状況を把握する。

### ③ 目標達成及び課題解決のための方策

- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に当たっては、市町村、圏域、県の協議会の場を通じて重層的な連携をとりながら、計画的に地域の基盤を整備するとともに、住まいや就労の確保、差別や偏見の解消も含め、精神障がい者が安心して自分らしく生活できる地域づくりを推進する。
- ・ 「第8次福島県医療計画」と連携して精神障がい者の地域移行を促進する。
- ・ 高齢の精神障がい者が増加していることに対応していくため、関係機関との連携を密にし、取組みを進めていく。
- ・ グループホーム等の退院後の精神障がい者の住まいとして利用可能な物件が少ないことから、公営住宅の利活用を図るとともに、福島県居住支援協議会とも連携を図りながら、民間賃貸住宅への入居の円滑化に向けた取組みを進める。
- ・ 日中活動系サービスの提供体制の充実のほか、精神科訪問看護やアウトリーチ支援等の拡充を図る。
- ・ 市町村と情報を共有化しながら地域住民や事業所等に対して精神障がい者の理解促進や地域移行・地域密着に関する理解を深める研修会を開催し、精神障がい者を受け入れられる偏見や差別のない社会づくりに取り組むとともに、家族教室等を通じた家族支援及び地域移行を進める上での同じ精神障がい者の助言が有効であることから、これまで養成したピアサポーターの登録制度の活用を進める。

### 相双地域における精神科医療

東日本大震災及び原子力災害により、相双地方の5つの精神科病院が休止に追い込まれた。一部再開した病院があるものの（2病院）、いまだに再開の見通しが立たない病院がある。

- ・ 地域の受診体制を確保するため、精神障がい者アウトリーチ推進事業を実施し、多職種チームによる訪問支援を実施する。
- ・ 発災時に県内外に避難した入院患者の転退院を推進するため、精神科病院入院患者地域移行マッチング事業により、コーディネーターを配置し、転退院調整を進める。

④ 令和6年度末の実施状況

(単位：人)

項目	第7期 目標値	第7期 目標値 (率)	令和6年度末 実績	進捗率
精神病床から退院後1年以内 地域における平均生活日数	325.3日 以上	—	令和6年～令和 8年度末で集計	—
長期在院者数	2,554	—	2,528	170.3% (※)
入院後3か月時点の退院率	—	68.9%	令和6年～令和 8年度末で集計	—
入院後6か月時点の退院率	—	84.5%	令和6年～令和 8年度末で集計	—
入院後1年時点の退院率	—	91.0%	令和6年～令和 8年度末で集計	—
市町村ごとの保健、医療、福 祉関係者による協議の場	112回	—	集計中	
精神障がい者における障がい 福祉サービス種別の利用者数 【地域移行支援】	24	—	集計中	
精神障がい者における障がい 福祉サービス種別の利用者数 【地域定着支援】	35	—	集計中	
精神障がい者における障がい 福祉サービス種別の利用者数 【共同生活援助】	898	—	集計中	
精神障がい者における障がい 福祉サービス種別の利用者数 【自立生活援助】	77	—	集計中	

精神障がい者における障がい福祉サービス種別の利用者数 【自立訓練（生活訓練）】	181	—	集計中	
--	-----	---	-----	--

※ 目標値は、「基準年である令和5年度の2,591人—目標値である2,554人」を①、「基準年である令和5年度の2,591人—令和6年度末実績2,528人」を②とし、「②/①」として算定

### (3) 地域生活支援の充実

#### ① 目標値

地域生活支援拠点	第7期目標値
地域生活支援拠点設置市町村数・箇所数	59市町村
	39カ所
コーディネーターの配置人数	36人
地域生活拠点等における支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	71回
強度行動障がいを有する障がい者への支援	
令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい者の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。	

(出所：第7期福島県障がい福祉計画第3期福島県障がい児福祉計画)

#### ② 目標設定の考え方

##### 地域生活支援拠点

地域生活支援拠点については、令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点を整備（複数市町村による共同設置を含む）するとともに、コーディネーターの配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、支援の実績を踏まえた運用状況を検証及び検討することとし、各市町村の見込量の合計を県の目標値として設定する。

##### 強度行動障がい

令和8年度末までに、各市町村または各障がい福祉圏域において、強度行動障がい者の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

#### ③ 目標達成及び課題解決のための方策

##### 地域生活支援拠点

- ・ 好事例、先進事例等についての情報を把握し、研修会を実施するなど、地域生活支援拠点の整備促進及び機能の充実に努める。

- ・ 地域生活支援拠点等の整備にあたり、新たに施設整備等を行う必要がある場合には、社会福祉施設等施設整備費補助金の活用を推進する。
- ・ 各地域において協議会等で検討を進めていくためのサポート体制の構築に努める。

#### 強度行動障がい

- ・ 強度行動障がい者に対して、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図る。
- ・ 強度行動障がいについて、専門機関等と連携し、困難事例の検討を行うなど、受入れ事業所や従事者の支援に努める。

#### ④ 令和6年度末実施状況

項目	第7期 目標値	令和6年度末 実績	進捗率
地域生活支援拠点設置市町村数	59市町村	43市町村	72.9%
コーディネーター配置人数	36人	38人	105.6%
地域生活拠点等における支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	71回	98回	138.0%

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

##### ① 目標値及び目標設定の考え方

項目	2年度 実績	3年度 実績	4年度 実績	第6期 目標値	第7期 目標値	目標設定の考え方
<b>【福祉施設から一般就労への移行目標】</b>						
一般就労移行者数 ①	人 110	人 170	人 145	人 187	人 218	令和8年度中に一般就労へ移行する者の数を、国の基本指針に基づき、令和3年度実績の1.28倍以上
①のうち就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	—	112	97	108	147	令和8年度中に一般就労へ移行する者の数を、国の基本指針に基づき、令和3年度実績の1.31倍以上
①のうち就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数	—	18	16	18	24	令和8年度中に一般就労へ移行する者の数を、国の基本指針に基づき、令和3年度実績の1.29倍以上
①のうち就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数	—	36	32	61	47	令和8年度中に一般就労へ移行する者の数を、国の基本指針に基づき、令和3年度実績の1.28倍以上
一般就労移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	—	—	—	—	50%以上	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする

就労定着支援事業の利用者数	—	77	—	—	<b>109</b>	国の基本指針に基づき、令和3年度実績の1.41倍以上
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	—	—	—	—	<b>25 % 以上</b>	就労定着率が7割以上の事業所を国の基本指針に基づき、全体の2割5分以上とする
<b>【就労関連の目標】</b>						
障がい者に対する職業訓練の受講	3 人	14 人	12 人	14 人	<b>18 人</b>	令和8年度の障がい者委託訓練受講者のうち、福祉施設から一般就労へ移行する者の数。①の考え方準用。令和3年度実績の1.28倍以上。
福祉施設から公共職業安定所への誘導	66	105	129	150	<b>135</b>	令和8年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、公共職業安定所の利用者数。①の考え方準用。令和3年度実績の1.28倍以上。
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導	41	60	55	94	<b>77</b>	令和8年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者就業・生活支援センターの利用者数。①の考え方準用。令和3年度実績の1.28倍以上。
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援	46	61	43	187	<b>79</b>	令和8年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数。①の考え方準用。令和3年度実績の1.28倍以上。
<b>【その他】</b>						
項 目	2年度実績	3年度実績	4年度実績	第6期目標値	<b>第7期目標値</b>	目標設定の考え方
平均工賃月額	円 14,602	円 14,758	円 14,926	円 20,000	<b>円 20,000</b>	第6期福島県障がい者工賃向上プランに掲げる目標値
優先調達方針策定市町村数	53 市町村	49 市町村	54 市町村	全59 市町村	<b>全59 市町村</b>	優先調達推進法(平成25.4施行)に基づき、すべての市町村において策定することを目指す。

(出所：第7期福島県障がい福祉計画第3期福島県障がい児福祉計画)

② 目標達成及び課題解決のための方策

- ・ 県立自立支援協議会就労支援部会を中心に県全体及び各圏域において関係機関の連携・ネットワークづくりをするとともに、連携体制を活用しながら企業への働きかけや、福祉施設への支援の在り方等も含めた課題の共有や対応策の検討を実施する。
- ・ 障がいのある方が希望する地域での就労ができるよう、合理的配慮の義務化を契機として関係自治体を始めとした関係機関と連携を取り、施設側の状況や労働分野の情報を収集しながら、就労体制の整備と地域資源の開発促進を図る。
- ・ 働く障がい者の工賃向上及び社会参加と自立を具体的に推進するため、障がい者工賃向上プラン及び障がい者就労施設等からの分品等の調達方針を作成する。

③ 令和6年度末の実施状況

項目	第7期 目標値	令和6年度末 実績	進捗率
一般就労移行者数（人）	218人	223人	102.3%
一般就労移行者数（倍率）	1.28倍	1.31倍	102.3%
就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数（人）	147人	149人	101.4%
就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数（倍率）	1.31倍	1.33倍	101.5%
就労移行支援A型事業を通じた一般就労移行者数（人）	24人	35人	145.8%
就労移行支援A型事業を通じた一般就労移行者数（倍率）	1.29倍	1.94倍	150.4%
就労移行支援B型事業を通じた一般就労移行者数（人）	47人	45人	95.7%
就労移行支援B型事業を通じた一般就労移行者数（倍率）	1.28倍	1.25倍	97.7%
一般就労移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	50%	21%	42.0%
就労定着支援事業の利用者数（人）	109人	54人	49.5%
就労定着支援事業の利用者数（倍率）	1.41	0.7	49.6%
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	25%	100%	400.0%
障がい者に対する職業訓練の受講	18人	12人	66.7%
福祉施設から公共職業安定所への誘導	135人	190人	140.7%

福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導	77 人	26 人	33.8%
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援	79 人	85 人	107.6%
平均工賃月額	20,000 円	21,449 円	107.2%
優先調達方針策定市町村数	59	52	88.1%

#### 進捗率が低い理由・対策等

- ・ 一般就労移行者の割合が 5 割以上の就労移行支援事業所の割合  
障がい特性や体調、年齢や体力により、週 5 日勤務やフルタイム就労が難しいことが考えられる。また、就労経験が少ないため、就職活動自体のハードルが高いことが課題と思われる。
- ・ 就労定着支援事業の利用者数  
当該サービスに対する利用者側の認知・理解が十分ではないと考えられるため、周知・理解促進に努めていく必要がある。また、事業所が少ないことも要因と考えられる。
- ・ 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導  
センターまでの距離が遠くアクセスが悪いことやセンターの人員不足等により対応時間が限られていること等が課題と推測される。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

① 目標値

項目	3年度 実績	4年度 実績	第6期 目標値	第7期 目標値
基幹相談支援センター				
基幹相談支援センターの設置市町村数 (複数市町村による共同設置を含む)	—	44	—	59市町村
地域の相談支援事業所に対する訪問等 による専門的な指導・助言件数	1,172件	1,352件	2,392件	1,869件
地域の相談支援事業所の人材育成の支 援件数	602件	853件	396件	1,203件
地域の相談機関との連携強化の取組の 実施回数	2,390回	3,147回	2,865回	4,535回
個別事例の支援内容の検証の実施 回数	—			1,334回
基幹相談支援センターにおける主任 相談支援専門員の配置数	—			26人
協議会				
協議会における相談支援事業所の参 画による事例検討実施回数	—			117回
協議会における参加事業者・機関数	—			448カ所
協議会の専門部会の設置数	—			81部会
協議会の専門部会の実施回数	—			425回

(出所：第7期福島県障がい福祉計画第3期福島県障がい児福祉計画)

② 目標設定の考え方

各市町村の見込量の合計値を県の目標値として設定している。

③ 目標達成及び課題解決のための方策

基幹相談支援センター

- ・ 基幹相談支援センター未設置市町村に対しては、県の相談支援アドバイザーを活用し、設置に向けた取組みを支援する。
- ・ 県自立支援協議会人材育成部門において策定した「福島県障がい者相談支援従事者人材育成ビジョン」に基づき、圏域のリーダー及び中核で担える人材育成を図る。
- ・ 相談支援専門員の養成研修を拡充していくとともに、サービス等利用計画の質

の担保を図るための各種研修の実施に努める。

#### 自立支援協議会

- ・ 県立自立支援協議会地域生活支援部会委員を市町村の地域自立支援協議会に派遣し、地域において必要な社会資源や困難事例の検討についての助言を行う。
- ・ 各圏域内の課題等に対応するため、市町村と連携しながら各保健福祉事務所が行う圏域連絡会の体制を強化し、市町村への助言指導を行う。

#### ④ 令和6年度末の実施状況

項目	第7期 目標値	令和6年度末 実績	進捗率
基幹相談支援センターの設置市町村数 (複数市町村による共同設置も含む)	59	50	84.7%
地域の相談支援事業者に対する訪問等 による専門的な指導・助言件数	1,869件	2,576件	137.8%
地域の相談支援事業者人材育成の支援 件数	1,203件	1,523件	126.6%
地域の相談機関との連携強化の取組の 実施回数	4,535回	4,104回	90.5%
個別事例の支援内容の検証の実施回数	1,334回	604回	45.3%
基幹相談支援センターにおける主任相 談支援専門員の配置数	26人	16人	61.5%
協議会における相談支援事業所の参画 による事例検討実施回数	117回	184回	157.3%
協議会における参加事業者数・機関数	448か所	877か所	195.8%
協議会の専門部会の設置数	81部会	165部会	203.7%
協議会の専門部会の実施回数	425回	962回	226.4%

#### 進捗率が低い理由・対策等

- ・ 個別事例の支援内容の検証の実施回数  
モニタリング等は頻繁に行われているが、「支援内容の検証」に特化して実施されたケース等を、各市町村において実績値に反映したと思われる。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

① 目標値

項目	3年度	4年度	第6期 目標値	第7期 目標値
①県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	47人	116人	166人	182人
②障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	14回	15回	53回	53回
③県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制及びその共有回数	1回	1回	年1回 以上	年1回 以上
④相談支援専門員研修修了者数	初任者研修	78人	—	100人
	現任研修	49人		100人
	主任研修	0人		30人
⑤サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修修了者数	基礎研修	254人	—	300人
	実践研修	163人		300人
	更新研修	292人		300人
⑥相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修	実施回数	1回	—	1回
	修了者数	51人		30人

(出所：第7期福島県障がい福祉計画第3期福島県障がい児福祉計画)

② 目標設定の考え方

上記表中の①と②は、各市町村の見込量の合計値を県の目標値として設定している。同じく④～⑥は、県主催の研修については、計画期間年度ごとの研修修了者数を目標値として設定している。

③ 目標達成及び課題解決のための方策

- ・ 障がい福祉サービスに関わる職員等に対して、各種研修を実施し、人材育成に努める。
- ・ 障がいのある方がニーズに応じた障がい福祉サービス等を選択できるよう、障がい福祉サービスの内容や事業者に関する情報公表をさらに促進する。

- ・ 障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証する。
- ・ 自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤をなくするための取組みや適正な運営を行っている事業所の確保に努める。

④ 令和6年度末の実施状況

項目	第7期 目標値	令和6年度末 実績	進捗率
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	182人	111人	61.0%
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	53回	18回	34.0%
県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及び共有回数	年1回以上	1回	100.0%
相談支援専門員研修修了者数	230人	209人	90.9%
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修修了者数	900人	709人	78.8%
相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修修了者	30人	28人	93.3%

進捗率が低い理由・対策等

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数、障害者自立支援審査支払い等による審査分析の結果、活用方法等について、十分に理解が進んでいないと思われる。周知、広報等に努めたい。

### 3 障がい児福祉サービス等の「成果目標」と目標達成のための方策

#### (1) 児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

##### ① 目標値

項目	目標
児童発達支援センター	<p>令和 8 年度末までに、圏域又は圏域より小さな単位※の設置を目指し、その上で各市町村に 1 か所以上の設置を目指します。</p> <p>また、地域によっては、利用ニーズや地理的状況などに応じて複数の設置を進めます。</p> <p>地域の実情により設置できない市町村においては、児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制整備を目指します。</p>
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進	<p>令和 8 年度末までに、圏域又は圏域より小さな単位において、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援事業を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を確保します。</p> <p>その上で全ての市町村で実施する体制の確保を目指します。</p>

※「圏域より小さな単位」とは、郡などの複数市町村による単位とする（以下「第 3」において同じ）。

##### 【参考：児童発達支援センターの設置状況（令和 5 年 10 月現在）】 20 か所

福島市	3 か所	田村市	1 か所	塙町	1 か所
郡山市	5 か所	鏡石町	1 か所	いわき市	3 か所
伊達市	2 か所	西郷村	1 か所		
須賀川市	1 ヶ所	会津若松市	2 か所		

##### 【参考：保育所等訪問支援事業所の設置状況（令和 5 年 10 月現在）】 38 か所

福島市	4 か所	須賀川市	3 か所	塙町	1 か所
二本松市	3 か所	田村市	1 か所	会津若松市	6 か所
伊達市	2 か所	鏡石町	1 か所	南相馬市	2 か所
郡山市	6 か所	西郷村	1 か所	いわき市	8 か所

(注) 休止中の事業所は除く。

(出所：第 7 期福島県障がい福祉計画第 3 期福島県障がい児福祉計画)

##### ② 目標設定の考え方

- 児童発達支援センターについて、国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和 8 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも 1 か所以上設置するこ

とを基本とする、とされている。令和5年10月現在、県内では児童発達支援センターは20施設あり、9市村に設置されている。

県の目標については、国の基本指針や各市町村の成果目標を踏まえ、令和8年度末までに、児童発達支援センターを全圏域または圏域より小さな単位で設置し、その上で、各市町村に1か所以上設置することを目標とする。また、地域によっては、利用ニーズや地理的状況などに応じて複数の設置を認める。

- ・ 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、国の基本指針では、各市町村または各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用するなどにより、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を基本とする、とされている。令和5年10月現在、県内で保育所等訪問支援事業を行う事業所は、38事業所あり、12市町村で事業が実施されている。

県の目標については、国の基本方針や各市町村の成果目標を踏まえ、令和8年度末までに、まずは全圏域または圏域より小さな単位で児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援事業等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を確保することを目標とし、その上で各市町村1か所以上の体制確保を目指す。

### ③ 目標達成及び課題解決のための方策

- ・ 地域の自立支援協議会や県の圏域連絡会等において、児童発達支援センター等の設置・運営に係る情報提供、助言、調整等を行い、市町村に設置を促すとともに、地域資源の活用等の検討を進める。
- ・ 児童発達支援センターについては、補助事業等を活用し、優先的に整備が進むよう配慮する。

### ④ 令和6年度末の実施状況

令和7年3月末現在、県内で児童発達支援センターは20施設、9市町村に設置されており、保育所等訪問支援事業を行う事業所は44事業所あり、14市町村で実施されている。

(2) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

① 目標値

項目	目標
難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築	令和8年度末までに、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等と連携し、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めます。

(出所：第7期福島県障がい福祉計画第3期福島県障がい児福祉計画)

② 目標設定の考え方

国の基本方針では、聴覚障がい児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定するほか、令和8年度末までに、県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保及び新生児難聴検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組みを進めることを基本とする、とされている。

県の目標については、国の基本指針や各市町村の成果目標を踏まえ、令和8年度末までに、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等との連携強化を図り、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築及び新生児難聴検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組みを進めることを目標とする。

③ 目標達成及び課題解決のための方策

- ・ 難聴児を含む聴覚障がい児への支援については、本県では新生児難聴検査がほぼ100%実施され、また、軽度・中等度難聴児が健全な発達の支援及びコミュニケーションの向上を図るなど障がいの早期発見と適切な療育支援を行うことで地域・家庭で療育できる環境が整えられてきた。引き続き、児童発達支援センターや市町村等関係機関と連携して相談支援体制の充実を図り、特別支援学校等への就学に円滑につなげるなど聴覚障がい児を地域で療育していく体制の整備を進める。
- ・ この計画を難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画と位置付け、難聴児の早期発見・早期療育を図るため、新生児難聴検査に係る協議会を福島県新生児難聴検査推進会議とし、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保するとともに、研修会の実施、普及啓発等により体制の整備を進める。

④ 令和6年度末の実施状況

児童発達支援センターの機能強化に取り組む市町村に対し補助事業を実施するなど、相談支援体制の充実を図っている。

また、関係機関との連携により、新生児聴覚検査から療育につなげる取組みを実施しているところであるが、中核的機能を有する体制の構築については、検討中の段階にある。

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

① 目標値

項目	目標
重症心身障がい児が利用できる児童発達支援事業所	令和8年度末までに圏域又は圏域より小さな単位に少なくとも1か所以上確保します。 その上で、各市町村での確保を目指します。
重症心身障がい児が利用できる放課後等デイサービス事業所	令和8年度末までに圏域又は圏域より小さな単位に少なくとも1か所以上確保します。 その上で、各市町村での確保を目指します。

(出所：第7期福島県障がい福祉計画第3期福島県障がい児福祉計画)

② 目標設定の考え方

国の基本方針では、重症心身障がい児が身近な地域で支援が受けられるよう、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする、とされている。

令和5年10月現在、県内で主に重症心身障がい児を支援する自事業所は、児童発達支援事業所が11事業所、放課後等デイサービス事業所が10か所あり、福島市に2か所、伊達市に1か所、郡山市に2か所、田村市に1か所、白河市に1か所、西郷村に1か所、会津若松市に1か所、いわき市に2か所設置されている。

今後、重症心身障がい児が身近な地域で支援が受けられる体制整備を進めていくことが必要であるが、主に重症心身障がい児を支援する事業所を設置する場合、専門職員の確保が難しい地域があることなどから、まずは、重症心身障がい児が利用できる事業所を増やしていくことを優先し、県の目標として、令和8年度末までに、重症心身障がい児が利用できる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の圏域または圏域より小さな単位での確保を目指し、その上で各市町村に少なくとも1か所以上確保することを目標とする。

③ 目標達成及び課題解決のための方策

- ・ 地域の自立支援協議会や県の圏域連絡会、医療的ケア児の協議の場などにおいて、重症心身障がい児が利用可能な障害児通所支援事業所の確保方策について協議・検討を進めていく。
- ・ 県立自立支援協議会こども部会等と連携し、重症心身障がい児に対する支援内容や事業所の設置・運営等に係る研修会や会議を開催するなどして、事業の必要性を市町村や事業所と共有するとともに、既存の障害児通所支援事業所においても重症心身障がい児の受け入れが進むよう働きかけていく。

④ 令和6年度末の実施状況

令和7年3月末現在、県内で主に重症心身障がい児を支援する事業所は、児童発達支援事業所が12事業所、放課後等デイサービス事業所が14事業所ある。

(4) 医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

① 目標値

項目	目標
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和8年度までに各市町村に医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を目指します。 なお、単独での配置が困難な場合には、圏域単位での配置を目指します。

(出所：第7期福島県障がい福祉計画第3期福島県障がい児福祉計画)

② 目標設定の考え方

国の基本方針では、医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、県に医療的ケア児支援センターを設置し、また、県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等支援の総合調整に関するコーディネーターを配置することを基本とする、とされている。

本県においては、令和元年度までに、県、各圏域または市町村に協議の場が設置されている。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、令和5年4月現在、15市町村で配置されている。また、医療的ケア児支援センターについては、令和4年6月に設置し、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築を進めている。

県の目標としては、国の基本指針や各市町村の成果目標を踏まえ、令和8年度末

までに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目標とし、単独での配置が困難な場合には、圏域単位での配置を目指すこととしている。

③ 目標達成及び課題解決のための方策

医療的ケア児が身近な地域で支援を受けられるように、コーディネーター養成のための研修等に取り組むとともに、医療的ケア児等支援のための協議の場において、配置を促進するための方策について検討・協議していく。

④ 令和6年度末の実施状況

平成30年から、医療、福祉、教育等関係機関が連携を図るための「協議の場」である合同会議を開催し、令和4年6月、福島県総合療育センター内に医療的ケア児支援センターを設置している。

また、令和7年4月現在、医療的ケア児等に関するコーディネーターは36市町村に配置されている。

4 福島県障がい者施策推進協議会及び福島県自立支援協議会への報告等

(1) 福島県障がい者施策推進協議会への報告等

県の障がい者施策推進協議会は、令和7年3月4日に書面開催されている。会議の開催の時期から、前計画である「第6期福島県障がい福祉計画・第2期福島県障がい児福祉計画」の実施状況の報告がなされていた。

② 福島県自立支援協議会への報告等

県の自立支援協議会は、年度を通して2回開催され、開催時期は1回目が10月～11月頃、2回目が2月頃となっている。令和7年11月6日(木)において、「令和7年度第1回福島県自立支援協議会」が開催されており、当該会議の議題として「第7期福島県障がい福祉計画・第3期福島県障がい児福祉計画の実施状況について」が掲げられており、計画の進捗状況の報告がなされていた。

5 監査の結果

特筆すべき事項なし

## 第2 予算執行及び財務事務に関する監査

### 1 委託事業、補助事業について

#### (1) 重層的支援体制整備事業

- 事業の概要

事業名	重層的支援体制整備事業			事業期間	令和3年度～
担当課	社会福祉課	種類	委託	委託先	(社福)福島県社会福祉協議会
事業内容	高齢、障がい、こども、生活困窮者等、制度ごとの縦割りの体制では対応が困難な複合化、複雑化した課題が顕在化している。それらの課題解決のため、重層的支援体制整備事業の円滑な実施に向けて包括的な支援体制を構築することを目的とする。				
財源	一般財源、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（国庫支出金）				

- 本事業の直近3年度の予算額・決算額・執行残額の推移（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	7,467	8,786	8,786
最終予算額	7,467	8,786	8,786
決算額	7,467	8,786	8,786
執行残額	0	0	0

- 令和6年度当初予算の内訳（単位：千円）

内容（節区分）	予算額	備考
委託料	8,786	

- 業務委託仕様書記載の目標値に対する実績値

業務内容	指標	目標値	実績値
① 重層的支援体制整備事業の実施に向けた研修会の開催	研修会の実施回数	1回以上	1回
② 市町村等、市町村社会福祉協議会等への訪問支援	訪問回数	未記載 (注1)	9回
③ 重層的支援体制整備事業構築に向けたアドバイザーの派遣	派遣回数	未記載 (注2)	16回
④ 市町村間交流・ネットワークの構築支援	未記載	未記載 (注3)	1回

(業務委託仕様書及び実績報告書より)

(注1) 各市町村の状況に応じた支援・助言を行うことが目的の事業であり、状況に応じて訪問件数が変わるため、目標値未記載としたとのことである。

(注2) 市町村の要請に基づく派遣であるため、予算の範囲内で柔軟に活用できる事業として設計しているため、目標値未記載としたとのことである。

(注3) 実施内容を委託先の裁量に任せているため、県であらかじめ指標・目標値を設定することは困難であることから、指標及び目標値を未記載としたとのことである。

- ・ 監査の結果  
特に記載すべき事項はない。

(2) 日常生活自立支援事業

- ・ 事業の概要

事業名	日常生活自立支援事業			事業期間	平成23年度～
担当課	社会福祉課	種類	補助	補助先	(社福)福島県社会福祉協議会
事業内容	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるようにするために、福祉サービス利用援助、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行う事業を実施する。				
財源	一般財源、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金				

- ・ 本事業の直近3年度の予算額・決算額・執行残額の推移 (単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	67,498	69,204	71,764
最終予算額	67,498	69,204	71,764
決算額	67,498	69,204	71,764
執行残額	0	0	0

- ・ 令和6年度当初予算の内訳 (単位：千円)

内容(節区分)	予算額	備考
負担金、補助金及び交付金	71,764	【積算方法】 利用者数757名×12か月× 7,900円(国庫補助基準額)

・ 事業実績（実績報告書より）

事業内容	指標	実績値
① 市町村社協連絡会議の開催	開催回数	1回
② 市町村社協から提出された書類等のチェック	実施社協数	48社協
③ 契約締結審査会の開催	開催回数	6回
④ 県への予算確保の要望活動の実施	実施回数	2回
⑤ 市町村社協担当職員説明会の開催	実施回数	1回
⑥ 専門員・担当職員学習会の開催	実施回数	1回
⑦ 関係職員ミーティングの開催	実施回数	3回
⑧ 生活支援員新規養成研修会開催の支援	参加者	13名
⑨ 生活支援員実働者研修会の開催	開催回数	3回
⑩ 関係機関連絡会議	開催回数	2回
⑪ 本事業の理解を促進するための研修会	開催回数	4回
⑫ 権利擁護を啓発するための会議	開催回数	6回
⑬ 成年後見移行・法人後見実施に向けた支援会議	実施回数	2回
⑭ ブロック・全国会議等への参加	参加回数	7回

※ 本補助事業については、目標値がないため、実績値のみ記載した。

・ 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 被災者見守り・相談支援事業

・ 事業の概要

事業名	被災者見守り・相談支援事業			事業期間	平成27年度～
担当課	社会福祉課	種類	補助	補助先	(社福)福島県社会福祉協議会 市町村民生児童委員協議会
事業内容	<p>県は、東日本大震災において地震や津波による被災を原因として避難した住民及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示により避難した住民が現に居住する地域（避難前に居住していた地域に帰還する場合を含む）において、安定的な日常生活を営むことができるよう、戸別訪問による見守りや相談支援等の避難者の日常生活を支援する事業を実施する社会福祉協議会等に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。</p>				
財源	被災者支援総合交付金				

- ・ 本事業の直近3年度の予算額・決算額・執行残額の推移 (単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	687,849	686,813	684,575
最終予算額	668,024	668,361	629,939
決算額	642,130	639,432	610,448
執行残額	25,894	28,929	19,491

- ・ 令和6年度当初予算の内訳 (単位：千円)

内容(節区分)	予算額	備考
負担金、補助金及び交付金	684,575	

- ・ 事業実績(実績報告書より)

事業内容	指標	実績値
① 生活支援相談員等の配置	配置人数	120名
② 生活支援相談員等の研修の実施	研修会開催回数	7回
③ 復興公営住宅等見守り連携会議の開催	会議開催回数	30回
④ 被災者生活支援調整会議の開催	会議開催回数	5回
⑤ 県域避難者地域支援コーディネーター連絡会の開催	開催回数	1回
⑥ 避難元及び避難先民生児童委員協議会の開催	開催回数	1回
⑦ 社協における避難者支援に関する検討会議の開催	開催回数	6回
⑧ 社協連携避難者支援センターの設置・運営	設置か所数	4か所
⑨ 人・地域・結ぶ推進事業	会議開催回数	3回
⑩ 避難者生活再建支援システムの運用	導入社協数	19社協
⑪ 生活支援相談員の広報	広報回数	3回
⑫ 避難者の孤立防止のためのサロン活動支援事業	サロン実施社協	18社協
⑬ その他の会議等	会議開催回数	32回

※ 本補助事業については、目標値がないため、実績値のみ記載した。

- ・ 監査の結果  
特に記載すべき事項はない。

(4) 福島県避難指示解除区域等被災高齢者等生活支援事業

・ 事業の概要

事業名	福島県避難指示解除区域等被災高齢者等生活支援事業			事業期間	平成 29 年度～
担当課	高齢福祉課	種類	補助	補助先	実施要項に定める市町村
事業内容	<p>避難指示解除区域に居住する高齢者等が孤立したり、生活機能の低下を招くことがないように、相談、介護、生活支援等の体制づくりを推進することを目的とする。</p> <p>避難指示解除区域の市町村に居住する高齢者等が安心して生活できるよう、高齢者等サポート拠点の設置・運営等を支援する。(市町村補助)</p>				
財源	福島再生加速化交付金				

・ 本事業の直近 3 年度の予算額・決算額・執行残額の推移 (単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	200,382	162,881	152,881
最終予算額	157,785	149,759	142,234
決算額	142,069	141,849	140,489
執行残額	15,716	7,910	1,745

・ 令和 6 年度当初予算の内訳 (単位：千円)

内容 (節区分)	予算額	備考
負担金、補助金及び交付金	152,211	
旅費	250	
需用費	200	
役務費	120	
使用料及び賃借料	100	

- ・ 事業実績（実績報告書より）

補助先5町村のうち、葛尾村サポートセンター（葛尾村）を抽出し、検討した。

事業内容	指標	実績値 (年間)
① 総合相談業務（訪問）	利用者数	145人
② 見守り安否確認（訪問）	利用者数	247人
③ 生きがいデイサービス	利用者数	1,479人
④ ヘルパー業務（訪問介護）	利用者数	29人
⑤ トレーニングマシン（介護予防）	利用者数	1,816人
⑥ 健康づくり教室（健康維持・増進事業）	参加者数	682人
⑦ 地域交流サロン事業	参加者数	307人
⑧ 居宅介護支援事業	ケアプラン作成件数	48件

※ 本補助事業については、目標値がないため、実績値のみ記載した。

- ・ 監査の結果

**【意見】**

葛尾村サポートセンターを葛尾村が直接運営することは困難であるため、村内の「社会福祉法人葛尾村社会福祉協議会」へ委託している。

しかし、実績報告書に業務委託仕様書及び委託契約書が添付されていないため、添付を求めるべきである。

同様に、大熊町サポートセンター（大熊町）、浪江町社協サポートセンター（浪江町）についても、実績報告書に業務委託仕様書及び委託契約書が添付されていないため、添付を求めるべきである。

(5) 福島県被災地介護施設運営支援事業

・ 事業の概要

事業名	福島県被災地介護施設運営支援事業			事業期間	平成 30 年度～
担当課	高齢福祉課	種類	補助	補助先	対象地域で再開、運営している介護施設のうち、運営費の支援の必要性が認められる介護施設を運営する法人
事業内容	避難指示解除区域に住民が安心して帰還するためには、介護提供体制の整備が不可欠である。そこで、再開・運営している特別養護老人ホームに対し、運営費の補助を行うことにより、人材確保や経営体力の維持を図る。				
財源	福島介護再生臨時特例補助金				

・ 本事業の直近 3 年度の予算額・決算額・執行残額の推移 (単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	113,363	105,623	91,301
最終予算額	77,984	78,058	58,707
決算額	65,333	27,118	17,164
執行残額	12,651	50,940	41,543

※ 令和 6 年度において執行残額が多い理由

補助額の算定に当たっては様々な要素が絡んでおり、見込額の予測が難しい状況である。

当初、いいたてホームへの補助を見込んでいたものの、2月補正後に職員の確保ができず、人件費が減少したことによって補助対象から外れたことなどによる。

・ 令和 6 年度当初予算の内訳 (単位：千円)

内容 (節区分)	予算額	備考
負担金、補助金及び交付金	90,768	
使用料及び賃借料	220	
旅費	126	
需用費	109	
役務費	78	

- 事業実績（実績報告書より）

	補助先	
	(社福)いいたて福祉会	(社福)南相馬福祉会
施設名称	特別養護老人ホーム いいたてホーム	特別養護老人ホーム 梅の香
施設種別	介護老人福祉施設	介護老人福祉施設
認可定員数	70 床	50 床
入所者数	47 人	30 人
補助金交付決定額	3,381,000 円	29,549,000 円
休業年月日	—	平成 23 年 3 月 19 日
再開年月日	休業せず運営した	平成 30 年 4 月 1 日
発災前職員数	81 人	49 人
再開時職員数	—	18 人

※ 本補助事業については、目標値がないため、実績値のみ記載した。

- 監査の結果  
特に記載すべき事項はない。

(6) かいごの理解促進事業

- 事業の概要

事業名	かいごの理解促進事業			事業期間	令和 5 年度～
担当課	社会福祉課	種類	委託	委託先	(株)Blanket（ブランケット）
事業内容	介護の仕事に対する理解を促進するため、主に小中学生とその保護者を対象とした謎解き要素を加えた体験型イベント（イベント名：ナゾときカイゴ探偵団 in 福島）を開催し、介護職や福祉に対する魅力を知ってもらうことを目的とする。				
財源	地域医療介護総合確保基金				

- 本事業の直近 3 年度の予算額・決算額・執行残額の推移（単位：千円）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	—	8,440	11,037
最終予算額	—	8,440	11,037
決算額	—	7,890	10,826
執行残額	—	550	211

- 令和6年度当初予算の内訳 (単位：千円)

内容 (節区分)	予算額	備考
委託料	10,740	
旅費	15	
需用費	180	
役務費	30	
使用料・賃借料	72	

- 業務委託仕様書記載の目標値に対する実績値 (業務委託仕様書及び実績報告書より)

業務内容	指標	目標値	実績値
① 介護の仕事理解のための体験型イベントの企画及び運営	実施回数	6回	6回
	合計参加人数	1,000名	279名
② 「楽しみながら介護を学べる冊子」の作成及び配布	作成部数	500部以上	500部
③ 募集案内チラシの作成	作成部数	80,000部	107,000部

(注) ① 介護の仕事理解のための体験型イベントの企画及び運営・合計参加人数において、目標値に対し実績値が3割にも満たないことについての県の考えは次のとおりである。(特に、南相馬会場において、参加人数の目標値が150名以上に対し、実績値がわずか6名であること。)

イベント (ナゾときカイゴ探偵団 in 福島) の周知に向け広報を実施したが、新型コロナウイルスの5類移行に伴い、それまで中止されていたこども向けイベントが復活しつつあったことや、地域の大規模なイベントの開催日と重なったことなどが要因となり、目標に届かなかった可能性がある。

南相馬会場においては、被災の影響がまだ残り、近隣の双葉郡からの参加が見込めないなど、集客に苦勞する地域であり、令和7年度では南相馬会場での開催を取りやめたところである。同様に、合同就職説明会 (マッチング事業) も令和7年度の開催を取りやめている。

なお、令和7年度においては、いわき市教育委員会の後援を得たところ、いわき会場の参加人数が令和6年度の2.5倍に増加 (56人→141人) していることから、今後はいわき会場の取組みを他の会場にも広げるなど、広報を強化していく予定である。

また、事前申込者数が少ない場合においても、イベント自体は開催する必要があったほか、当日の参加者に対応するためイベントの規模を縮小することも困難であったため、当初の予算規模での実施はやむを得ないことだったと考える。

なお、開催に係る経費は、会場費や人件費など、参加人数の増減にかかわらず固定的に発生することから、減額の必要はないと判断した。

- ・ 監査の結果  
特に記載すべき事項はない。

(7) ふくしまの福祉を支える人材の育成事業

- ・ 事業の概要

事業名	ふくしまの福祉を支える人材の育成事業			事業期間	平成 25 年度～
担当課	社会福祉課	種類	委託	委託先	(社福)福島県社会福祉協議会
事業内容	<p>本県の福祉を支える人材の育成を図るため、福祉・介護の職場体験・見学の広報や福祉施設の職員による学校への仕事説明会、福祉施設への職場見学会を実施する。</p> <p>また、介護の仕事について理解を促し、その魅力ややりがいを知ってもらうため、小学 5 年生向け冊子の配布及び親子施設見学会等を実施する。</p>				
財源	地域医療介護総合確保基金				

- ・ 本事業の直近 3 年度の予算額・決算額・執行残額の推移 (単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	17,909	17,928	18,023
最終予算額	14,430	16,978	18,023
決算額	13,624	15,314	17,844
執行残額	806	1,664	179

- ・ 令和 6 年度当初予算の内訳 (単位：千円)

内容 (節区分)	予算額	備考
委託料	18,023	

・ 業務委託仕様書記載の目標値に対する実績値

業務内容	指標	目標値	実績値
① 福祉・介護の職場体験等の広報	小冊子作成部数	12,000 部以上	12,000 部
	小冊子配布か所	920 か所	935 か所
	掲載施設数	200 施設以上	204 施設
② 福祉・介護の仕事説明会	実施回数	10 回以上	5 回
③ 福祉・介護の職場見学会	実施回数	30 回以上	26 回
④ 親子施設見学会	実施回数	4 回以上	5 回
⑤ 学校等訪問	訪問回数	35 回以上	36 回
⑥ リクルーター養成講座	開催回数	2 回以上	2 回
⑦ 小学 5 年生向け冊子増刷・配布	増刷数	17,000 部	17,000 部
	送付先小学校数	389 校	385 校

(業務委託仕様書及び実績報告書より)

(注1) ② 福祉・介護の仕事説明会について実績値が目標値に未達であるのは、当該業務は介護福祉士養成施設や大学の福祉関係学部の学生を対象とした事業であり、介護の仕事について基本的な知識があるためニーズがあまりなく、実績が伸びなかったため、令和6年度をもって廃止したとのことである。

(注2) ③ 福祉・介護の職場見学会について実績値が目標値に未達であるのは、目標値達成に向け委託先から対象者(小・中・高等学校・大学・一般)に対しチラシ等による広報や訪問しての説明、過去に実績があった先への架電等十分に働きかけているが、想定よりも申込数が下回ったものであり、やむを得ないものと考えているとのことである。

(注3) ⑦ 小学5年生向け冊子増刷・配布について、業務委託仕様書には当該業務の効果検証のため、アンケート調査を行い取りまとめるとしている。しかし、アンケート回収率がわずか1.6%(14,370人中235人回収)であることについては、委託先から期限までに提出のなかった小学校に催促するなど、必要な努力は行っているが、廃校等により小学校そのものが減少したことや、アンケートを任意提出とした学校があったことにより回収率が低くなったものであり、やむを得ないと考えているとのことである。

・ 監査の結果

【意見】

⑤ 学校等訪問について、訪問校36校の内訳は、高等学校33校、大学1校、養成校2校となっている。訪問校のほとんどを高等学校が占めており、訪問先にはもっと中学校を含めるべきである。

(8) 介護助手等普及推進事業

・ 事業の概要

事業名	介護助手等普及推進事業			事業期間	令和2年度～
担当課	社会福祉課	種類	委託	委託先	(社福)福島県社会福祉協議会
事業内容	地域の元気な高齢者や若者、女性など多様な人材を介護助手として雇用し、補助業務を任せることで、介護職員の負担軽減を図り、専門的な介護業務に専念できる環境を作り、介護人材の確保・定着とサービスの質の向上につなげる。				
財源	地域医療介護総合確保基金				

・ 本事業の直近3年度の予算額・決算額・執行残額の推移 (単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	18,570	18,594	18,790
最終予算額	18,570	18,594	18,520
決算額	17,866	18,429	18,425
執行残額	704	165	95

・ 令和6年度当初予算の内訳 (単位：千円)

内容 (節区分)	予算額	備考
委託料	18,734	
旅費	16	
使用料及び賃借料	40	

・ 業務委託仕様書記載の目標値に対する実績値

業務内容	指標	目標値	実績値
① 介護助手未導入施設等の新規開拓	未導入施設の訪問件数	30 件以上	32 件
	説明会開催回数	1 回以上	1 回
	チラシの作成部数	未記載(注1)	2,000 部
② 介護助手の募集支援	チラシ発行回数	3 回/年	3 回/年
	チラシ掲載施設数	30 施設以上/1 回	41~42 施設
③ 介護助手希望者の掘り起こし	市町村福祉部局等の訪問回数	30 回以上	30 回
	市町村福祉部局等のイベントとの連携	1 回以上	3 回
	他事業との連携回数	未記載(注2)	5 回
④ 介護助手導入(予定)施設への支援	訪問施設数	5 施設以上	5 施設
⑤ アンケートの実施	実施回数	年1回	1 回

(業務委託仕様書及び実績報告書より)

(注1) 実績 2,000 部は、介護助手未導入施設に対する働きかけに用いるツールとして委託先の判断で作成したチラシの部数であり、県としては働きかけの方法は問わないので、目標値も設定しなかったとのことである。

(注2) 県としては掘り起こしの方法の一つとして、介護助手に関心を持ちそうな層が参加している他事業(介護に関する入門的研修)との連携を可能な範囲で行えばよく、連携の回数については問わないため目標値未記載としたとのことである。

・ 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(9) 福島県外国人介護人材受入環境整備等事業

・ 事業の概要

事業名	福島県外国人介護人材受入環境整備等事業			事業期間	令和元年度～
担当課	社会福祉課	種類	委託	委託先	(一社)福島県老人福祉施設協議会
事業内容	外国人介護留学生に対する奨学金支給や外国人介護人材とのコミュニケーション促進等に取り組む事業者への補助を行うとともに、外国人介護人材や受入れ施設職員等を対象とした研修会を実施するなど、受入環境を整備することにより、外国人介護人材の確保を図る。				
財源	地域医療介護総合確保基金				

・ 本事業の直近3年度の予算額・決算額・執行残額の推移 (単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	32,246	30,923	36,894
最終予算額	17,147	17,328	33,210
決算額	16,547	16,109	23,442
執行残額	600	1,219	9,768

・ 令和6年度当初予算の内訳 (単位：千円)

内容 (節区分)	予算額	備考
委託料	23,554	
負担金、補助金及び交付金	13,100	
旅費	16	
需用費	60	
役務費	60	
使用料及び賃借料	104	

- ・ 業務委託仕様書記載の目標値に対する実績値

業務内容	指標	目標値	実績値
① 福島県外国人介護人材受入環境整備事業補助金	補助人数	13人	16人
② 外国人介護人材受入施設等環境整備事業補助金	補助施設数	20施設	11施設
③ 特定技能1号外国人のマッチング支援事業	マッチング（内定者）数	10人	14人
④ 外国人介護人材フォローアップ研修会	基礎研修の参加人数（2回合計）	50人	112人
	介護福祉士試験受験対策研修会	10人	申込者ゼロのため開催中止
⑤ 外国人受入担当者向け研修会	第1回参加施設	50施設	32施設
	第2回参加施設	50施設	24施設
⑥ 外国人介護人材サポート事業	オンライン交流会開催回数	5回	5回
	集合型交流会開催回数	1回	1回
	巡回訪問実施回数	10回	10回
	アンケート調査実施回数	2回	2回

（業務委託仕様書及び実績報告書より）

（注）④ 外国人介護人材フォローアップ研修会・介護福祉士試験受験対策研修会において実績値が目標値に未達であるのは、新型コロナウイルス感染拡大の影響で令和3年頃の入国者が激減していたことから、介護福祉士資格試験の受験資格がある外国人介護福祉士候補者（介護事業所で3年以上の従事）が減少したため申し込み者ゼロとなったためとのことである。

なお、本事業の開催中止により、業務委託仕様書から本事業を削除し、委託先である（一社）福島県老人福祉施設協議会との間で委託変更契約書を取り交わし、委託料を6,113,441円（税込）減額している。

- ・ 監査の結果

#### 【意見】

② 外国人介護人材受入施設等環境整備事業補助金、⑤ 外国人受入担当者向け研修会について、実績値が目標値に未達であることに対して県は、チラシ等による広報や訪問した際の説明、過去に実績があった先への架電等十分に働きかけたのでやむを得ないとしているが、事業の費用対効果の観点からは、実績値が目標値に未達であった原因をさらに掘り下げ、場合によっては翌年度の実施を見合わせたり、予算の削減をしたりすることを検討すべきである。

(10) 福島県市町村等介護職員初任者研修・実務者研修

・ 事業の概要

事業名	福島県市町村等介護職員初任者研修・実務者研修			事業期間	平成30年度～
担当課	社会福祉課	種類	補助	補助先	福島市ほか23市町村
事業内容	介護職員初任者研修・実務者研修を行う市町村に対し補助を行うことにより、福祉・介護人材の育成を図り、深刻な福祉・介護人材不足を解消し、高齢者や障がいのある方が安心して暮らせる社会を創る。				
財源	地域医療介護総合確保基金				

・ 本事業の直近3年度の予算額・決算額・執行残額の推移 (単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	33,640	34,340	39,904
最終予算額	22,303	24,000	27,564
決算額	16,874	16,294	17,853
執行残額	5,429	7,706	9,711

・ 令和6年度当初予算の内訳 (単位：千円)

内容(節区分)	予算額	備考
負担金、補助金及び交付金	39,904	

・ 事業実績(実績報告書より)

補助対象事業者23市町村のうち、市のみ(7市)記載した。(単位：人数)

市名	初任者研修			実務者研修		
	受講人数	修了者数	就職者数	受講人数	修了者数	就職者数
福島市	2	2	2	13	13	13
白河市	0	0	0	4	4	4
相馬市	18	16	8	16	16	13
田村市	16	16	13	2	2	2
南相馬市	30	30	15	22	22	15
伊達市	0	0	0	3	3	3
本宮市	0	0	0	1	1	1

事業実績について、南相馬市を除く各市において、受講人数・修了者数・就職者数が少ないことに対する、県としての考えは次のとおりである。

介護職員初任者研修、実務者研修を実施している事業者は、中通りを中心に会津若松市、いわき市に所在して事業展開をしているため、県内を俯瞰すると相双地方等には当該研修を実施する事業者が存在していないのが現状である。

そのため、研修実施事業者の不在地域においては、相馬市や南相馬市等の行政機関が、当該補助金を有効に活用して、当該研修を研修実施事業者に委託して自ら有資格者の養成を行っているものである。

一方、研修実施事業者が事業展開している地域においては、研修希望者も多数に上ることから、研修実施事業者等が（県が実施している）地域医療介護総合確保基金事業補助金を活用して有資格者の養成を行う事例が多数見受けられる。

県全体では、各地域の実情に応じて当該補助金や地域医療介護総合確保基金事業補助金の使い分けにより、あまねく介護職員が養成されているものと考えている。

なお、当該補助金については、令和5年度までは中核市は補助対象地域とはなっていないが、令和6年度から補助対象地域とされたため、今後、当該補助金の活用が徐々に増加していくものと考えている。

- ・ 監査の結果

- 【意見】

- 事業実績のうち、市町村により就職者数の人数のカウントの仕方が異なる。定義について各市町村に詳細に周知すべきである。

- 受講者名簿等による報告方法が市によって異なっているため、報告方法を統一し、各市町村に周知すべきである。

なお、県は、令和7年度は各市町村の支出を証する資料の提出を求める予定のため、受講者名簿等の提出を省略し、修了証明書の写しの徴収を検討したいとしている。

(11) キラリふくしま介護賞業務

- ・ 事業の概要

事業名	キラリふくしま介護賞業務	事業期間	令和2年度～
担当課	社会福祉課	種類	委託
		委託先	(株)山川印刷所
事業内容	優れた職員や介護施設等を表彰することにより、県内の介護施設等に勤務する介護職員の仕事に呈するやりがいやモチベーション等の向上を図り、介護人材の定着及び介護のイメージアップにつなげる。		
財源	地域医療介護総合確保基金		

- ・ 本事業の直近3年度の予算額・決算額・執行残額の推移 (単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	4,976	7,505	7,730
最終予算額	4,976	7,505	7,730
決算額	4,569	6,622	7,184
執行残額	407	833	546

- ・ 令和6年度当初予算の内訳 (単位：千円)

内容 (節区分)	予算額	備考
委託料	7,184	
報償費	150	
旅費	106	
需用費	50	
役務費	18	

- ・ 業務委託仕様書記載の目標値に対する実績値 (業務委託仕様書及び実績報告書より)

業務内容	指標	目標値	実績値
① 応募要項等の事業所への発送	発送先事業所数	2,400 か所	2,422 か所
② 介護職員表彰	表彰者数	30 名以内	30 名
③ 介護施設表彰	表彰施設数	5 施設以内	5 施設
④ 受賞者紹介冊子関連業務	冊子作成数	3,000 部	3,000 部
	送付部数	2,400 部	2,422 部

- ・ 監査の結果  
特に記載すべき事項はない。

(12) 福島県介護ロボット・ICT 導入支援事業

・ 事業の概要

事業名	福島県介護ロボット・ICT 導入支援事業			事業期間	令和2年度～
担当課	高齢福祉課	種類	補助	補助先	福島県内に所在する介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護サービス事業所を運営する者
事業内容	<p>少子高齢化の進行等により、介護施設での人材不足に拍車がかかっており、介護職員の負担軽減や離職防止、定着促進を図るため、県内介護事業所に対して介護ロボットやICTを普及促進し、介護現場の生産性向上を目指す。</p> <p>具体的には、介護事業所に対して介護ロボットやICT機器導入経費・業務改善経費の補助を行う。</p>				
財源	<p>当初：地域医療介護総合確保基金</p> <p>補正後：介護保険事業費補助金</p>				

・ 本事業の直近3年度の予算額・決算額・執行残額の推移 (単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	211,000	211,000	212,000
最終予算額	211,000	211,000	339,750
決算額	208,723	200,698	312,309
執行残額	2,277	10,302	27,441

・ 令和6年度当初予算の内訳 (単位：千円)

内容(節区分)	予算額	備考
負担金、補助金及び交付金	212,000	介護ロボット導入支援事業 64,000 ICT導入支援事業 70,000 介護現場の生産性向上に係る環境づくり 78,000

- 事業実績（実績報告書より）  
補助先の医療法人幸信会を抽出して検討した。

項目	内容
法人名	医療法人 幸信会
介護サービス事業所名	介護老人保健施設 あだたら
介護ロボット等の種別	入浴支援
製品名	電動昇降ストレッチャー、担架
導入台数	2台（各1台）
購入金額（うち補助金）	2,300,000円（1,675,000円）
介護ロボット等導入スケジュール	令和5年度 介護ソフトを全館に導入 令和6年度 入浴支援機器を2F浴室に導入
介護ロボット等導入により達成すべき目標（3年間目途）	介護従事者の負担軽減 入浴時間の短縮
介護ロボット等導入による効果等	入浴時間が全体で1時間短縮予定 介護従事者に対するアンケートで満足度を調査する予定

※ 本補助事業については、介護ロボット等導入による効果等の実績は、令和6年度に導入したため、まだ分からない。

- 監査の結果  
特に記載すべき事項はない。

### 第3 県立施設の管理運営に関する監査

#### 1 施設運営状況

##### (1) 児童相談所（中央・県中・会津・浜）

###### ① 会議体運営

- ・ 受理会議（週1回定例開催のほか、事案があれば随時）
- ・ 援助方針会議（週1回定例開催のほか、事案があれば随時）
- ・ 職員会議（月1回）
- ・ 課内会議（月1回）
- ・ コンプライアンス委員会（随時）など

###### ② 安全管理

- ・ 安全計画を策定し、大型遊具、自動ドア、空調・電気・消防設備の点検等を実施している。
- ・ 研修等実施状況 月1回 消火、避難誘導訓練 など

###### ③ 老朽化対策

- ・ 個別施設計画のとおり実施

###### ④ 備品管理

- ・ 物品管理簿により管理している。
- ・ 購入時に備品番号を付与し、年1回以上現物確認を行っている。

###### ⑤ 社会情勢の変化を踏まえた課題等

- ・ 児童虐待事案など困難な事案に対応するため、児童福祉司等の職員の専門性の向上が必要である。
- ・ 令和4年6月に成立した児童福祉法改正法による一時保護時の司法審査導入（令和7年6月1日施行）等による業務の質、量の増加による職員負担増がある。

なお、一時保護時の司法審査とは、一時保護の適正性の確保や手続の透明性の確保のため、一時保護開始の判断に関する司法審査を導入するものである。

##### (2) 大笹生学園

###### ① 会議体運営

- ・ 職員会議、調整連絡会議、指導課会議、指導課調整会議、ユニット会議（月1回）
- ・ 保健衛生委員会（年5回）
- ・ 栄養管理委員会（年4回）
- ・ 事故防止対策委員会、虐待防止委員会（年2回のほか随時）
- ・ 感染症対策委員会（年1回のほか随時）

- ・ 受理会議、ケース検討会、コンプライアンス委員会、苦情解決第三者連絡会議（随時）など
- ② 安全管理
  - ・ 安全計画を策定し、大型遊具、自動ドア、空調・電気・消防設備の点検等を実施している。
  - ・ 研修等実施状況 月1回 消火、避難誘導訓練 など
- ③ 老朽化対策
  - ・ 個別施設計画のとおり実施。
- ④ 備品管理
  - ・ 物品管理簿により管理している。
  - ・ 購入時に備品番号を付与し、年1回以上現物確認を行っている。
- ⑤ 社会情勢の変化を踏まえた課題等
  - ・ 施設職員の約4割が事務職員であること、また、定期的な人事異動があるため、指導的役割を担う職員を確保しにくい。
  - ・ 民間施設に比べ、定員に対する入所児童の充足率や、手厚い支援が必要な重度障がい児の入所児童に占める割合が10%程度低い。
  - ・ 従来の入所支援機能に加え、近年は、家族に対する精神面でのケアや短期入所など地域支援機能の強化も求められているが、民間施設に比べ、この分野の取組みが不十分。

なお、当該施設については、後述の「2 社会福祉施設の見直しの状況」に記載のとおり、令和7年3月24日付で県が作成した見直しの方向性が示されている。

### (3) 総合療育センター

- ① 会議体運営
  - ・ 経営戦略会議(年3回)
  - ・ 運営会議、医療安全管理委員会、感染対策委員会、身体拘束等適正化・虐待防止対策委員会、褥瘡対策委員会、栄養管理委員会、短期入所委員会、IT委員会(月1回)
  - ・ 研修委員会(年2回)
  - ・ 臨床倫理検討委員会、コンプライアンス委員会、衛生委員会、薬事委員会、外来診療委員会、苦情解決第三者連絡会議(随時)など
- ② 安全管理
  - ・ 医療安全管理委員会を設置し、傘下に3部会(リスクマネジメント部会、救急対策・医療機器部会、医療ガス・診療放射線部会)を置き、月1回委員会(部会)を開催。医療行為を実施するに当たってのリスク共有や安全確保を図る。

- ・ 研修の実施状況については、同委員会において、全職員を対象とした研修（年2回）、各部会において、担当職員を対象とした研修（年1回以上）を実施。
- ③ 老朽化対策
- ・ 個別施設計画のとおり実施。
- ④ 備品管理
- ・ 物品管理簿により管理している。
  - ・ 購入時に備品番号を付与し、年1回以上現物確認を行っている。
- ⑤ 社会情勢の変化を踏まえた課題等
- ・ 肢体不自由児など障がい児に対する療育水準の向上を図るため、医師の確保や相談支援体制の強化に引き続き取り組んでいく必要がある。
  - ・ 施設、設備の老朽化を踏まえ、計画的に修繕・更新等を行っていく必要がある。

なお、当該施設については、後述の「2 社会福祉施設の見直しの状況」に記載のとおり、令和7年3月24日付で県が作成した見直しの方向性が示されている。

#### (4) 福島学園

- ① 会議体運営
- ・ 職員会議、自立支援会議、企画委員会、寮連絡会議、寮担当者会議（月1回）
  - ・ 学習指導者会議（年6回）
  - ・ コンプライアンス委員会（随時）など
- ② 安全管理
- ・ 安全計画を策定し、大型遊具、自動ドア、空調・電気・消防設備の点検等を実施している。
  - ・ 研修等の実施状況については、月1回消火、避難誘導訓練などを実施している。
- ③ 老朽化対策
- ・ 個別施設計画のとおり実施。
- ④ 備品管理
- ・ 物品管理簿により管理している。
  - ・ 購入時に備品番号を付与し、年1回以上現物確認を行っている。
- ⑤ 社会情勢の変化を踏まえた課題等
- 被虐待児や発達障がいなど、非行の問題だけでなく、精神科医療を必要とする子どもが増えており、職員の専門性の向上と医療機関と連携した支援を行う必要がある。

なお、当該施設については、後述の「2 社会福祉施設の見直しの状況」に記載のとおり、令和7年3月24日付で県が作成した見直しの方向性が示されている。



主訴内容を見てみると、「精神的問題」が一番多いものの、次いで「夫等からの暴力」や「離婚問題」が多いため、結婚している女性からの相談が多いと推察され、若年層の相談ニーズを拾えていない可能性がある。デジタルネイティブ世代である若年層は、普段から SNS を使ってやりとりをすることが多いため、電話でのコミュニケーションに慣れておらず、苦手意識を抱えている人は多いというアンケート結果もある。LINE 等の SNS を活用しテキストベースで相談員に相談することができれば、若年層を含め電話や対面でのコミュニケーションが苦手な人が相談するきっかけになると考えられる。

なお、近隣の山形県では、令和 7 年 6 月より、SNS での相談窓口を開設している。

ひとりで悩まないで  
そっと話せる場所があります

令和7年6月～

## 山形県女性のための SNS相談窓口

LINEで相談できます

家庭のこと、子育てや介護のこと  
生活困窮や収入のこと、性的被害など…  
つらい時、誰かに聞いてほしい時に  
LINEで気軽にご相談ください



### 対応時間

月曜日～土曜日 10時～18時

※上記時間以外は翌日以降の対応となります  
※緊急時は関係機関と連携して対応します

### どんな悩みでも構いません

例えば…

- 家庭や子育てのこと
- パートナーとの関係、DV
- 性的な不安や被害
- 地域での孤立・将来への不安など

### 相談員はこんな人たちです

子育てや女性支援の現場を  
経験した女性スタッフが、  
あなたに寄り添ってお話を  
伺います

### LINEで相談するには？

- ①こちらのQRコードを読み  
取って、LINEで友だち追加  
(女性LINE相談@やまがた)



- ②トーク画面から「こんにちは」  
など、一言送ってください
- ③専門スタッフが順番にお返事  
します  
(返信には少しお時間を  
いただくことがあります)

本事業は、山形県からの委託を受けて実施しています

実施団体：特定非営利活動法人ほっと TEL 0238-72-3530 飯豊町椿3592-3  
(飯豊町ファミリー・サポート・センター内)

(出所：山形県ホームページ)

### 【意見】

県では、令和7年7月からLINEによる相談窓口「ふくしま親子・ヤングケアラーのための相談」を開設している実績もあることから、現在の電話相談と来所相談に加え、SNSでの相談窓口の開設も検討すべきである。

(6) 障がい者総合福祉センター

① 会議体運営

- ・ 療育手帳判定会議  
→療育手帳の該当、非該当及び程度を決定するために、月に2～3回、実施している（国の通知に基づき実施）。

② 安全管理

- ・ 県庁北庁舎1階にあるため「福島県庁舎消防防災計画（施設管理課所管）」等に基づき防災訓練等を行っている。
- ・ 障がいを持つ職員（全盲の職員）が勤務しているため、年度当初に新規採用職員及び転入職員を対象に所内研修会を開催し、注意点等を説明している。

③ 老朽化対策

- ・ 県庁北庁舎1階にあるため、単独での修繕や設備更新等はない（財産管理課等所管）

④ 備品管理

- ・ 財務規則及び同施行通達等により物品管理権者（施設長）が管理している。
- ・ 新規購入時、備品管理簿に登録し、年に1回実査を実施している。

⑤ 社会情勢の変化を踏まえた課題等

適切かつ迅速な業務対応のため、センター職員の継続的な専門知識の習得や技術の向上に努める必要がある。また、市町村をはじめとする関係機関への研修に積極的に取り組む必要がある。

- ・ 相談判定会等について  
参加する際の障がい者の心身の負担軽減（事前準備、運営等）  
医学的判定を担当する医師の確保及び調整  
窓口となる市町村への支援及び研修
- ・ 自立支援医療及び補装具の判定について  
市町村職員に対する研修、医療機関向けの記入例の作成等の検討
- ・ 中途失明者等の生活訓練、社会参加の促進について  
在宅生活訓練を行う歩行訓練士の不足及び継続的な人材育成

(7) 精神保健福祉センター

① 会議体運営

- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条に基づき、「精神医療審査会」を設置しており、患者本人の意思によらない入院や行動制限等を行わなければならない場合があるという精神医療の特殊性を踏まえ、適切な医療の提供及び人権擁護の観点から入院の必要性等について審査を行っている。
- ・ 月3回の開催（医療、法律、学識の専門家による6合議体）

② 安全管理

- ・ 県保健衛生合同庁舎内に執務室を備えているため、福島県保健衛生合同庁舎消防計画に基づき体制を整備している。
- ・ 必要な情報については、随時職員に周知している。

③ 老朽化対策

- ・ 県保健衛生合同庁舎内に執務室を構えているため、庁舎管理者である県北保健福祉事務所において対応している。

④ 備品管理

- ・ 重要物品(車両)は財務会計システムに登録され定期的に確認がなされている。
- ・ その他備品については、財務規則で定める物品管理簿を品目ごとに作成し、年度末に一括確認している。

⑤ 社会情勢の変化を踏まえた課題等

令和4年12月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」を踏まえ、令和5年11月27日に厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長から都道府県知事等に対して、従来の精神保健センター運営要領を精神保健福祉センター運営要領に改め令和6年4月1日より適用する旨の通知が発出されている。

「精神保健福祉センター運営要領」より一部抜粋

1 地域精神保健福祉におけるセンターの役割

精神保健福祉センター(以下「センター」という。)は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第6条の規定に基づき、都道府県等及び指定都市(以下「都道府県等」という。)が設置する精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域の精神保健福祉における活動推進の中核的な機能を備えなければならない。

また、住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進、地域生活支援の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助等を行うものである。

さらに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号。以下「令和4年改正法」という。)により、法第46条において、都道府県及び市町村が実施する精神保健福祉に関する相談支援について、精神障害者のみならず精神保健に課題を抱える者も対象とされ、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨として、行わなければならないことが規定された。精神障害者等をより身近な地域できめ細かく支援していくためには、市町村が相談支援等の取組をこれまで以上に積極的に担っていくことが求められており、センターは市町村及び市町

村を支援する保健所と協働し、精神障害者等のニーズや地域の課題を把握した上で、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制の構築に向け、本要領に示す各業務を総合的に推進する。

## 2 実施体制

### (1) 組織体制

組織は、原則として総務部門、地域精神保健福祉部門、教育研修部門、調査研究部門、精神保健福祉相談部門、精神医療審査会事務部門、精神障害者保健福祉手帳判定部門及び自立支援医療（精神通院医療）判定部門等をもって構成すること。

### (2) 職員の配置

#### ア 基本的考え方

令和4年改正法により、法第46条において、都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることが明確化され、それに伴い、センターの保健所及び市町村への支援強化の必要性が増している。

そのため、センターの職員に関して、専門職の十分な確保や人材育成及び資質向上の観点に留意し、精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとしての機能や市町村の相談支援体制構築のための援助遂行を果たすために十分な人数を配置すること。なお、十分な人数を配置した上で、業務に支障が生じない場合は、職務の共通するものについて他の相談機関等と兼務することも差し支えない。

#### イ 所長

センターの所長は、市町村の専門的なニーズに対応していくために、精神保健指定医等、精神保健福祉に関する職務を行うのに必要な知識及び技能を十分に有する医師をあてることが望ましい。

#### ウ 職員構成

センターの職員構成は、医師、保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、公認心理師、精神保健福祉相談員、その他のセンター業務実施に必要な職員等多職種で構成すること。

医師については、精神科の診療に十分な経験を有する者をあてること。

医師以外の職員についても、センターが都道府県等の本庁等の精神保健及び精神障害者の福祉に関する専門性を発揮できるよう、個々のキャリアパスや精神保健福祉に関する業務の経験等も十分考慮した上で配置すること。

### 3 業務

以下に示す業務は、いずれもセンターの業務と密接な関係にあり、センターが精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとしての立場で実施するものである。これらの業務については、都道府県等の本庁、保健所、市町村等必要な関係機関と日頃から連携し、精神障害者やその家族等の意見も考慮しながら進めていくものである。

#### (1) 企画立案

地域における精神保健医療福祉の包括的支援を推進するため、精神保健に関する地域課題の整理及び対応策の検討、精神障害者の地域生活支援の推進方策や、医療計画、健康増進計画、アルコール健康障害対策推進計画、再犯防止推進計画、ギャンブル等依存症対策推進基本計画、障害者基本計画、障害福祉計画、自殺対策計画等の地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等について、専門的な立場から、都道府県等の本庁と協働し、企画立案を行い、市町村や保健所をはじめとした関係機関に対しては意見を述べる等を行うこと。

#### (2) 技術支援

令和4年改正法による法第46条の規定新設の趣旨を踏まえ、市町村や市町村を支援する保健所への支援体制の強化が必要である。

センターは、包括的支援体制の確保のために、都道府県等の本庁、保健所、市町村、児童相談所、障害者就業・生活支援センター等関係機関に対し、本項の各業務に関して、地域の事情に応じた方法で協議の場への参画、研修、事例検討、個別スーパービジョン、同席での相談や同行訪問に加えて、意見提案、情報提供、対象機関の事業実施への支援、講師派遣等により、専門的立場から積極的な技術支援を行うこと

#### (3) 人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、児童相談所、障害福祉サービス事業所、その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員に対して、都道府県等全体の施策に関することや、事例検討等を含む精神保健福祉の相談支援に係る専門的研修等を行い、人材の育成及び技術的水準の向上を図ること。

精神保健福祉相談員について、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第十二条第三号に規定する講習会の指定基準等について」(令和5年11月27日付障害保健福祉部長通知障発1127第10号)に基づく講習会を開催する場合は保健所及び管内市町村の参加を積極的に促すこと。

#### (4) 普及啓発

住民に対し、メンタルヘルス、精神疾患及び精神障害についての正しい知識、相談支援等の社会資源及び精神障害者の権利擁護等に関する普及啓発

を行うこと。普及啓発の実施の際には、精神障害者に対する差別や偏見をなくすため、「心のサポーター」の養成を行う等、態度や行動の変容につながることを意識すること。

また、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力及び援助を行うこと。

#### (5) 調査研究

地域の精神保健福祉における活動推進並びに精神障害者の地域生活支援の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究を行うとともに、センターは市町村の規模や資源によって住民への支援に差が生じないよう、精神保健及び精神障害者の福祉等に関する統計やデータベース等を活用及び分析し、企画立案に役立てること。また、その結果をもとに都道府県等の本庁、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供すること。

これらの調査研究等を通じ、精神保健福祉上の課題を抱える者のニーズや地域課題を把握した上で、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築していくこと。

#### (6) 精神保健福祉に関する相談支援

心の健康に関する相談や精神医療の新規受診や受診継続に関する相談、思春期・青年期・高齢期等のライフステージごとのメンタルヘルス及び精神疾患の課題、それらを背景とした自殺に関連する相談、家庭内暴力やひきこもりの相談、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症等精神保健福祉に関する相談支援のうち、専門性が高く、複雑又は困難なケースに対して、総合的技術センターとしての立場から適切な相談支援等を行うとともに、保健所、市町村及び関係機関等と連携し、相談支援を行うこと。

相談支援の実施方法は、電話、メール、面接、訪問等により行うものとし、相談者のニーズや状態に応じて、ピアサポーター等の活用も含め、適切に実施すること。

特に、自ら相談窓口で精神保健の相談をすることに心理的なハードルを感じる者や地域に潜在化している精神保健に関する課題を抱える者に対しては、地域の実情に応じた体制で多職種によるアウトリーチ支援を適切に実施すること。

なお、聴覚障害等のコミュニケーションを図ることに支障がある者からの精神保健に関する相談支援に対応する場合に適切に意思疎通を図ることができるよう、手話通訳者の配置等合理的な配慮をすること。

(7) 当事者団体等の育成及び支援

当事者団体や家族会等について、都道府県等单位での活動を把握し、支援することに努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での活動に協力する。さらに、都道府県内の保健所、市町村等に対して、当事者、ピアサポーター等の活用を促進すること。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会は、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保するために、精神科病院に入院している精神障害者の処遇等について専門的かつ独立的な機関として審査を行うために設置された機関である。センターに配置されている精神保健福祉の専門職員を活用し、精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うこと。また、法第 38 条の 4 の規定による退院等の請求等の受付についても、精神保健福祉センターで行う等、審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えること。

なお、退院等の請求方法は書面を原則としているが、当該患者が口頭(電話を含む。)による請求の受理を求めるときはそれを認めるものとしていることに留意すること。また、退院等の請求や相談に応じた際に、請求には至らないが、第三者による支援が必要と考えられる者に対し、法第 35 条の 2 の規定による入院者訪問支援事業を都道府県等が実施している場合においては、本事業を紹介すること。

さらに、精神医療審査会の事務を行う上で、法律に関し学識を有する者からの助言を得られる体制を整えることが望ましい。

(9) 精神障害保健福祉手帳の判定及び自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定

法第 45 条第 1 項の規定に基づき申請された精神障害者保健福祉手帳の交付の可否及び障害等級の判定業務及び障害者総合支援法第 52 条第 1 項の規定による自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を専門的な機関として行うこと。

(10) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に係る業務

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成 15 年法律第 110 号)による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護観察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うこと。

(11) 災害等における精神保健上の課題に関する相談支援

災害・事故・事件等に関連して生じた、住民の精神保健上の課題に対する相談支援について、医療機関、保健所、市町村等の関係機関と連携し、中核的役割を担うこと。

(12) 診療や障害者福祉サービス等に関する機能

地域における診療、デイケア及び障害福祉サービス等の機能を確認し、必要に応じ、地域で提供されていない機能を提供すること。ただし、精神医療審査会事務並びに精神障害者保健福祉手帳の判定及び自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮すること。

(13) その他

本運営要領に定めるもののほか、地域の実情に応じ、必要な業務を行うこと。

当センターは、上記の「精神保健福祉センター運営要領」に基づき運営されるべきところ、組織として長期的戦略の視点がなく、体制の脆弱化からくる業務遅滞、他の支援機関等との連携・協働不足があり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域の精神保健福祉における活動推進の中核的な機能を備えることができていない。

主な課題は次のとおりである。

- ア 精神科救急情報センターの役割
- イ 措置入院者への対応、支援
- ウ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備
- エ アウトリーチのあり方、全県での普及
- オ ふくしま心のケアセンター、福島県立医大、各職能団体との連携不足 等

⑥ 監査の結果

【意見】

組織として長期的戦略の視点がなく、体制の脆弱化からくる業務遅滞、他の支援機関等との連携・協働不足があり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域の精神保健福祉における活動推進の中核的な機能を備えることができていない。「精神保健福祉センター運営要領」に準拠した体制を早急に整備すべきである。

(8) 太陽の国（クリニック）

① 社会情勢の変化を踏まえた課題等

医療従事者（医師・看護師・薬剤師・診療放射線技師等）の確保が困難な状況にあることに加え、医師の働き方改革等の社会情勢も考慮した医療人材の確保が必要である。また、重度の障がいを抱える太陽の国施設入所者が高齢化している実態及び県南地域の医療提供体制を踏まえた上で、機能や規模の見直しを継続する必要がある。あわせて、施設が老朽化していることに加え、診察室やトイレが現在の利用実態に適合しておらず、改修を要する箇所が存在する。

なお、当該施設については、後述の「2 社会福祉施設の見直しの状況」に記載のとおり、令和7年3月24日付で県が作成した見直しの方向性が示されている。

(9) 勤労身体障がい者体育館

① 社会情勢の変化を踏まえた課題等

利用者が固定化され新規利用は伸び悩んでいるものの、地域の障がい者スポーツ団体や一般団体の活動の場として定期的に利用されていることから、利用者の安全性の確保のため、施設機能の維持に最低限必要な修繕工事を実施している。また、上記のとおり、地域の障がい児者、地域スポーツ団体等との交流という役割を引き続き担っている。

なお、当該施設については、後述の「2 社会福祉施設の見直しの状況」に記載のとおり、令和7年3月24日付で県が作成した見直しの方向性が示されている。

(10) 太陽の国（交流センター）

① 社会情勢の変化を踏まえた課題等

コロナ禍以降、研修や会議のオンライン化が進んでおり、会議室の活用ニーズが減少している上、新たに建て替えた入所施設には家族室や交流スペース等が整備されている。また、西郷村と連携した利活用も模索してきたが、村中心部から離れた立地もあって定着が難しい。なお、令和5年4月の宿泊機能廃止以降、食堂利用も1日当たり10人程度に減少したため、令和5年10月より事前予約制に変更した。その後も更に利用者が減少している。

なお、当該施設については、後述の「2 社会福祉施設の見直しの状況」に記載のとおり、令和7年3月24日付で県が作成した見直しの方向性が示されている。

(11) 太陽の国（ひばり寮）

① 社会情勢の変化を踏まえた課題等

高齢化に伴い身体機能の低下により介護度が上がったり、車いす利用が増加したりするとともに、高齢化・重度化により喀痰吸引等の医療的ケアを要する入所者が増加している。また、重介護状態にある入所者が多くなり、要望する地域生活の移行先では十分な支援が得られない等の理由から、入所期間が長期化している。なお、ひばり寮は平成 18 年の障害者自立支援法の施行前の設備基準を経過措置により準用していること等により、居室、廊下、トイレ等が狭く、十分なスペースが確保されていない。

なお、当該施設については、後述の「2 社会福祉施設の見直しの状況」に記載のとおり、令和 7 年 3 月 24 日付で県が作成した見直しの方向性が示されている。

(12) 太陽の国（けやき荘、かしわ荘、かえで荘）

① 社会情勢の変化を踏まえた課題等

高齢化に伴い身体機能の低下により介護度が上がったり、車いす利用が増加したりしている。また、高齢化・重度化により喀痰吸引等の医療的ケアを要する入所者や精神障がい（精神疾患）を併せ持つ知的障がい者が増加している。この他、重介護状態にある入所者が多くなり、地域生活の移行先での支援等では十分な支援が得られない等の理由から、入所期間が長期化している。また、かえで荘は平成 18 年の障害者自立支援法の施行前の設備基準を経過措置により準用していること等により、居室、廊下、トイレ等が狭く、十分なスペースが確保されていない。

なお、当該施設については、後述の「2 社会福祉施設の見直しの状況」に記載のとおり、令和 7 年 3 月 24 日付で県が作成した見直しの方向性が示されている。

(13) ばんだい荘わかば

① 社会情勢の変化を踏まえた課題等

- ・ 年齢が高くなり家庭での養育が困難になったケースや行動障害や発達障害、さらに重介護状態にある入所者が多くなっている。
- ・ 在宅ニーズの高まりによる障害児通所支援事業所等の受入体制整備が進んだことや、少子化に伴う児童数の減少等により入所児童数が減少傾向であることを踏まえ、適切な定員数について、引き続き検討を進める必要がある。（令和 8 年度は定員を 40 名から 30 名に減）

- ・ 精神障がいや併せ持つ知的障がい児やてんかん等の医療的ケア等を必要とする入所児童が増えていることから、専門的なケアを充実させるために必要な人材の養成や医療機関等との連携を図っていく必要がある。
- ・ 建物についても 26 年が経過していることから、計画的な修繕が必要である。
- ・ 今後も引き続き、適正な定員規模や運営体制を検討しながら、県立施設（指定管理施設）として、一体的（児者併設）な仕組みによる運営を行っていく必要がある。

なお、当該施設については、後述の「2 社会福祉施設の見直しの状況」に記載のとおり、令和 7 年 3 月 24 日付で県が作成した見直しの方向性が示されている。

#### (14) ぼんだい荘あおば

##### ① 社会情勢の変化を踏まえた課題等

- ・ 利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた課題等で、行動障がいや発達障がいさらには重介護状態にある入所者が多くなり、地域生活の移行先での支援等では不足する等の理由から、入所期間が長期化している。
- ・ 自閉症を併せ持つ重度行動障がい者の入所希望が多くなっているとともに、精神障がい（精神疾患）を併せ持つ知的障がい児やてんかん等の医療的ケア等を要する入所者が増えていることから、専門的なケアを充実させるために必要な人材の養成や医療機関等との連携を図っていく必要がある。
- ・ 児童福祉施設のわかばから引き続きあおばへ入所するケースもあることから、入所者に対して一貫したケアを行っていく必要がある。
- ・ 建物についても 26 年が経過していることから、計画的な修繕が必要である。
- ・ 今後も引き続き、適正な定員規模や運営体制を検討しながら、県立施設（指定管理施設）として、一体的（児者併設）な仕組みによる運営を行っていく必要がある。

なお、当該施設については、後述の「2 社会福祉施設の見直しの状況」に記載のとおり、令和 7 年 3 月 24 日付で県が作成した見直しの方向性が示されている。

#### (15) 福島県点字図書館

##### ① 社会情勢の変化を踏まえた課題等

- ・ 建物の老朽化及び耐震性能 D ランクのため、改築及び耐震化に係る検討が必要。
- ・ 人材不足により、点訳・音訳ボランティアの確保が困難になっている。

- ・ 視覚障がい者以外の紙による読書が困難な障がい者への対応（読書バリアフリー）が求められている。

## ② 監査の結果

### 【意見】

福島県点字図書館については、令和3年度に令和元年度、2年度を対象とした外部評価が実施されており、その際に、修繕等についての県の今後の運営の方向性として、「必要に応じて修繕を実施しているが、施設の老朽化が進んでおり、今後も安定した運営を維持するため、施設の移転や全面改築等、長期的展望に立った検討を行う必要がある。」との方針が示されているが、令和6年度時点で、未だ検討状態にある。

建物の老朽化及び耐震性能 D ランクのため、改築及び耐震化に係る検討が必要である。耐震性能 D ランクとは、「大地震の振動及び衝動に対して倒壊し、または崩壊する危険性がある」状態であり、早急に対策が必要な状態である。

他の県有建築物の遊休スペースへの移転等も念頭に、方針を策定すべきである。

表9 各ランクの建築物の耐震性能

耐震性能 ランク	建築物の構造耐震 指標値 (Is)	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性 (耐震性能)
A	$Is \geq Iso$	大地震の震動及び衝動に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
B	$Iso > Is \geq 0.6$	大地震の震動及び衝動に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いが、施設機能が確保できないおそれがある。
C	$0.6 > Is \geq 0.3$	大地震の震動及び衝動に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
D	$0.3 > Is$	大地震の震動及び衝動に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

(出所：福島県耐震改修促進計画 [令和3～12年度])

## 2 社会福祉施設の見直しの状況

### (1) 県立社会福祉施設のあり方見直しについて

#### ① あり方見直しの趣旨

県立社会福祉施設のあり方見直しについては、平成 28 年 10 月の福島県社会福祉審議会の意見具申を踏まえ、平成 30 年 2 月に工程表を策定し、これまで進捗管理を行いながら、指定管理者制度の導入や施設の計画的な廃止等の見直しに取り組み、行政サービスの維持・向上に努めてきた。

今般、県立社会福祉施設を取り巻く社会情勢が変化し、新たな課題等も生じていることから、県立社会福祉施設のあり方を改めて見直し、令和 8 年度以降に取り組む新たな工程表を策定する必要がある。また、総合社会福祉施設太陽の国については、平成 18 年度から指定管理者制度を導入して以来、利用者本位のサービス提供に努めているところであるが、障害者支援施設における入所者のさらなる高齢化や障がいの重度化に伴う課題に加え、関連施設においても利用者の減少等の課題を抱えていることから、全体的な見直しを行う必要がある。

このため、県は各施設の課題解決に向け、個人の尊重と権利擁護の推進といった視点の下、人口減少の局面において期待される行政の役割を果たすべく、県立社会福祉施設のあり方を見直していくこととなった。

なお、県立社会福祉施設のあり方については、県立の入所施設及び太陽の国について検討するものとしている。

#### ② あり方見直しの基本的な考え方

福島県社会福祉審議会からの意見具申（令和 6 年 12 月 3 日）における提言を十分に踏まえ、保健福祉部が令和 7 年 3 月 24 日付で作成した基本的な方向性は次のとおりである。

なお、当該基本的な方向性は、令和 7 年度第 1 回福島県社会福祉審議会（令和 7 年 6 月 12 日開催）での報告事項となっている。

ア 障がいがある方も地域で共に暮らせる形が理想であり、障がいの程度に関わらず、地域で生活できる環境が必要である。このため、障がい児及び障がい者が地域と交流できる機会の創出や機運の醸成に努めるとともに、グループホーム等の地域生活移行の受皿の整備を促進するなど、障がい者及びその家族にとっての選択肢を充実させる。

イ 施設利用者のニーズへ柔軟に対応し、サービスの質の向上を図るために福祉と医療・教育との連携を強化する。特に、重度障がい者等には、迅速に医療的ケアを提供できる体制を引き続き確保する。

ウ 入所者が生き生きとした表情で健やかに過ごせるよう、居住環境や施設の仕様の検討、規模の適正化を図るとともに、入所者の状況の変化に対応するため、医療を始めとする専門的なケアを充実していく。

エ 子どもや困難な問題を抱える女性への支援については、権利擁護の観点から、当事者の最善の利益を念頭に、個別の状況に応じた支援ができるよう、柔軟な支援体制や施設環境の改善を行う。

オ 慎重に検討した上で役割を終えたと判断できる施設は、計画的に廃止していくことで、必要な施設に行政のリソースを集約して、より時代に合ったハード整備や質の高いサービス提供につなげていく。

上記の大きな方向性を踏まえ、以下③で記載のとおり各施設のあり方を見直していく。

③ 県立社会福祉施設（入所施設及び太陽の国）それぞれのあり方見直しの方向性  
【県が直営している社会福祉施設】

公の施設名	見直しの方向性
大笹生学園	県内の障害児入所施設の入所率が低下していることから、民間施設も含めて県全体の需要を見極めながら、指定管理者制度への移行も含め、運営のあり方を慎重に検討していく。また、専門性の高い処遇を必要とする児童への対応については、児童相談所や医療機関等と連携しながら、支援体制を整えていく。
総合療育センター	本県の療育体制の中核機関としての機能を強化しながら、引き続き、県立施設として運営していく。また、地域療育体制を支援する拠点機関として、専門性向上のための研修等を行い、地域での支援体制の充実に取り組んでいく。あわせて、施設や医療機器・設備の老朽化への対応として、計画的な施設の修繕や設備等の更新を進めていく。
福島学園	本施設は、法定必置機関であり、今後も県立施設として運営していく。また、虐待や発達障がい起因する問題行動を抱える児童への支援については、引き続き、児童相談所や医療機関と連携しながら、支援体制を整えていく。あわせて、計画的な施設の修繕や設備等の更新を行い、生活環境の改善を進めていく。
女性のための相談支援センター	本施設は、法定必置機関であり、今後も県立施設として運営していく。また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」により支援対象が定義されたことを踏まえ、困難な問題を抱える

	女性への支援を充実させるため、多様化・複雑化した課題に対応できるように、一層の支援スキル向上を図っていく。
--	---

【指定管理者制度を導入している社会福祉施設】

公の施設名 【指定管理者】	見直しの方向性
太陽の国 (交流センター) 【(社福) 福島県社会福祉事業団】	宿泊機能廃止後の利用状況や現状のニーズを踏まえ、交流センターの機能や役割については、他施設で代替が可能となっている状況を考慮し、施設の廃止を検討する。
太陽の国(クリニック) 【(社福) 福島県社会福祉事業団】	太陽の国施設入所者が安心して生活するためには、定期的・継続的な健康管理を行い、迅速に医療的ケアを提供できる体制が不可欠であり、医療機関が必要である。引き続き、医師を始めとした医療従事者の確保を図るとともに、重度の障がいを抱える入所者が高齢化している実態に対応できるよう、機能や規模についての見直しを継続していく。また、入所者だけではなく、地域に開かれた医療機関としての役割を果たしていくとともに、クリニックの役割を踏まえた上で、施設の老朽化に対応するための大規模改修等について検討を進めていく。
勤労身体障がい者体育館 【(社福) 福島県社会福祉事業団】	将来的に大規模修繕や建替が必要になるまでは、障がい児者や関係者が利用しやすい施設として、安全性を確保しながら、引き続きその役割を果たしていく。また、新規利用者の獲得のため、地域への効果的な周知広報を検討していく。
ばんだい荘わかば 【(社福) 福島県社会福祉事業団】	入所児童数が減少傾向であることを踏まえ、適切な定員数について検討を進めていく。また、専門的なケアを充実させるために必要な人材の養成や医療機関等との連携を図っていく。さらに、必要な修繕の実施や適正な定員規模を検討しながら、引き続き県立施設(指定管理施設)として、一体的(児者併設)な仕組みによる運営を行っていく。
ばんだい荘あおば 【(社福) 福島県社会福祉事業団】	専門的なケアを充実させるために必要な人材の養成や医療機関等との連携を図っていく。また、必要な修繕の実施や適正な定員規模を検討しながら、引き続き県立施設(指定管理施設)として、一体的(児者併設)な仕組みによる運営を行っていく。

<p>太陽の国（ひばり寮） 【(社福) 福島県社会福祉事業団】</p>	<p>引き続き身体障がい者の県立施設（指定管理施設）として運営し、居室等のスペースが十分に確保されていない建物については、入所生活における個人の尊重を図るため、プライバシーや高齢化による身体機能の低下にも配慮した施設の大規模改修等について検討を進めていく。また、専門的なケアを充実させるために、必要な人材の養成や医療機関等との連携を図っていく。</p>
<p>太陽の国（かしわ荘） 【(社福) 福島県社会福祉事業団】</p>	<p>引き続き身体障がい者や知的障がい者の県立施設（指定管理施設）として位置付け、入所者の人格・人権等の尊重を第一として運営するとともに、高齢化・重度化に対応したケアを提供していく。また、専門的なケアを充実させるために、必要な人材の養成や医療機関等との連携を図っていく。</p>
<p>太陽の国（けやき荘） 【(社福) 福島県社会福祉事業団】</p>	<p>なお、かえで荘については、プライバシーや高齢化による身体機能の低下にも配慮した建替等について検討を進めていく。</p>
<p>太陽の国（かえで荘） 【(社福) 福島県社会福祉事業団】</p>	<p>引き続き身体障がい者や知的障がい者の県立施設（指定管理施設）として位置付け、入所者の人格・人権等の尊重を第一として運営するとともに、高齢化・重度化に対応したケアを提供していく。また、専門的なケアを充実させるために、必要な人材の養成や医療機関等との連携を図っていく。</p>
<p>福島県立乳児院 【(公財) 星総合病院】</p>	<p>令和7年3月31日に若松乳児院を廃止の上、郡山市に県立乳児院を新たに令和7年4月1日に設置し、指定管理者制度による運営を適切に行っていく。なお、令和2年3月に公表した「新たな乳児院に係る基本構想」を踏まえ、指定管理者制度移行から10年後を目途に民間移譲に向けた検討を進めていく。</p>

### 3 虐待防止対策の推進

#### (1) 福島県の障がい者虐待等の状況

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号。以下「障害者虐待防止法」という。）においては、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用人などに障がい者虐待防止等のための責務を課すととともに、虐待を受けたと思われる障がいのある方を発見した者に対して通報義務を課している。

障がい者虐待の分類

区 分	内 容
身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投棄によって身体の動きを抑制する行為。
性的虐待	性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）
心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。
放棄・放置 (ネグレクト)	食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしないこと、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせないこと、などによって障がいのある方の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。
経済的虐待	本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO 法人 PandA-J）を参考に作成

（出所：第 7 期福島県障がい福祉計画第 3 期福島県障がい児福祉計画）

県では、リーフレット及びホームページ等により、法の理念について、県民への周知徹底を図るほか、通報に対して迅速かつ的確に対応できる人材の育成、虐待防止のための行政職員（国、県、市町村）、障がい者支援施設等の管理者・介護職員等を対象とした研修を実施している。

なお、「第 7 期福島県障がい福祉計画第 3 期福島県障がい児福祉計画」において、指定障がい福祉サービス及び相談支援事業に従事する者の確保または資質の向上及び市町村の公平かつ透明な福祉サービスの支給決定手続を確保するため、以下の研修を実施することとしている。

【県事業】

- ア 相談支援従事者研修
- イ サービス管理責任者等研修（児童発達支援管理責任者を含む。）
- ウ 障害者ピアサポート研修
- エ 介護職員等たん吸引等研修（第三号研修）（特定の者対象）
- オ 障害支援区分認定調査員研修
- カ 市町村審査会委員研修
- キ 虐待防止研修・権利擁護研修
- ク 福祉職員キャリアパス対応生涯研修（初任者、中堅職員、チームリーダー、管理者）
- ケ 障がい福祉施設等職員基礎研修
- コ 障害者福祉施設職員研修
- サ ICT 導入研修

【県が指定する事業者が実施】

- ア 居宅介護従業者養成研修（初任者研修課程）
- イ 重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程、追加課程、統合課程、行動障害支援課程）
- ウ 同行援護従業者養成研修（一般課程、応用課程）
- エ 外出介護従業者養成研修（視覚課程、全身性課程、知的課程）
- オ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修、実践研修）

（出所：第7期福島県障がい福祉計画第3期福島県障がい児福祉計画）

令和4年度から令和6年度の研修の実績は以下のとおりである。

令和4年度	コロナのため未実施
令和5年度	対面による伝達研修2時間、弁護士会による基調講演2時間を実施。 行政コース16名、事業所コース64名参加
令和6年度	対面による伝達研修2時間、弁護士会による基調講演2時間を実施。 行政コース10名、事業所コース67名参加

また、障害者虐待防止法の施行に伴い、福島県障がい者権利擁護センターを保健福祉部障がい福祉課内に設置し、虐待の通報、相談を受けるとともに、各市町村に設置された障がい者虐待防止センター等と連携し、虐待を受けた障がい者及び養護者に対する支援を行うことになっている。

なお、障害者虐待防止法第20条により、県は障がい者の虐待状況を公表する必要がある。

「障害者虐待防止法」より一部抜粋

(公表)

第二十条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

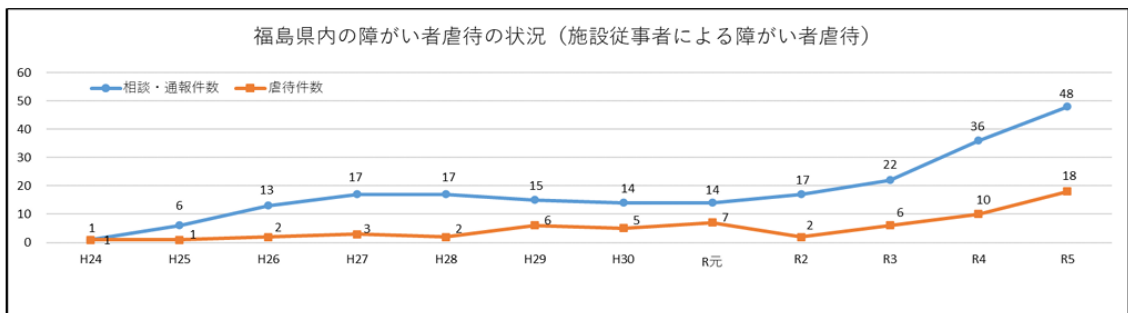
1 障害福祉サービス事業所等従事者による障がい者虐待

(1) 福島県内の障がい者虐待の状況

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
相談・通報件数(件)	1	6	13	17	17	15	14	14	17	22	36	48
虐待件数(件)	1	1	2	3	2	6	5	7	2	6	10	18

(2) 全国の障がい者虐待の状況【参考】

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618
虐待件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956	1,194



令和5年度の福島県内の虐待状況の詳細は以下のとおりである。

区分	施設・事業所の種別	障害者虐待の種別	被虐待者の状況(当時)			虐待を行った従事者等の職種	虐待事例への対応状況
			性別	年齢階級	支援区分		
事案1	障害者支援施設	身体的虐待 放棄、放置(ネグレクト)	女	55~59歳	区分6	福祉職	改善計画の提出
事案2	共同生活援助	放棄、放置(ネグレクト)	女	35~39歳	区分3	福祉職	改善計画の提出
事案3	就労継続支援B型	心理的虐待	複数名	複数名	複数名	福祉職	改善計画の提出
事案4	就労継続支援B型	性的虐待 経済的虐待	女	35~39歳	なし	福祉職	施設等に対する指導
事案5	障害者支援施設	心理的虐待	男	60~64歳	区分6	福祉職	改善計画の提出

事案 6	共同生活援助	身体的虐待	女	65歳以上	区分2	福祉職	改善計画の提出
事案 7	就労継続支援 B 型	性的虐待	男	18・19歳	なし	福祉職	改善計画の提出
事案 8	就労継続支援 B 型	身体的虐待	女	30~34歳	不明	福祉職	改善計画の提出
事案 9	障害者支援施設	身体的虐待 放棄、放置（ネグレクト）	男	65歳以上	区分6	福祉職	施設等に対する指導 （継続中）
事案 10	共同生活援助	身体的虐待	男	60~64歳	区分5	福祉職	改善計画の提出
事案 11	共同生活援助	経済的虐待	男	25~29歳	なし	福祉職	改善計画の提出
事案 12	共同生活援助	身体的虐待 心理的虐待	男	25~29歳	区分5	福祉職	改善計画の提出
事案 13	障害者支援施設	身体的虐待	男	40~44歳	区分5	福祉職	行政処分 （新規入所者受 入停止3か月）
事案 14	障害者支援施設	身体的虐待	男	55~59歳	区分6	福祉職	改善計画の提出
事案 15	就労継続支援 B 型	心理的虐待	男	35~39歳	区分3	福祉職	改善計画の提出
事案 16	生活介護	心理的虐待	男	35~39歳	区分2	福祉職	改善計画の提出
事案 17	放課後等デイサービス	心理的虐待 放棄、放置（ネグレクト）	女	小学生	不明	福祉職	改善計画の提出
事案 18	共同生活援助	身体的虐待	男	45~49歳	区分6	福祉職	改善計画の提出

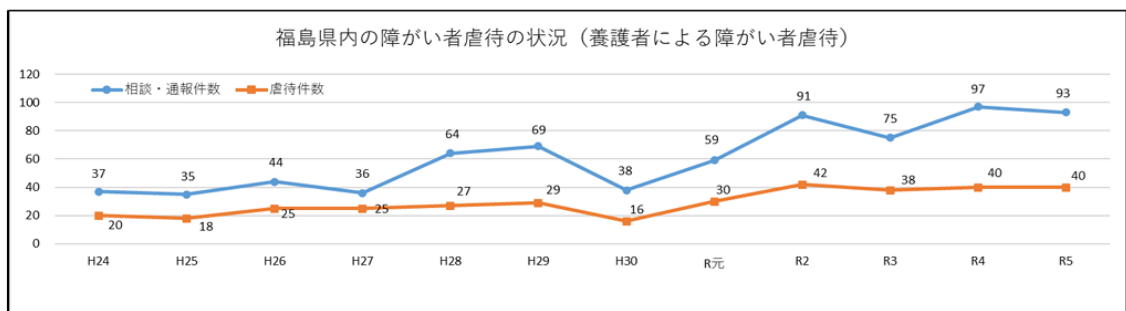
## 2 養護者による障がい者虐待

### (1) 福島県内の障がい者虐待の状況

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
相談・通報件数(件)	37	35	44	36	64	69	38	59	91	75	97	93
虐待件数(件)	20	18	25	25	27	29	16	30	42	38	40	40

### (2) 全国の障がい者虐待の状況【参考】

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972
虐待件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994	2,123	2,283



令和5年度の福島県内の虐待状況の詳細は以下のとおりである。

### 7 虐待の事実が認められた事例への対応状況

#### (1) - 1 虐待への対応策としての分離の有無（※6）

	R3年度	R4年度	R5年度
被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例	16件	22件	19件
被虐待者と虐待者を分離していない事例	18件	18件	17件
もともと虐待者とは別居の事例	4件	1件	3件
現在対応について検討・調整中の事例	0件	0件	1件
その他	1件	0件	0件

※6 対象年度以前に通報・届出があったものも含まれるため、合計件数は被虐待者数と一致しない。

（出所：福島県ホームページ「障がい者虐待防止と対応について」）

#### (2) 都道府県の役割と責務

障害者虐待防止法において、県は以下のような役割と責務を担っている。

「市町村・都道府県における障がい者虐待の防止と対応の手引（令和6年7月）」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室こども家庭庁支援局障害児支援課）より一部抜粋

#### (2) 都道府県の役割と責務

##### ア 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待について

- ① 障がい者福祉施設または障害福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けた社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使（第19条）
- ② 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況やその際に採った措置等の公表（第20条）

イ 使用者による障がい者虐待について

使用者による障がい者虐待に係る事項の都道府県労働局への報告（第 24 条）

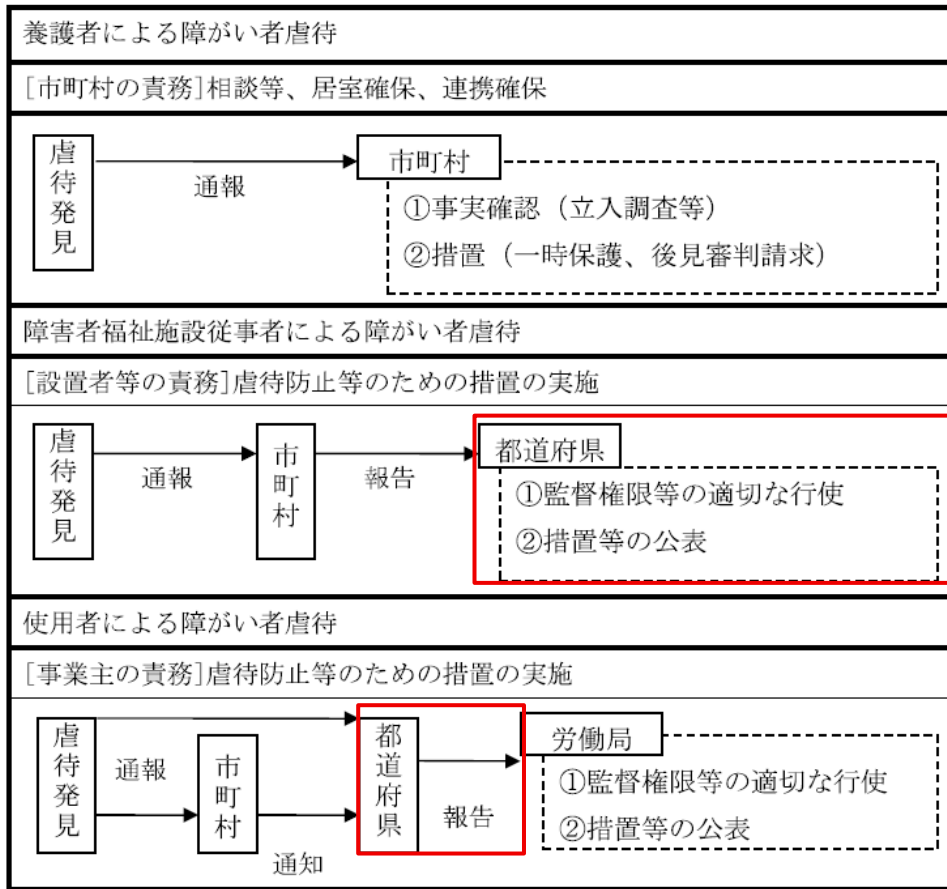
ウ 都道府県障がい者権利擁護センターの機能と周知

都道府県は、障がい者福祉所管部局または当該都道府県が設置する施設において、当該部局または施設が都道府県障がい者権利擁護センターとしての機能を果たすようにする（第 36 条第 1 項）

具体的な業務は、以下のとおりである。

- ① 使用者虐待に関する通報または届出の受理（第 36 条第 2 項第 1 号）
- ② 市町村が行う措置に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供、助言その他の援助（第 36 条第 2 項第 2 号）
- ③ 障害者及び養護者支援に関する相談、相談機関の紹介（第 36 条第 2 項第 3 号）
- ④ 障害者及び養護者に対する支援のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整等（第 36 条第 2 項第 4 号）
- ⑤ 障害者虐待の防止及び養護者支援に関する情報の収集分析、提供（第 36 条第 2 項第 5 号）
- ⑥ 障害者虐待の防止及び養護者支援に関する広報・啓発（第 36 条第 2 項第 6 号）
- ⑦ その他障害者虐待の防止等のために必要な支援（第 36 条第 2 項第 7 号）

【障がい者虐待防止等のスキーム】



(出所：第7期福島県障がい福祉計画第3期福島県障がい児福祉計画)

【意見】

「市町村・都道府県における障がい者虐待の防止と対応の手引」によれば、都道府県障害者権利擁護センターは、休日や夜間における使用者による障害者虐待についても速やかに対応できる体制を確保することが必要である。そのため、同センターが、使用者による障害者虐待の通報窓口であることや都道府県の担当部局・都道府県障害者権利擁護センター名、その電話番号等についても周知しなければならず、また、休日・夜間対応窓口についてもあわせて周知することが必要である。

現在は、県のホームページの以下のか所からリンクした Excel ファイル上に電話番号が掲載されているのみであり、分かりにくい状況にある。

「市町村・都道府県における障がい者虐待の防止と対応の手引」に掲載の周知事項の例を参考に、リンクした Excel ファイル上ではなく、ホームページの本文上に分かりやすく同センターの情報を周知すべきである。

## 福島県内における障がい者虐待事案発生件数

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「障害者虐待防止法」という。）第20条の規定に基づき、下記のとおり、障害者福祉施設従事者等による虐待及び養護者による障がい者虐待の状況について公表します下記資料(1)～(2)参照。

また、障害者虐待防止法の施行（平成24年10月）に合わせて、県及び各市町村に相談窓口（県障がい者権利擁護センター及び市町村障害者虐待防止センター、下記資料(3)参照）が開設されていますので御確認ください。

障がい者への虐待は、早めの対応が事態の深刻化を防ぐことにつながります。

虐待（疑いも含む）に気付いた場合は、迷わずお住まいの市町村の相談窓口に連絡をしてください。

資料 (1) [県内における障がい者虐待事案発生件数 \[PDFファイル/664KB\]](#)

資料 (2) [県内における障がい者虐待事案発生件数の推移 \[PDFファイル/284KB\]](#)

資料 (3) [【福島県】虐待等相談窓口一覧 \[Excelファイル/24KB\]](#)

（出所：福島県ホームページ）

## （都道府県障害者権利擁護センター等の周知事項の例）

### 【日中（〇時～〇時）】

〇〇県庁 □□課 △△係 TEL 〇〇-〇〇〇〇 FAX 〇〇-〇〇〇〇

〇〇県障害者権利擁護センター TEL △△-△△△△ FAX 〇〇-〇〇〇〇

### 【休日夜間（〇時～〇時）】

〇〇県障害者権利擁護センター（携帯）TEL ×××-×××-××××

携帯メールアドレス aaaaa@bbbb. ne. jp

（出所：市町村・都道府県における障がい者虐待の防止と対応の手引）

### (3) 県立障害児入所施設及び児童自立支援施設における防犯カメラ設置の状況

令和6年1月25日に、子ども家庭庁より各都道府県等の民生主管部（局）長宛てに、「「保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業」における児童養護施設等の施設内へのカメラの設置について」という通知が発出されている。当該通知の中で、児童養護施設等の施設内へのカメラの設置に当たって配慮すべき点等が技術的助言として示されている。

なお、児童養護施設等とは、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所（自立援助ホーム）、小規模住居型児童養育事業所（ファミリーホーム）、児童相談所一時保護所（一時保護委託施設を含む）、障害児入所施設、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所をいう。

「保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業」における児童養護施設等の施設内へのカメラの設置について」

## 記

### 1 カメラの設置場所について

児童養護施設等は、入所するこども等の生活の場等であることから、こども等のプライバシーの保護に十分に配慮する必要があるため、居室等の生活空間ではなく、目の届きにくい建物内外の死角に当たる場所、事務室等の主に職員等が出入りする場所及び車内等の閉鎖的な場所等が撮影範囲となるように設置すること。

### 2 カメラの設置に係る留意点について

カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下、「映像等」という。）を取得する場合、当該映像等は「個人情報保護法」（平成15年法律第57号）第2条に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守すること。

また、入所するこども等や来訪者が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること。

### 3 その他

カメラ設置の要否については、生活するこども等の状況や施設等における虐待事案の発生状況等を踏まえて各施設等において判断すること。

また、カメラの設置については、必要に応じて、入所するこども等に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明するほか、映像の保管・管理体制の整備を行うこと。

なお、上述のとおり、児童養護施設等におけるカメラの設置は性被害防止を目的としたものであるため、同カメラにより撮影した映像等を、こども等の生活状況を共有する目的で保護者に提供するなど、本来の目的外で第三者に提供してはならないこと。

県が直営する社会福祉施設のうち、児童が生活を行っている施設は以下のとおりであり、防犯カメラの設置状況は記載のとおりである。

大笹生学園	障害児入所施設	設置済み
福島学園	児童自立支援施設	設置済み
総合療育センター	障害児入所施設	検討中

防犯カメラの導入は、児童等のプライバシーや保護者の不安、従事者の萎縮（監視されることへの抵抗）等の課題がある。そのため、しっかりとした一定のルールを設け、設置目的やルールについて関係者に説明し、理解が得られるようにすることが重要である。

県への確認を実施したところ、以下の状況のような運用となっていた。

① 大笹生学園

・ データの管理方法

事案が発生したときのみ映像を確認している。保存期間等は特に定めていないが、データ容量は約2か月分。

・ 国通知関連

カメラの設置場所は、4台中3台は建物の外、1台は多目的ホール内に設置。

いずれも、居室等の生活空間ではない。いずれも防犯カメラ作動中の掲示は行っていないが、カメラ本体が視認しやすい状態で設置されている。

当園のカメラは、外部からの不審者の侵入に対する防犯のため設置しているものであり、子どもの生活状況等を撮影することは想定していない。

② 福島学園

・ データの管理方法

事案が発生したときのみ映像を確認している。保存期間等は特に定めていないが、データ容量は約3週間分。

・ 国通知関連

カメラの設置場所は、本館正面玄関と正門に設置。いずれも防犯カメラ作動中の掲示を行っている。

当園のカメラは、外部からの不審者の侵入に対する防犯のため設置しているものであり、子どもの生活状況等を撮影することは想定していない。

(4) 監査の結果

【意見】

上述の「3 虐待防止対策の推進の(1) 福島県の障がい者虐待等の状況」に記載のとおり、全国及び福島県内において、虐待の発生件数は年々増加している。当該状況下において防犯カメラの設置は、虐待防止に対して一定の効果が直接的に期待でき、またプライバシーの確保等のルールが準拠されていれば、子どもを預ける親へも安心感を与えることもできると考えられる。

現在の防犯カメラが設置済みの2施設は、外部からの不審者の侵入に対する防犯のため設置しているものであり、虐待防止に対するものではない。未設置の総合療育センターも含めて、虐待防止のための防犯カメラの設置を検討すべきである。

#### 4 指定障害福祉サービス等の支援の質の確保・向上(指導監査・第三者評価)

「第7期福島県障がい福祉計画第3期福島県障がい児福祉計画」の、「第6人材育成、人材確保及びサービスの質の向上のための取組」において、指定障害福祉サービス等の支援の質の確保・向上のため、以下の目標を設定している。

- ・ 指定障害福祉サービス等の質の向上を図るため、県は、集団指導を行い、制度の改正点や前年度の実地指導で指摘した内容を紹介するなど、適正な事業運営が図られるよう支援する。
- ・ 実地指導を行い、サービス事業所ごとに基準を遵守した事業運営が図られるよう指導する。さらに、福祉サービス第三者評価を行う評価機関を指定し、希望するサービス事業者が適切な第三者評価を受審できる体制を整備し、その活用を推進する。

##### (1) 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査

###### ① 指定障害福祉サービス事業者の指定の意義

障害者総合支援法の対象となるサービスを提供する事業所・施設については、事業所・施設の所在地が福島県内の場合には、福島県知事の指定を受ける必要がある。

なお、所在地が中核市である事業所・施設は、福島県知事ではなく、各中核市の市長の指定を受ける必要がある。また、後述の県の指導監査も各中核市が行うことになる。

「障害者総合支援法」より一部抜粋

###### (指定障害福祉サービス事業者の指定)

第三十六条 第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、主務省令で定めるところにより、障害福祉サービス事業を行う者の申請により、障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービス事業を行う事業所(以下この款において「サービス事業所」という。)ごとに行う。

2 就労継続支援その他の主務省令で定める障害福祉サービス(以下この条及び次条第一項において「特定障害福祉サービス」という。)に係る第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、当該特定障害福祉サービスの量を定めてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、次の各号(療養介護に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。)のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。

～以下省略～

施設の利用者にとっての指定が必要な理由は、サービスの質の確保のためである。

障害福祉サービス事業の指定を受けるためには、厚生労働省が定める基準を満たす必要がある。これらの基準には、法人格の有無、適切な人員配置、設備などが含まれる。

(法人格の有無)

障害福祉サービス事業所を開設するためには、必ず法人格を取得する必要がある。

- ・ 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）、株式会社など

(適切な人員配置)

事業所の運営には、配置すべき人員基準が定められているため、専門的な知識と経験を持つ人材の確保が必要となる。

- ・ サービス管理責任者など

(設備)

- ・ 十分な面積要件や衛生的な環境、バリアフリー設計など

指定を受けていることで、事業者が質の高い福祉サービスを提供するための体制が整っていることが公的に認められていることになる。

## ② 指定障害福祉サービス事業者の指定の流れ

### ○申請から指定までの流れ

	時期	内容
① 事前相談	指定予定月の3か月前の月の1日まで	事業計画についてお尋ねするとともに、申請手続等について説明いたします。 ※市町村障がい福祉計画との調整を図るため、所在市町村に対しても必ず事前相談を行うようお願いいたします。(参考「8 指定の制限」)
② 事前協議	指定予定月の3か月前の月の15日まで	所定の申請書類を仮作成し、各圏域保健福祉事務所へご相談ください。
③ 申請書提出	指定予定月の2か月前の月の1日まで	協議後の申請書類を作成し、各圏域保健福祉事務所へ提出してください。
④ 現地確認	原則、指定予定月の2か月前の月の末日まで	各圏域保健福祉事務所において、申請内容を審査するとともに、必要に応じて実地による確認を行います。
⑤ 書類審査	指定予定月の前月	障がい福祉課において、各サービスに係る指定基準を満たしているかどうか具体的な審査を行います。
⑥ 指定通知	指定予定月の1日	審査の結果、指定要件を満たしている場合は、指定通知を送付します。 また、指定された事業者の情報については、福島県ホームページ等に掲載します。 国保連から代理受領（自立支援給付費等の請求方法等）について案内が届きます。

※ 指定は毎月1日です。

※ 複数の事業所を申請する場合は、事業所毎に申請してください。

(出所：福島県 HP 「障がい福祉サービス事業者等の届出について（令和6年4月）」)

③ 指定障害福祉サービス事業者の数（令和7年11月1日時点）

障がい福祉サービス事業所数 **(中核市を除く)**

サービス項目	サービス種別	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	計
訪問系サービス	居宅介護	23	21	17	35	3	16	115
	重度訪問介護	14	15	13	34	3	14	93
	行動援護	1	0	4	2	1	0	8
	同行援護	6	5	2	11	0	2	26
日中活動系サービス	生活介護	17	24	20	18	2	13	94
	療養介護	0	1	0	0	0	0	1
	自立訓練（生活・宿泊）	0	1	1	3	0	3	8
	自立生活援助	0	0	0	0	0	1	1
	就労定着支援	0	2	1	2	0	1	6
	就労移行支援	1	3	1	2	1	1	9
	就労継続支援（A型）	8	5	5	5	0	0	23
	就労継続支援（B型）	35	34	20	29	3	25	146
施設・居住系サービス	施設入所支援	1	5	8	4	1	6	25
	共同生活援助（GH）	16	14	11	28	3	10	82
	短期入所	5	10	13	11	1	11	51
相談系サービス	計画相談支援	22	22	11	24	3	19	101
	地域移行支援	3	8	2	4	1	7	25
	地域定着支援	2	8	2	3	1	7	23
計		154	178	131	215	23	136	837

福島県内圏域一覧

福島県内圏域	該当市町村一覧
県北	二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村
県中	須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町
県南	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村
会津	会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町
南会津	下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町
相双	相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

※主たる事業所のみを掲載しています。

※基準該当事業所は掲載していません。

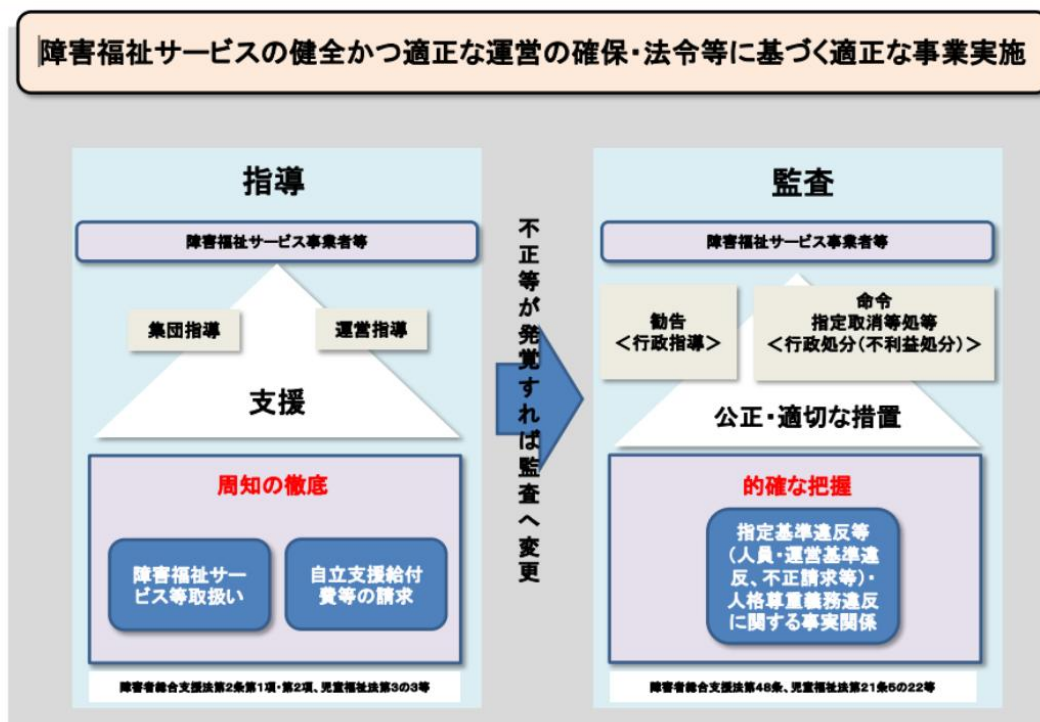
※中核市（福島市・郡山市・いわき市）については各中核市のHPをご覧ください。

（出所：福島県 HP「令和7年11月1日現在指定障がい福祉サービス事業所等情報」）

④ 指定障害福祉サービス事業者等への指導監査

障害福祉サービスの健全かつ適正な運営の確保及び法令等に基づく適正な事業実施のため、指定障害福祉サービス事業者等に対して、指定者たる県（指定者が中核市の場合は、当該中核市）が、指導・監査を行うことになっている。

## 障害福祉サービス事業者等における指導監督



（出所：厚生労働省ホームページ）

厚生労働省は、平成 26 年 1 月 23 日に「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」という通知文書を各都道府県知事、各指定都市市長、各中核市市長宛に発出し、当該通知の中で、指定障害福祉サービス事業者等への指導及び監査に対する参考とすべき指針を示している。

なお、当該通知は、令和 6 年 3 月 5 日の通知において、一部改正が行われており、令和 6 年 4 月 1 日から改正後の指導指針及び監査指針が適用される。

「指定障害福祉サービス事業者等指導指針」より一部抜粋

1～2（略）

### 3 指導形態等

指導の形態は、通常次のとおりとする。

#### (1) 集団指導

集団指導は、都道府県又は市町村が、下記により、その内容に応じ一定の場所に集めて講習等の方法により行う。なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。（略）

#### (2) 運営指導

運営指導は、都道府県又は市町村が、下記により、障害福祉サービス事業者等の事業所において、原則、現地に行う。

（略）

### 4 指導対象の選定

指導は全ての障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

#### (1) （略）

#### (2) 運営指導

① 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等については、おおむね 3 年に 1 度実施する。

ただし、障害福祉サービス事業者等の運営等に重大な問題があると認められる場合は、例えば、毎年 1 回は運営指導を行う等して、指導の重点化を図るものとする。

② その他特に都道府県又は市町村が一般指導が必要と認められる障害福祉サービス事業者等を対象に実施する。

### 5 指導方法等

#### (1) 集団指導

① (略)

② 指導方法

集団指導は、自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、集団指導に欠席した障害福祉サービス事業者等には、当日使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

(2) 運営指導

① 指導通知

都道府県及び市町村は、指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、原則として実施予定日の1か月前までに次に掲げる事項を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

また、運営指導当日の確認が円滑に行えるよう、当日の概ねの流れをあらかじめ示すものとする。

ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

ア 運営指導の根拠規定及び目的

イ 運営指導の日時及び場所

ウ 指導担当者

エ 出席者

オ 準備すべき書類等

② 指導方法

運営指導は、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用にあたっては、指定障害福祉サービス事業者等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

ア 運営指導の確認項目等

運営指導は、別紙「主眼事項及び着眼点等」(非常災害対策の非常災害には火災だけではなく水害・土砂災害等の自然災害も含む。)に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

また、原則として、別紙「主眼事項及び着眼点等」における下線を付した項目（以下「標準確認項目」という。）以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わないものとするとともに、「標準確認文書」で確認することを原則とする。

なお、運営指導を進める中で不正が見込まれる等、詳細な確認が必要と判断する場合は、「標準確認項目」及び「標準確認文書」に限定せず、必要な文書を徴し確認するものとする。

#### イ 運営指導における文書の効率的活用等

運営指導において確認する文書は、原則として運営指導の前年度から直近の実績に係る書類とするとともに、利用者の記録等の確認は特に必要とする場合を除き、原則として3名以内とする。

また、事前又は当日に提出を求める資料の部数は1部とし、自治体が既に保有している文書については、再提出を求めず、自治体内での共有を図ることを原則とする。

特に①内容の重複防止（(a)事前提出資料と当日確認資料の重複、(b)法人内で同一である書類の事業所ごとの重複提出等）や、②既提出文書（指定申請等で提出済の内容変更のない書類等）の再提出不要の取扱いに留意するものとする。

さらに、ICTで書類を管理している障害福祉サービス事業者等に対する運営指導においては、適宜パソコン画面上で書類を確認する等、障害福祉サービス事業者等に配慮した文書確認の方法についても留意するものとする。

#### ウ 同一所在地等の運営指導の同時実施

同一所在地や近隣の障害福祉サービス事業者等に対する運営指導については、適宜事業者の状況等も勘案の上、できるだけ同日又は連続した日程で行うなどにより、効率化を図るものとする。

エ （略）

#### オ 運営指導の所要時間の短縮

運営指導の所要時間については、効率化等に資する前記指導方法を踏まえることで一の障害福祉サービス事業者等当たり所要時間をできる限り短縮するとともに、1日で複数の障害福祉サービス事業者等の運営指導を行う等、障害福祉サービス事業者等及び自治体双方の負担を軽減し、運営指導の頻度向上を図るものとする。

#### ③ 指導結果の通知等

運営指導の結果については、改善を要すると認められた事項について、後日文書によって指導内容の通知を行うものとする。

④ (略)。

6 監査への変更

運営指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに「指定障害福祉サービス事業者等監査指針」に定めるところにより監査を行うことができる。

(略)

7 その他

(1)～(2) (略)

(3) その他の留意事項

ア 運営指導にあたっては、担当者の主観に基づく指導や、当該障害福祉サービス事業者等に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導を行わないよう留意するものとする。

イ (略)

ウ 運営指導の際、障害福祉サービス事業者等の対応者については、必ずしも当該障害福祉サービス事業者等の管理者に限定することなく、実情に詳しい従業者や当該障害福祉サービス事業者等を経営する法人の労務、会計等の担当者が同席することは問題ないものとする。

エ～オ (略)

「指定障害福祉サービス事業者等監査指針」より一部抜粋

1～2 (略)

3 監査対象となる障害福祉サービス事業者等の選定基準

監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

(1) 要確認情報

① 通報・苦情・相談等に基づく情報

② 市町村、相談支援事業等へ寄せられる苦情

③ 自立支援給付の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者

(2) 運営指導において確認した情報

法第10条第1項及び第11条第2項により指導を行った市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県が障害福祉サービス事業者等について確認した指定基準違反等

4～5 (略)

(別紙) (略)

⑤ 県の指導監査について

県では、厚生労働省からの通知を受けて、「福島県指定障害福祉サービス事業者等指導要綱」及び「福島県指定障害福祉サービス事業者等監査要綱」を策定している。また、指導要綱第6条の規定に基づき、重点指導事項等を記載した年度ごとの指導方針を策定している。

「福島県指定障害福祉サービス事業者等指導要綱」より一部抜粋

(監査の方針)

第2条 監査は、障害福祉サービス事業者等に対し、第8条に規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は給付費等の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼として実施する。

(監査の対象)

第3条 監査の対象は、次に掲げる事業者、設置者及びその従業者（この要綱において、「障害福祉サービス事業者等」という。）とする。

- (1) 指定障害福祉サービス事業者（支援法第29条第1項に規定する事業者をいう。以下同じ。）
- (2) 指定障害者支援施設（支援法第29条第1項に規定する施設をいう。以下同じ。）の設置者
- (3) 指定一般相談支援事業者（支援法第51条の1第4第1項に規定する事業者をいう。以下同じ。）
- (4) 指定障害児通所支援事業者（福祉法第21条の5の3第1項に規定する事業者をいう。以下同じ。）

(監査対象の選定)

第4条 監査は、次に掲げる情報を踏まえ、指定基準違反等の有無について確認する必要があると認める場合に行う。

(1) 要確認情報

- ア 通報・苦情・相談等に基づく情報
- イ 市町村、相談支援事業等へ寄せられる苦情
- ウ 給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者

(2) 運営指導において確認した情報支援法第11条又は福祉法第57条の3の3による指導において確認した指定基準違反等

(監査の実施者)

第5条 監査は、保健福祉部長（以下「部長」という。）が所掌し、各保健福祉事務所長（以下「事務所長」という。）と連携を図りながら実施する。

ただし、監査対象となる障害福祉サービス事業者等が、福島県社会福祉法人・社会福祉施設運営指導及び監査実施要綱（平成 11 年 4 月 1 日付け保健福祉部長通知）別表に規定する社会福祉施設の開設者又は社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人が開設者若しくは事業者である場合には、同要綱に規定する特別監査と併せて監査を実施することができる。

（監査の方法）

第 6 条 監査は、障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該障害福祉サービス事業者等の当該指定に係る事業所、事務所その他の当該障害福祉サービス等の事業に関係ある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）により行う。

（実地検査等の手続）

第 7 条 部長は、監査対象となる障害福祉サービス事業者等に対して、あらかじめ文書により通知する。

ただし、あらかじめ通知したのでは事実関係の的確な把握に支障があると判断した場合、緊急に監査を実施する必要があると判断した場合、又は運営指導中に監査に変更した場合には、監査当日に文書で通知し、又は口頭で通知することができる。

2 前項の通知により実施した監査の結果、次条に規定する行政上の措置には該当しないものの、改善を要する事項があると認められる場合には、部長は、文書によりその旨を通知する。この場合において、部長は、当該障害福祉サービス事業者等から文書により改善結果の報告を求めるものとする。

3 部長は、前項の改善報告について必要があると認める場合には、文書又は職員の派遣等により改善状況、改善結果について確認する。

（指摘基準）

第 7 条の 2 監査の指摘基準は、別に定める。

（行政上の措置）

第 8 条 部長は、第 6 条の規定に基づき実施した監査の結果、指定基準違反等が認められた場合には、支援法第 49 条第 1 項、第 2 項、第 51 条の 28 第 1 項及び福祉法第 21 条の 5 の 23 第 1 項に規定する「勧告」、第 49 条第 4 項、第 51 条の 28 第 4 項及び福祉法第 21 条の 5 の 23 第 3 項に規定する「命令」、並びに第 50 条第 1 項、第 3 項、第 51 条の 29 第 1 項及び福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項の「指定の取消し等」の規定に基づき、次に掲げる行政上の措置を採る。

(1) 勧告

障害福祉サービス事業者等に指定基準違反の事実が確認された場合、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、基準を遵守すべきことを勧告することができる。

なお、これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

また、勧告をした場合、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限内に別に定める様式により報告を行わせるものとする。

## (2) 命令

障害福祉サービス事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

また、命令をした場合、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限内に別に定める様式により報告を行わせるものとする。

## (3) 指定の取消等

指定基準違反等の内容等が、支援法第 50 条第 1 項各号、同条第 3 項で準用する同条第 1 項各号（第 2 号を除く。）、第 51 条の 29 第 1 項各号及び福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、当該障害福祉サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消等」という。）ができる。

なお、指定の取消等を行った場合には、その旨を公示しなければならない。

## 2 聴聞等

部長は、監査の結果、当該障害福祉サービス事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

（市町村長による実地検査等）

第 9 条 市町村長が障害福祉サービス事業者等の自立支援給付及び障害児通所給付費等対象サービス等に関して、実地検査等を行う旨事前に情報提供を受けた場合において、当該障害福祉サービス等が複数の市町村に関係するときは、部長は、実地検査等の実施について総合的な調整を行う。

2 部長は、市町村長が当該障害福祉サービス事業者等に対して実地検査等を実施した結果、指定基準違反がある旨通知を受けたときは、第 8 条に規定する行

政上の措置を採るものとする。この場合において、部長は、必要に応じ、当該市町村長又は当該障害福祉サービス事業者等に対し、行政上の措置を採るために必要な報告等を求めるものとする。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は令和 6 年 5 月 29 日から施行し、令和 6 年度の監査から適用する。

## 運営指導及び監査について

### I 実施形態

#### (1) 指導

##### ① 集団指導

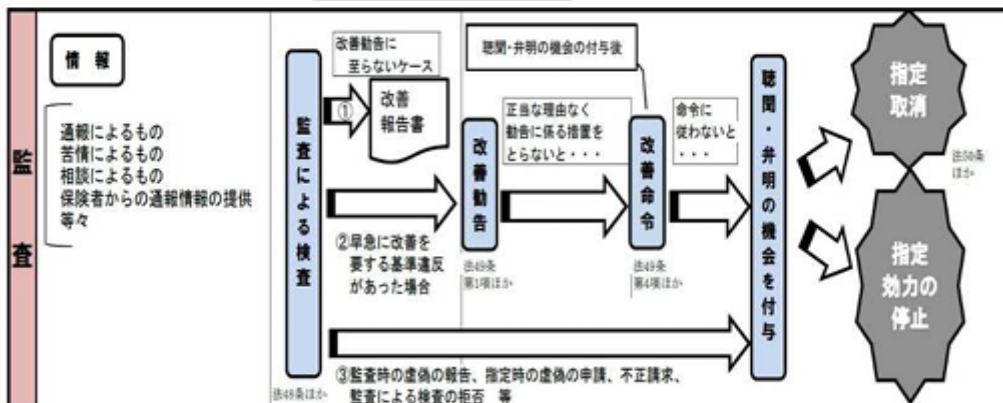
- ・ 障害福祉サービス事業者等に対して、制度の理解促進や不正の防止等を目的とし、過去の処分事例や制度改正の内容について、原則として年 1 回講習会形式で指導を行います。(コロナ禍以降、ホームページへの資料や動画の掲載により実施。)

##### ② 運営指導

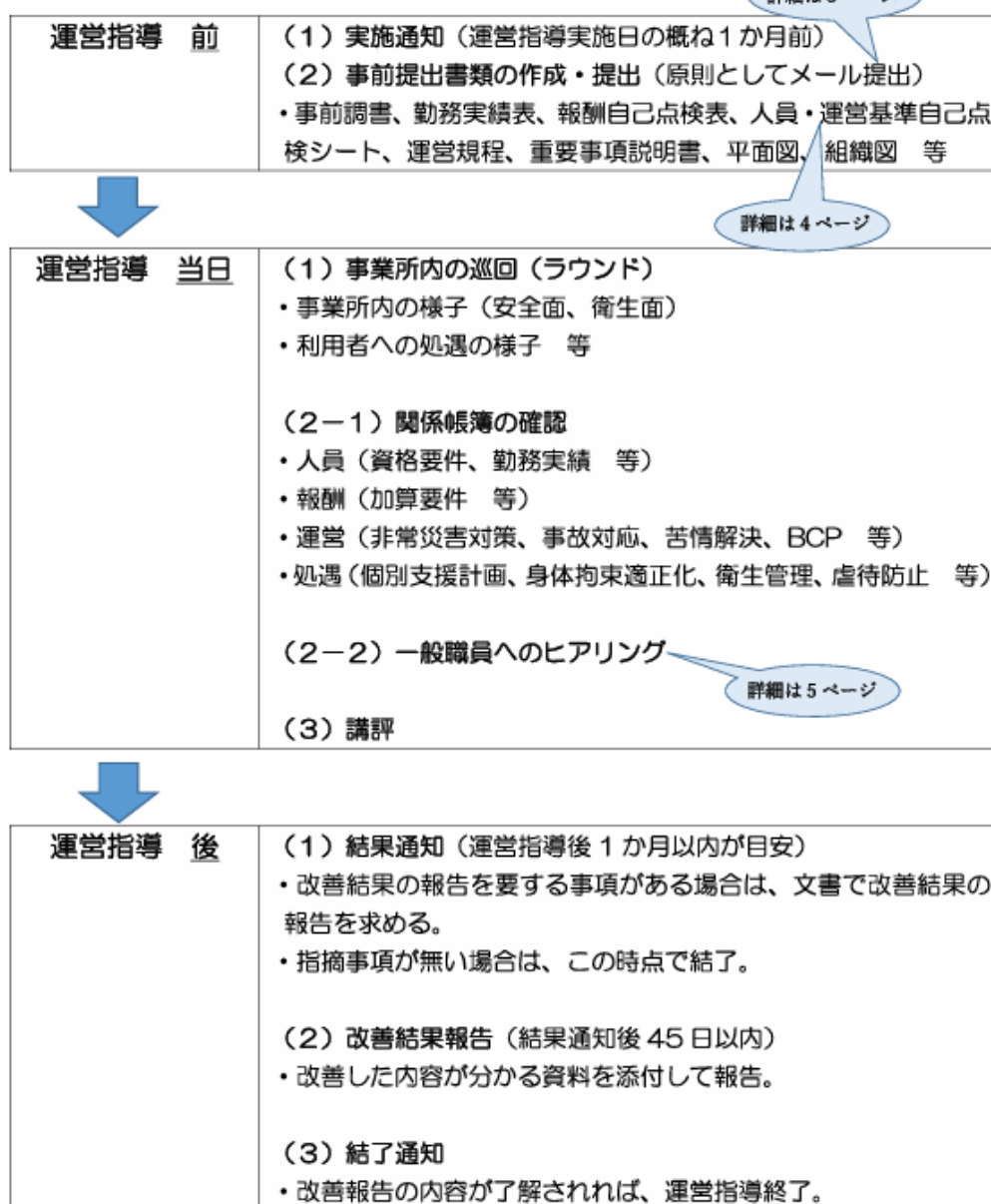
- ・ サービスの質の確保や自立支援給付の適正化を図ることを目的に、障害福祉サービス事業者等に対して定期的を実施します。
- ・ 実際に事業所へ訪問し、事業所内巡回や関係帳簿の確認、従業者へのヒアリング等を行います。
- ・ 著しい基準違反等が確認された場合は、直ちに監査へ切り替える場合があります。

#### (2) 監査

- ・ サービスの内容や自立支援給付の請求に不正又は著しい不当が認められる場合又はその疑いがある場合(指定基準違反等)に、事実関係を的確に把握するために実施します。
- ・ 監査の結果、事業所の指定の取消や効力停止となることもあります。



## II 運営指導（実地指導）全体の流れ



詳細は3ページ

詳細は4ページ

詳細は5ページ

（出所：福島県 HP「令和7年度指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査について」）

### ⑥ 令和6年度の指定障害福祉サービス事業者等への指導監査の状況

指導の対象は障害福祉サービス事業者等であり、以下の事業者、設置者及び従業員である。

- ・ 指定障害福祉サービス事業者
- ・ 指定障害者支援施設
- ・ 指定一般相談支援事業者
- ・ 指定障害児通所支援事業者

令和6年度指定障害福祉サービス事業者等指導状況

種 別	県指導対象数	指導数	実施率	文書指摘数	1施設あたり 指摘数	主な文書指摘内容	
	a (箇所)	b (箇所)	b/a (%)	c (件数)	c/b (件数)		
事業所	居宅介護	116	6	5.2%	4	0.67	重要事項説明書記載事項の不備、個別支援計画未作成等
	重度訪問介護	99	5	5.1%	1	0.20	重要事項説明書記載事項の不備
	同行援護	24	1	4.2%	0	0.00	
	行動援護	7	0	0.0%	0	-	
	療養介護	1	0	0.0%	0	-	
	生活介護	94	15	16.0%	16	1.07	個別支援計画記載内容の不備、身体的拘束適正化研修等の未実施、報酬算定要件の不備等
	短期入所	47	10	21.3%	12	1.20	生活支援員の人員欠如、身体的拘束適正化委員会の未実施、報酬算定要件の不備等
	重度障害者等包括支援	0	0	-	0	-	
	施設入所支援	27	8	29.6%	4	0.50	報酬算定要件の不備
	自立訓練（機能訓練）	0	0	-	0	-	
	自立訓練（生活訓練）	6	0	0.0%	0	-	
	宿泊型自立訓練	1	0	0.0%	0	-	
	就労移行支援	8	1	12.5%	2	2.00	身体的拘束適正化委員会等の開催結果の周知未実施
	就労定着支援	6	0	0.0%	0	-	
	就労継続支援A型	19	4	21.1%	5	1.25	身体的拘束適正化研修の未実施、報酬算定要件の不備等
	就労継続支援B型	131	7	5.3%	15	2.14	常勤職員の人員欠如、工賃向上計画未作成、身体的拘束適正化委員会等の未実施、報酬算定要件の不備他
	自立生活援助	1	0	0.0%	0	-	
	共同生活援助	80	4	5.0%	17	4.25	身体的拘束適正化委員会の未実施、報酬算定要件の不備、世話人の配置の不備他
	一般相談（地域移行）	24	0	0.0%	0	-	
	一般相談（地域定着）	22	0	0.0%	0	-	
児童発達支援	88	18	20.5%	17	0.94	身体的拘束適正化委員会等の未実施、報酬算定要件の不備他	
医療型児童発達支援	0	0	-	0	-		
放課後等デイサービス	135	26	19.3%	41	1.58	児童発達支援員等の人員欠如、報酬算定要件の不備他	
保育所等訪問支援	20	7	35.0%	0	0.00		
事業所計	956	112	11.7%	134	1.20		

※県指導対象数は令和6年4月1日現在である。

※今回より文書指摘件数のみとし、1施設あたりの文書指摘件数に変更した。

（出所：福島県ホームページ「令和7年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導について」）

## ア 集団指導

ウェブによる動画視聴・資料閲覧形式で実施している。対象 925 事業所中 845 事業所が確認しており、実施率 91.4%となっている。

県へ確認したところ、未実施の事業所に対しては、受講を強く勧めてきたところであるが、7年度も未実施である事業所（令和7年12月19日時点で11法人21事業所）に対しては、未受講の理由を確認するとともに、必要に応じて実地による指導を行う予定である、との回答を得た。

### 【意見】

集団指導は運営指導とは異なり、検査を受ける側の負担は大きくないと考えられるが、受講を勧めるも未だに未実施の事業所は、指定を与え続けていいものか疑義がある。

## イ 運営指導（実地指導）

「指定障害福祉サービス事業者等指導指針」によると、指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等については、おおむね3年に1度実施することとなっている。令和6年度の県指導対象数は、956件であり、指導実施数は112件で実施率は11.7%である。3年に1回実施するとすると、年平均で約33%の実施が必要であり、実施数が大きく不足している。

県へ確認したところ、以下のような回答を得た。

運営指導を行う職員は、障害福祉サービス事業所のほかに、高齢者福祉、児童福祉のサービス事業所も行っているところであり、対象事業所数に対して、職員数が足りていないことなどで、おおむね3年に1度の実施ができていない。

このため、本県では、指定更新期間の6年に1度は運営指導ができるよう計画している。

しかし、近年、不適正情報のある事業所が多く見られるようになり、また、制度・基準等を理解しないまま新規開設する事業所が多々あることから、そうした不適正情報があった事業所や昨年度新規指定された事業所を優先的に行うようにしていることもあり、6年に1度の実施もできていない事業所がある。

こうしたこともあり、可能な限り、6年に1度は運営指導に入れるようにするため、すべての事業所にチェックシート等による自己点検を行わせるなどして、不正等を減らすための効率的で効果的な指導に取り組むとともに、運営指導のやり方を見直しているところである。

運営指導の実施率が低いことは、全国的な傾向である。「障害福祉分野における運営指導・監査の強化について（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課子ども家庭庁支援局障害児支援課）」によると、都道府県等（都道府県、指定都市及び中核市）における障害福祉サービス事業所等（障害児通所支援事業所、障害者支援施設及び障害児入所施設を含む。）に対する令和5年度の運営指導の実施率（実施件数／全事業所数）は16.5%（1.0%～48.8%の平均値）である。当該状況を受けて、「指定障害福祉サービス事業者等指導指針」は令和7年3月31日に再度改正されている。

改正後	改正前
指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について	指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について
(以下本文略)	(以下本文略)
(別添1)	(別添1)
指定障害福祉サービス事業者等指導指針	指定障害福祉サービス事業者等指導指針
1～3 (略)	1～3 (略)
4 指導対象の選定	4 指導対象の選定
指導は全ての障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。	指導は全ての障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 運営指導	(2) 運営指導
① 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等が運営する事業所のうち、 <u>就労継続支援A型、就労継続支援B型及び共同生活援助を行う事業所については、3年に1回以上の頻度で実施する。その他のサービスについては、3年に1回までは求めないが、原則として指定の有効期間内に少なくとも1回以上実施する。</u>	① 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等については、 <u>おおむね3年に1度実施する。</u> ただし、 <u>障害福祉サービス事業者等の運営等に重大な問題があると認められる場合は、例えば、毎年1回は運営指導を行う等して、指導の重点化を図るものとする。</u>
② <u>指定後もない障害福祉サービス事業者等については、指定後3年以内に実施する。ただし、就労継続支援A型は、従来どおり新規指定の半年後を目途に初回の運営指導を実施する。</u>	(新設)
③ <u>過去の指導内容、通報等により不適切な運営や報酬請求が疑われる場合等、障害福祉サービス事業者等の運営に重大な問題があると認められる場合は、優先的に実施する。</u>	(新設)
④ その他特に都道府県又は市町村が一般指導が必要と認められる障害福祉サービス事業者等を対象に実施する。	② その他特に都道府県又は市町村が一般指導が必要と認められる障害福祉サービス事業者等を対象に実施する。
5～7 (略)	5～7 (略)

当該改正を受け、県の「令和7年度指定障害福祉サービス事業者等指導方針」においては、運営指導を行う対象を以下のように選定している。

「令和7年度指定障害福祉サービス事業者等指導方針」より一部抜粋

### 3 運営指導を行う障害福祉サービス事業者等の選定方針

#### (1) 選定時点

原則として令和7年4月1日時点で指定を受けている指定障害福祉サービス事業者等（以下「事業者等」という。）とする。ただし、年度途中で指定を受けた事業者等については、必要があると認められた場合に対象とする。

(2) 選定方法

次に掲げる事業者等を優先的に選定し実施する。

- ア 不適正情報の提供があった事業者等で、その内容が運営上の問題があると疑われる事業者等
- イ 前年度に行政指導（勧告）若しくは行政処分を受けた事業者等
- ウ 過去の指摘事項により改善状況の確認が必要な場合などで、継続的な指導が必要とされる事業者等
- エ 指定後1回も運営指導を実施していない事業者等（昨年度指定された事業者等を除く）
- オ 当該事業者等を運営する社会福祉法人が施設監査の時期に当たっている事業者等（併設施設等も運営指導の対象）
- カ 昨年度指定された事業者等
- キ 次の期間内に運営指導を実施していない事業者等  
就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、共同生活援助を行う事業所等にあつては3年以内  
①以外の事業所等にあつては6年以内

上述の令和6年度指定障害福祉サービス事業者等指導状況によると、指導対象数は、就労継続支援 A 型 19 か所、就労継続支援 B 型 131 か所、共同生活援助 80 か所あり、合計で 239 か所となる。3年に1回は指導を行うとなると、当該施設だけで年間約 80 か所の指導が必要となる。また、その他の指導対象は 717 か所（=956 か所-239 か所）であり、6年に1回は指導対象とするとなると年間に約 120 か所の指導が必要となる。

【意見】

通常の運営指導の数だけで合計で年間約 200 か所の指導が必要であり、令和6年度の実績は 112 件であったところ、その倍近くの指導件数が必要となっている。現状の指導人員の拡充を検討する必要がある。

⑦ 福祉サービス第三者評価の実施状況

福祉サービス第三者評価とは、社会福祉法第 78 条の規定に基づき、社会福祉事業の経営者の提供するサービスの質を公平中立な第三者機関が客観的・専門的な立場から評価するものである。

「社会福祉法」より一部抜粋

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

第七十八条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

福祉サービス第三者評価の主な目的は、社会福祉事業者が提供するサービスの課題等を把握し、福祉サービスの質の向上への取組みを促進すること、及び、福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、利用者のサービス選択を支援することである。

行政監査は社会福祉施設の運営について法令で定められた最低基準が適切に守られているか否かについて、定期的に所管の行政庁が点検するものであるのに対して、福祉サービス第三者評価は最低基準を満たしていることを前提に、県が認証した評価機関が、事業者の経営理念、基本方針、職員の育成、地域交流など利用者への具体的なサービスについて福祉サービスの質に焦点をあてた評価を行うものである。

第三者評価を受審すること自体が、事業者の質の高いサービスを提供したいという姿勢を利用者や地域社会に示すことにつながるものである。

評価結果の「a・b・c」は、事業者の「格付け」や「ランク付け」をするものではなく、『評価の到達度を表すもの』である。評価結果は、「a・b・c」の3段階で記載することとなっているが、第三者評価の評価項目には高いレベルの基準が設定されており、事業者がサービスの向上を図るための目標となるものである。「a」評価でなければ適切なサービスが提供されていないということではない。

「a 評価」：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態

「b 評価」：aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態

「c 評価」：b以上の取組みとなることを期待する状態

なお、「福島県福祉サービス第三者評価結果公表要領」により、評価機関は評価終了後3か月以内に評価結果等を県に公告することになっており、県は評価を受審した事業者の同意を得て、県のホームページ等において評価結果を公表（公表した日から3年間）することになっている。過去5年間の指定障害福祉サービス事業者の第三者評価の受審状況は以下のとおりである。

年度	受審件数
令和2年度	13件
令和3年度	9件
令和4年度	8件
令和5年度	13件
令和6年度	15件

**【意見】**

福祉サービス第三者評価は、県の実施する運営指導とはその主な目的は異なるものの、県の運営指導を補完するものであると考えられる。「第7期福島県障がい福祉計画第3期福島県障がい児福祉計画」の、「第6人材育成、人材確保及びサービスの質の向上のための取組」において、「実地指導を行い、サービス事業所ごとに基準を遵守した事業運営が図られるよう指導する。さらに、福祉サービス第三者評価を行う評価機関を指定し、希望するサービス事業者が適切な第三者評価を受審できる体制を整備し、その活用を推進する。」との記載もあることから、受審件数のさらなる増加を図るため、現状では行っていない福祉サービス第三者評価の受審費用の一部補助なども検討し、受審件数の増加を図るべきである。

## 5 県立施設の備品管理の徹底

県の社会福祉施設のうち、以下の施設について現地調査を行い、各施設、任意の5件について備品及び固定資産の管理状況の確認を行った。なお、現地調査の対象は、県所有の財産である。

No	公の施設名	指定管理者
①	太陽の国クリニック	(社福)福島県社会福祉事業団
②	勤労身体障がい者体育館	(社福)福島県社会福祉事業団
③	太陽の国交流センター	(社福)福島県社会福祉事業団
④	障害者支援施設ひばり寮	(社福)福島県社会福祉事業団
⑤	障害者支援施設けやき荘	(社福)福島県社会福祉事業団
⑥	障害者支援施設かしわ荘	(社福)福島県社会福祉事業団
⑦	障害者支援施設かえで荘	(社福)福島県社会福祉事業団

県所有の備品・固定資産は、福島県財務規則及び福島県公有財産規則に基づき管理を行っている。

<p>「福島県財務規則」より一部抜粋</p> <p>第九章 物品</p> <p>(会計別・年度別の整理の原則)</p> <p>第三百三十一条 物品は、会計別に、現にその出納を行なつた日の属する年度により、整理しなければならない。</p> <p>(分類)</p> <p>第三百三十二条 物品は、その適正な供用(物品をその用途に応じて県において使用させることをいう。以下同じ。)及び処分(県の事務又は事業の目的に従い用途に応じて行なう処分に限る。以下同じ。)を図るため、供用及び処分の目的に従い、別表第五に定める基準により、備品、消耗品、収入証紙、原材料、生産物・製作品、動物、解体材料、借入品及び占有動産に分類するものとする。</p>
<p>別表第五(第三百三十二条、第三百五十七条関係)</p> <p>備考</p> <p>1 「備品」とは、比較的長期(通常の状態でおおむね三年程度以上)の使用に堪える物品であつて、その取得価格(取得価格が不明であるもの又は特殊な条件において取得したものにあつては、市場価格を基礎として評定した価格)がおおむね十万元以上のもの(公印等特殊な物品については価格にかかわらずのものとする。)をいう。</p>

2 「消耗品」とは、一回限りの使用で消耗する物品その他短期間に消耗する物品、短期間に消耗することはないがその性質上長期間使用することに適しない物品及び備品類似のものではあるが備品とはされない物品をいう。

(管理の義務)

第三百三十五条 物品の管理に関する事務を行なう職員及び供用された物品を使用する職員は、法令の規定に従うほか、善良な管理者の注意をもつて、その事務を行ない、及び物品を使用しなければならない。

2 物品は、県の施設において、良好な状態で、常に供用又は処分をすることができるように保管しなければならない。ただし、物品管理権者は、県の施設において保管することを物品の供用又は処分の上から適当でないと認める場合その他特別の事由がある場合は、県以外の者の施設に保管するため適当な措置をとらなければならない。

(標識)

第三百三十六条 備品には、標識を付し、県の備品であることを表示しなければならない。ただし、性質、形状等により標識を付すことに適しないものについては、適宜の方法でこれを表示することができる。

(不用の決定等)

第三百三十一条 物品管理権者は、供用若しくは処分の必要がない物品のうちに管理換え若しくは分類換えによるも適切な処理をすることができないと認められる物品があるとき、又は供用若しくは処分をすることができないと認められる物品があるときは、これらの物品について不用の決定をすることができる。

2 物品管理権者は、前項の規定によりその管理する物品について不用の決定をしようとするときは、物品不用決定調書(第九十八号様式)を作成しなければならない。

3 物品管理権者は、第一項の規定により物品の不用の決定をするときは、売払い又は廃棄等の別を明らかにして、これをしなければならない。

4 第三百三十三条第二項から第五項までの規定は、物品管理権者が第一項の規定によりその管理する物品について不用の決定をした場合について準用する。

5 第三百四十九条第五項の規定は、物品管理権者が第一項の規定によりその管理する物品を廃棄する場合について準用する。

(昭四一規則二〇・昭四三規則四四・昭四四規則二二・昭四五規則二二・昭四六規則九・昭四七規則一〇・昭五四規則一五・平六規則五九・平一一規則五三・一部改正)

「福島県公有財産規則」より一部抜粋

### 第三章 管理

#### 第一節 通則

(公有財産の管理の一般原則)

第二十四条 公有財産については、常に現況を的確に把握し、維持及び保存を適正に行うとともに、最も効率的な運用を図らなければならない。

#### 第四節 台帳及び報告

(県有財産台帳)

第四十六条 財産管理者は、その管理に係る公有財産について、土地、建物、工作物、立木竹、動産、物権(所有権を除く。)、無体財産権、有価証券、出資による権利又は財産の信託の受益権の種目、分類等に従い、県有財産台帳(公有財産管理システム(電子計算組織を利用して公有財産の管理を行う情報処理のシステムで知事が指定したものをいう。以下同じ。))に公有財産の数量及び価額その他の管理に必要な事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)を備えなければならない。

- 2 部長等は、公有財産に関する事務の総括に資するため、県有財産台帳を備えなければならない。
- 3 総務部長は、公有財産に関する事務の総合調整に資するため、県有財産台帳を備えなければならない。

(平一九規則二七・平二五規則二四・一部改正)

#### (1) 太陽の国クリニック

No.	区分	名称等	備考	備品番号
1	工作物	ガス設備 (クリニック)	LPG 設備、医療ガス設備	
2	備品	昇降機	酒井医療 HLM-77	S56-3
3	備品	美術品	岡本太郎版画	S57-1
4	備品	電動ベッド	ランダル SW-2308VT	H21-2
5	備品	ノートパソコン	レノボ ThinkPad E14	R4-2

#### 【意見】

上記について現物確認を行った結果、固定資産の実在性は問題なく、備品については全て備品番号シールが現物に貼付されており、適切に管理されていた。

ただし、No. 2 の昇降機については、既に使用されずに長い期間が経過しているため、除却処理の検討が必要である。

(No. 2 昇降機)



(2) 勤労身体障がい者体育館

No.	区分	名称等	備考	備品番号
1	建物	機械室	S造トタン葺 1階	
2	工作物	国旗掲揚塔	アルミポール	
3	工作物	ガス設備 (体育館)	プロパンガス設備	
4	工作物	給湯設備 (体育館)	ストレージタンク 外	
5	備品	トレーニング用品	バスケットゴール一式	H28-1

上記について現物確認を行った結果、固定資産の実在性は問題なく、備品については全て備品番号シールが現物に貼付されており、適切に管理されていた。

ただし、No. 4のストレージタンクについては、大部分が撤去済みであるため本来は部分除却処理が必要であるが、固定資産に登録する際に設備一式で台帳登録しているため、部分除却ができない状況にある。

**【意見】**

固定資産に登録する際は、部分除却ができるよう枝番を付して、詳細に台帳登録すべきである。

(もともと給湯施設・ストレージタンクの設置されていた場所)



(3) 太陽の国交流センター

No.	区分	名称等	備考	備品番号
1	工作物	門	御影石	
2	工作物	消火設備 (交流センター)	消火栓箱	
3	備品	エアコン	ダイキン SZRT80BCV	R2-1
4	備品	エアコン	ダイキン SZRA80BCNV	R2-2
5	備品	エアコン	三菱 PC-RP80KAL19	R5-9

上記について現物確認を行った結果、固定資産の実在性は問題なく、備品については全て備品番号シールが現物に貼付されており、適切に管理されていた。

(4) 障害者支援施設ひばり寮

No.	区分	名称等	備考	備品番号
1	工作物	囲障	ネットフェンス	
2	備品	金庫	オカムラ 4443CB	S59-1
3	備品	体重計	AD-6106NW 車椅子用	H28-2
4	備品	製氷機	ホシザキ IM-25M	H24-2
5	備品	除雪機	ホンダ SB-800JT	H27-1

上記について現物確認を行った結果、固定資産の実在性は問題なく、備品については全て備品番号シールが現物に貼付されており、適切に管理されていた。

(5) 障害者支援施設けやき荘

No.	区分	名称等	備考	備品番号
1	工作物	暖房設備	床暖房設備、電気パネルヒーター	
2	備品	汚物除去機	山本製作所 WF80F	R 2 - 1
3	備品	寝台 (数量 2)	パラマウント KA-34121R (電動)	H28-6 H28-7
4	備品	物置	イナバ NX-62S	H21-1
5	備品	送迎用車両	シエンタ X 車椅子タイプ 2 型式	H31-1

上記について現物確認を行った結果、固定資産の実在性は問題なく、備品については全て備品番号シールが現物に貼付されており、適切に管理されていた。

(6) 障害者支援施設かしわ荘

No.	区分	名称等	備考	備品番号
1	工作物	ガスボンベ庫	S 造 1 階	
2	備品	汚物除去機	山本製作所 WF80F	H19-1
3	備品	寝台	パラマウント 3 モーター	H21-14
4	備品	薬棚	プラス L 6 - 105HK - 4 W 4	R 6 - 3
5	重要物品※	電気式食器消毒 保管機		5247 - 2300006

上記について現物確認を行った結果、固定資産の実在性は問題なく、備品については全て備品番号シールが現物に貼付されており、適切に管理されていた。

※ 重要物品とは、備品 (取得価格が 100 万円以上のもの)、自動車、種牛、種馬、その他の動物 (取得価格が 100 万円以上の動物)、総トン数 20 トン未満の船舶 (ろ、かい以外の推進力をもって推進する船舶)

(7) 障害者支援施設かえで荘

No.	区分	名称等	備考	備品番号
1	工作物	電気設備（入所棟）	自動制御中央監視設備	
2	備品	戸棚類	プラス 21-962	S54-1
3	備品	テレビ受像器 （数量3）	プラズマテレビ TH-P50G 1	H21-1 H21-2 H21-3
4	備品	製氷機	ホシザキ IM-75M	H24-1
5	備品	冷蔵庫	パナソニック NRF505T	H24-1

上記について現物確認を行った結果、固定資産の実在性は問題なく、備品については全て備品番号シールが現物に貼付されており、適切に管理されていた。

ただし、No. 1の自動制御中央監視設備については、大部分が撤去済みであるため本来は部分除却処理が必要であるが、固定資産に登録する際に設備一式で台帳登録しているため、部分除却ができない状況にある。

**【意見】**

固定資産に登録する際は、部分除却ができるよう、枝番を付して、詳細に台帳登録すべきである。

## 第4 契約事務の適正性に関する監査

### 1 対象とした契約について

以下の指定管理に係る契約を対象に監査を実施した。

(1)	「福島県総合社会福祉施設太陽の国」指定管理 (太陽の国クリニック、交流センター、勤労身体障がい者体育館、ひばり寮、かしわ荘、けやき荘、かえで荘)
(2)	「福島県ばんだい荘あおば・わかば」指定管理
(3)	「福島県点字図書館」指定管理

### 2 監査要点について

以下を監査要点として関係資料の閲覧や担当者への質問など必要な監査手続を実施した。

- (1) 契約の方式及び相手先の選定方法は適正か。
- (2) 契約対象業務が明確になっているか。
- (3) 契約金額の算定方法は適正か。
- (4) 契約は適法であり、支払は正確か。
- (5) 契約額は業務の内容に対し適正な水準か。契約相手先では業務コストの削減努力が行われているか。
- (6) 当該契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。
- (7) 成果品の検査及び契約の履行について適時、適切に確かめられているか。
- (8) (指定管理について) 指定管理者の評価が適切に実施され、評価結果を受けて業務の改善が図られているか。

### 3 監査の結果

- (1) 「福島県総合社会福祉施設太陽の国」指定管理

#### ① 条例等の整備状況

地方自治法第244条の2において指定管理について、以下のように定められている。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

県では、「福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」において指定管理者に係る手續等を定めており、また、「福島県総合社会福祉施設太陽の国条例」において、施設の管理を指定管理者に行わせることを定めている。

以上より、問題となる事項は検出されなかった。

② 契約の方式及び相手先の選定方法

保健福祉部では、「保健福祉部指定管理者選定検討会設置要綱」を定め、当該要綱に基づき候補団体の選定を行うこととしている。

太陽の国関連7施設の現在の指定管理者の選定は以下の方式、スケジュールで実施されている。

令和2年8月7日	第1回保健福祉部指定管理者選定検討会 (募集要項案、審査方法について協議)
令和2年8月11日 ～9月10日	募集要項配布
令和2年8月24日	募集説明会の開催 ※ 現地説明会は当初令和2年9月に開催を予定していたが、参加申込がなかったことから開催していない。
令和2年9月11日 ～9月23日	申請受付
令和2年10月22日	第2回保健福祉部指定管理者選定検討会 (応募者によるプレゼンテーション・質疑、採点評価、候補者決定)
令和2年12月27日	議会承認

募集方式については、競争原理を働かせることで施設入所者の処遇向上や運営経費の節減等への取組み効果が期待できるとして公募としているが、応募者は1者のみであり、当該応募者が指定管理者候補者として決定されている。なお、応募資格については、福島県内に本店または支店・営業所・事業所等を置く法人であること、募集説明会に参加すること等が条件となっており、複数の法人で構成されたグループによる応募も認めている。

また、複数の施設を一括して公募とした理由は以下のとおりとされている。

- ・ 太陽の国病院と障がい者施設については、障がいの症状に応じた適切な治療や、その後の効果的な自立訓練等のため、病院スタッフと障がい者支援施設の職員が相互理解の下、密接に連携していく必要がある。

- ・ 交流センターと勤労身体障がい者体育館についても、専門的な知識を有していない者が物品や施設の管理を行った場合、予期せぬ事故等が発生する恐れがあるため、障がい者支援施設との密接な連携が求められる。
- ・ 施設経営の効率化を図る上でも、太陽の国の施設を分割して運営することはデメリットが大きく、施設全体を一体的に運営する必要がある。

太陽の国関連施設は、指定管理者制度導入以前から福島県社会福祉事業団へ委託しており、指定管理者制度導入後は同法人が指定管理者として施設運営に関与しているほか、「太陽の国」の敷地内には同法人が直営する福祉施設がある。

複数の施設を一括して公募にすることにより、現実的に当該施設群を一体として運営するだけの専門人材等を揃えて新たに参入する事業者を想定することは難しく、競争原理は働かないと考えられるものの、施設全体を一体的に運営することによる施設経営の有効性・効率性の観点からは適当であると考え、現状の募集方式は適当であると判断した。ただし、現状の募集方法によれば福島県社会福祉事業団以外の応募が想定されない以上、後述のとおり、指定管理者に対する県のモニタリングはより適切に行われる必要があると考える。

### ③ 対象業務の範囲について

各施設の対象業務は、基本協定及び業務仕様書において定められており、その内容は「第2章 第4 監査対象とした個別の保健福祉事業及び施設の概要 4 指定管理契約について」に記載のとおりである。施設・設備の保守等については点検等の頻度が定められており、また、県と指定管理者の責任の分担についても定められている。

以上より、問題となる事項は検出されなかった。

### ④ 契約金額について

太陽の国交流センター、勤労身体障がい者体育館を除く施設については利用料金制が採用されており、利用料金は指定管理者の収入として、指定管理業務遂行に要する経費に充てられ、不足額を指定管理料として支払うこととされている。

指定管理料は、申請時に提出された指定期間5か年の収支予算書に基づき計算され、5か年累計の上限額を基本協定において定めている。収支予算書については、指定期間初年度（令和3年度）についてのみ、収支項目毎の積算根拠が示されている。

各年度の指定管理料については、申請時の収支予算書を基礎として、所要の見直しを行い、年度協定において定めている。

各施設の指定管理料は、「第2章 第4 監査対象とした個別の保健福祉事業及び施設の概要 4 指定管理契約について」に記載のとおりであり、令和5年度、6年度においては、物価上昇の影響から、水道光熱費、燃料費、修繕費を対象に増額が行われている。

監査の結果、以下の点を除き、問題となる事項は検出されなかった。

【意見】

5か年収支予算書の積算根拠について

※ 各契約に共通する指摘事項及び意見は、後述の「(4) 各契約に共通した指摘事項及び意見について」にまとめて記載している。

【意見】

申請時収支予算書と年度事業計画書の収支予算の差異について

※ 各契約に共通する指摘事項及び意見は、後述の「(4) 各契約に共通した指摘事項及び意見について」にまとめて記載している。

⑤ 契約の適法性及び支払の正確性について

「福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」では、協定の締結について以下のように定めている。

第四条 知事等は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と公の施設の管理の業務に関する協定を締結するものとする。
2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。
一 事業計画に関する事項
二 事業報告に関する事項
三 県が支払うべき管理の業務に係る費用に関する事項
四 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
五 個人情報等の管理に関する事項
六 その他知事等が定める事項

基本協定は、指定期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日の5か年）として、各施設単位で令和3年3月31日付で締結されている。基本協定においては、上記の協定で定める事項が定められている。

年度協定は、各年度において、各施設単位で締結されており、令和6年度については、令和6年4月1日付で締結されている。

指定管理料の支払は、基本協定において、前後期に分割し、各期に請求のあった日から30日以内に前金払の方法により支払うものとしており、令和6年度においては、前期分については、請求日が令和6年6月18日に対して、令和6年7月10

日に支払われており、後期分については、請求日が令和6年11月27日に対して、令和6年12月26日に支払われている。

なお、指定管理料の精算について、基本協定において定めており、年度協定で定めた指定管理料については、当該年度における管理運営に要した費用及び利用料金その他の収入に増減があった場合にも増額または減額しないとされている。ただし、利用料金の額を定める法令等の改正など特別な事情が生じた場合には、協議の上、総額または減額することができるかとされている。令和3年度から令和6年度において、指定管理料の精算は行われていない。

以上より、問題となる事項は検出されなかった。

## ⑥ 業務の実施状況の確認について

### ア 事業報告について

地方自治法第244条の2第2項において、「指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。」とされており、県では、福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例において、事業報告書の記載事項等として以下のように定めている。

第五条 法第に約四十四条の二第七項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 管理の業務の実施状況及び利用状況に関する事項
- 二 使用料又は利用に係る料金の収入の実績に関する事項
- 三 管理に係る経費の収支状況に関する事項
- 四 その他知事等が定める事項

2 指定管理者は、前年度の事業に係る前項の事業報告書を、毎年度終了後五月三十一日までで知事等が定める期日までに、知事等に提出しなければならない。(以下省略)

また、基本協定において、事業計画書及び事業報告書について以下のとおり定めている。以下は、太陽の国クリニックの内容であるが、他の施設も同様に規定されている。(甲：県、乙：指定管理者)

(各年度の事業計画書の提出)

第12条 乙は、福島県太陽の国クリニックの管理業務に係る各事業年度の3月20日までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。(中略)

- (1) 管理の体制
- (2) 業務の内容
- (3) 管理運営目標達成のために取り組む具体的内容

- (4) 業務に要する経費
- (5) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の事業計画書が提出された場合は、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

3 乙は、第1項の規定により提出した事業計画書を変更しようとする場合は、甲の承認を得なければならない。ただし、経費の配分の変更についてはこの限りでない。

(事業報告書の提出等)

第21条 乙は、福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定に基づき、前年度の事業に係る次に掲げる内容を記載した事業報告書を毎年度終了後4月30日までに、甲に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 管理運営目標の達成状況
- (4) 業務に係る経費の収支状況
- (5) その他甲が必要と認める事項

(以下省略)

(業務の報告)

第22条 乙は、毎月事業終了後30日以内に、診療稼働状況及び手数料収入の状況を甲に報告するものとする。

※ 上記業務の報告について、ひばり寮、かしわ荘、けやき荘、かえで荘の基本協定では以下のとおりとされている。

(業務の報告)

第22条 乙は、毎月事業終了後30日以内に、施設の利用状況を甲に報告するものとする。

2 乙は、毎四半期事業後すみやかに、施設の利用料金の収入の状況を甲に報告するものとする。

上記の規定に基づき、令和6年度の事業計画書及び実施報告書が提出され、県により実施状況の確認が適切に行われているかを確認した結果、以下の点を除き、問題となる事項は検出されなかった。

【意見】

県による事業報告書の確認について

※ 各契約に共通する指摘事項及び意見は、後述の「(4) 各契約に共通した指摘事項及び意見について」にまとめて記載している。

【意見】

事業報告書の収支決算書の予算額と事業計画書の収支予算額との相違について

※ 各契約に共通する指摘事項及び意見は、後述の「(4) 各契約に共通した指摘事項及び意見について」にまとめて記載している。

【指摘事項】

事業区分間・事業拠点間繰入金収支の取扱いについて

社会福祉法人会計においては、事業区分・事業拠点別の会計が求められており、事業区分・事業拠点間の資金のやり取りについて、資金収支計算書において事業区分間・事業拠点間繰入金収支として記載することとされている。

太陽の国の各施設（交流センター、体育館を除く）の収支予算や収支決算においても事業区分間・事業拠点間繰入金収支が記載されている。

令和3年度予算の積算資料によると、事業区分間収支は各施設からクリニックに対する運営費補填分及び医学管理料とされ、拠点区分間収支は法人事務局運営経費として積算されている。担当者への質問の結果、事業区分間繰入金収支は、持続可能な医療提供体制を構築していくためにも、クリニック及び他の障害者支援施設が一体となって、応分の負担により維持・運営していくことが不可欠であるとして設定してきたものとのことである。特に、医学管理料については、太陽の国クリニック医師が各施設の嘱託医師を兼務していることにより、太陽の国クリニックが得べかりし診療報酬（再診料・指導料等）を確保できないという課題に対応するため設定しているものとのことである。

一方で、決算額を見ると、過去4か年の太陽の国施設の事業区分間・事業拠点間収支の累計収支は決算額で△394百万円の支出となっており、申請時予算額（指定管理者選定時の申請書類の5か年収支計画の予算額をいう。）と比べて△210百万円の支出となっている。これは、①各施設での処遇改善加算収入を法人本部へ繰入れし、法人本部から各施設へ処遇改善手当を繰出していること、②申請時予算で人件費支出としていた年金掛金拠出を会計士の指導により事業区分間支出に変更したことから、大幅な増加となっているものとのことである。しかし、県では事業区分間・事業拠点間収支の決算額の内訳の報告を受けておらず、事業区分間・事業拠点間収支の詳細について把握できていない。

指定管理料は業務に要する経費に充てるために支出されるものであり、県では、事業区分間・事業拠点間支出の内容が指定管理者としての業務に要する経費として適切であるか、指定管理者が独自で運営する事業等への流用がないかについて予算及び決算の内容について報告を受けて確認する必要がある。クリニック医学管理料、クリニック運営負担分、事務局運営経費については、指定管理者が独自で運営する施設の負担額との公平性を確認するとともに、決算額については項目別の内訳の報告を求め、当初予算との乖離について確認する必要がある。

#### 積立資産の取扱いについて

社会福祉法人会計において、積立金及び積立資産について以下のように定められている。

社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて

#### 19 積立金と積立資産の関係について（会計基準省令第6条第3項関係）

事業活動計算書（第2号第4様式）の当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金をつみたてることができるものとする。積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積み立てるものとする。

また、積立金に対応する積立資産を取崩す場合には、当該積立金を同額取崩すものとする。

指定管理者は上記規定に基づき積立資産を積み立て、積立資産は普通預金として支払資金とは別の口座で管理しており、積立資産の内容は以下のとおりである。

退職給付引当預金は、将来の退職金の支払のために積み立てられたものであり、負債計上されている退職給付引当金と対応している。なお、退職金は、県負担分と指定管理者負担分があり、県負担分は別途指定管理者の法人本部で計上されているとのことである。

人件費積立資産は、次年度の定期昇給相当額として積み立てられたものであり、純資産に計上されている人件費積立金と対応している。

施設整備等積立資産は、将来の施設整備の支払のために積み立てられたものであり、純資産に計上されている施設整備等積立金と対応している。

令和4年度末の積立資産の残高（令和5年度以降の残高は不明）及び令和3年度から令和6年度までの各積立資産に係る収支は以下のとおりである。

(単位：千円)

		R4年度末		R4年度末
クリニック	退職給付引当預金	8,705	退職給付引当金	8,705
	人件費積立資産	1,300	人件費積立金	1,300
	施設設備等積立資産	861	施設設備等積立金	861
	計	10,866	計	10,866
ひばり寮	退職給付引当預金	1,015	退職給付引当金	1,015
	人件費積立資産	2,261	人件費積立金	2,261
	施設設備等積立資産	10,000	施設設備等積立金	10,000
	計	13,276	計	13,276
かしわ荘	退職給付引当預金	3,090	退職給付引当金	3,090
	人件費積立資産	2,300	人件費積立金	2,300
	施設設備等積立資産	10,000	施設設備等積立金	10,000
	計	15,390	計	15,390
けやき荘	退職給付引当預金	5,089	退職給付引当金	5,089
	人件費積立資産	2,393	人件費積立金	2,393
	施設設備等積立資産	10,000	施設設備等積立金	10,000
	計	17,482	計	17,482
かえで荘	退職給付引当預金	5,999	退職給付引当金	5,999
	人件費積立資産	2,662	人件費積立金	2,662
	施設設備等積立資産	10,000	施設設備等積立金	10,000
	計	18,661	計	18,661
合計	退職給付引当預金	23,898	退職給付引当金	23,898
	人件費積立資産	10,916	人件費積立金	10,916
	施設設備等積立資産	40,861	施設設備等積立金	40,861
	計	75,675	計	75,675

(出所：各拠点の令和4年度事業報告書に添付されている拠点区分貸借対照表から作成)

## 退職給付引当預金収支

(単位：千円)

		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	累計
クリニック	取崩収入	—	—	8,705	1,880	10,585
	積立支出	△ 1,199	△ 21	△ 2,244	△ 452	△ 3,916
	収支	△ 1,199	△ 21	6,461	1,428	6,669
	退職金支出	—	—	△ 10,295	△ 3,745	△ 14,040
ひばり寮	取崩収入	412	1,875	—	666	2,953
	積立支出	△ 1,423	—	△ 3,268	△ 1,887	△ 6,578
	収支	△ 1,011	1,875	△ 3,268	△ 1,221	△ 3,625
	退職金支出	—	—	—	△ 666	△ 666
かしわ荘	取崩収入	2,101	225	3,091	3,113	8,530
	積立支出	△ 39	△ 1,792	△ 3,113	—	△ 4,944
	収支	2,062	△ 1,567	△ 22	3,113	3,586
	退職金支出	—	—	△ 3,535	△ 2,236	△ 5,771
けやき荘	取崩収入	265	1,020	3,426	2,079	6,790
	積立支出	△ 2,235	△ 87	△ 417	△ 1,718	△ 4,457
	収支	△ 1,970	933	3,009	361	2,333
	退職金支出	—	—	△ 2,109	△ 3,185	△ 5,294
かえで荘	取崩収入	—	865	2,617	—	3,482
	積立支出	△ 2,795	△ 65	△ 1,173	△ 1,474	△ 5,507
	収支	△ 2,795	800	1,444	△ 1,474	△ 2,025
	退職金支出	—	—	△ 3,092	—	△ 3,092
合計	取崩収入	2,778	3,985	17,839	7,738	32,340
	積立支出	△ 7,691	△ 1,965	△ 10,215	△ 5,531	△ 25,402
	収支	△ 4,913	2,020	7,624	2,207	6,938
	退職金支出	—	—	△ 19,031	△ 9,832	△ 28,863

## 人件費積立資産収支

(単位：千円)

		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	累計
クリニック	取崩収入	1,442	1,392	1,300	1,398	5,532
	積立支出	△ 1,392	△ 1,300	△ 1,398	△ 2,071	△ 6,161
	収支	50	92	△ 98	△ 673	△ 629
ひばり寮	取崩収入	2,394	2,439	2,261	2,327	9,421
	積立支出	△ 2,439	△ 2,261	△ 2,327	—	△ 7,027
	収支	△ 45	178	△ 66	2,327	2,394
かしわ荘	取崩収入	2,310	2,050	2,300	2,330	8,990
	積立支出	△ 2,050	△ 2,300	△ 2,330	△ 3,301	△ 9,981
	収支	260	△ 250	△ 30	△ 971	△ 991
けやき荘	取崩収入	2,202	2,291	2,393	2,409	9,295
	積立支出	△ 2,291	△ 2,393	△ 2,409	—	△ 7,093
	収支	△ 89	△ 102	△ 16	2,409	2,202
かえで荘	取崩収入	2,528	2,457	2,652	1,887	9,524
	積立支出	△ 2,457	△ 2,652	△ 1,887	△ 3,361	△ 10,357
	収支	71	△ 195	765	△ 1,474	△ 833
合計	取崩収入	10,876	10,629	10,906	10,351	42,762
	積立支出	△ 10,629	△ 10,906	△ 10,351	△ 8,733	△ 40,619
	収支	247	△ 277	555	1,618	2,143

施設設備等積立預金収支

(単位：千円)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	累計	
クリニック	取崩収入	247	—	861	—	1,108
	積立支出	—	—	△ 2,000	△ 1,000	△ 3,000
	収支	247	—	△ 1,139	△ 1,000	△ 1,892
	固定資産取得支出	△ 246	△ 110	△ 1,984	△ 212	△ 2,552
ひばり寮	取崩収入	—	1,540	—	—	1,540
	積立支出	—	△ 1,540	—	—	△ 1,540
	収支	—	—	—	—	—
	固定資産取得支出	—	△ 1,651	△ 149	—	△ 1,800
かしわ荘	取崩収入	—	—	—	5,712	5,712
	積立支出	—	—	—	△ 5,712	△ 5,712
	収支	—	—	—	—	—
	固定資産取得支出	△ 218	△ 1,778	△ 171	△ 1,538	△ 3,705
けやき荘	取崩収入	—	—	6,490	—	6,490
	積立支出	—	—	—	△ 1,000	△ 1,000
	収支	—	—	6,490	△ 1,000	5,490
	固定資産取得支出	—	△ 110	—	—	△ 110
かえで荘	取崩収入	—	—	660	—	660
	積立支出	—	—	—	△ 660	△ 660
	収支	—	—	660	△ 660	—
	固定資産取得支出	△ 499	△ 110	△ 660	—	△ 1,269
合計	取崩収入	247	1,540	8,011	5,712	15,510
	積立支出	—	△ 1,540	△ 2,000	△ 8,372	△ 11,912
	収支	247	—	6,011	△ 2,660	3,598
	固定資産取得支出	△ 963	△ 3,759	△ 2,964	△ 1,750	△ 9,436

以上を踏まえ、以下の点について今後検討することが望まれる。

【意見】

退職給付引当預金について

※ 各契約に共通する指摘事項及び意見は、後述の「(4) 各契約に共通した指摘事項及び意見について」にまとめて記載している。

【意見】

設備投資等積立預金について

※ 各契約に共通する指摘事項及び意見は、後述の「(4) 各契約に共通した指摘事項及び意見について」にまとめて記載している。

イ 再委託について

各施設の基本協定において指定管理者による業務の再委託について以下のよう  
に県の事前の承認を求めている。以下は太陽の国クリニックの規定であるが、  
他の施設も同様である。

(業務の第三者への委託)

第14条 乙は、乙が行う管理業務を一括して第三者に委託してはならない。ただし、事前に甲の承認を得て業務の一部を第三者に委託することができる。(以下省略)

上記の規定に基づき、指定管理者は毎年度の初めに再委託の申請を県に対して行い、県は指定管理者に対して再委託の承認を通知している。

監査の結果、以下の点を除き、問題となる事項は検出されなかった。

#### 【指摘事項】

##### 再委託の事前承認について

※ 各契約に共通する指摘事項及び意見は、後述の「(4) 各契約に共通した指摘事項及び意見について」にまとめて記載している。

#### 【意見】

##### 再委託の事前承認申請の日付について

※ 各契約に共通する指摘事項及び意見は、後述の「(4) 各契約に共通した指摘事項及び意見について」にまとめて記載している。

#### ⑦ 指定管理者の評価について

##### ア 年度評価について

各施設の基本協定において、管理業務の評価として、「甲（県）は、施設の適正な管理の確保と利用者サービスの向上を図るため、乙（指定管理者）が行う管理運営実績（利用状況、収支状況、計画達成度等）を評価するものとする。」としている。

県は、指定管理者制度を導入している施設について、指定管理者による自己評価及び各所管部局による評価結果について、毎年度ホームページにて公表している。

令和5年度に係る太陽の国関連施設の県による「管理運営実績の評価及び新たに取り組んだ項目の評価」の内容は以下のとおりである。(下線は監査人による)

施設名	県の評価結果
太陽の国交流センター	○コロナ禍以降、研修や会議のオンライン化が進んだこと等の理由により、 <u>会議室の利用ニーズが減少し、利用者が少ない状況</u> である。

施設名	県の評価結果
太陽の国 クリニック	<p>○総合社会福祉施設太陽の国各施設の利用者等の健康を見守る政策医療機関として、常勤医師2名（内科1名、精神科1名）及び非常勤医師による診療体制の下、施設利用者の健康管理と疾病予防等に取り組んでいる。</p> <p>○患者・家族の意見を尊重した看取りの推進等により、<u>入院稼働が減少</u>している。</p> <p>○院外処方<sup>※</sup>の推進や電子カルテの導入など近年の取組により、病院業務の効率化が進められている。</p>
勤労身体障がい者体育館	<p>○地域に開かれたスポーツ施設として、地域の障がい者スポーツ団体をはじめ、各種団体が気軽に使用できるよう、運営に取り組んでいる。</p>
太陽の国 (ひばり寮)	<p>&lt;全般&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用率は高い数値を維持している。</li> <li>・各取組は、利用者満足度の向上や地域福祉などの、障がい者支援の目的に沿った内容である。</li> <li>・基本協定等を遵守し、誠実に業務を実施している。</li> </ul> <p>&lt;個別&gt;</p> <p>(1)利用者の意向を尊重した、尊厳を保つサービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者参加のもと権利擁護推進委員会を毎月開催するなど、権利擁護の推進が図られている。</li> </ul> <p>(2)職員の資質向上と利用者の安心と満足の追求</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種専門研修への積極的に職員を派遣し、専門性の向上と支援の強化が図られている。</li> </ul> <p>(3)必要・即応・効果の三原則による効率的な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的な予算執行について職員への周知を図るなど、効率的な運営に努めている。</li> </ul> <p>(4)障がい者施設入所者の地域生活移行に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種訓練の提供や個別支援の充実等、利用者が安心、納得して地域生活移行できるような取り組みがされている。</li> </ul>
太陽の国 (かしわ荘)	<p>&lt;全般&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用率は、高い数値を維持している。</li> <li>・各取組は、利用者満足度の向上や地域福祉などの、障がい者支援の目的に沿った内容である。</li> <li>・基本協定等を遵守し、誠実に業務を実施している。</li> </ul> <p>&lt;個別&gt;</p>

施設名	県の評価結果
	<p>(1)利用者本位サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満足度調査を行い目標値を設定することで、利用者の満足度の向上が図られている。</li> </ul> <p>(2)利用者の自立支援と地域生活移行の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の各種関係機関・団体との連携やグループホームの見学及び体験利用の推進等を通して、利用者の自立支援と地域生活移行の推進が図られている。</li> </ul> <p>(3)経営改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務改善の推進等、経営改革推進の取り組みがされている。</li> </ul>
<p>太陽の国 (けやき荘)</p>	<p>&lt;全般&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用率は高い数値を維持している。</li> <li>・各取組は、利用者満足度の向上や地域福祉などの、障がい者支援の目的に沿った内容である。</li> <li>・基本協定等を遵守し、誠実に業務を実施している。</li> </ul> <p>&lt;個別&gt;</p> <p>(1)意思決定支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者への情報提供や意思の丁寧なくみ取りに努め、利用者の意思決定の充実が図られている。</li> </ul> <p>(2)権利擁護を推進する充実した組織づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員倫理綱領の遵守、利用者への定期的な聞き取り等により、権利擁護の推進に努めている。</li> </ul> <p>(3)利用者本位のサービスの提供と一人一人の満足の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満足度調査を行いサービスの改善に反映させることで、利用者の満足度の向上が図られている。</li> </ul> <p>(4)安全、安心な支援と快適な居住環境の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人委員会による事故の検証や施設委員会による事故の原因・対策の検討を行い、利用者の安全の確保に努めている。</li> </ul>
<p>太陽の国 (かえで荘)</p>	<p>&lt;全般&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用率は、高い数値を維持している。</li> <li>・各取組は、利用者満足度の向上や地域福祉などの、障がい者支援の目的に沿った内容である。</li> <li>・基本協定等を遵守し、誠実に業務を実施している。</li> </ul> <p>&lt;個別&gt;</p> <p>(1)意思決定支援の充実</p>

施設名	県の評価結果
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者への情報提供や意思の丁寧なくみ取りに努め、利用者の意思決定の充実が図られている。</li> <li>(2) 権利擁護を推進する充実した組織づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員倫理綱領の遵守、利用者への定期的な聞き取り等により、権利擁護の推進に努めている。</li> </ul> </li> <li>(3) 利用者本位のサービスの提供と一人一人の満足の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・満足度調査を行いサービスの改善に反映させることで、利用者の満足度の向上が図られている。</li> </ul> </li> <li>(4) 安全、安心な支援と快適な居住環境の提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人委員会による事故の検証や施設委員会による事故の原因・対策の検討を行い、利用者の安全の確保に努めている。</li> </ul> </li> </ul>

なお、太陽の国関連施設の施設稼働率の状況は以下のとおりである。

交流センター	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
研修利用者	1,784	1,272	642	738
有料	1,093	655	207	291
免除※	691	617	435	447
宿泊利用者	142	264	-	-
休憩利用者	1	0	0	1

※免除は事業団職員による利用

障害者体育館	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
太陽の国施設	0	0	0	0
障がい者個人	0	0	0	0
障がい者団体	2,002	2,395	2,845	2,045
一般個人	79	446	653	63
一般団体	567	285	480	714
入場者合計	2,648	3,126	3,978	2,822

クリニック	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入院患者数	219	189	182	153
太陽の国施設	218	189	182	139
浪江ひまわり荘	1	0	0	14
病床利用率	6.0%	5.2%	5.0%	4.2%
外来患者数	18,547	18,716	19,182	19,383
太陽の国施設	15,892	15,967	16,300	16,558
浪江ひまわり荘	1,761	1,981	2,095	2,134
一般	558	513	524	451
一般障がい者	196	133	142	112
グループホーム	140	122	121	128
ペインクリニック患者数	98	113	105	123
時間外受診患者数	149	265	229	245
休日受診患者数	74	171	153	197
深夜受診患者数	64	89	55	57

ひばり寮	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設入所支援利用率	88.5%	86.6%	81.6%	93.0%
短期入所利用者延数	157	179	50	150

かしわ荘	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設入所支援利用率	95.5%	95.2%	94.0%	97.2%
短期入所利用者延数	151	5	0	9

けやき荘	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設入所支援利用率	98.4%	94.4%	94.2%	93.8%
短期入所利用者延数	12	26	20	459

かえで荘	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設入所支援利用率	93.1%	91.8%	82.9%	96.9%
短期入所利用者延数	0	0	0	8

令和7年3月に公表された「県立社会福祉施設のあり方見直しについて（対応方針）」において、稼働率が低下している交流センター及び入院稼働が低下しているクリニックについては、以下のとおりとされている。（下線は監査人による）

(太陽の国交流センター)

宿泊機能廃止後の利用状況や現状のニーズを踏まえ、交流センターの機能や役割については、他施設で代替が可能となっている状況を考慮し、施設の廃止を検討する。

(太陽の国クリニック)

太陽の国施設入所者が安心して生活するためには、定期的・継続的な健康管理を行い、迅速に医療的ケアを提供できる体制が不可欠であり、医療機関が必要である。引き続き、医師を始めとした医療従事者の確保を図るとともに、重度の障がいを抱える入所者が高齢化している実態に対応できるよう、機能や規模についての見直しを継続していく。

また、入所者だけではなく、地域に開かれた医療機関としての役割を果たしていくとともに、クリニックの役割を踏まえた上で、施設の老朽化に対応するための大規模改修等について検討を進めていく。

監査の結果、以下の点を除き、問題となる事項は検出されなかった。

#### 【意見】

##### クリニックの入院機能について

太陽の国クリニックは、令和3年4月に病床数を10床に削減し、有床診療所としているが、令和5年度の病床稼働率は4.2%（1日当たり入院患者数は0.4人）となっており、現在の勤務体制では夜勤として嘱託医師1名、看護職2名体制となっている。

太陽の国クリニックは、太陽の国施設から医学管理料・運営費補填として年間40百万円程度を繰り入れられている上に、指定管理料がマイナスの収支差額を補填する形で、年間180百万円程度が支出されている。

太陽の国施設入所者への医療サービスを適時に提供することは必要であると考えるが、入院機能のあり方を含め、周辺の医療機関との連携の可能性などを踏まえて、運営の効率性の改善を図る必要がある。

##### イ 外部評価について

県では、指定管理者制度のPDCAサイクルの更なる充実等を図るため、平成28年度より外部有識者等の視点を導入した外部評価を実施することとしており、外部評価は指定管理期間の中間年度に実施することとしており、上記の年度評価と合わせてホームページで公表している。

太陽の国関連施設については、令和5年度に令和3年度、4年度を対象とした外部評価が実施されており、外部有識者の意見等、今後の運営の方向性は以下のとおりとされている。

施設名	外部有識者の意見等	今後の管理運営の方向性(県)
太陽の国 交流センター	令和4年度末に宿泊機能が廃止されたが、部屋を研修会場等に利用するなど、スペースの有効活用に取り組んでいる。	今後も指定管理者制度での運営を継続していく。施設・設備の適切な維持管理に努めるなど、安全な環境を確保し、利用者等へのサービス向上を図る。令和5年4月より宿泊機能を廃止したため、今後は研修室等の地域利用を更に進めていく必要がある。有効な活用方法や周知の方法を検討していく。
太陽の国 クリニック	新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した場合にも、他の施設から応援職員を派遣するなど、業務を継続するための体制が整えられている。	今後も指定管理者制度での運営を継続していく。太陽の国各施設の利用者の高齢化や障がいの重度化に対応できる医療ケアの充実に取り組むとともに、地域に開かれた医療機関としての役割を果たしていく。
勤労身体障がい者体育館	引き続き適正に運営すること。	今後も指定管理者制度での運営を継続していく。引き続き、安全な環境を確保し、利用者等へのサービス向上を図る。利用者の固定化が進んでいることから、地域に開かれた活用方法等幅広く利活用の方策を検討していく。
太陽の国 (ひばり寮)	コロナ禍で一部のイベント等の開催ができなかったものの、職員への満足度調査等の結果を踏まえ、サービスの向上に取り組んでいる。入所者の地域生活への移行については、コロナ禍の影響により大きく進んでいないものの、入所者本人や家族の意向に沿った適切な対応がなされている。	課題とされている施設利用率については、今後も地域生活への移行を進める中においても利用率の増に努める。令和5年度以降も引き続き指定管理者と連携し、利用者の安心・安全の確保や利用者本位となるサービスの提供に取り組んでいく。当該指定管理者が指定管理委託を受ける別施設の職員による利用者への虐待があったとの報告を受けており、福島県ひばり寮においても利用者の権利擁護、虐待防止の徹底に努めていく。

施設名	外部有識者の意見等	今後の管理運営の方向性(県)
太陽の国 (かしわ荘)	虐待防止に関する指針及び身体拘束に係る指針を作成するとともに、感染症に対応した業務継続計画を作成するなど、国の指針に基づいた対応がなされている。コロナ禍で一部のイベント等の開催ができなかったものの、職員への満足度調査等の結果を踏まえ、サービスの向上に取り組んでいる。入所者の地域生活への移行については、コロナ禍の影響により大きく進んでいないものの、入所者本人や家族の意向に沿った適切な対応がなされている。	施設利用率については高い数値を維持しているが、今後も地域生活への移行を進める中においても利用率の維持及び向上に努める。令和5年度以降も引き続き指定管理者と連携し、利用者の安心・安全の確保や利用者本位となるサービスの提供に取り組んでいく。当該指定管理者が指定管理委託を受ける別施設の職員による利用者への虐待があったとの報告を受けており、福島県かしわ荘においても利用者の権利擁護、虐待防止の徹底に努めていく。
太陽の国 (けやき荘)	コロナ禍で一部のイベント等の開催ができなかったものの、職員への満足度調査等の結果を踏まえ、サービスの向上に取り組んでいる。入所者の地域生活への移行については、コロナ禍の影響により大きく進んでいないものの、入所者本人や家族の意向に沿った適切な対応がなされている。	施設利用率については高い数値を維持しているが、今後も地域生活への移行を進める中においても利用率の維持に努める。令和5年度以降も引き続き指定管理者と連携し、利用者の安心・安全の確保や利用者本位となるサービスの提供に取り組んでいく。 <u>令和4年9月11日に職員による利用者への虐待があったとの報告を令和5年12月25日に指定管理者より受け、施設及び指定管理者に対する聞き取り等を通して原因究明と再発防止に努めていく。</u>
太陽の国 (かえで荘)	虐待防止に関する指針及び身体拘束に係る指針を作成するとともに、感染症	施設利用率については高い数値を維持しているが、今後も地域生活への移行を進める中においても利用

施設名	外部有識者の意見等	今後の管理運営の方向性(県)
	<p>に対応した業務継続計画を作成するなど、国の指針に基づいた対応がなされている。コロナ禍で一部のイベント等の開催ができなかったものの、職員への満足度調査等の結果を踏まえ、サービスの向上に取り組んでいる。入所者の地域生活への移行については、コロナ禍の影響により大きく進んでいないものの、入所者本人や家族の意向に沿った適切な対応がなされている。</p>	<p>率の維持に努める。令和5年度以降も引き続き指定管理者と連携し、利用者の安心・安全の確保や利用者本位となるサービスの提供に取り組んでいく。当該指定管理者が指定管理委託を受ける別施設の職員による利用者への虐待があったとの報告を受け、福島県かえで荘においても利用者の権利擁護、虐待防止の徹底に努めていく。</p>

監査の結果、問題となる事項は検出されなかった。

#### ウ 利用者アンケートの実施について

各施設の基本協定において、管理業務の評価として、「乙（指定管理者）は、施設の利用者の意見等を把握するため、必要に応じて利用者にアンケートを実施するものとする。」としている。県では、現状、指定管理者がアンケート調査を実施していることは確認しているが、結果の提出までは求めていないとのことである。

#### (2) 「福島県ばんだい荘あおば・わかば」指定管理

##### ① 条例等の整備状況

県では、「福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」において指定管理者に係る手續等を定めており、また、ばんだい荘あおばについては「福島県障害者支援施設条例」、ばんだい荘わかばについては「福島県児童福祉施設条例」において、施設の管理を指定管理者に行わせることを定めている。

以上より、問題となる事項は検出されなかった。

② 契約の方式及び相手先の選定方法

保健福祉部では、「保健福祉部指定管理者選定検討会設置要綱」を定め、当該要綱に基づき候補団体の選定を行うこととしている。

ばんだい荘あおば・わかばの現在の指定管理者の選定は以下の方式、スケジュールで実施されている。

令和2年8月7日	第2回保健福祉部指定管理者選定検討会 (募集要項案、審査方法について協議)
令和2年8月11日 ～9月10日	募集要項配布
令和2年8月24日	募集説明会の開催 ※現地説明会は当初令和2年9月に開催を予定していたが、参加申込がなかったことから開催していない。
令和2年9月11日 ～9月23日	申請受付
令和2年10月22日	第2回保健福祉部指定管理者選定検討会 (応募者によるプレゼンテーション・質疑、採点評価、候補者決定)
令和2年12月27日	議会承認

募集方式については、競争原理を働かせることで施設入所者の処遇向上や運営経費の節減等への取組み効果が期待できるとして、公募としているが、応募者は1者のみであり、当該応募者が指定管理者候補者として決定されている。

応募資格については、福島県内に本店または支店・営業所・事業所等を置く法人であること、募集説明会に参加すること等が条件となっており、複数の法人で構成されたグループによる応募も認めており、応募資格が参入障壁となるものではないと判断した。

また、ばんだい荘あおば・わかばは同一建物内で運営されていることから、一括して公募としており、現状の募集方式は適当であると判断した。

③ 対象業務の範囲について

各施設の対象業務は、基本協定及び業務仕様書において定められており、その内容は「第2章 第4 監査対象とした個別の保健福祉事業及び施設の概要 4 指定管理契約について」に記載のとおりである。施設・設備の保守等については点検等の頻度が定められており、また、県と指定管理者の責任の分担についても定められている。

以上より、問題となる事項は検出されなかった。

④ 契約金額について

利用料金制が採用されており、利用料金は指定管理者の収入として、指定管理業務遂行に要する経費に充てられ、不足額を指定管理料として支払うこととされている。

指定管理料は、申請時に提出された指定期間5か年の収支予算書に基づき計算され、5か年累計の上限額を基本協定において定めている。収支予算書については、指定期間初年度（令和3年度）についてのみ、収支項目毎の積算根拠が示されている。

各年度の指定管理料については、申請時の収支予算書を基礎として、所要の見直しを行い、年度協定において定めている。

各施設の指定管理料は、「第2章 第4 監査対象とした個別の保健福祉事業及び施設の概要 4 指定管理契約について」に記載のとおりであり、令和5年度、6年度においては、物価上昇の影響から水道光熱費、燃料費、修繕費を対象に増額が行われているほか、ばんだい荘あおばについて令和5年度で施設設備点検費用の追加として増額が行われている。

監査の結果、以下の事項を除き、問題となる事項は検出されなかった。

【意見】

5か年収支予算書の積算根拠について

※ 各契約に共通する指摘事項及び意見は、後述の「(4) 各契約に共通した指摘事項及び意見について」にまとめて記載している。

【意見】

申請時収支予算書と年度事業計画書の収支予算の差異について

※ 各契約に共通する指摘事項及び意見は、後述の「(4) 各契約に共通した指摘事項及び意見について」にまとめて記載している。

⑤ 契約の適法性及び支払の正確性について

基本協定は、指定期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日の5か年）として、各施設単位で令和3年3月31日付で締結されている。基本協定においては、「福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」において協定で定める事項とされている事項が定められている。

年度協定は、各年度において、各施設単位で締結されており、令和6年度については、令和6年4月1日付で締結されている。

指定管理料の支払は、基本協定において、前後期に分割し、各期に請求のあった日から30日以内に前金払の方法により支払うものとしており、令和6年度におい

ては、前期分については、請求日が令和6年6月18日に対して、令和6年7月10日に支払われており、後期分については、請求日が令和6年11月27日に対して、令和6年12月26日に支払われている。

なお、指定管理料の精算について、基本協定において定めており、年度協定で定めた指定管理料については、当該年度における管理運営に要した費用及び利用料金その他の収入に増減があった場合にも増額または減額しないとされている。ただし、利用料金の額を定める法令等の改正など特別な事情が生じた場合には、協議の上、総額または減額することができるかとされている。令和3年度から令和6年度において、指定管理料の精算は行われていない。

以上より、問題となる事項は検出されなかった。

#### ⑥ 業務の実施状況の確認について

##### ア 事業報告について

基本協定において、事業計画書及び事業報告書について以下のとおり定めている。以下は、ばんだい荘あおぼの内容であるが、ばんだい荘わかばも同様に規定されている。(甲：県、乙：指定管理者)

(各年度の事業計画書の提出)

第12条 乙は、福島県ばんだい荘あおぼの管理業務に係る各事業年度の3月20日までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。(中略)

- (1) 管理の体制
- (2) 業務の内容
- (3) 管理運営目標達成のために取り組む具体的内容
- (4) 業務に要する経費
- (5) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の事業計画書が提出された場合は、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

3 乙は、第1項の規定により提出した事業計画書を変更しようとする場合は、甲の承認を得なければならない。ただし、経費の配分の変更についてはこの限りでない。

(事業報告書の提出等)

第21条 乙は、福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定に基づき、前年度の事業に係る次に掲げる内容を記載した事業報告書を毎年度終了後4月30日までに、甲に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用料金の収入の実績

<p>(3) 管理運営目標の達成状況</p> <p>(4) 業務に係る経費の収支状況</p> <p>(5) その他甲が必要と認める事項</p> <p>(以下省略)</p>
<p>(業務の報告)</p> <p>第 22 条 乙は、毎月事業終了後 30 日以内に、施設の利用状況を甲に報告するものとする。</p> <p>2 乙は、毎四半期事業後すみやかに、施設の利用料金の収入の状況を甲に報告するものとする。</p>

上記の規定に基づき、令和 6 年度の事業計画書及び実施報告書が提出され、県により実施状況の確認が適切に行われているかを確認した結果、以下の点を除き、問題となる事項は検出されなかった。

**【意見】**

県による事業報告書の確認について

※ 各契約に共通する指摘事項及び意見は、後述の「(4) 各契約に共通した指摘事項及び意見について」にまとめて記載している。

**【意見】**

事業報告書の収支決算書の予算額と事業計画書の収支予算額との相違について

※ 各契約に共通する指摘事項及び意見は、後述の「(4) 各契約に共通した指摘事項及び意見について」にまとめて記載している。

**【指摘事項】**

事業拠点間繰入金収支の取扱いについて

社会福祉法人会計においては、事業区分・事業拠点別の会計が求められており、事業区分・事業拠点間の資金のやり取りについて、資金収支計算書において事業区分間・事業拠点間繰入金収支として記載することとされている。

ばんだい荘あおば・わかばの収支予算や収支決算において事業拠点間繰入金収支が記載されている。

令和 3 年度予算の積算資料によると、拠点区分間収支は法人事務局運営経費として積算されている。

一方で、決算額を見ると、過去 4 か年のばんだい荘あおば・わかばの累計収支は決算額で△228 百万円の支出となっており、申請時予算額と比べて△164 百万円の支出となっている。これは、①各施設での処遇改善加算収入を法人本部へ繰

入れし、法人本部から各施設へ処遇改善手当を繰出していること、②申請時予算で人件費支出としていた年金掛金拠出を会計士の指導により事業区分間支出に変更したことから、大幅な増加となっているものとのことである。しかし、県では事業区分間・事業拠点間収支の決算額の内訳の報告を受けておらず、事業区分間・事業拠点間収支の詳細について把握できていない。

指定管理料は業務に要する経費に充てるために支出されるものであり、県では、事業区分間・事業拠点間支出の内容が指定管理者の業務に要する経費としての適切であるか、指定管理者が独自で運営する事業等への流用がないかについて予算及び決算の内容について報告を受けて確認する必要がある。事務局運営経費については、指定管理者が独自で運営する施設の負担額との公平性を確認するとともに、決算額については項目別の内訳の報告を求め、当初予算との乖離について確認する必要がある。

この点につき、県は基本協定等に基づき適正に処理しているものと認識しており、法律違反ではないと回答している。具体的には、本契約は概算委託契約のように精算行為を前提としているものではなく、基本協定第9条のとおり、年度協定で定めた指定管理委託料の額は、当該年度における管理運営に要した費用及び利用料金その他の収入に増減があった場合にも増額又は減額しないものとしている。また、基本協定において決算諸表の提出や項目別の内訳の提出は義務付けておらず、地方自治法に基づく福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条に基づき基本協定において定める事業報告書等により、管理業務が適正に執行されていることを確認していると回答をしている。

#### 積立資産の取扱いについて

社会福祉法人会計において、積立金及び積立資産について以下のように定められている。

社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて

#### 19 積立金と積立資産の関係について（会計基準省令第6条第3項関係）

事業活動計算書（第2号第4様式）の当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金をつみたてることができるものとする。積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積み立てるものとする。

また、積立金に対応する積立資産を取崩す場合には、当該積立金を同額取崩すものとする。

指定管理者は上記規定の基づき積立資産を積み立て、積立資産は普通預金として支払資金とは別の口座で管理しており、積立資産の内容は以下のとおりである。

退職給付引当預金は、将来の退職金の支払のために積み立てられたものであり、負債計上されている退職給付引当金と対応している。なお、退職金は、県負担分と指定管理者負担分があり、県負担分は別途指定管理者の法人本部で計上されているとのことである。

人件費積立資産は、次年度の定期昇給相当額として積み立てられたものであり、純資産に計上されている人件費積立金と対応している。

施設整備等積立資産は、将来の施設整備の支払のために積み立てられたものであり、純資産に計上されている施設整備等積立金と対応している。

令和4年度末の積立資産の残高（令和5年度以降の残高は不明）及び令和3年度から令和6年度までの各積立資産に係る収支は以下のとおりである。

（単位：千円）

		R4年度末		R4年度末
ばんだい荘 あおば	退職給付引当預金	—	退職給付引当金	—
	人件費積立資産	1,730	人件費積立金	1,730
	施設設備等積立資産	10,000	施設設備等積立金	10,000
	計	11,730	計	11,730
ばんだい荘 わかば	退職給付引当預金	—	退職給付引当金	—
	人件費積立資産	—	人件費積立金	—
	施設設備等積立資産	10,000	施設設備等積立金	10,000
	計	10,000	計	10,000
合計	退職給付引当預金	—	退職給付引当金	—
	人件費積立資産	1,730	人件費積立金	1,730
	施設設備等積立資産	20,000	施設設備等積立金	20,000
	計	21,730	計	21,730

（出所：各拠点の令和4年度事業報告書に添付されている拠点区分貸借対照表から作成）

## 退職給付引当預金収支

(単位：千円)

		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	累計
ばんだい荘 あおば	取崩収入	—	—	—	—	—
	積立支出	—	—	—	—	—
	収支	—	—	—	—	—
	退職金支出	—	—	—	—	—
ばんだい荘 わかば	取崩収入	1,492	—	305	—	1,797
	積立支出	—	—	△ 1,624	△ 488	△ 2,112
	収支	1,492	—	△ 1,319	△ 488	△ 315
	退職金支出	—	—	—	—	0
合計	取崩収入	1,492	—	305	—	1,797
	積立支出	—	—	△ 1,624	△ 488	△ 2,112
	収支	1,492	—	△ 1,319	△ 488	△ 315
	退職金支出	—	—	—	—	0

## 人件費積立資産収支

(単位：千円)

		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	累計
ばんだい荘 あおば	取崩収入	3,797	1,861	1,730	1,856	9,244
	積立支出	△ 1,861	△ 1,730	△ 1,856	△ 2,653	△ 8,100
	収支	1,936	131	△ 126	△ 797	1,144
ばんだい荘 わかば	取崩収入	933	847	—	—	1,780
	積立支出	△ 847	—	—	—	△ 847
	収支	86	847	0	0	933
合計	取崩収入	4,730	2,708	1,730	1,856	11,024
	積立支出	△ 2,708	△ 1,730	△ 1,856	△ 2,653	△ 8,947
	収支	2,022	978	△ 126	△ 797	2,077

## 施設設備等積立預金収支

(単位：千円)

		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	累計
ばんだい荘 あおば	取崩収入	1,780	—	—	1,298	3,078
	積立支出	△ 1,780	—	—	△ 1,298	△ 3,078
	収支	—	—	—	—	—
	固定資産取得支出	△ 616	△ 66	—	△ 1,298	△ 1,980
ばんだい荘 わかば	取崩収入	706	—	—	—	706
	積立支出	△ 706	—	—	—	△ 706
	収支	—	—	—	—	—
	固定資産取得支出	—	△ 44	—	—	△ 44
合計	取崩収入	2,486	—	—	1,298	3,784
	積立支出	△ 2,486	—	—	△ 1,298	△ 3,784
	収支	—	—	—	—	—
	固定資産取得支出	△ 616	△ 110	—	△ 1,298	△ 2,024

以上を踏まえ、以下の点について今後検討することが望まれる。

【意見】

退職給付引当預金について

※ 各契約に共通する指摘事項及び意見は、後述の「(4) 各契約に共通した指摘事項及び意見について」にまとめて記載している。

【意見】

設備投資等積立預金について

※ 各契約に共通する指摘事項及び意見は、後述の「(4) 各契約に共通した指摘事項及び意見について」にまとめて記載している。

イ 再委託について

基本協定において指定管理者による業務の再委託について以下のように県の事前の承認を求めている。

(業務の第三者への委託)

第14条 乙は、乙が行う管理業務を一括して第三者に委託してはならない。ただし、事前に甲の承認を得て業務の一部を第三者に委託することができる。(以下省略)

上記の規定に基づき、指定管理者は毎年度の初めに再委託の申請を県に対して行い、県は指定管理者に対して再委託の承認を通知している。

監査の結果、以下の点を除き、問題となる事項は検出されなかった。

【指摘事項】

再委託の事前承認について

※ 各契約に共通する指摘事項及び意見は、後述の「(4) 各契約に共通した指摘事項及び意見について」にまとめて記載している。

【意見】

再委託の事前承認申請の日付について

※ 各契約に共通する指摘事項及び意見は、後述の「(4) 各契約に共通した指摘事項及び意見について」にまとめて記載している。

⑦ 指定管理者の評価について

ア 年度評価について

各施設の基本協定において、管理業務の評価として、「甲（県）は、施設の適正な管理の確保と利用者サービスの向上を図るため、乙（指定管理者）が行う管

理運営実績（利用状況、収支状況、計画達成度等）を評価するものとする。」としている。

県は、指定管理者制度を導入している施設について、指定管理者による自己評価及び各所管部局による評価結果について、毎年度ホームページにて公表している。

令和5年度に係るばんだい荘あおば・わかばの県による「管理運営実績の評価及び新たに取り組んだ項目の評価」の内容は以下のとおりである。（下線は監査人による）

施設名	県の評価結果
ばんだい荘 あおば	<p>&lt;全般&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用率は高く、常に満床に近い状況である。</li> <li>・各取組は、利用者満足度の向上や地域福祉などの、障がい者支援の目的に沿った内容である。</li> <li>・基本協定等を遵守し、誠実に業務を実施している。</li> </ul> <p>&lt;個別&gt;</p> <p>(1)利用者主体のサービス提供と権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の意向を尊重した地域生活移行など、利用者の満足度の向上を図る取組みがされている。</li> </ul> <p>(2)利用者の自立支援と地域生活移行の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の意向を尊重した地域生活移行など、利用者の満足度の向上を図る取組みがされている。</li> </ul> <p>(3)地域に住む知的障がい者の支援の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所者及び通所者を積極的に受け入れるなどして、支援の拡充を図る取組みがされている。</li> </ul>
ばんだい荘 わかば	<p>&lt;全般&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用率は、<u>減少傾向にある。</u></li> <li>・各取組みは、利用者満足度の向上や地域福祉などの、障がい者支援の目的に沿った内容である。</li> <li>・基本協定等を遵守し、誠実に業務を実施している。</li> </ul> <p>&lt;個別&gt;</p> <p>(1)利用者主体のサービス提供と権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の意向を尊重した地域生活移行など、利用者の満足度の向上を図る取組みがされている。</li> </ul> <p>(2)利用者の自立支援と地域生活移行の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の意向を尊重した地域生活移行など、利用者の満足度の向上を図る取組みがされている。</li> </ul>

	(3) 地域に住む知的障がい時等の支援の拡充 ・短期入所者及び通所者を積極的に受け入れるなどして、支援の拡充を図る取り組みがされている。
--	---

なお、ばんだい荘あおば・わかばの施設稼働率の状況は以下のとおりである。

あおば	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設入所支援利用率	97.0%	98.5%	98.7%	97.6%
短期入所利用者延数	879	594	563	506

わかば	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設入所支援利用率	69.2%	64.7%	55.4%	54.6%
短期入所利用者延数	216	179	188	585

令和7年3月に公表された「県立社会福祉施設のあり方見直しについて（対応方針）」において、稼働率が低下しているばんだい荘わかばについては、以下のとおりとされている。（下線は監査人による）

<p>(ばんだい荘わかば)</p> <p>入所児童数が減少傾向であることを踏まえ、<u>適切な定員数について検討を進めていく。</u></p> <p>また、専門的なケアを充実させるために必要な人材の養成や医療機関等との連携を図っていく。</p> <p>さらに、必要な修繕の実施や適正な定員規模を検討しながら、引き続き県立施設（指定管理施設）として、一体的（児者併設）な仕組みによる運営を行っていく。</p>
---

質問の結果、ばんだい荘わかばは、令和8年度から定員数を現在の40名から30名に削減する予定とのことである。

以上より、問題となる事項は検出されなかった。

#### イ 外部評価について

ばんだい荘については、令和5年度に令和3年度、4年度を対象とした外部評価が実施されており、外部有識者の意見等、今後の運営の方向性は以下のとおりとされている。

施設名	外部有識者の意見等	今後の管理運営の方向性(県)
ばんだい荘 あおば	コロナ禍で一部のイベント等の開催ができなかったものの、職員への満足度調査等の結果を踏まえ、サービスの向上に取	施設利用率については高い数値を維持しているが、今後も地域生活への移行を進める中においても利用率の維持に努め

施設名	外部有識者の意見等	今後の管理運営の方向性(県)
	<p>り組んでいる。入所者の地域生活への移行については、コロナ禍の影響により大きく進んでいないものの、入所者本人や家族の意向に沿った適切な対応がなされている。</p>	<p>る。令和5年度以降も引き続き指定管理者と連携し、利用者の安心・安全の確保や利用者本位となるサービスの提供に取り組んでいく。当該指定管理者が指定管理委託を受ける別施設の職員による利用者への虐待があったとの報告を受けており、福島県ばんだい荘あおばにおいても利用者の権利擁護、虐待防止の徹底に努めていく。</p>
<p>ばんだい荘 わかば</p>	<p>コロナ禍で一部のイベント等の開催ができなかったものの、職員への満足度調査等の結果を踏まえ、サービスの向上に取り組んでいる。入所者の地域生活への移行については、コロナ禍の影響により大きく進んでいないものの、入所者本人や家族の意向に沿った適切な対応がなされている。</p>	<p>施設利用率については、現状を踏まえた上で利用率の増に向けて今後検討していく必要がある。令和5年度以降も引き続き指定管理者と連携し、利用者の安心・安全の確保や利用者本位となるサービスの提供に取り組んでいく。当該指定管理者が指定管理委託を受ける別施設の職員による利用者への虐待があったとの報告を受けており、福島県ばんだい荘わかばにおいても利用者の権利擁護、虐待防止の徹底に努めていく。</p>

以上より、問題となる事項は検出されなかった。

#### ウ 利用者アンケートの実施について

各施設の基本協定において、管理業務の評価として、「乙（指定管理者）は、施設の利用者の意見等を把握するため、必要に応じて利用者にアンケートを実施するものとする。」としている。県では、現状、指定管理者がアンケート調査を実施していることは確認しているが、結果の提出までは求めているとのことである。

(3) 「福島県点字図書館」指定管理

① 条例等の整備状況

県では、「福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」において指定管理者に係る手續等を定めており、また、福島県点字図書館については「福島県点字図書館条例」において、施設の管理を指定管理者に行わせることを定めている。

以上より、問題となる事項は検出されなかった。

② 契約の方式及び相手先の選定方法

保健福祉部では、「保健福祉部指定管理者選定検討会設置要綱」を定め、当該要綱に基づき候補団体の選定を行うこととしている。

点字図書館の現在の指定管理者の選定は以下の方式、スケジュールで実施されている。

令和5年7月18日	第1回保健福祉部指定管理者選定検討会 (募集要項案、審査方法について協議)
令和5年7月31日 ～8月31日	募集要項配布
令和5年8月17日	募集説明会の開催
令和5年8月21日 ～8月31日	申請受付
令和5年9月5日	第2回保健福祉部指定管理者選定検討会 (応募者によるプレゼンテーション・質疑、採点評価、候補者決定)
令和5年12月26日	議会承認

募集方式については公募としているが、応募者は1者のみであり、当該応募者が指定管理者候補者として決定されている。

応募資格については、福島県内に本店または支店・営業所・事業所等を置く法人であること等が条件となっており、複数の法人で構成されたグループによる応募も認めており、応募資格が参入障壁となるものではなく、現状の募集方式は適当であると判断した。

以上より、問題となる事項は検出されなかった。

③ 対象業務の範囲について

各施設の対象業務は、基本協定及び業務仕様書において定められており、その内容は「第2章 第4 監査対象とした個別の保健福祉事業及び施設の概要 4

指定管理契約について」に記載のとおりである。施設・設備の保守等については点検等の頻度が定められており、また、県と指定管理者の責任の分担についても定められている。

以上より、問題となる事項は検出されなかった。

#### ④ 契約金額について

利用料金制が採用されており、利用料金は指定管理者の収入として、指定管理業務遂行に要する経費に充てられ、不足額を指定管理料として支払うこととされている。

指定管理料は、申請時に提出された指定期間5か年の収支予算書に基づき計算され、5か年累計の上限額を基本協定において定めている。収支予算書については、指定期間初年度（令和3年度）についてのみ、収支項目毎の積算根拠が示されている。

各年度の指定管理料については、申請時の収支予算書を基礎として、所要の見直しを行い、年度協定において定めている。

指定管理料は、「第2章 第4 監査対象とした個別の保健福祉事業及び施設の概要 4 指定管理契約について」に記載のとおりである。

監査の結果、以下の点を除き、問題となる事項は検出されなかった。

#### 【意見】

##### 5か年収支予算書の積算根拠について

※ 各契約に共通する指摘事項及び意見は、後述の「(4) 各契約に共通した指摘事項及び意見について」にまとめて記載している。

#### ⑤ 契約の適法性及び支払の正確性について

基本協定は、指定期間（令和6年4月1日～令和11年3月31日の5か年）として、令和6年3月29日付で締結されている。基本協定においては、「福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」において協定で定める事項とされている事項が定められている。

年度協定は、令和6年度については、令和6年4月1日付で締結されている。

指定管理料の支払は、点字図書館については指定管理料以外の収入がないことから、基本協定において前金払の方法によることとされており、年度協定において請求があった日から30日以内に支払うものとしており、事業の実施計画に応じて四半期毎に支払われている。令和6年度の支払の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計
支払額	14,126	10,896	13,286	9,744	48,052
請求日	R6. 4. 3	R6. 6. 12	R6. 9. 6	R6. 12. 6	
支払日	R6. 4. 19	R6. 7. 11	R6. 10. 7	R7. 1. 6	

なお、指定管理料の精算について、基本協定において定めており、年度協定で定めた指定管理料については、当該年度における管理運営に要した費用及び利用料金その他の収入に増減があった場合にも増額または減額しないとされている。ただし、点訳・音訳奉仕員育成指導費については、年度協定書において定める金額を下回った場合には、管理業務に係る費用から減額するものとされている。令和6年度における点訳・音訳奉仕員育成指導費の年度協定で定める金額は1,356千円であり、実績額は1,483千円と上回っていることから、指定管理料の精算は行われていない。

以上より、問題となる事項は検出されなかった。

#### ⑥ 業務の実施状況の確認について

##### ア 事業報告について

基本協定において、事業計画書及び事業報告書について以下のとおり定めている。(甲：県、乙：指定管理者)

##### (各年度の事業計画書の提出)

第11条 乙は、福島県点字図書館の管理業務に係る各事業年度の3月21日までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。

- (1) 管理の体制
- (2) 業務の内容
- (3) 管理運営目標達成のために取り組む具体的内容
- (4) 業務に要する経費
- (5) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の事業計画書が提出された場合は、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

3 乙は、第1項の規定により提出した事業計画書を変更しようとする場合は、甲の承認を得なければならない。ただし、経費の配分の変更についてはこの限りでない。

##### (事業報告書の提出等)

第21条 乙は、福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定に基づき、前年度の事業に係る次に掲げる内容を記載した事業報告書

(基本協定書第2号様式)を毎年度終了後4月30日までに、甲に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 管理運営目標の達成状況
- (3) 業務に係る経費の収支状況
- (4) その他甲が必要と認める事項

(以下省略)

(業務の報告)

第22条 乙は、毎四半期事業終了後すみやかに、施設の業務実施状況報告書(基本協定書第3号様式)を甲に報告するものとする。

(以下省略)

上記の規定に基づき、令和6年度の事業計画書及び実施報告書が提出され、県により実施状況の確認が適切に行われているかを確認した結果、問題となる事項は検出されなかった。

#### イ 再委託について

基本協定において指定管理者による業務の再委託について以下のように県の事前の承認を求めている。

(業務の第三者への委託)

第13条 乙は、乙が行う管理業務を一括して第三者に委託してはならない。ただし、管内警備業務、管内清掃業務、消防設備保守点検業務、ねずみ・衛生害虫駆除業務、一般・産業廃棄物収集運搬処分業務、点字図書製本業務、デイジー図書製作業務及びサピエ図書館運営業務は第三者に委託することができる。(以下省略)

2 前項により、乙が第三者に業務を委託する場合は、あらかじめ甲の承認を得るものとする。(以下省略)

上記の規定に基づき、指定管理者は毎年度の初めに再委託の申請を県に対して行い、県は指定管理者に対して再委託の承認を通知している。

#### 【指摘事項】

##### 再委託の事前承認について

※ 各契約に共通する指摘事項及び意見は、後述の「(4) 各契約に共通した指摘事項及び意見について」にまとめて記載している。

【意見】

再委託の事前承認申請の日付について

※ 各契約に共通する指摘事項及び意見は、後述の「(4) 各契約に共通した指摘事項及び意見について」にまとめて記載している。

⑦ 指定管理者の評価について

ア 年度評価について

基本協定において、管理業務の評価として、「甲（県）は、施設の適正な管理の確保と利用者サービスの向上を図るため、乙（指定管理者）が行う管理運営実績（利用状況、収支状況、計画達成度等）を評価するものとする。」としている。

県は、指定管理者制度を導入している施設について、指定管理者による自己評価及び各所管部局による評価結果について、毎年度ホームページにて公表している。

令和5年度に係る点字図書館の県による「管理運営実績の評価及び新たに取組んだ項目の評価」の内容は以下のとおりである。

施設名	県の評価結果
福島県点字図書館	図書貸出数は昨年と比較し減少しているものの、製作図書データのサピエ図書館※登録者等が利用した件数は昨年度比で3,668件増加するとともに、31名の新規登録があるなど、適切に管理運営されているものと認められる。また、市内映画館の協力を得て映画鑑賞を実施するなど、視覚障がい者の社会参加を促進する事業として、高く評価できる。

※ サピエ図書館…視覚障害や活字を読むことが難しい人のためのデジタル図書館サービス

なお、管理運営目標に係る指標の令和6年度の実績は以下のとおりである。

管理運営目標	指標	令和6年度		令和5年度	
		タイトル	巻	タイトル	巻
点字刊行物等の貸出による情報提供	点字刊行物等の貸出数（合計）	20,245	23,324	21,768	25,087
	ダウンロード等によるデータ利用数（合計）	26,383	28,866	25,816	29,093
点字刊行物等の製作		タイトル	巻	タイトル	巻
	点字図書	123	555	128	539
	テープ図書	0	0	0	0
	デイジー図書*	161	161	152	152

管理運営目標	指標	令和6年度		令和5年度	
	デージー雑誌	79	79	78	78
点字刊行物等の製作に携わる奉仕員の養成	奉仕員養成人数（養成講座終了による養成者数）				
	点訳奉仕員（基礎講座）	5名		8名	
	点訳奉仕員（実践講座）	7名		6名	
	音訳奉仕員	6名		6名	
	デージー編集奉仕員	2名		3名	
利用登録者数の増加	利用登録者数	851名		853名	
	新規登録者数	33名		31名	

※ デージー図書…視覚障害や読み書きに困難がある人のために作られたデジタル録音図書

以上より、問題となる事項は検出されなかった。

#### イ 外部評価について

福島県点字図書館については、令和3年度に令和元年度、2年度を対象とした外部評価が実施されており、外部有識者の意見等、今後の運営の方向性は以下のとおりとされている。

外部有識者の意見等	今後の管理運営の方向性（県）
<p>・「点字図書館」という名称についての検討も今後必要になってくると思われるものの、従来、「点字」利用が手帳所有の「視覚障がい者」のものと矮小化した捉え方がされてきたことも背景にあるのではないかと考えられます。「視覚障がいを知る地域交流会」等により「視覚障がい」についての理解がすすむような取り組みが実施されていますが、手帳の有無に限らず視覚からの情報を得ることに何かしらの障がいを抱える人を包含すること等「視覚障がい」の状態像そのものについて理解する場、機会等を設けていく必要があるのではないのでしょうか。視覚障がい者の理解≠視覚障がいはまだ一般的ではないように思います。</p> <p>・視覚障がいのある人たちの情報入手手段の一つとして「手で触れる」ことがあり、今般の新型コロナウイルス感染症対策におい</p>	<p>1 利用者のニーズの変化への対応が求められること、また、読書バリアフリー法の施行に伴い点字図書館の役割が大きくなっていくことから、よりよいサービスを提供するため、引き続き指定管理者による管理運営体制を維持していくことが望ましい。</p> <p>※ 読書バリアフリー法では、視覚障がい者のみならず、発達障がい、肢体不自由その他の障がいにより、視覚による表現の認識が困難な者を対象としている。福島県点字図書館でも、視覚障がい者以外の利用者への支援について検討していく必要がある。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症対策を徹底すると共に、新しい生活</p>

外部有識者の意見等	今後の管理運営の方向性（県）
<p>ては、より一層の工夫と配慮が必要になるのは充分承知しています。その一方で、視覚以外の聴覚（音）や皮膚感覚（温度）などといったさまざまな情報提供の方法を考えることも検討していいのではないでしょうか。</p> <p>・「PRに苦慮している」というなら名称変更なり通称を考え、わかりやすい施設名を使うことを検討してよいのではないか。例えば「音声と点字図書館」「視覚障がい者向け図書館」など。</p> <p>・H21よりの来館者数、見学者数を見ますと、年々減少が見られ、令和2年度につきましては、コロナ禍で極端な数字となっていました。これは、今後も現在と同じ生活スタイルとなると、外出者が減り自宅ですごすスタイルになるかと思えます。やはり、新しい取り組みを、創意・工夫と業務転換を考える時期にあると思えます。視覚障がいの皆様のために、存続と継続を祈ります。</p>	<p>様式に沿った新しい取り組みについても検討を行う必要がある。</p> <p>3 必要に応じて修繕を実施しているが、施設の老朽化が進んでおり、今後も安定した運営を維持するため、施設の移転や全面改築等、長期的展望に立った検討を行う必要がある。</p>

以上より、問題となる事項は検出されなかった。

#### ウ 利用者アンケートの実施について

基本協定において、管理業務の評価として、「乙（指定管理者）は、施設の利用者の意見等を把握するため、必要に応じて利用者にアンケートを実施するものとする。」としている。指定管理者はまとまった形ではアンケートを実施していないが、利用者からの要望は随時受け付けているとのことであり、そのひとつとして、点字図書館に所蔵していない書物の録音図書化について、令和4年度から「福島県点字図書館デジタル制作プライベートサービス規程」を定めて対応しているとのことである。

県では、現状、指定管理者に寄せられた要望についての報告までは求めていないとのことである。

(4) 各契約に共通した指摘事項及び意見について

- (1) 「福島県総合社会福祉施設太陽の国」、(2) 「福島県ばんだい荘あおば・わかば」、(3) 「福島県点字図書館」の各指定管理の契約において共通した指摘事項及び意見は下記のとおりである。

**【意見】**

5か年収支予算書の積算根拠について

指定管理料は申請時に提出された5か年の収支予算書に基づき、5か年累計の上限額を基本協定において定めており、各年度の指定管理料については、申請時の5か年の収支予算書を基礎として所要の見直しを行って決定している。

申請時に提出された5か年の収支予算書については、指定期間初年度（令和3年度）についてのみ、収支項目毎の積算根拠が示されているが、2年度（令和4年度）以降については積算根拠が示されていない。

担当者への質問によれば、2年度以降の予算額の変動については、指定管理者との協議において確認しているとの回答を受けたが、協議結果が文書として残されておらず、2年度以降の収支予算の積算根拠の妥当性が適切に検証されていたか不透明である。

2年度以降の予算額の積算根拠の検証過程を適切に文書に残す必要がある。

**【指摘事項】**

再委託の事前承認について

再委託承認に係る書類を閲覧したところ、指定管理者からの申請書の記載内容は、再委託する業務の内容、委託先、委託期間に限られ、委託金額の記載がない。県では、再委託の申請に係る書類に金額情報がない旨のコメントを付しているが、その後の顛末が不明であり、令和5年度においても同様の状況であった。

各施設の委託費の金額を見ると、以下のように指定管理者選定時の申請書類に含まれる5か年収支計画の委託費から金額が変動していることから、再委託の申請に係る書類に委託金額の記載を求め、県では金額も含めて、再委託の内容を確認することが必要である。

## 各施設の業務委託費の金額

(単位：千円)

		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	累計
クリニック	申請時予算額	22,847	22,580	22,624	22,580	90,631
	年度決算額	18,109	17,269	17,754	17,940	71,072
	差異	△ 4,738	△ 5,311	△ 4,870	△ 4,640	△ 19,559
交流センター	申請時予算額	3,246	3,246	—	—	6,492
	年度決算額	—	—	—	—	—
	差異	△ 3,246	△ 3,246	0	0	△ 6,492
体育館	申請時予算額	209	209	209	209	836
	年度決算額	183	275	275	206	939
	差異	△ 26	66	66	△ 3	103
ひばり寮	申請時予算額	39,835	39,209	39,258	33,010	151,312
	年度決算額	40,762	44,029	42,203	39,158	166,152
	差異	927	4,820	2,945	6,148	14,840
かしわ荘	申請時予算額	31,943	31,442	31,482	33,015	127,882
	年度決算額	32,671	35,297	33,844	38,805	140,617
	差異	728	3,855	2,362	5,790	12,735
けやき荘	申請時予算額	31,933	31,432	31,472	33,005	127,842
	年度決算額	32,682	35,299	33,752	38,575	140,308
	差異	749	3,867	2,280	5,570	12,466
かえで荘	申請時予算額	39,841	39,215	39,264	33,016	151,336
	年度決算額	40,762	44,052	42,108	38,753	165,675
	差異	921	4,837	2,844	5,737	14,339
合計	申請時予算額	169,854	167,333	164,309	154,835	656,331
	年度決算額	165,169	176,221	169,936	173,437	684,763
	差異	△ 4,685	8,888	5,627	18,602	28,432

## 各施設の業務委託費の金額

(単位：千円)

		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	累計
ばんだい荘 あおば	申請時予算額	△ 10,954	△ 10,629	△ 10,724	△ 10,776	△ 43,083
	年度決算額	△ 24,197	△ 41,388	△ 50,205	△ 53,503	△ 169,293
	差異	△ 13,243	△ 30,759	△ 39,481	△ 42,727	△ 126,210
ばんだい荘 わかば	申請時予算額	△ 5,188	△ 5,034	△ 5,080	△ 5,104	△ 20,406
	年度決算額	△ 19,026	△ 14,198	△ 10,173	△ 15,665	△ 59,062
	差異	△ 13,838	△ 9,164	△ 5,093	△ 10,561	△ 38,656
合計	申請時予算額	△ 16,142	△ 15,663	△ 15,804	△ 15,880	△ 63,489
	年度決算額	△ 43,223	△ 55,586	△ 60,378	△ 69,168	△ 228,355
	差異	△ 27,081	△ 39,923	△ 44,574	△ 53,288	△ 164,866

(1) 「福島県総合社会福祉施設太陽の国」、(2) 「福島県ばんだい荘あおば・わかば」の各指定管理の契約において共通した意見は下記のとおりである。

**【意見】**

申請時収支予算書と年度事業計画書の収支予算の差異について

申請時に提出された5か年の収支予算書（以下本項で「当初予算」という）を基礎として毎年度の指定管理料が決定されているが、協定に基づき各年度に提出される事業計画書の年度収支予算（以下本項で「年度予算」という）に差異が生じている。特に指定期間初年度である令和3年度においては、当初予算の積算根拠が示されており、県においても積算根拠を検証していることから、当初予算と年度予算の差異が生じることについては、慎重な対応が求められるところである。

しかし、当初予算と年度予算の差異について検証された証跡が残されておらず、当初予算を基礎として指定管理料を決定することが依然として適切であるのか不透明である。事業計画書は各事業年度の3月20日までに翌年度に係る事業計画書を提出することとなっており、実務上、翌年度の指定管理料の決定に反映することはできないことから、少なくとも前年度決算額と当初予算との比較を行い、当初予算を基礎とすることが適切であるか検証することが必要である。

**【意見】**

県による事業報告書の確認について

指定管理者のひばり寮、かしわ荘、けやき荘、かえで荘の事業報告書の提出日は令和7年4月23日とされている。また、ばんだい荘あおば・わかばの事業報告書の提出日においても令和7年4月23日とされている。

対して、県の委託事業等成果確認書の確認日は同日付となっており、確認作業が適切に行われているのか疑義がある。

令和4年度までは、委託事業成果確認検査資料として事業報告書のほかに決算諸表として貸借対照表、収支計算書、付属明細表、固定資産管理台帳、残高証明書などの資料の提出を求め、県ではそれを受けて、検査事項を詳細に記載した指定管理施設等委託事業成果確認検査調書を作成し、業務の実施状況を確認していたが、令和5年度から委託事業成果確認検査資料の提出を求めないこととしている。

以下の【意見】「事業計画書の収支予算額と事業報告書の収支決算書の予算額の相違について」に記載したように県による適切な確認作業が行われていないと認められ、改めて確認項目を設けて、適切な確認作業を行う必要がある。

**【意見】**

事業報告書の収支決算書の予算額と事業計画書の収支予算額との相違について

令和6年度の事業報告書の収支決算書の当初予算額と事業計画書の収支予算額が相違している。

担当者への質問の結果、事業報告書の当初予算額は補正予算額であり、補正予算額は指定管理者団体の理事会により承認されたものであることを確認しており、問題のない運用と判断しているとの回答を受けた。

しかし、現状、県では指定管理者から補正予算の報告は受けていない。事業計画書に基づき適切に実施されたかを事業報告書に基づき確認することになるため、事業計画書の内容が変更された場合は、基本協定の規定に基づき、指定管理者からの報告を受けて、県はそれを承認する必要がある。

**【意見】**

退職給付引当預金について

職員の退職金の支払は、本来指定管理料として積算されるべきであるが、指定管理料の算出の基礎となる5か年の収支計画上は、退職金及び退職給与引当預金の積立額が積算上考慮されていない。今後は退職金または退職給与引当預金の積立額について指定管理料に含めることを検討すべきである。

この点、県は退職給付引当預金については、県が、退職手当精算交付金として、指定管理の制度の枠組みとは別に負担していることから、指定管理料に含めることは適切ではないと認識している。

しかしながら、退職金は在職期間中に発生している費用であり、事業運営コストの一部である。収支計画に計上しない運用は、施設の適正な運営コストを歪めている。また、「精算交付金」という別枠の補填は、指定管理料の範囲内で収支を完結させる制度の原則を形骸化させるものである。原則として、適正な人件費（退職金相当額を含む）を指定管理料の積算に反映させ、各団体の責任において管理・積み立てを行うべきである。さらに、精算交付金方式は、退職者が重なった年度に県の予算支出が急増するリスクを孕む。指定管理料として平準化して支払う方が、県の予算管理上も健全である。

**【意見】**

設備投資等積立預金について

太陽の国関連5施設において、令和4年度末で合計41百万円の設備投資等積立資産が計上されている。また、ばんだい荘あおば・わかばにおいても、令和4年度末で合計20百万円の設備投資等積立資産が計上されている。

基本協定では、「別表に掲げる管理物件以外に、管理業務を実施するために必要な備品の購入に係る経費の負担は、甲乙協議して定める。」とされている。また、指定管理者作成の過去の固定資産台帳を閲覧したところ、医療機器やベッドなど指定管理施設の事業に必須と思われる資産が計上されている。

しかし、医療機器やベッドなど指定管理施設の事業に必須と思われる資産は指定管理者の負担で取得することが適当か、指定管理者として取得が想定される資産との関係で施設整備等積立資産の金額が適切な水準であるのか、指定管理業務が終了した後に指定管理者の購入した資産や施設整備等積立資産は県に返還するのか不明確がある。

指定管理施設である太陽の国関連5施設及び、ばんだい荘あおば・わかばにおいて、指定管理者が施設整備等積立資産を計上する意義、金額の水準、指定管理業務終了後の固定資産や積立資産の返還の可否など、取扱いについて整理する必要がある。

## 【意見】

### 再委託の事前承認申請の日付について

指定管理者からの再委託契約に係る申請書日付が令和6年度については令和6年4月1日であり、再委託期間の開始日と同日となっている。実務上、本契約締結日（4月1日）より前の申請日付を記載しない運用であるとのことだが、たとえ本契約締結日前であっても、事前に再委託契約の申請及び承認がなされていることを示すため、3月以前の日付とする運用が望まれる。

## 第4章 総括

### 第1 総評

福島県は、急速な人口減少と少子高齢化の進行という大きな社会構造の変化に直面している。高齢化率の上昇や出生数の減少が続く中、障がい福祉の分野においても障がい者の高齢化・重度化が進んでおり、支援を必要とする方々の課題は複雑化・多様化している。このような状況下において、保健福祉事業の役割は一層重要となっている。県は、「福島県保健医療福祉復興ビジョン」の下、地域包括ケアシステムの構築や地域生活への移行推進、福祉人材の確保・育成等に取り組んでいる。一方で、県立社会福祉施設については、施設の老朽化や入所者の重度化等の課題に対応するため、施設のあり方の見直しを進め、指定管理者制度の継続活用や規模の適正化等を図っているところである。

今回の「保健福祉事業の財務事務の執行及び事業の管理について」の監査を通じ、事業は関係法令等に基づきおおむね適正に執行されていると認められたが、事業の管理監督機能や運営の効率性、サービスの質の確保に関して、いくつかの改善すべき課題が確認された。

#### 1 指定管理や委託事業におけるモニタリングと公金管理について

指定管理者制度を導入している施設における県の確認体制において、より詳細な把握が望まれる事案が見受けられた。

第一に、指定管理者が行う業務の再委託に係る事前承認手続きにおいて、申請書類に委託金額の記載がないまま承認が行われている。再委託の内容を的確に把握し、適切な事業運営を確保するためにも、金額を含めた確認が求められる。

第二に、資金収支計算書における事業区分間・拠点間繰入金において、申請時の予算額と決算額との間に大きな乖離が生じている施設があるが、県は詳細な内訳の報告を受けていない状況にある。指定管理料の使途の透明性を確保し、適正な経費負担となっているかを確認するため、内訳の詳細を把握する必要がある。

また、事業報告書の収支決算書の予算額と事業計画書の収支予算額に相違がある場合には、基本協定に基づく変更の承認手続き等を適切に実施し、確認作業の精度を高める必要がある。さらに、退職給付引当預金や施設整備等積立預金などの積立資産についても、指定管理料の積算への反映のあり方や、業務終了後の取扱いを明確に整理することが望まれる。

#### 2 保健福祉事業の質の確保と指導監督体制について

指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査体制の強化が課題となっている。令和6年度の運営指導（実地指導）の実施率は11.7%にとどまり、国が示す「おおむ

ね3年に1度」という目標に対して実施件数が不足している。近年の事業所数の増加や不適正事案の発生状況に鑑みれば、指導人員の拡充やより効率的な指導方法への見直しが急務である。

また、事業者が自らサービスの質の向上を図る「福祉サービス第三者評価」についても受審件数が伸び悩んでおり、受審費用の一部補助等を含めた受審促進策の検討が望まれる。

加えて、精神保健福祉センターについては、長期的な戦略や他の支援機関等との連携・協働に課題が見られ、中核的機能を十分に発揮できていない状況にあるため、「精神保健福祉センター運営要領」に準拠した体制の早急な整備が求められる。

### 3 県立社会福祉施設の機能見直しと環境整備について

県立施設の老朽化対応や、社会的ニーズに応じた機能の最適化に引き続き取り組む必要がある。

例えば、有床診療所である太陽の国クリニックは、病床稼働率が低い状態にある。施設入所者への医療提供体制は不可欠であるが、周辺の医療機関との連携可能性等も踏まえ、運営の効率性に関する改善を図る必要がある。

また、福島県点字図書館については、建物の耐震性能がDランク（大地震で倒壊の危険性あり）と判定されているにもかかわらず、施設の移転や全面改築等の方針策定が未だ検討段階にとどまっている。利用者の安全確保のため、他施設の遊休スペースの活用等も含め、早急な対応が必要である。

さらに、児童福祉施設等における虐待防止対策として防犯カメラの設置が有効と考えられるが、大笹生学園や福島学園では主に不審者対策としての運用にとどまり、総合療育センターでは未設置となっている。虐待防止を目的とした防犯カメラの設置と運用ルールの整備を検討すべきである。女性のための相談支援センターにおいては、若年層の相談ニーズに幅広く対応するため、現在の電話や来所による相談に加え、SNSを活用した相談窓口の開設を検討すべきである。

監査の結果、事業全体としてはおおむね適正に処理されているものの、書類の閲覧や担当課への質問、現地調査等を通じて認識された【指摘事項】及び【意見】について、以下のとおり記載する。

## 第2 指摘事項及び意見

### ○ 委託事業、補助事業に関する事務

#### 【意見】

番号	1	頁	132	管轄	高齢福祉課
表題	福島県避難指示解除区域等被災高齢者等生活支援事業について（補助事業）				
概要	<p>葛尾村サポートセンターを葛尾村が直接運営することは困難であるため、村内の「社会福祉法人葛尾村社会福祉協議会」へ委託している。</p> <p>しかし、実績報告書に業務委託仕様書及び委託契約書が添付されていないため、添付を求めるべきである。</p> <p>同様に、大熊町サポートセンター（大熊町）、浪江町社協サポートセンター（浪江町）についても、実績報告書に業務委託仕様書及び委託契約書が添付されていなかったため、添付を求めるべきである。</p>				

#### 【意見】

番号	2	頁	137	管轄	社会福祉課
表題	ふくしまの福祉を支える人材の育成事業について（委託事業）				
概要	<p>学校等訪問について、訪問校のほとんどを高等学校が占めており、もっと中学校を含めるべきである。</p>				

#### 【意見】

番号	3	頁	141	管轄	社会福祉課
表題	福島県外国人介護人材受入環境整備等事業について（委託事業）				
概要	<p>外国人介護人材受入施設等環境整備事業補助金、外国人受入担当者向け研修会について、実績値が目標値に未達であることに対して県は、チラシ等による広報や訪問した際の説明、過去に実績があった先への架電等十分に働きかけたのでやむを得ないとしているが、事業の費用対効果の観点からは、原因をさらに掘り下げ、場合によっては翌年度の実施を見合わせたり、予算の削減をしたりすることを検討すべきである。</p>				

#### 【意見】

番号	4	頁	143	管轄	社会福祉課
表題	福島県市町村等介護職員初任者研修・実務者研修について（補助事業）				
概要	<p>事業実績のうち、市町村により就職者数の人数のカウントの仕方が異なる。定義について各市町村に詳細に周知すべきである。</p> <p>受講者名簿等による報告方法が市によって異なっているため、報告方法を統</p>				

	一し、各市町村に周知すべきである。
--	-------------------

○ 県立施設の管理運営に関する事務

【意見】

番号	5	頁	152	管轄	女性のための相談支援センター
表題	SNS での相談窓口の開設について				
概要	県では、令和7年7月から LINE による相談窓口「ふくしま親子・ヤングケアラーのための相談」を開設している実績もあることから、現在の電話相談と来所相談に加え、SNS での相談窓口の開設も検討すべきである。				

【意見】

番号	6	頁	159	管轄	精神保健福祉センター
表題	組織体制の整備について				
概要	組織として長期的戦略の視点がなく、体制の脆弱化からくる業務遅滞、他の支援機関等との連携・協働不足があり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域の精神保健福祉における活動推進の中核的な機能を備えることができていない。「精神保健福祉センター運営要領」に準拠した体制を早急に整備すべきである。				

【意見】

番号	7	頁	163	管轄	福島県点字図書館
表題	建物の耐震対策について				
概要	建物の老朽化及び耐震性能 D ランクのため、改築及び耐震化に係る検討が必要である。耐震性能 D ランクとは、「大地震の振動及び衝動に対して倒壊し、または崩壊する危険性がある」状態であり、早急に対策が必要な状態である。 他の県有建築物の遊休スペースへの移転等も念頭に、方針を策定すべきである。				

【意見】

番号	8	頁	174	管轄	障がい福祉課
表題	障害者権利擁護センターの情報周知について				
概要	都道府県障害者権利擁護センターが利用者による障害者虐待の通報窓口であることや担当部局、センター名、電話番号等についても周知しなければならず、休日・夜間対応窓口についてもあわせて周知することが必要である。 現在は県のホームページからリンクした Excel ファイル上に電話番号が掲載されているのみであり、分かりにくい状況にある。				

	「市町村・都道府県における障がい者虐待の防止と対応の手引」に掲載の周知事項の例を参考に、リンクした Excel ファイル上ではなく、ホームページの本文上に分かりやすく同センターの情報を周知すべきである。
--	---

【意見】

番号	9	頁	177	管轄	児童家庭課
表題	防犯カメラの設置について				
概要	現在の防犯カメラが設置済みの2施設（大笹生学園、福島学園）は、外部からの不審者の侵入に対する防犯のため設置しているものであり、虐待防止に対するものではない。未設置の総合療育センターも含めて、虐待防止のための防犯カメラの設置を検討すべきである。				

【意見】

番号	10	頁	193	管轄	社会福祉課
表題	指定障害者福祉サービス事業者等に対する指導監査について（集団指導）				
概要	集団指導は運営指導とは異なり、検査を受ける側の負担は大きくないと考えられるが、受講を勧めるも未だに未実施の事業所は、指定を与え続けていいものか疑義がある。				

【意見】

番号	11	頁	195	管轄	社会福祉課
表題	指定障害者福祉サービス事業者等に対する指導監査について（運営指導）				
概要	通常の運営指導の数だけで合計で年間約200か所の指導が必要であり、令和6年度の実績は112件であったところ、その倍近くの指導件数が必要となっている。現状の指導人員の拡充を検討する必要がある。				

【意見】

番号	12	頁	197	管轄	社会福祉課
表題	福祉サービス第三者評価の実施状況について				
概要	受審件数のさらなる増加を図るため、現状では行っていない福祉サービス第三者評価の受審費用の一部補助なども検討し、受審件数の増加を図るべきである。				

【意見】

番号	13	頁	200	管轄	保健福祉総務課
表題	県立施設の備品管理の徹底について（太陽の国クリニック）				
概要	昇降機については、既に使用されずに長い期間が経過しているため、除却処理の検討が必要である。				

【意見】

番号	14	頁	201、204	管轄	保健福祉総務課・障がい福祉課
表題	県立施設の備品管理の徹底について（勤労身体障がい者体育館、障害者支援施設かえで荘）				
概要	固定資産に登録する際は、部分除却ができるよう枝番を付して、詳細に台帳登録すべきである。				

○ 契約事務

- (1) 「福島県総合社会福祉施設太陽の国」指定管理

【指摘事項】

番号	15	頁	211	管轄	保健福祉総務課・障がい福祉課
表題	事業区分間・事業拠点間繰入金収支の取扱いについて				
概要	<p>社会福祉法人会計においては、事業区分・事業拠点別の会計が求められており、事業区分・事業拠点間の資金のやり取りについて、資金収支計算書において事業区分間・事業拠点間繰入金収支として記載することとされている。</p> <p>しかし、県では事業区分間・事業拠点間収支の決算額の内訳の報告を受けておらず、事業区分間・事業拠点間収支の詳細について把握できていない。</p> <p>指定管理料は業務に要する経費に充てるために支出されるものであり、県では、事業区分間・事業拠点間支出の内容が指定管理者としての業務に要する経費として適切であるか、指定管理者が独自で運営する事業等への流用がないかについて予算及び決算の内容について報告を受けて確認する必要がある。クリニック医学管理料、クリニック運営負担分、事務局運営経費については、指定管理者が独自で運営する施設の負担額との公平性を確認するとともに、決算額については項目別の内訳の報告を求め、当初予算との乖離について確認する必要がある。</p>				

【意見】

番号	16	頁	221	管轄	保健福祉総務課
表題	クリニックの入院機能について				
概要	太陽の国クリニックは、太陽の国施設から医学管理料・運営費補填として年				

	<p>間 40 百万円程度を繰り入れられている上に、指定管理料がマイナスの収支差額を補填する形で、年間 180 百万円程度が支出されている。</p> <p>太陽の国施設入所者への医療サービスを適時に提供することは必要であると考え、入院機能のあり方を含め、周辺の医療機関との連携の可能性などを踏まえて、運営の効率性の改善を図る必要がある。</p>
--	--

(2) 「福島県ばんだい荘あおば・わかば」指定管理

【指摘事項】

番号	17	頁	228	管轄	障がい福祉課
表題	事業拠点間繰入金収支の取扱いについて				
概要	<p>社会福祉法人会計においては、事業区分・事業拠点別の会計が求められており、事業区分・事業拠点間の資金のやり取りについて、資金収支計算書において事業区分間・事業拠点間繰入金収支として記載することとされている。</p> <p>しかし、県では事業区分間・事業拠点間収支の決算額の内訳の報告を受けておらず、事業区分間・事業拠点間収支の詳細について把握できていない。</p> <p>指定管理料は業務に要する経費に充てるために支出されるものであり、県では、事業区分間・事業拠点間支出の内容が指定管理者の業務に要する経費としての適切であるか、指定管理者が独自で運営する事業等への流用がないかについて予算及び決算の内容について報告を受けて確認する必要がある。事務局運営経費については、指定管理者が独自で運営する施設の負担額との公平性を確認するとともに、決算額については項目別の内訳の報告を求め、当初予算との乖離について確認する必要がある。</p>				

(3) 各契約に共通した指摘事項及び意見について

「福島県総合社会福祉施設太陽の国」、「福島県ばんだい荘あおば・わかば」、「福島県点字図書館」共通

【意見】

番号	18	頁	243	管轄	保健福祉総務課・障がい福祉課
表題	5か年収支予算書の積算根拠について				
概要	<p>指定管理料は申請時に提出された5か年の収支予算書に基づき、5か年累計の上限額を基本協定において定めており、各年度の指定管理料については、申請時の5か年の収支予算書を基礎として所要の見直しを行って決定している。</p> <p>申請時に提出された5か年の収支予算書については、指定期間初年度（令和6年度）についてのみ、収支項目毎の積算根拠が示されているが、2年度（令和7年度）以降については積算根拠が示されていない。</p> <p>担当者への質問によれば、2年度以降の予算額の変動については、指定管理</p>				

	<p>者との協議において確認しているとの回答を受けたが、協議結果が文書として残されておらず、2年度以降の収支予算の積算根拠の妥当性が適切に検証されていたか不透明である。</p> <p>2年度以降の予算額の積算根拠の検証過程を適切に文書に残す必要がある。</p>
--	--

【指摘事項】

番号	19	頁	243	管轄	保健福祉総務課・障がい福祉課
表題	再委託の事前承認について				
概要	<p>再委託承認に係る書類を閲覧したところ、指定管理者からの申請書の記載内容は、再委託する業務の内容、委託先、委託期間に限られ、委託金額の記載がない。県では、再委託の申請に係る書類に金額情報がない旨のコメントを付しているが、その後の顛末が不明であり、令和5年度においても同様の状況であった。</p> <p>各施設の委託費の金額を見ると、指定管理者選定時の申請書類に含まれる5か年収支計画の委託費から金額が変動していることから、再委託の申請に係る書類に委託金額の記載を求め、県では金額も含めて、再委託の内容を確認することが必要である。</p>				

「福島県総合社会福祉施設太陽の国」、「福島県ぼんだい荘あおば・わかば」共通

【意見】

番号	20	頁	245	管轄	保健福祉総務課・障がい福祉課
表題	申請時収支予算書と年度事業計画書の収支予算の差異について				
概要	<p>申請時に提出された5か年の収支予算書（以下本項で「当初予算」という）を基礎として毎年度の指定管理料が決定されているが、協定に基づき各年度に提出される事業計画書の年度収支予算（以下本項で「年度予算」という）に差異が生じている。特に指定期間初年度である令和3年度においては、当初予算の積算根拠が示されており、県においても積算根拠を検証していることから、当初予算と年度予算の差異が生じることについては、慎重な対応が求められるところである。</p> <p>しかし、当初予算と年度予算の差異について検証された証跡が残されておらず、当初予算を基礎として指定管理料を決定することが依然として適切であるのか不透明である。事業計画書は各事業年度の3月20日までに翌年度に係る事業計画書を提出することとなっており、実務上、翌年度の指定管理料の決定に反映することはできないことから、少なくとも前年度決算額と当初予算との比較を行い、当初予算を基礎とすることが適切であるか検証することが必要である。</p>				

【意見】

番号	21	頁	245	管轄	保健福祉総務課・障がい福祉課
表題	県による事業報告書の確認について				
概要	<p>指定管理者の事業報告書の提出日においても令和7年4月23日とされている。対して、県の委託事業等成果確認書の確認日は同日付となっており、確認作業が適切に行われているのか疑義がある。</p> <p>令和4年度までは、委託事業成果確認検査資料として事業報告書のほかに決算諸表として貸借対照表、収支計算書、付属明細表、固定資産管理台帳、残高証明書などの資料の提出を求め、県ではそれを受けて、検査事項を詳細に記載した指定管理施設等委託事業成果確認検査調書を作成し、業務の実施状況を確認していたが、令和5年度から委託事業成果確認検査資料の提出を求めないこととしている。</p> <p>以下の【意見】「事業報告書の収支決算書の予算額と事業計画書の収支予算額との相違について」に記載したように県による適切な確認作業が行われていないと認められ、改めて確認項目を設けて、適切な確認作業を行う必要がある。</p>				

【意見】

番号	22	頁	246	管轄	保健福祉総務課・障がい福祉課
表題	事業報告書の収支決算書の予算額と事業計画書の収支予算額との相違について				
概要	<p>令和6年度の事業報告書の収支決算書の当初予算額と事業計画書の収支予算額が相違している。</p> <p>担当者への質問の結果、事業報告書の当初予算額は補正予算額であり、補正予算額は指定管理者団体の理事会により承認されたものであることを確認しており、問題のない運用と判断しているとの回答を受けた。</p> <p>しかし、現状、県では指定管理者から補正予算の報告は受けていない。事業計画書に基づき適切に実施されたかを事業報告書に基づき確認することになるため、事業計画書の内容が変更された場合は、基本協定の規定に基づき、指定管理者からの報告を受けて、県はそれを承認する必要がある。</p>				

【意見】

番号	23	頁	246	管轄	保健福祉総務課・障がい福祉課
表題	退職給付引当預金について				
概要	<p>職員の退職金の支払は、本来指定管理料として積算されるべきであるが、指定管理料の算出の基礎となる5か年の収支計画上は、退職金及び退職給与引当預金の積立額が積算上考慮されていない。今後は退職金または退職給与引当預</p>				

金の積立額について指定管理料に含めることを検討すべきである。
--------------------------------

【意見】

番号	24	頁	246	管轄	保健福祉総務課・障がい福祉課
表題	設備投資等積立預金について				
概要	<p>太陽の国関連5施設において、令和4年度末で合計41百万円の設備投資等積立資産が計上されている。また、ばんだい荘あおば・わかばにおいても、令和4年度末で合計20百万円の設備投資等積立資産が計上されている。基本協定では、「別表に掲げる管理物件以外に、管理業務を実施するために必要な備品の購入に係る経費の負担は、甲乙協議して定める。」とされている。また、指定管理者作成の過去の固定資産台帳を閲覧したところ、ベッドなど指定管理施設の事業に必須と思われる資産が計上されている。</p> <p>しかし、ベッドなど指定管理施設の事業に必須と思われる資産は指定管理者の負担で取得することが適当か、指定管理者として取得が想定される資産との関係で施設整備等積立資産の金額が適切な水準であるのか、指定管理業務が終了した後に指定管理者の購入した資産や施設整備等積立資産は県に返還するのか不明確がある。</p> <p>指定管理施設である太陽の国関連5施設及び、ばんだい荘あおば・わかばにおいて、指定管理者が施設整備等積立資産を計上する意義、金額の水準、指定管理業務終了後の固定資産や積立資産の返還の要否など、取扱いについて整理する必要がある。</p>				

【意見】

番号	25	頁	247	管轄	保健福祉総務課・障がい福祉課
表題	再委託の事前承認申請の日付について				
概要	<p>指定管理者からの再委託契約に係る申請書日付が令和6年度については令和6年4月1日であり、再委託期間の開始日と同日となっている。実務上、本契約締結日（4月1日）より前の申請日付を記載しない運用であるとのことだが、たとえ本契約締結日前であっても、事前に再委託契約の申請及び承認がなされていることを示すため、3月以前の日付とする運用が望まれる。</p>				

以上